

# 愛知県公文書館研究紀要

## 創刊号

令和5（2023）年3月

創刊にあたって …………… 愛知県公文書館長 田中 宏之（1）

公文書館研究紀要の発刊について …………… 編集委員長 大塚 英二（3）

### 特別寄稿

「天孫本紀・尾張氏系譜」についての若干の考察 …………… 福岡 猛志（6）

### 論文

永正年間の戸田氏と今川氏 …………… 松島 周一（24）

創業期挙母自動車工場等への電力供給問題 …………… 浅野 伸一（37）

農工調和への道：東三河地域の戦後行政史 …………… 山田 健（158）

### 研究ノート

安食荘の里配置と現地比定に関する試論 …………… 高橋 敏明（143）

江戸時代後期三河における東本願寺派宗学体制の一考察

—暮戸会所や三河護法会の動向に触れて— …………… 遠山 佳治（51）

戦前愛知県の県立図書館建設構想 …………… 米井勝一郎（134）

### 史料解題

近世の豊川水運に関わる複数の「通船掟書」について …………… 田中 博久（65）

### 資料紹介

愛知県立第二中学校『学友会報』第二十四号（大正五年三月）について

—尾崎士郎「本校を出づるに臨みて諸子に告ぐ」の発見—

…………… 倉橋 真司（77）

### 歴史資料講演会抄録

尾張藩主の行う政務と儀式

—名古屋城の生活を垣間見る— …………… 深井 雅海（90）

徳川林政史研究所と所蔵史料

—戦前期における徳川義親の活動と関連づけて— …………… 藤田 英昭（93）

安政東海地震における尾張徳川家の救済活動 …………… 石川 寛（101）

愛知県公文書館の歩み …………… 山内 秀樹（108）

県史編さんの歩みと県史収集資料 …………… 清水 禎子（114）



# 創刊にあたって

愛知県公文書館長 田中 宏之

愛知県公文書館は、歴史的価値のある県の公文書その他資料を収集、整理及び保存するとともに、その活用を図り、もって学術及び文化の発展に寄与することを目的として、昭和六十一年七月に開館しました。

当館では、愛知県の公文書のほか、明治十七年に作成された地籍図・地籍帳や、廃藩置県前の名古屋藩庁の文書など、幕末から昭和初期にかけて作成された資料等を所蔵しております。また、愛知県史五八巻の編さん事業（平成六年四月―令和二年三月）の終了に伴い、令和二年四月、旧県史編さん室から当館に一〇〇万点を超える県史収集資料が引き継がれたところです。

県史収集資料は、本県における近世を中心とした歴史資料を網羅的に収集したもので、その多くは複製ですが、再収集は困難であると言われております。当館としては、こうした貴重な資料を後世に残すべく、目録作成、デジタル化等の整理作業を進め、許可を得られたものについて、令和二年十二月から、当館の所蔵資料として順次公開しております。

そして、この県史収集資料の引継ぎを契機として、同資料を含め本館所蔵の歴史資料を多くの方々に活用していただくことにより、本県の歴史に関する学術研究の更なる推進を図ることを目的として、このたび、愛知県公文書館研究紀要を創刊することとしました。

本館の研究紀要は、隔年での発行を予定しておりますが、公募した論文等を掲載する形をとっておりますので、本県の歴史に関する調査活動や研究成果の発表の場として活用していただくとともに、より多くの方々に本県の歴史に関心を持っていただくことを願っております。

最後に、本研究紀要に論文等を応募していただきました皆様、査読をお引き受けいただきました皆様、ならびに編集委員の皆様にご心より感謝申し上げます。



# 公文書館研究紀要の発刊について

編集委員長 大塚 英二

愛知県史編さん事業が終了して二年余りとなる。その二六年に亘る調査・研究の成果を紹介していたのが『愛知県史研究』（以下『県史研究』と省略）（全一四号）であった。それは、資料調査等に参加し、目録整理などにも携わった調査員らが、その目で見えて確認し、地域の歴史像について、学術的価値はもろんのこと、県民にぜひとも知ってほしいと執筆した原稿群で満ちている。こうした誌面がなくなるのは惜しいと、かかわった者たちが思料したのは当たり前である。編さん事業は完結したが、収集資料（主に写真・データ資料など）は厩大に残された。公文書館が引き継ぎ、その活用を任された。直接の後継事業体ではないけれど、任された以上、その資料群の管理・運用だけでなく、編さん事業のまさに成果体としての『県史研究』の継承が求められるのは必然であった。しかも、資料活用の結果として県民らに報告されるべきものが発生した場合、それを提示・提供するしかるべき媒体が必要となる。これが、本誌『愛知県公文書館研究紀要』発刊の意味である。

当然ながら、継承といっても名称は異なる。事業体が異なるからである。しかし、刊行の精神は受け継がれる。本誌の編集委員はみな県史編さん事業に専門委員や執筆委員としてかかわった者たちであり、『県史研究』の編集にも直接かかわった者が大半である。ともかくも、事業の熱が冷めないうちに後継誌が編めることは何よりであった。なお、編集にあたっては基本的に『県史研究』が目指した内容と水準、即ち県の歴史研究に資するとされるもの（必ずしも県の現領域に限定するものではなく、前近代での関連領域なども含む）に則っていることを、あらかじめ断っておきたい。

本誌は『県史研究』の後継であると同時に、別の意味合いも有している。それは、地域史・地域研究に携わる人を育てるということである。『県史研究』にもそうした意図はあったのかも知れないが、それは前面には出ていなかった。しかし、本誌は少なくとも、「文書館」が「公文書館」しかない本県にとって、本館に「資史料館」の役目が付与されている現状を鑑みる時、生涯学習・教育上の大きな任務が課されていると思わざるを得ない。その機関が原稿を募集し査読して研究誌を

発刊するのであるから、これは機関に属している者が研究発表するという中身の紀要にとどまるものでなく、研究する者を育てるという意味合いが出てくるのではないか。学会・研究会というものでなくとも、県にかかわるフィールドで仕事をすする者たちの切磋琢磨する場となれば幸いである。ゆえに編集する側の責任も極めて大きいのであり、心して臨みたい。

さて、愛知県は日本列島のほぼ中央に位置し、豊かな自然環境のもと人的資源にも恵まれ、バランスの良い地域的发展を遂げてきた。古くからモノづくり文化が根付き、産業化が進み、流通を支える陸運・水運が縦横に展開した。それらを背景に、近現代の日本社会と基底的に接続する近世（統一）社会は、この地域に由来した政治権力（信長・秀吉・家康）と密接につながっている。私はいわゆる三英傑史観に与するものではない。しかし、御三家筆頭尾張藩が統治した尾張部と家康の本貫地であった三河部で構成された愛知県において、そこに暮らす住民には一種の矜持を伴った歴史意識が醸成されていたと考えている。決して単なる御国自慢として片づけられるものではない、いうなれば質のよいナショナルリズムのようなものが育まれる土壌があったものとみている。そして今、私たちは、そうした歴史Ⅱ過去につながる文化および文化財を有用なものとして、まさに「活用」していくことが求められている。本誌により、科学的な実証研究（新たな発見を伴う）に裏付けられた県民の歴史認識の涵養が進み、総じて本事業が県民全体の生活・福祉の向上につながることを切に望む。

なお、さまざまな面で東西の地理的・文化的な区切り目にある本県地域は、列島社会を通覧する時、極めて優位な位置にあるということが出来る。東西の交流する様に感じて歴史的・民俗文化的な探究をなす上で、私たちは材料的にも極めて良い条件に恵まれている。さらに、地域の経済・文化の担い手となる都市名古屋は東西のはざまにあつて独自の発展を遂げた。十八世紀の一時期、尾張藩は幕府の政策意図に反した積極経済策を取り、緊縮と風俗統制で火が消えたようになっていた三都とは全く違う繁栄を見せた。特に文化面においては、三都では叶わなかった各種興業や出版事業が名古屋で行われるなど、多くの文化人、事業家をひきつけた。こうした歴史的経験は現在も継承されているのではないかと思う。

そして、三河人は同じ愛知県という括りにありながらも、かつて分県運動を行ったように、尾張（特に名古屋）への対抗意識を常に懐に仕舞い込んでいる。同じ領域にあつても同じ色にならないよう意識した住民らの地域的活動Ⅱ努力があり、

それらが県全体の地域的发展を支えることにもなっていると考える。いわば、本誌は愛知県という枠組みを持ちながら、かつての二つの国の地域的发展をも検討するという意味に役割を与えられたといふべきか。

以上、本誌成立のあらましを述べたが、同時に五名の編集委員を代表し編集子としての覚悟の一端も表明させていただいた（もちろん全員が同じ考えではない）。雑誌の水準は編集委員のそれによるのは自明であり、投稿の呼びかけでは十分に触れられなかったことについて少く頁を割いた。なお、ここでは余りに県という枠組みを押し出した感がある。しかし、現在の県という領域での歴史事象を理解するためには、日本社会や人類社会に対する普遍的な眼差しが必要であることは論をまたない。材料はもとより課題や論点を県域にのみ限定して、事象の展開・理解の普遍性に無関心であることは歴史研究として許容できない。歴史の理論を地域に当て嵌めていく式の地域研究は論外だが、個別的な地域から見えてくる世界が大切なのであって、そこで自閉的に完結させてしまうような地域研究とならないよう、本紀要を育んでいきたいと考える。どうか関係各位のご支援・ご鞭撻を請う次第である。

## 「天孫本紀・尾張氏系譜」についての若干の考察

福岡 猛志

はじめに

尾張の古代史を論じる場合、尾張氏の分析を欠くことはできない。この尾張氏をめぐる論点の一つに、尾張氏は、大和葛城を發祥の地とするのか、地元尾張で自生した氏族なのかという問題がある。

この点について、かつては、本居宣長『古事記伝』<sup>(1)</sup>の所説以来の、葛城發祥とする「不動の定説」<sup>(2)</sup>と言うべきものがあつた。

この状況に一石を投じたのが、新井喜久夫で、宣長が依拠した『先代旧事本紀』の一部をなす「天孫本紀」の「尾張氏系譜」（文章系譜）の史料批判を通して、地元發祥説を唱え、以後の尾張氏研究に大きな影響を与えることになつた。<sup>(3)</sup>

新井がそのことに触れず、他の論者もあまり注目していないが、実は、新井論稿以前に地元發祥を論じたものとして、松前健の「天照御魂神考」<sup>(4)</sup>がある。論文の主題が發祥論にあつたのではないこと、また宣長説に対置する形で述べられていないことから、見過ごされていた可能性がある。

松前自身のその後の論稿においては、尾張本貫説に立って、尾張氏の動向を詳しく論じているが、新井論文については、尾張本貫説であることを指摘するのみで、その論理には触れていない。<sup>(5)</sup>

それはともあれ、新井は、既往の研究が主として『先代旧事本紀』の「天孫本紀」の「尾張氏系譜」を中心になされてきたのに対して、「記紀のみならず、天孫本紀・姓氏録等尾張氏関係史料を批判的に採りあげ、尾張氏の実体に迫る方法と考古学的研究成果を利用して尾張における尾張氏の立場など、あわせて考えること」を提起した―この提言は言うまでもなく正しい―のだが、まず「天孫本紀」を分析し、それによって「葛城發祥説」を否定し、「尾張發祥説」を議論の出発点に据えたのである。

本稿は、この出発点についての、ささやかな検討の試みである。

なお、新井論文と前後して、内川敬三が、熱田社と尾張氏の関係を論じる中で、尾張氏とは、大和から尾張に入国し、勢力をはった一族であると、「頭からきめてしまつてよいものであろうか」と問題を提起している。<sup>(6)</sup>

しかし、内川は、なぜか自ら設定したこの問題を検討せず、自答もしなかつた。

さて、新井がまず分析の手がかりとしたのは、「尾張氏系譜」の不連続という問題であつた。この点については、先行論者の栗田寛等にあつても意識されていたのだが、彼等は、文面上の不連続は、系譜作成上の不備であると考え、現実における連続性を追究したのである。

それに対して、新井は、文章系譜上の不連続を、現実の反映と考えたのである。そして、宣長は、この点に無頓着であつた。

この系譜は、文章で書かれている。そのまゝでは、人物の関係がきわめて読み取りにくい。そこで、何人かが「豎系図」化を試みているが、予断や推定を混じえず、文章の語るところを忠実に図化しているのは、「新井図」である。(ただし一点、六世代の「宇那比姫」が落ちてゐる。)

以下の行論の便宜のため、それを借用し、図1に掲げる。

## 一 栗田・太田・高群説

「尾張氏系譜」の切れ目に留意して、その「解決」を図ろうとしたのは、栗田寛・太田亮の両名である。その論旨を確かめておこう。

栗田寛の『栗里先生雑著』巻七は、「尾張氏纂記目錄・尾張連乃与都岐夫美・尾張氏纂記」の三部仕立てである。「与都岐夫美」が「世継文」であることは言うまでもないが、これは、後段の「尾張氏纂記」で詳論した内容を豎系図にしたものである。

「尾張氏纂記」は、「天孫本紀」の文章系譜に、『新撰姓氏録』等に見られる同祖関係の氏をすべて増補するなどしているものであって、その結果は、すべて「世継文」に反映されている。(後述のように、そこに齟齬をきたしているものも、散見されるが。)

では、栗田は、問題の不連続をどう説いたか。「大縫命、小縫命、誰人の子と云事伝なけれど、彦与曾命の子なる事決し」というのが、栗田の結論である。この「決し」は、同書の別の部分でのルビに従えば、「キハメシ」と読む。しかし、「キハメ」た理由については、何も述べられていない。

「世継文」全体を見ても、「纂記」での説明と異なるもの、「纂記」では触れずに、「天孫本紀」を勝手に改変したものなど、恣意性が目立つ<sup>(7)</sup>。問

題となる「不連続の関係」の部分を図2に示して、若干のコメントを付しておく。

(1) 「纂記」⇨大縫・小縫は、彦与曾命の子。

「世継文」⇨二人は、置部与曾命の子。

(2) 「天孫本紀」⇨乎止与命は十一世孫。父親との関係は不明。

「世継文」⇨乎止与命は、置部与曾命の子で、十世孫。

(3) 「天孫本紀」⇨淡夜別命は、弟彦命の子。

「世継文」⇨淡夜別命は、置部与曾命の子であるとともに、弟彦命とは、奇妙な系線で結ばれている。意味不明。

(4) 「纂記」⇨「弟彦命と妹比女命と相對へる名なれば、妹と一字を引はなしては読べからず」

「世継文」⇨単に「日女命」(「妹」略)

※「纂記」の説は、「天孫本紀」の誤読。この位置の「妹」は続柄。

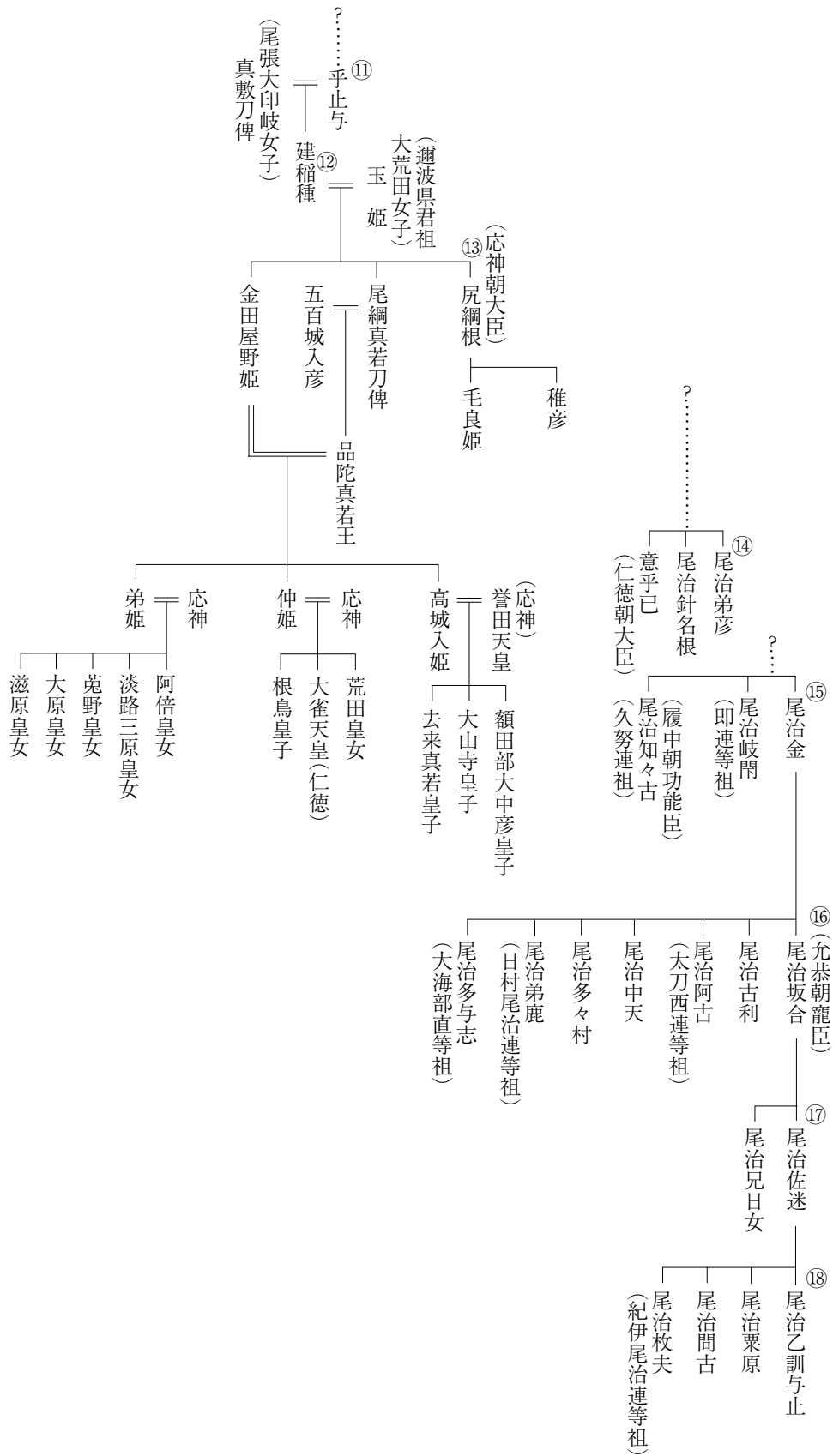
太田亮はどうか。太田もまた、「天孫本紀」の系譜について、「記紀姓氏録と対照して錯誤せる部分を訂正せる後にあらざれば史料として用ふべからず」として、訂正を試みる。

十一世孫乎止与命は、「誰の子なるか不詳。此系図十世までは父子系を尋ぬるを得れど此の処然らず、疑問とすべし。蓋誤脱あるか」と論じ、十二世建稻種命のところでは、いわゆる『寛平熱田縁起』を引き、宮酢媛は、「此の人の妹なるに此の系図に脱するは不思議と云ふべし」と言う。

以後、十三世孫までを「考定」し、本論を展開するが、「尾張家の本居は大和葛城なりてふ事」は、「先輩学者の既に考証されたる処なるが」、「本研究の先決問題である」として、系譜前半部を図示し、宣長等と同様の論拠で、葛城在住・尾張非存在を主張する。







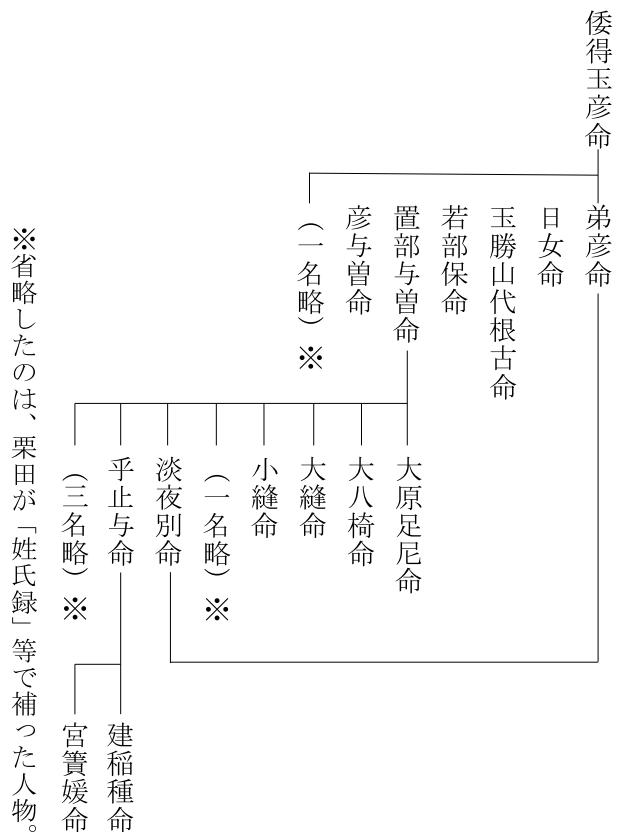


図2 「尾張連乃与都岐夫美」不連続の関係部分

問題は、乎止与命・建稻種命にある。系譜では、乎止与命の位置が不明だからである。だが、『寛平熱田縁起』により、建稻種命は景行朝の人と定め、九世孫弟彦命を、七世孫建諸隅命が孝昭朝大臣であることから、景行朝の人と推定する。(これが、弟彦公⇨弟彦命の伏線となる。)

そして『日本書紀』景行紀の、日本武尊に従った「美濃国有善射者」である弟彦公が、この弟彦命であることは「疑ひなし」とする。

また、弟彦命の異母弟の若部保命が「五百木辺連祖」であることにも注目する。各地の五百木部⇨伊福部は、姓氏録によれば、皆、「火明命之後」であるし、栗田寛も、伊福部氏の本貫を美濃としている。つまり若部保命は、美濃と関係が深い。そして、弟彦命の甥にあたる大八椅命は、「国造本紀」によれば、隣国の斐陀国造である。

さらに、八世孫倭得玉彦命が、崇神天皇の皇子八坂入彦命の従兄弟にあ

たることにも注目する。『日本書紀』景行四年条によれば、美濃国に八坂入彦が在住する。

この「八坂入彦」は、同一人物と見做すべきで、その母親は、尾張氏一族の大海媛である。

これらを勘案し、(乎止与の位置づけには苦勞しており、その一案についても、「この説甚薄弱なりと感ずれど他によるべきものなければ致方なし」と言っているのだが)乎止与は倭得玉彦と共に、八坂入彦命を奉じて東し、玉彦は美濃に止まり、自分はさらに尾張に進み、その国造に任ぜられた。そして大八椅は、飛驒の国造となった、というのが太田の推定である。

ただし、一つ問題点が残った。それは、乎止与の舅に、尾張大印岐があることで、尾張国名が乎止与以前から存在したことになるからである。尾張国名は、葛城尾張の地名を移したとみるべきであるから、乎止与の父祖の時代において、既に此の氏は此国に下っていたとしたければならないのである。

「されど此の尾張なる語(筆者注・尾張大印岐女子の「尾張」のことを指すか)は後世よりの追記なるやも計り難し、されば此の一事を以て、かゝる問題を決すべきにはあらず、後考を俟つべし」と、太田は説明を放棄した。そして、自らは、「後考」にとり組んでいない。この問題解決の「一案」とも言うべき宣長の説には、注意を払ってはいない。

なお、太田は「附記」として、次のように述べている。

○倭得玉彦の家(美濃に下りし尾張氏)は此氏の宗家、乎止与の家(尾張国造家)は分派。

これが元来の形。

○建稻種の日本武尊への従軍、美夜受比売が日本武尊の妃として神剣を

奉じたこと、稲種の娘所生の女子が応神天皇の後妃となるなど、乎止  
与の家は盛大を極めた。それに対し、倭得玉彦の家は、淡夜別の後、  
衰微した。

○その結果、宗家は自ら建稲種に移った。

○尾張氏の系譜の不備は、これに起因するものではないか。

これはこれで、系譜の不連続への一つの解釈であるが、「尾張」問題の「後  
考」とはなっていない。<sup>(8)</sup>

系譜の不連続に触れるところはないが、念のため尾張と葛城の關係に、  
独自の理論的立場から論じている高群逸枝の所論を見ておこう。問題関心  
の在り所が、宣長等とは異なっていることは明らかである。

「出雲神系の高尾張の開拓族である農民の一部が分岐して尾張地方に移  
住、開墾に従事し、その首長を尾張大稲置といたのであるが、そこへ最  
初葛城地方で此族を混血した火明系は、更にその縁故を辿って、長驅して  
尾張地方へ移住し来り、稲置族と婚し、完全に其族を祖変せしめて、ここ  
に火明命を祖とする尾張国造家が成立を見たわけである。」というのが、  
高群の結論である。

高群説によれば、葛城地方からの尾張への進出は二段階を踏むことにな  
る。尾張大稲置も、根っからの土着勢力ではない。乎止与命以前の、尾張  
地名の存否如何という、太田等を悩ませた問題への、一つの「解答」には  
なっていると言えるであろう。

## 二 宣長説の確認

栗田・太田等が、「尾張氏系譜」の不連続について苦勞したの対し、本

居宣長は、その点に関心を寄せていない。『古事記』理解のための、膨大  
な参照・注釈にとって、此事とも言うべき事項だったのでないか。

『古事記伝』に見る宣長の、尾張氏本居論は、次の通りである。

「此氏の本居は、大和国葛城なり、然云故は境原段に、此氏人に葛城之  
高千那毘売と云あり」と、まず言う。これは、『古事記』孝元天皇段に「尾  
張連等之祖、意富那毗之妹葛城之高千那毗売」とあるのを指す（傍訓省略、  
以下同じ）。

次いで、「天孫本紀」の「尾張氏系譜」中の人名をあげる。すなわち、「三  
世孫天忍人命……異妹角屋姫亦名葛城木出石姫為妻」、「天忍男命……葛木  
土神劍根命女賀奈良知姫為妻」、「四世孫瀛津世襲命亦云葛木彦命  
尾張連等祖」、「七世孫  
建諸隅命……葛木直祖大諸見足尼女子諸見己姫為妻」がそれで、（宣長は  
落しているが、他に、「四世孫……孫天戸目命……葛木避姫為妻」、「七世  
孫……妹大海姫命亦名葛木  
高名姫命」がある。）本人の「亦名」が葛木、妻が葛木氏  
の二通りの場合がある。天忍人命は、異母妹である角屋姫を妻としている  
が、その異母妹妻の亦名が葛木である。人名は、地名と関連する。

地名についても、『日本書紀』（神武即位前紀）の、「高尾張邑或本云  
葛城邑也」  
と「高尾張邑、有土蜘蛛……皇軍結葛網、而掩襲殺之、因改号其邑曰葛城」  
という二つの記事をあげている。

さらに、『日本三代実録』（貞観六年八月八日条）の「尾張国海部郡人治  
部少録従六位上甚目連公宗氏・尾張医師従六位上甚目連公冬雄等同族十六  
人、賜姓高尾張宿祢、天孫火明命之後也」を引く。

他に関説するところもあるが、宣長説の要点は、以下の三項目に集約さ  
れる。

第一。『古事記』および「尾張氏系譜」によれば、この氏人の中には、「葛

城（木）」の名を負う者（「亦名」を含む）があり、「葛木」氏の女性を妻とする者が見出される。これは、この氏が葛城の地に居住していたことを示す。

第二。『日本書紀』神武即位前紀で、葛城の地に「高尾張邑」があったことがわかり、葛城と尾張の関係の深さが確かめられる。

第三。『日本三代実録』によれば、甚目連公は、火明命の後であることよって高尾張宿祢を賜わったのだが、（火明命の後は、尾張氏に他ならないから）「尾張と高尾張と、別ならざる事を知るべし」である。

これらの史料により、尾張氏の本居は、葛城であると判断しなければならぬ。

なお、太田の疑問にも関わりながら、あまり論評もされていないが、ここで宣長は、大変興味深い論を展開している。

すなわち、「高尾張と云は、葛城の本名と聞ゆれば、国名の尾張は、此高尾張より出て、其は此氏人の葛城より出て、彼国に下住居し故に、其本居の名を取て、国名とせるかと思へども、然には非じ、かの神武卷の趣は、一の伝へにて、実は天火明命の子孫、葛城に住居けるが、尾張国造になりて、彼国に下り居住し人ありし縁によりて、其国名を取て、本居の葛城を、高尾張邑とも云けむを、誤て本名の如く伝へ云しなるべし」と言うのである。

「とまれかくまれ、葛城に高尾張てふ名のあるは、此氏の本居なる由縁なる事は、違はざるなり」——これが宣長の結論である。<sup>9)</sup>

### 三 尾張発祥説Ⅱ新井喜久夫

新井喜久夫は、自らの「尾張氏論」を展開するにあたって、まず「天孫本紀の尾張氏系譜」の構造分析を行った。注(3)に掲げたごとく関連する三つの論稿がある。

第一稿において、「尾張氏系譜」の、前・後部不連続の指摘に基づいて、尾張氏の地元自生説を主張し、関連史料・考古学調査の成果によつて、それを補強した。

第二稿は、シンポジウムにおける発言だが、「尾張氏系譜」を豎系図として表示しつつ、一般向けに、これを解説した。

第三稿は、自治体史の一部として、自説を展開し、また、いわゆる『海部氏勘注系図』によつて不連続を解消する見解を、批判した。なお、第二稿において提示した豎系図を再掲している。

新井は、宣長の主張を支える根幹である「天孫本紀」の「尾張氏系譜」を、宣長とは異なる視点で分析し、これが、十一世乎止与命を境に、前後に二分されることを、以下の論拠をもとに主張した。

① 一世・二世と同様に、十一世（乎止与）と十二世（建稲種）が、それぞれ一人ずつであること。系図というものの本質からすれば、世代を遡るにつれて、人数が少なくなるのが一般的で、一人ずつというのは、起点を示すものである。

② 十一世乎止与命と十二世建稲種命は、それ以前とは全く異なり、はじめて尾張に関係する人物として登場する。

③ 十一世乎止与命は、十世孫の誰の子か注記されていない。つまり、十

世と十一世の間がうまく接合していない。

④「国造本紀」に、「尾張国造 志賀高穴穂朝以天別天火明命十世孫小止与命 定賜国造」とあるから、乎止与命は、尾張氏の一つの起点を示す人物であると考えてよい。

これらの点からすれば、乎止与を起点とする系譜がまず最初に成立したと考えられる。宮酢姫の名が見えぬのは、かえってこの系譜成立の古さを証するものである。

このように論じた新井は、系譜の前半部については、やがて、乎止与命の上に、比較的単純な後半に比べ、はるかに壮大な火明命以下十世代の系譜が加上されたと考える。そして、以下のごとく論を進める。

尾張氏の系譜が、このように二段階に分割され、後半は、そこから一つの系譜が始まることを示しており、それは尾張の地と深く関わるものであること、(尾張に勢力を張る尾張氏が、その地における起点を示す系譜を有しているということ)これを理解しようとするれば、尾張氏の尾張における自生説を採らざるを得ない。

それに基づいて前段を理解しようとするれば、『記紀』に見られる天皇家との婚姻関係も踏まえて、尾張氏の大和への進出の結果と見るべきであろう。尾張氏は、葛城の地に、拠点・出先機関を置くことによって、葛城氏と関係が生じたと見るのである。

他史料の理解、考古学上の知見の援用などがあるが、新井の出発点は、「尾張氏系譜」の理解であり、宣長とは、「同じ土俵」で、正反対の結論を導き出したのである。

『新修名古屋市史』において、新井は、自らの学説について、「近年、宣長の依拠した尾張氏系譜を批判的に考える立場から尾張発祥説が台頭して

きた」と述べている。<sup>(10)</sup>「自治体史」として「客観的」表現をとっているが尾張発祥説のキーポイントが、考古学の成果ではなく、「系譜」にあることを、自ら確認していると言えよう。

新井の提唱以降、考古学者の論稿を含めて、大勢は、尾張氏尾張自生説に傾いているように思われる。

#### 四 新井説への批判

新井説に対して、直接その名をあげて批判を加えているものに、宝賀寿男『古代氏族の研究』②尾張氏―后妃輩出の伝承をもつ雄族<sup>(11)</sup>がある。

宝賀の論説は、私にはとてもわかりにくいのだが、「尾張氏族の東遷と尾張国内での移遷」という項目で、新井をとりあげている。

「尾張国造家の故地は大和の葛城地方」で、「その主な論拠は『天孫本紀』所載の尾張氏系図」であるとしつつ、重松明久説や新井説に論及し、「これらの内容を検討してみると、『天孫本紀』所載系図には疑問の箇所も多々あってそのまま依拠することはできないのは確かであるが(中略)そうだととしても、従来通説がやはり妥当だと考えられる。以下にその検討の概要を示す」とある。

われわれは、当然のことながら、大和故地論の主な論拠となる「尾張氏系図」の、多々ある疑問を解決し、通説が妥当である所以が略説されるものと期待するのだが、宝賀が提示した「概要」は、次の二点である。

一、尾張氏に見られる強い海人性を考慮すると、この種族が日本列島に渡来して以降は、北九州海岸部から長い年月をかけて列島内を東漸してきた移遷経緯は否定できない。(つまり、尾張氏は、渡来種族の一

派であり、それが東漸したというのである。」

二、博多湾沿岸部の筑前国那珂郡が、わが国海神族の起源地かつ本拠地であり、大己貴神が拠った「葦原中国」は、この海神族の国である。

この海神族の大己貴神の流れが、出雲や畿内、さらには東国の各地に分出して行った。

この二点から、どうして、尾張氏の葛城から尾張への移住説の主な論拠となる尾張氏系譜に存する疑問点を解決したことになるのか、私には、皆目見当がつかない。

しかし、宝賀は、この「論拠」を以て、系図の古い部分を後世の造作・加上とみる新井を、次のように批判する。

有力な古代諸氏を含み相互に深く関連する尾張氏初期段階の系譜作成は、古代人に求めること自体が当時の能力を遥かに超えており現実離れをしているので、「この辺は抽象的な観念論、存在否定論にすぎず、戦後の津田史学の悪影響が端的に出ている。」

この古代人作成不能論は、太田亮説のバリエーションのようにも見えが、太田の場合は、『先代旧事本紀』を造作した作者の、他の部分で見せた無能振りからすれば、このような整った系譜は作れないというものがあった。

念のため言えば、後述する上遠野浩<sup>(12)</sup>の他氏族系譜の篡奪論に対しては、この「無能力論」は、意味を持たない。

なお、宝賀は、景行朝当時は、「尾張」ではなく「尾治」と表記されたものと「考え」、「出土木簡の表記では、当初は『尾治』であり、天平頃から尾張に変わる事情がある」と言う。

「尾治」であれ「尾張」であれ、「景行朝」に文字が使用されたという学

説を、寡聞にして私は知らない。「ヲハリ」表記の最古の木簡は、現在までのところでは「尾張」である。併用されたい「尾張」と「尾治」が、「尾張」に統一し公定されたのは大宝年間であり、以後木簡に頻出する「尾張」を、何故「天平頃」まで下げねばならぬのか。

いずれにせよ、宝賀の新井批判の根は、揺らいでいると思う。

田中卓「真清田神社の創祀と発展」<sup>(13)</sup>は、尾張氏大和発祥説の立場から尾張氏の動静を論じ、真清田神社が、尾張に定着した同氏族によって創祀されたことを論じたものである。

新井説には論及していないが、内容上、それを否定するものとなっている。と言うよりも、『記紀』を根幹において信用する立場から、新井説を問題にしないと言うべきであろうか。

田中の論理を、私なりに整理してみる。

まず、十一世孫乎止与は、尾張の地名を負う真敷刀俔を妻としているから、尾張氏の尾張定住は、これ以前のことと見做さなければならぬ。これは、分析の起点（前提）として考えなければならぬ。（実は、宣長説では、これは、「然には非じ」であった。）

一方で、『記紀』との整合性を考慮することで、系譜に見える八坂入彦・弟彦の美濃在住を確認し、これを四道將軍の發遣と結びつけて理解する。すなわち、八坂入彦と倭得玉彦が、武渟川別命の軍団の一員として、従軍し、その結果として、八坂入彦は美濃に定着し、倭得玉彦は進んで尾張に定着した。

乎止与は、倭得玉彦の曾孫であるから、その頃までには、尾張の地名も定まっていたであろう。先に述べた「前提」は、問題なく、説明がつく。

田中はさらに、乎止与の国造任命に言及し（『国造本紀』の援用）、建稲

種の日本武尊東征への従軍（『寛平熱田縁起』の援用）との関連で、これを解釈する。つまり、乎止与は、建稲種とともに、日本武尊の東征に従軍し、そのことへの褒賞として、国造に任命されたとするのである。

国造制成初期に関する近年の研究動向や、『寛平熱田縁起』の史料批判の問題などをひとまず措けば、まとまりをなしている。

太田亮を引き継ぐ有力な見解だが、系譜の不連続についての説明はない。ただし、田中自身は、『田島氏系譜』および『海部氏勘注系図』では、系線で結ばれていることを根拠に、（一応慎重に点線を用いているが）連続するものとして、論を進めている。

私は、この二つの史料を根拠にはできないと考えている。

『田島氏系譜』<sup>(14)</sup>の成立年代は不明だが、十八世にあたる「多々見」に「年魚市評督 板蓋宮朝奉齋熱田神宮」という評制下の注記があることから、古態を反映したものと考えられるが、田島家は、熱田社の祝師職を世襲する家柄であるから「尾張氏系譜」には本来載せられていなかった宮簀姫を記入していることにも現れているように、尾張氏自体の系譜が問題なのではなく、宮簀媛の後裔であることが大切なのであって、それ以前を厳密に表現しているとは、断言できない。

『海部氏勘注系図』〔籠名神宮祝部丹波国造海部直等之本記〕<sup>(15)</sup>について、新井は、明らかに尾張氏系譜をもとに作成されたものであり、現存の写本は江戸時代前期の書写本で、相承関係に多種の異説を掲げ、かなりの混乱を示しているのは、尾張氏系譜に本来あった不連続を解消しようとして、後世さまざまな試みが行なわれた結果であるとして、これに拠ることを否定している。<sup>(16)</sup>

近世の写本であることが、直ちに内容の古さを否定するものではないし

（『古事記』の最古の写本は、応安年間のものである。）雑多な書き込みは、必ずしも不連続解消の試みの破綻を示すものとは思われない。

また、尾張氏系譜を利用した節は<sup>(17)</sup>見られるものの、それによって作成されたとまでは、言えないであろう。

新井の指摘は、そのまま受け入れられないが、この系図が安易に利用できるものではないことは、確かである。

まず、中心となる系線は、「日本得魂命—意富那比命—乎縫命—小登与命」となっていて、「尾張氏系譜」とは全く異なる。また、その周辺の書き込みは、新井の言う「混乱」などというようなものではなく、「無茶苦茶」「支離滅裂」とも言うべきもので、この内容を整序する術を、私は持たない。

また、十七世孫丹波国造明国彦命に、「葬于加佐郡田造郷高野丸子山」の注記があるが、この田造郷という郷名は、萩岡良弼が、『丹後国風土記残欠』が偽書である証拠として挙げたものの一部に他ならない。<sup>(18)</sup>

さらに旧稿において指摘したことだが、これも、『残欠』の偽書たる所以を証するものとして、「凡海郷陥没」の記事があるが、全く同文の記述が『海部氏勘注系図』にも見出される。<sup>(19)</sup>この系図は、安易に利用できない。

新井説に対しての異論を正面から提示しているのが、尾関章である。<sup>(20)</sup>（松前健の所論も新井説とは異なるが、尾張自生説であることによって、「出自論」としては、新井側である。重松明久は対立するが、新井以前である）尾関の所論は、太田・田中等が基本的には宣長説をベースにしているのに対して、考古学上の所見と地名・人名などを主な論拠として史料の整合的な理解を図ろうとするもので、方法的には、上遠野浩一・中村修・加藤謙吉などと立場を同じくする。<sup>(21)</sup>

尾関説については、発表媒体と論調のある種の特徴の故か、あまり論じ



られて来なかったが、放置されてよいものではないと思う。<sup>(22)</sup>

尾関説は、思い切って約めて言えば、次のごとくである。

尾張氏の本拠は河内であり、葛城はその交流・通婚圏である。その尾張氏が畿内政権の東方系略の一翼を担って東漸し、美濃・尾張に拠点を置いた。(この見取り図の限りでは、大和と河内の差異を除けば、田中等のそれと共通する。)この尾張氏が最初に拠点化した「尾張の地」とは、現岐阜県の各務原一帯であり、当時は「尾張」であったこの地は、後の国境策定により、美濃国に移・編入されたため、諸々の誤解が生じるのである。尾張氏はその後、濃尾平野の諸氏族を再編・統合し、熱田に拠点を移すことになる。吉備地方の「尾張」の影は、「尾張の尾張氏」の進出の結果ではなく、「河内の尾張氏」の、東の尾張と対照される西方進出の結果と見る。既存の大和出自説が、専ら尾張への移住を主題とし、その前後の大和を論じていないのに比して、注目すべき見解であると思う。

この尾関説は、自身の言う「膨大にすぎる本の『検索読み』」に支えられているから、検索そのものの当否(材料の信憑性)、解釈の当否、位置づけの当否など、多様な検討を必要とし、また、立論の前提としての「方位論」「地域の有するステイタス論」、「煙あるところ必ず火あり論」(雲や霞ではないこと、ましてや、ドライアイスなどではないことの証明)など、理論上の問題もある。

私としても、評価を定めるに至っていないことを、率直に告白しなければならぬのだが、論及だけはしなければならぬと思う次第である。

検討にあたっては、まず尾関論の「枝葉をとり払う」必要性を感じている。

尾関がしばしば比喩を用いる響に倣って言うならば、「愛の水中花」(五

木寛之作詞の歌謡曲)からの脱却である。「これも愛 あれも愛 たぶん愛 きつと愛」の先には、「愛かも知れない」「ひよっとしたら愛」「愛でないとは言い切れない」が拡散し、愛の姿は、茫漠としたものになる。

紙数の関係で、ここで例示することは断念せざるを得ないが、このように言うことの意味だけは述べておきたい。

○まず、事実認識として誤っているもの。

これは削除しなければならない。

○次いで、きわめて危ういと思われるもの。

これは、数をつみ重ねるとそれなりの「証拠」となり得るとの見方もあろうが、逆に、全体を「胡散臭い」と思わせる効果もある。

○異説があることに触れられていないもの。

これは、しっかりと評価を示さなければ、我田引水と受け取られてしまう。

このような古代史上のテーマについて、「確たる核」となる根拠を提示せよと言うのは恐らく「無いものねだり」であろう。だが、少しでもそれに近づく方法を見出したいというのは、私の自戒でもある。

その上で、裁判とは異なつて、「状況証拠」は認識上の有効な根拠となる。そして、これも裁判とは決定的に異なることとして、論争は、認識を豊かにするということがある。

尾関の「系譜」論は、言わば「傍論」として述べられている。つまり、他の諸説が、まず「系譜」から説くのに対して、尾関は、分析結果に基づいて「系譜」を考えている。

前・後半の不連続を認めた上で、十世までの骨格は尾張氏発祥地Ⅱ大和川流域における古い記憶の反映であったのではないかというのが、尾関の

説明である。(尾張に定着した尾張氏が、ある段階で、改めて乎止与命以下の系譜を作成するにあたって、伝承を掘り返したという理解か。)

新井以前・以後も、(系譜が二分割されることは認めても)、乎止与命から系譜がはじまる(そこに、起点がある)ことの意味で解明を試みている説はないと言うべきではあるまいか。

## 五 「系譜」再論

新井は、「尾張氏系譜」の不連続を指摘しその前半部と後半部の成立の前後関係を論じたが、その差異にはあまり、意を用いていない。しかし、前・後半に二分割されるということを前提にして検討してみると、この両者には、さらにいくつかの相違点が見出される。

まず、前半部には、尾張(尾治)を示唆するものは、四世孫建額赤の妻「葛城尾治置姫」の名前が唯一の例であり、後半部には、葛城は全く姿を現わさない。

これは、移住説にとって、弱点の一つである。前半にもつと尾張氏の姿が現れてもよいのではないか。後半に葛城の「残影」くらいあってもよいのではないか。

顕著な違いとして目に付くのは、前半部では、氏の「本宗」たる人物には、必ず妻の名を記し、その所生の子を次の世代につなげているのに対して、後半部では、乎止与・建稲種の二世代にのみ、それが記されるが、以下では、一切それが見られないことである。

また、前半部では、それ以外の人物には、始祖注記があり、かつその人物以下の系譜が省略されているのに対して、後半部では、「始祖注記・以

下省略」の人物も六名あるものの、注記なしで以下省略されている者も、承継者を除いて、七名ある。

新井は、この「始祖注記・以下省略」を、「天孫本紀では」として、当該系譜全体にわたる特色としているが、これは誤読であって後半部では、「注記なし・以下省略」形が、半数に及ぶのである。

さらに、前半部は、八世の倭得玉彦に至るまで、一系の筋は明確に示されるときにも、多数の分出氏族の始祖を注記し、その後を想定すれば、まさに壮大な同族パノラマが展開するであろうと見られるのに対して、後半部は、かなり貧弱で、その上、内部で二ヶ所の不連続が見られ、しかも「以下不明者」(これは、他氏として析出されることなく、尾張氏族そのものを肥大化させて行くことを意味するか)が多い。

これらを勘案すると、前半部と後半部とは、その作成原理が全く異なるように思われる。それは、同一系譜の内部において、経年的に生じているズレではなく、むしろ二つの系譜を、成立後に継ぎ合わせたもののごとくである。

そのうえで、両者に共通する重要な特徴が見出される。それは、皇室につながる一群が、大きなウエイトを占めることである。(特に、後半部では、その比重が大きい。)そして、女性に配偶者を記すのは、このグループに限られる。それは、一族の女性が、皇族の妻となり、母となることを示すための、原理的表記である。その原理からすれば、大海媛の場合も、関係人物の多寡に関わらず、このグループに属することになる。

これは、氏族系譜の莊嚴化を図るものだとする通説は正しいだろうが、系譜の本質が「世継ぎ」の明示にあることからすれば、本筋とは別の「修飾部分」であることも認めておく必要があると思う。

そこで、大きな問題が二つある。その一は、四世孫瀛津世襲の「尾張連等祖」という注記である。『記紀』によれば、このグループ内におけるこの注記は、何の問題もない。しかし、この「尾張氏系譜」の原理からすれば、これは説明がつかない。新井のように、これを物部氏による加筆としても、解決がつかない。

この問題について、上遠野浩一は、「少々大胆な考えではあるが」と断つた上でのことであるが、「もともと尾張氏の系譜ではないと考えるべきではないか。」「大和を本拠とする県主級の氏族」から、尾張氏が「系譜を篡奪または私物化した結果、尾張氏の系譜という事柄のみが一人歩きし」ただと論じ、さらに、「地方豪族尾張氏が、比較的早い段階から皇妃伝承を伝える理由は、まさに大和の氏族から系譜を篡奪または私物化した結果」と主張する。

新井はここまで徹底しなかったが、尾張出自説、後半部先行成立説に、私という系譜表記原理を重ね合わせれば、当然に出てくる結論である。

しかし、この一群と、後半部の応神関係の一群とを合わせ考え、とにかくにも、尾張氏の系譜との認識の下に結合されたものであることを踏まえると、別の解釈も可能ではないかと思われる。

瀛津世襲に関する伝承は、『記紀』に採られていることから、単に尾張氏の自己主張ではなく、王権によって承認されたものである。それは、和珥氏の間係をふくめて、「尾張氏系譜」とは別に、独立して存在していた可能性がある。

そして、本来の「尾張氏系譜」には、瀛津世襲の名はなかったのではあるまいか。

それを結合させるのは、簡単ではなかったであろう。そもそも七世の

建諸隅が孝昭朝大臣であるのと、四世の瀛津世襲が孝昭朝大連であるのは、全くの矛盾である。これを四世に組み込んだのは、失敗なのである。

このグループを結合させるに際して、系譜の記載原理との整合性の徹底に意が及ばなかった。俗な言葉で言えば、系譜作成者（個人であれ、氏族内の集団であれ）が、系譜莊嚴化にあたって、「ドジを踏んだ」のである。

言うまでもなく、これは一つの仮説（それも、上遠野に倣って言えば、「相当に大胆な」）である。ただ、これは、系譜が、上方から下方に流れる一つのもの、新井のように加上とするもの、尾関のように「回想」の結果とするもの、などの、いずれの場合であっても、矛盾はしない仮説である。

もう一つの問題は、後半部にある。

十三世尻綱根は、系図の本質からすれば、応神の側に引きずられるのではなく、尻綱根―稚彦―の側につながって行かなければならないものであるが、稚彦と尾治弟彦との切れ目も、世代表示としては、曖昧である。

何故そうなるのか。私は、後半部の前半は、もともと、系図として、乎止与―建稲種―尻綱根―稚彦のごとく成立していたのではなく、応神―仁徳につながる、一つのまとまった伝承として存在したのではないかと考える。それを利用して、系譜化しようとした際に、十四世以下の系譜と、確定的につなぐという点で、問題があったのではあるまいか。

乎止与―建稲種が一人ずつであるのは、それが系譜の始点だからではなく、『記』においても採用されているような「伝承」は、建伊那陀とその女の間係のまとまりであって、尾張氏の系譜を含むものではなく、「起点云々」とは無関係だったと考えるのである。

そのような理解に立って、改めてこの「系譜」全体を検討してみると、

それは、四つの部分に大別されていると考えることができそうである。

(A) 天火明―天香語山―天村雲―天忍人―天戸目から弟彦に至る系譜。

(B) この(A)を修飾する天忍男から日本足彦国押人に至るグループ、

及び大海媛関係。

(C) 乎止与―建稲種から、応神天皇の五皇子・六皇女に至るグループ。

(D) 尾治弟彦から尾治乙訓与止に至る系譜。

これを新井のごとく、 $(A) + (B) + (C) + (D)$ と整理すること

も不可能ではないが、 $(A) + (B) + (C) + (D)$ とすべきではないか。

(C)と(D)が不連続であること(D)の内部がさらに不連続なのは、(C)と(D)とのつなぎの不首尾の反映と見るのだが)の意味を、次のように考えるからである。

(C)のグループは、それとして独立して存在していた伝承である。乎止与を一つの起点として作成さるべき「系譜」の核となる素材として、まずそれが定置された。

その上で、その前後に、整理された形の(A)(元来(B)を伴った存在であったか、後に(B)を付加したのかについては、判断の仕様が異なるのだが)と、かなり粗雑な(D)をつないだのが、現状の「系譜」である。

(D)の冒頭は、曖昧さを残したまゝとなつてゐる。(A)については、乎止与につなぐキー・パーソンを特定できなかった。(加上であれば、それを案出できなかったことになるし、仮冒であれば、誰かを選択せねばならぬ。本来、一体のものであれば、こういう問題は起きない。)

そこで、その接合を暗示する人物を「案出」した。いささか「悪のり」のきらいがあると自戒の念も起きないわけではないが、敢えて言えば、両者を「縫合」する役割を担うのが、大縫・小縫なのではあるまいか。

それはともあれ、この不連続を解消しようと試みた論者たちが、小縫を以て上・下を(少なくとも、下へは大縫をつなげない)つなぐのは、意味がありそうである。

大確・小確を典型として、兄弟・姉妹をめぐる伝説では、ほとんどの場合、弟・妹の側が有意の役割を果たしている。無意識であれ、意識的であれ、小縫がリアリティを持つことを、「系譜」作者は狙ったのではあるまいか。

以上のように、「尾張氏系譜」が、切れ目のない一貫した一つのものとするのは、やはり無理だと思われる。だが、そこから、何を読み取ればよいか。

既述のように、新井は、「系図」の後半部(乎止与以下)の先行成立を想定し、それを以て、尾張氏の尾張本貫(地域自生)説を提唱した。この論理構成については、あまり論じられて来なかつた。私自身も、自生説を前提に考察して来た面がある。

しかし、「系譜」が自ら語っているその内容から、直ちに、後半部先行成立は導かれるものであろうか。

新井の「系譜」分析から、直接引き出せる結論は、この「系譜」は、一つのまとまった体系として存在するのではなく、そのまとまりを綻びさせる「異質」な部分を含んでいる(あるいは、それを重要な構成部分としていふ)ということであろう。

新井は、乎止与が、尾張氏の「一つの起点」であることを根拠に、この部分の先行成立を推定した。

注目すべき指摘であるが、私は、もう一步踏み込んで論じるべきだと思う。

それは、系譜における「一つの起点」の意味をさらに明確にすることと、後半部に内在する「まとまりの悪さ」に留意するということである。

前者については、初代国造という「一つの起点」から始まる系譜というのは、端的に言えば、「乎止与を始祖とする、尾張、国造家の系譜」ということではないか。言い方を変えれば、これは本来、尾張氏の系譜ではないということである。とすれば、前半部なしでも、一つの完結体をなしていることになる。これは、新井説を補強する。

後者については、既述のように、(C)と(D)とは不連続であり、(D)の内部も、切れている。私見によれば、(C)は、元来、系譜ではなく、それとは独立して存在していた、建稲種から応神に至る「伝承」(『記』では、建伊那陀宿祢だが、そこに採られていることは、それが尾張氏の自己主張であるにとどまらず、政権により「公認」されていたことを意味する)であろう。その伝承を、「国造始祖乎止与」と一体化させて核とし、や、不整備だった(D)につないだのであろう。この「系譜」には、国造乎止与は出て来ないが、ここで『国造本紀』を援用することは許されよう。<sup>(23)</sup>そして、ここでの主役は、系譜文章上の位置が華やかな建稲種ではなく、乎止与である。

この「系譜」の前半部(A) + (B)と後半部(C) + (D)の接続の不手際から見て、「尾張氏系譜」の作成にあたり、「尾張国造家系譜」を組み込んだとは考えにくい。乎止与・建稲種の代に至って、突然、「〇〇之祖」などの形をとる一族は、雲散霧消してしまう、あるいは、系譜から抹消されることは、あり得ないであろう。

現に尾張に在住している、尾張国造家である尾張氏にとって、何よりも必要なのは、国造家たる所以を証明する系譜であり、それは第一義的に求

められる。その上で、国造家たる尾張氏が、その前身に、どのような系譜を負っているのか、それが課題となる。

ところで、新井は、後半部先行成立説と、尾張自生説を直結させているのだが、そこには、もう一つ媒介項が求められるのではなからうか。

新井の主張の背景にあるのは、移住者であるならば、最初からそのような体系を組み立てるであろうから、それをしないで、後半部を先行させるのは、移住者ではないという判断であろうか。これは、少し苦しいと思う。

乎止与が「一つの起点」であるというのは正しい。しかし、尾張氏にあっては、いくつもあり得る中での「一つの起点」である。それが、重い、ある意味では絶対的起点となるのは、「国造の始祖として」である。

その場合、それが先行するから自生という論理は成立しない。

国造には、地元の土着豪族が任命されるとしても、「土着」とは、「移住定住者」を含む概念であり、地元自生とは限らない。

新井の自生説が完璧とは言えぬことを論じて来た。しかし、そのことは、移住説に再帰することを意味しない。それもまた、「尾張氏系譜」論の限りでは、論証されていない。

太田・田中等の説は、『記紀』との整合性も含めて、一定の合理性を有しているが、その対応関係は、前半部分で「完結」しており、倭得玉彦についての仮説を前提にしなければ、尾張には及ばないし、また不連続問題の解決もついていない。

また、『記紀』の、ほぼ全面的な承認を前提としており、国造制の問題をはじめとする、今日の研究水準との関係からも、容易に承認できない面も多い。

## むすび

めぐりめぐって、新井喜久夫の「天孫本紀・尾張氏系譜」論は、採るべき点が多いものの、全面的に依拠することはできないという結論に至った。新井説の一部に、「修正案」を示したものの、「系譜」そのものを内在的に「解剖」し、その体系を提示し得る方法を見出すに至ることができなかった。あるいは、「系譜」から、出自を確定することは、できないのではないかとも思われる。

そうであるならば、史料の総合的な分析の結果を踏まえて、「系譜」に對峙することが必要なかも知れない。

さらに、尾張氏論が、その出自論のみによって支えられるものではないことも、言うまでもないことである。

問題のとば口で、立ち止まっていることに忸怩たる思いがあるが、他日を期すことを約して、ひとまず、稿を閉じる。

以上

(1) 本居宣長『古事記伝』二十一之卷。大野晋・大久保正編輯校訂『本居宣長全集』第十卷(筑摩書房 一九八九年)。

(2) 栗田寛『栗里先生雜著』卷七(吉川半七 一九〇一年)。復刻版は、山里純一校訂『続日本古典全集 栗里先生雜著二』(現代思潮社 一九八〇年)。

太田亮「八坂入彦命と尾張氏の濃尾移住」(『歴史地理』二五卷五号 一九一五年)・同『日本国誌資料叢書』(磯部甲陽堂 一九二六年)。復刻版は、『日本国誌資料叢書』第十卷尾張(臨川書店 一九七三年)・同『姓氏家系大辞典』(姓氏家系大辞典刊行会 一九三四～三六年)。復刻版は、『姓氏家系大辞典』(角

川書店 一九六三年)。

太田の三著の当該部分は全く同文である。

高群逸枝『母系制の研究』(厚生閣 一九三八年)。「高群逸枝全集」第一卷(理論社 一九六六年)として再刊。

他に簡潔に述べたものとして、吉田東伍『大日本地名辞書』(富山房 一九〇二年)・飯田武郷『日本書紀通釈』卷之十九(大鏡閣 一九〇二年)・久米邦武『日本古代史(日本時代史第一卷)』(早稲田大学出版部 一九二六年)・『愛知県史 第一卷』(愛知県 一九三五年)等がある。『愛知県史 第一卷』は凡例によれば、第一期第一章は川上多助及び岡本堅次が起草し、川上多助が全巻を補訂したとある。『愛知県史』以後に新たな展開は見られない。

重松明久「尾張氏の熱田社奉祀をめぐって」(『古代国家と宗教文化』(吉川弘文館 一九八六年)。初出論文名は、「尾張氏と間敷屯倉」(『日本歴史』一八四 一九六三年)。

(3) 新井喜久夫「古代の尾張氏について」(『信濃』二七卷一・二号 一九六九年)。  
同「古代の尾張と尾張氏」網野善彦・門脇禎二・森浩一編『継体大王と尾張の目子媛―新王朝を支えた濃尾の豪族たち―』(小学館 一九九四年)。同書は、一九九三年六月五日・六日に、愛知県春日井市において開催された第一回春日井シンポジウムを収録したもの。

同『新修名古屋市史 第一卷』(名古屋市 一九九七年)第五章第二節。  
(4) 「天照御魂神考」『日本神話と古代生活』(有精堂出版 一九七〇年)。初出は、『国学院雑誌』六二卷一〇号(一九六一年)。

(5) 松前健「尾張氏の系譜と天照御魂神」『古代伝承と宮廷祭祀』(塙書房 一九七四年)。初出は、三品彰英編『日本書紀研究』第五冊(一九七一年)。

(6) 内川敬三「熱田社と尾張氏」。遠藤元男博士還暦記念日本古代史論叢刊行会編集『遠藤元男博士還暦記念日本古代史論叢』(遠藤元男博士還暦記念刊行会 一九七〇年)。

(7) 弟彦―淡夜別の系線などは、何を表現しようとしているのか、意味不明である。全体として、賛成できない。

(8) 後述のように、田中卓は、大筋において、太田説を追認している。一つの到達点とも言える説である。

- (9) 新井以前の「尾張氏論」を基底するのは、宣長説である。
- (10) 『新修名古屋市史 第一巻』(名古屋市 一九九七年) 第五章第二節。
- (11) シリーズ「古代氏族の研究12」(青垣出版 二〇一八年)。
- (12) 上遠野浩一「尾張氏系譜に関する若干の考察」横田健一編『日本書紀研究』第二十三冊(二〇〇〇年)。
- (13) 田中卓「真清田神社の創祀と発展」『田中卓著作集』一一一(神社と祭祀)(国書刊行会 一九九四年)。これは、同年発行の、真清田神社史編纂委員会編輯兼発行『真清田神社史』の当該部分と同文。なお『真清田神社史』の第二章第三節の1「尾張国はもと東山道か」は、『田中卓著作集』六(律令制の諸問題)(国書刊行会 一九八六年)所収の同名論文と、細部に異同あるものの、ほとんど同文。同論文の初出は、『皇学館大学史料編纂所報』二六(一九八〇年)。
- (14) 『愛知県史 資料編6 古代1』(愛知県 一九九九年) 史料番号一〇三四。
- (15) 神道大系編纂会編『神道大系』古典編一三(神道大系編纂会 一九九二年)。
- (16) 注(10)に同じ。
- (17) 吉川敏子「古代丹後の海部直の系譜」『氏と家の古代史』(塙書房 二〇一三年)。
- (18) 萩岡良弼「丹後国風土記偽撰考」(『歴史地理』三巻五号 一九〇一年)。同『日本地理志料』(東陽堂 一九〇二―一九〇三年)。復刻版は、京都大学文学部国語学国文学研究室編『諸本集成 倭名類聚抄 外篇 日本地理志料』(臨川書店 一九六六年)。
- (19) 福岡猛志「丹後国風土記残欠」についての基礎的検討『愛知県史研究』一七(愛知県 二〇一三年)。
- なお、加藤晃は「丹後国風土記残欠」との訣別(『舞鶴地方史研究』三六二〇〇四年)において、「残欠」と「勸注系図」は、同一人物によって、同時に偽造されたものと推定している。
- (20) 尾関の論稿は多数あるが、特に重要と思われる論文名を抄出しておく。
- ・「ミノ地名と濃尾と吉備」(『東アジアの古代文化』一〇一 一九九九年)。
  - ・「方位論再考Ⅱ―断夫山は尾張氏か①」(『古代史の海』七一 二〇一三年)。
  - ・「方位論再考Ⅲ―畿内の場合と尾張氏論補遺」(『古代史の海』七四 二〇一三年)。

- ・「諸賢の『尾張氏』論に問う」(『古代史の海』七八 二〇一四年)。
  - ・「続・諸賢の『尾張氏』論に問う」(『古代史の海』七九 二〇一五年)。
  - ・「尾張連と尾張国造―上遠野浩一氏からの批判に謝して―」(『古代史の海』八一 二〇一五年)。
  - ・「考古資料と『日本書紀』―古代氏族ヲハリ(尾張)氏とムゲツ(身毛津)氏で考える―(上・中・下)」(『古代史の海』一〇〇・一〇一・一〇二 二〇一二年・二〇一二年)。
- (21) 上遠野浩一「尾張氏の発生について」横田健一先生古稀記念会編『文化史論叢―横田健一先生古稀記念―上』(創元社 一九八七年)・同前掲注(12)論稿・同「尾張国造・海部・伴造・屯倉」横田健一編『日本書紀研究』第二十四冊(塙書房 二〇〇四年)。
- 中村修「伊勢湾海民とヲワリ王権」横田健一先生米寿記念会編『日本書紀研究』第二十七冊(塙書房 二〇〇六年)。
- 加藤謙吉「尾張氏・尾張国造と尾張地域の豪族」篠川賢・大川原竜一・鈴木正信編著『国造制の研究―史料編・論考編―』(八木書店 二〇一三年)等。
- (22) 尾関論稿について言及しているものは、上遠野対尾関の論争以外に、管見に触れない。
- 上遠野浩一「尾張氏の本貫地について―尾関章氏の尾張氏論に対して―」『古代史の海』八〇(二〇〇五年)
- 尾関の反論は注(20)に所掲。
- 私自身、尾関論稿に接したのは、某カルチャーセンターの受講生から、論文のコピーを渡され意見を求められたのが、きっかけであった。疑問とする点多々あって、本格的に検討することができず、『愛知県史 通史編1 原始・古代』(愛知県 二〇一六年 第五章第一節(平野岳美と共同執筆)においても、言及するにとどめざるを得なかったが、論じねばならぬものと思う。
- (23) 『記紀』『尾張氏系譜』『寛平熱田縁起』『国造本紀』等は、それぞれ独自の内容を持っている。相互に補い合う場合には、その点に留意すべきであろう。たとえば、この「系譜」には、乎止与が国造であることは記されていない。また、宮酢媛も出て来ない。だが、乎止与が国造であることを無視して、この「系譜」の解釈はできない。

『古事記』の建伊那陀宿禰関係の記事では、「系譜」に見える人物の全てが記されている訳ではない。

乎止与と建稻種が親子であることを記すのは、この「系譜」と『寛平熱田縁起』だが、後者の主人公は、稻種公と宮酢媛であり、乎止与は、バイ・プレーヤーである。「稻種公者火明命十一代之孫 尾張国造乎止与命之子 母尾張大印岐之女真敷刀婢命也。実尾張氏祖也」とある。

この『縁起』を根拠に、「系図」における、乎止与・建稻種の位置・役割を論じるのは、慎重であるべきだろう。

#### 〔付記〕

本論の準備中、新井喜久夫さんの訃報に接した。痛恨の極みである。新井さんの温顔を偲びつつ、謹んで、本稿を、ご霊前に捧げたい。

(日本福祉大学名誉教授)



## 永正年間の戸田氏と今川氏

松島 周一

はじめに

戸田氏は十五世紀後半くらいから三河での活動が見えはじめ、特に十五世紀末から十六世紀前半には三河東部の渥美郡田原に拠点を置いて勢力を広げた。一時は今橋すなわち現在の豊橋なども支配下に置き、今川氏や松平氏、織田氏などのさまざまな関係を築き上げている。三河の戦国史を語る上で、その存在は重要である。しかし、やがて今川氏や松平氏などと対立する中で今橋や田原も陥落し、有力な東三河の地域勢力としては、歴史の表舞台から消えていくこととなった。そのため、この一族自身が残した史料の残存状況は厳しい。<sup>(1)</sup>

しかし、周辺の諸勢力と協調や対立を繰り返していたため、戸田氏の動向はそうした相手側の残した史料などに映し出されることとなった。特に、十六世紀初頭の永正年間には、三河と隣接する遠江で動乱が相次いだこともあり、その中で一方の主役でありつづけた今川氏と、三遠国境地帯の地域勢力である戸田氏との関わりが強くなる。近年では、『静岡県史 資料編 7 中世3』<sup>(2)</sup>や『愛知県史 資料編 10 中世3』<sup>(3)</sup>などの自治体史編纂による史料の発掘、刊行などの成果の上に、こうした今川氏との関わりを視野に入れて当時の戸田氏の足跡を探る優れた研究も出ている。もちろん戸田

氏については以前からの研究もあつたが、現在の水準から見ると、修正の必要な部分が多々存するであろう。その意味では、現在に至って、戸田氏についてのより確かな知見を探るための環境がようやく整ってきたともいえよう。小稿では、そうした研究成果に学びつつ、永正年間（一五〇四―二一）における戸田氏と三遠国境地帯の歴史像を探ることを目的とする。

その際に特に留意したいことは以下の点である。まず、永正年間は遠江と三河、今川氏と三河諸勢力との間で衝突が繰り返された時期である。三遠国境近くに勢力を築いた戸田氏の動向は、そうした広範な地域の動乱の中に位置づけることが必要であろう。次に、これまで使用されてきた史料は年代比定などの点でやや疑問が残るものがある。その点で改めて検証を行ないたい。さらに、これまでは十分に活用されて来なかったように見える史料にも、採るべき点があるように思われる。これらの視角を深めることによって、どのような東海地域の歴史像が見えてくるのかを探究していきたい。

## 一、舟形山の戦い

はじめに、この時期の今川氏と戸田氏の関係を象徴的に示すと思われるひとつの事例を挙げてみたい。

史料一『宗長手記』より

……参河の国堺ふなかた（舟形）といふ山に味方（今川勢）あり。田原（戸田）弾正忠・諏訪信濃守已下牢人衆催し、舟方の城うち落す。城守多米又三郎討死す。敵此城を持つ。（朝比奈）泰以、時をうつさず浜名の海渡海して、則うちおとし、数輩討捕。則奥郡過半発向して懸川に帰城。如此十ヶ年、泰以輔佐して泰能にわたし、いとま申、駿河に下り、府中のかたはらに閑居。……<sup>(6)</sup>

【（ ）の中は筆者の注記。以下同】

この史料は戸田氏が今川氏（その配下の朝比奈氏）に敵対し、実際に戦火を交えていたことを物語る具体例である。舟形山（船形山と書く場合も見られる）は現在の豊橋市雲谷町に属しており、この地の北側には浜名湖北部につながる道があり、南を通過すれば浜名湖の南側を通る道筋へと連なる。ここを軍事的に押さえることは、三河と遠江を結ぶ主要な通行路に対して睨みをきかせることを意味したと思われる。遠江の今川氏と三河東端に位置する戸田氏とがこの地域で衝突することは、四囲の状況次第では必ずしも奇異な話ではないであろう。しかし、この史料に描かれたことを事実としてより具体的に確定していこうとすると、なかなか一筋縄ではないのである。

まず、戸田氏が舟形の城を落としたのはいつか。たとえば『静岡県史通史編2 中世』<sup>(7)</sup>（以下、『静岡通史』と略記する）は明応八年（一四九九）とし、それを朝比奈泰以が奪還したのも「即時」としている（六五六頁）。

おそらく同年内の出来事と把握しているのであろう。こうした理解の背景には、引用した史料一の前に「……（今川）義忠帰国途中の凶事廿余年に

や。（今川）氏親（遠江に）入国、静謐といへども、隣国（三河）の凶徒たゆる事なし」との説明があり、義忠の戦死が文明八年（一四七六）とされることから、舟形城の攻防を二十余年のちである明応年間とする認識があつたのではないか。しかし、『宗長手記』は厳密な年代記ではなく、あくまで今川氏や朝比奈氏の歴史と功績を紀行文の中に組み込んだ作品であり、その文章をどこで切り、どこでつなげるかという読み方によって、そこから得られる情報も揺らぎを持つてしまう。たとえばこの「廿余年」を「氏親入国」すなわち今川氏が遠江への進出を再開するまでの期間と捉えれば、そのあとに何年にもわたって展開した三河の「凶徒」との戦いのひとつの事例として述べられる舟形山の戦いについては、その年数に縛られる必要はないのである。この年代比定は、他の史料とも突き合わせつつ、もう少し柔軟に可能性を探る必要がある。

なお、泰以による舟形山の奪還に際しては、『今川家譜』が「大将兩人ヲ討取ル」<sup>(8)</sup>とも伝えており、これに従えば「田原弾正忠・諏訪信濃守」が戦死したことになる。もし事実であれば、戸田氏にとっては、当主の戦死という大事件である。この記述が信頼できるかどうかは改めて検証が必要となるが、このような話が伝わるほどに戸田氏と今川氏が激しく衝突していたことは想定してもよいであろう。そうした両者の関係は、いつ頃から、どのような形で推移していたのであろうか。この検討を進めるためには、戸田氏と今川氏の関係を少し整理して辿ってみる必要がある。以下では、三河と遠江で動乱がつづいた永正年間に視点を据えて、両者の関係を確認していく。

## 二、今川氏と戸田氏の関係の推移

そこでまず、次の史料が重要になる。

### 史料二「今川氏親書状写」

先度以状申述候。為其国（三河）合力、来十六日諸勢可差越候。田原（戸田憲光）申合、抽而其動肝要候。例式於無沙汰者不可然候。此方勢衆逗留之内ニ細川ニ一城取立、上野通路無相違候様ニ調談專一候。此儀就庶幾者、各以近番、加西衆可被相踏候。巨細諸勢相立候時可申越候。為心得先兼日申述候。恐々謹言。

（永正三年）八月五日

氏親判

奥平八郎左衛門入道（貞昌）殿<sup>9</sup>

### 史料三「伊勢宗瑞書状」

……次当国（三河）田原彈正（戸田憲光）為合力、（今川）氏親被罷立候。拙者（伊勢宗瑞）罷立候。御近国事候間、違儀候ハ、可憑存候。

（永正三年）九月廿一日

宗瑞（花押）

謹上 小笠原左衛門佐（定基）殿

御宿所<sup>10</sup>

永正三年（一五〇六）に伊勢宗瑞率いる今川勢が三河に侵攻し、矢作川周辺の西三河まで軍勢を進めた「永正三河の乱」は、新行紀一氏によって

見出され、<sup>11</sup>当時の幕府や東海地域の政治軍事動向を理解する上での重要な要素と認められることとなった。史料三、四は、その侵攻に先立ち、氏親が三河の奥平氏に与えた書状、ならびに侵攻後に宗瑞が信濃の小笠原定基に送った書状である。ここで氏親は、「田原申合、抽而其動肝要候」と述べる。この時、氏親にとって戸田憲光は、味方となる奥平氏が「申合」わせるべき存在なのであり、自軍の一員に数えられる者なのであった。宗瑞の場合にはもつと直截に、自分たちの軍事行動が戸田氏への「合力」のためであるとして力説する。宗瑞の場合は他国への侵攻を正当化するための口実として述べていることかもしれないが、少なくともそれが虚偽と受け取られないような戸田氏と今川氏の良好な関係が、この時期に存在していたことは認めてもよいであろう。従って、戸田氏が今川氏と敵対するような状況は、この永正三年よりもあとに起こったと想定することが妥当なのではなからうか。

そうした今川氏と戸田氏の関係が悪化したことを示す史料は、まず次の書状が挙げられるべきであろう。

### 史料四「今川氏親書状」

依無差題目、遙久不能音問候。素意外候。其国（信濃）如御本意之由候。目出於此方令歡喜候。就中參州儀、田原彈正（戸田憲光）兄弟数年憑此方候之間、度々成合力来候処、近日敵令同辺候。前代未聞候哉。就其可成一行所存候。毎事無御等閑候者、可為本懐候。何様重而可申述候。委曲之旨、瀬名可令申候。恐々謹言。

三月十日

源（今川）氏親（花押）

謹上 小笠原左衛門佐（定基）殿<sup>12</sup>

氏親が信濃の小笠原定基に送った書状である。「參州儀、田原彈正（戸田憲光）兄弟数年憑此方候之間、度々成合力来候處、近日敵令同辺候」の部分が目される。それまでは「度々成合力来」というのであるから、前の史料三、四のような状況が相応しいであろう。しかし、それが「近日」敵対関係に変わってきたというのである。それは「前代未聞」と非難されるようなものであり、単に関係が疎遠になるといった程度のことではなく、具体的な衝突が起こっていたことも推測されよう。ただ、そうした重要な史料ではあるが、これまではその年代を具体的に詰める作業が乏しいままに使用される傾向があったように思われる。<sup>13</sup>

ここで改めて確認しておきたいのは、氏親がこの書状を送ったのは永正八年（一五一一）より以前であったということである。小笠原定基は永正八年八月二十三日に没したというから、永正九年以降ではこの書状が存在し得ない。すなわちここまで挙げた史料からは、戸田氏が今川氏との間に緊張関係を生じさせていったのは、永正三年よりあと、永正八年までの間のことであったと想定されるのである。

その上で、氏親が戸田氏について「敵令同辺」むと述べていることに注意したい。すなわち戸田憲光の行動は、単独ではなく、他勢力とも共同での反今川戦線の構築であったことになる。この時期に、そうした反今川勢力の動きが見出せるのであろうか。

かつて筆者は、次の朝比奈泰熙書状から永正六年頃の三河・遠江状勢について検討したことがある。<sup>15</sup>

#### 史料五「朝比奈泰熙書状」

……仍ひきま（引間）之儀、昨日申廻、駿府へ注進届候。只今申廻ニ

弟弥三郎（朝比奈泰以）罷越候。今日必々屋形（今川氏親）藤枝迄着陣、明日者懸河へ可被出着候。其御城（堀江城カ）如何ニも堅固御踏簡要候。三河衆何万騎立候共、合戦者安間たるへく候。返々屋形出陣必定候。……

十一月一日申廻  
朝比備  
泰熙（花押）

大沢殿

小笠原右京進殿<sup>16</sup>

#### 史料六「朝比奈泰熙書状」

……左候間、爰許事ハ子細候て、大瀬・有玉・市野・小松・平口・蒲二陣取候。明後日廿五日ニ必（天竜）河を被越、廿六日ニハ引間へ可被出詰候。可被成其御心得候。廿六日ニハ早天より武ひきま（引間）へ可越候由、可被仰付候。明後日河を越候者、則以飛脚可申候。三州之様体承候分者、改不可有指儀候哉。しかとの儀（承）候者猶々可承候。明後日可越河候間、不及巨細申候。……

十一月廿三日  
朝比奈備中守  
泰熙（花押）

大沢殿参人々御中<sup>17</sup>

【（ ）の中は見せ消ち】

大沢氏は遠江西部、現在の浜松市内に属する村櫛庄で活動した武士とい<sup>18</sup>う。村櫛は、引間（浜松市内）に敵勢が侵攻した場合に、その後方を遮断するための拠点となる。『静岡』はこの両通をそれぞれ五二八・五三〇として採録し、ともに年次を永正七年に比定している。<sup>19</sup>この引間の攻防につ

いては、『宗長手記』が

史料七『宗長手記』より

又八九年して大河内備中守（貞綱）おほけなきくはた（企）て。浜松庄に打入、引馬（引間）にして当国牢人等百姓以下を楯籠らす。則（朝比奈泰熙が）発向。今度は悉寺庵在家放火。大河内及生害処、されとも吉良（義信）殿御代官につきて懇望、先以免せられ、各帰陣。泰熙其冬不慮に病死。……<sup>(20)</sup>

と述べており、泰熙の没年のこととされるから、永正七年に起こった事件であった。泰熙が没したのは永正七年の大晦日なのである。<sup>(21)</sup> 泰熙の引間攻めという共通項があることからみて、史料五、六が大河内貞綱の引間侵攻への対処であったことはほぼ確かである。これはあくまで筆者の推測であるが、『静岡』が史料五、六の年次を永正七年に比定したのは、こうした貞綱の引間侵攻や泰熙の死没時期との関係によるものであったのではないか。ただ、筆者は史料五、六を永正七年に比定することには懐疑的である。

永正七年大晦日に没した泰熙は「いまハの五日六日のさきの日まで連歌興行ありし」という。すでに戦陣から戻って時間的に余裕ができていたのであろう。十一月末に引間への出陣のために天竜川渡河を考えていた状況からは、少し急すぎる展開と思われる。また、この時の引間攻めは「寺庵在家放火」など、籠城する敵を次第に締め上げるための戦術が使われており、さらに当時は京都にいた吉良義信との連絡がとられるなど、かなり時間をかけた戦いであったように見える。従って、史料五、六は永正六年末

のものであり、そこから翌年にかけて引間での戦いがつづいたと筆者は考え、史料の年次比定を行なったものである。

こうした年次の比定は、三河国大浜の称名寺に対して、永正九年に松平信忠が「永正三年寅より巳之年（永正六年）以来、乱中之敵味方打死之面々為吊（巾）」に田地を寄進していること<sup>(22)</sup>とも符合する。三河の武士たちにとって、今川氏の侵攻は永正三年にはじまり、永正六年に一応の終熄を迎えた出来事なのである。今川氏を撃退し、それを追う形で遠江国境を越えた「三河衆」の攻勢がつづいたと考えれば、諸々の史料の語るところがうまく整合する。

すると、永正六年末から遠江西部の今川勢は、「何万騎立候共」と相当規模にのぼるとみられた「三河衆」による攻勢に対して、防備の態勢をとるようになっていたことになる。大河内貞綱の引間侵攻は、その最も先鋭な部分であり、史料七はそれを撃退した泰熙の活躍を描くことで、この「三河衆」との戦いを象徴に述べていたと思われる。

三河から遠江へ、かなり大規模な攻勢がかけられたとすれば、その国境地帯に勢力を有した戸田氏も無関係ではいられなかったはずである。さらに、両国の堺に位置し、南北に主要な交通路が位置する舟形山の確保は、今川氏にとっては三河からの進撃への防壁として、三河側からは遠江への攻勢の経路として重視されることになる。戸田氏による今川氏への敵対行動は、この段階で顕著になったと考えられる。前掲の史料四は、宛先が小笠原定基であることとあわせて、おそらく永正七年段階のものである。

### 三、浜名神戸と大福寺

永正三年（一五〇六）の今川氏による三河侵攻の時期に、戸田氏は遠江に所領を得ていたことが知られる。年次は不詳であるが、現地の武士である浜名政明が「以前田原仁当神戸中知行之時」と述べており、<sup>(23)</sup>浜名湖の北側に位置する浜名神戸の中に戸田氏の知行地が存在したことは確かである。戸田氏は代官の齋藤氏を送り込み支配を行なっていた。<sup>(24)</sup>この齋藤氏の存在が、戸田氏と今川氏の関係を考える場合のひとつの鍵となるように思われる。それを検討するために、まず齋藤氏が現地の大福寺との間で問題を引き起こしていた事実から述べていきたい。今川氏の下で浜名湖周辺の支配にあたっていた福嶋助春の一族である福嶋範能は

#### 史料八「福嶋範能書状」

去廿日御状、同廿二日令拜見候。仍代官齋藤被官、北原山切取、結句為相当門屋者はき取、打擲儀、言語道断儀候。同名左衛門尉（福嶋助春）留守の事候間、我々かた書状を遣候。依其返事田原（戸田憲光）へも可相届候。可被御心安候。……

十二月廿三日

玄蕃允（福嶋）範能（花押）

謹上 実相坊<sup>(25)</sup>

と大福寺側に述べている。おそらく戸田氏の支配が認められた浜名神戸に隣接する北原山にも、代官の齋藤氏が開発の手を伸ばしたところ、その地については大福寺が領有を主張し、齋藤側の不当を告発したものである

う。その訴えを受けた福嶋範能は、場合によっては代官の行為について戸田氏の責任を追及する姿勢も示していた。『静岡』『愛知』ともにこの史料の年次を永正四年十二月に比定している。ただし、この史料を含む「大福寺文書」の封紙の上書きは中身と不一致の状態になっているらしく、『静岡』では史料八と組み合わせられた封紙の「永（正）五正月状」を「懸紙は本文書のもの異なる」と注記している。一方、『愛知』はそれらの不一致を整理しようとしたらしく、史料八には「永正四極月状」と上書きのある封紙を組み合わせている。確かに「極月状」とある以上、十二月廿三日付の史料八と組み合わせることが妥当であり、筆者もこの史料を永正四年十二月のものとする比定に従う。多少の補足を加えれば、ここで福嶋側が「田原へも可相届候」と戸田氏との連絡を当然としている点も、戸田氏が反今川氏の姿勢を示す永正六、七年よりも以前の書状であることを示している。さらに、こうした大福寺の訴えに対して戸田憲光が、

#### 史料九「戸田憲光書状」

御状委細拜見申候。仍浜名之大福寺之中之賛寺号、并北原与申在所御寄進之由承候。彼在所之儀、二百年三百年之内、寺領ニ罷成候事なき由申候へ共、從上様（今川氏親）被成御判候由、蒙仰候間、不及是非渡申候。此間（旨カ）可預御披露候。将亦社家方之事、度々如申入候、自権太方長者御百性（姓）一人召置、以鐘（謹）責催促候。然共從豆州（伊勢宗瑞）御意候之由候間、不及菟角候。早々一途被仰付候ハ、可然存候。恐々謹言。

八月廿一日

弾正忠（戸田）憲光

謹上福嶋左衛門尉（助春）殿<sup>(26)</sup>

と反論している史料も参照したい。憲光は、かなり厳しく大福寺の行為を非難したものの、今川氏親が北原山を大福寺領とする判物を出していること、また伊勢宗瑞が大福寺による強制的な租税の徴収を認めていることなどに抵抗できず、結局は北原山から斎藤氏を撤収させている。ここで伊勢宗瑞の名前が出されているのは、これが宗瑞を指揮官とする今川勢の三河侵攻、すなわち永正三年から六年の間に懸かる出来事であったためと思われる。このようにみえてみると、やはり史料八は永正四年十二月廿三日に比定するのが妥当であろうし、史料九はその翌年の永正五年八月廿一日のものと考えて間違いはないであろう。

この時期に戸田氏が遠江に所領を得ていたのは、今川氏が三河侵攻を行なうにあたっての基盤固めの一環としての現象であった。今川氏親は永正二年二月、奥平貞昌に浜松庄周辺の所領を与えている。<sup>(27)</sup>史料二にみえるように、奥平氏も戸田氏とともに今川方に与っていた。戸田氏が浜名神戸を得たことも、奥平氏の場合と同じ文脈で理解できると思われる、今川氏が永正年間の初期に、三河の連携相手に領国内の所領を与えていたと想定することが妥当であろう。ここまで述べたことは、以下で今川氏と戸田憲光の衝突について検討するための前提としての事実確認である。

#### 四、戸田憲光の最期

こうした戸田氏の浜名神戸支配はいつまでつづいたのであるか。その点について考えることは、当時の戸田氏を襲った大きな問題を見出すことにつながると思われる。次の史料に注目したい。

#### 史料十「善勝書状写」

状之躰念入存候。此状ヲ被遣候而、とかく之儀被申候者、急度承候而 上意へ申候而、届可申候。

就御寺領之儀御札拝見申候。此儀ハ去々年治部卿罷下、御屋形様（今川氏親）へ申上候之処、被聞召分、御判を左衛門殿（福嶋助春）御奏者にて被申請、田原（戸田憲光）へも被申届候歟。今度就打死、代官斎藤方・おわら方、其方へ罷越、きふく（帰服）被申候由承候。如何様之時儀に候哉。無御心元候。左候者、拙者未申通候而、自此方不申候。ふきよくさい被申通候間、一筆を進候。尚々於此上堅被申候者、此使同道にて可有御越候。委細此使可被申候。恐々謹言。

十一月廿八日

一枝斎

善勝（花押影）

大福寺御同宿<sup>(28)</sup>

この書状は「田原」すなわち戸田氏への言及があり、また浜名神戸の代官である斎藤氏や近隣の大福寺が登場するなど、戸田氏関係の事実を探究する上で貴重な史料になると思われる。ただ、これを利用するためにはいくつかの課題が残ることも確かである。年次比定もなされておらず、また差出人の「一枝斎善勝」も管見の限りではほかに関係史料を見出すことができなかった。

ただ、手掛かりがないわけでもない。追而書を見ると、この善勝は「上意へ申」することができる立場のようである。この「上意」は、文脈から「御屋形様」すなわち今川氏親とみて間違いはないであろう。また、大福寺の僧が氏親のもとを訪れ、福嶋助春を経由して判物を得ていることも承知し

ているなど、氏親の近くに身を置いていたことが窺える。おそらく、この人物は右筆や御伽衆など、何らかの形で大名に近侍する存在ではなかったか。文中に出てくる「ふきよくさい」も同様であろう。筆者はこの書状を、大福寺がそうした側近を通して氏親の意向を尋ねようとした問題についての返書と考える。

年次については「去々年治部卿罷下、御屋形様へ申上候之処、被聞召分、御判を左衛門殿御奏者にて被申請、田原へも被申届候歟」の部分が参考になる。大福寺の僧である「治部卿」が氏親のもとを訪れ、寺領としての北原山などを判物によって安堵されたということであり、田原憲光にもそれが触れられたということであろう。そうであれば、前掲の史料九はこうした経緯によって憲光が北原を放棄せざるを得なくなった結果のものであったと考えられる。そこでの「従 上様被成御判候由、蒙仰候」が、こちらの「御判を左衛門殿御奏者にて被申請、田原へも被申届候」に当たるわけである。すでにみたように、永正四年末頃から北原山をめぐって戸田代官の齋藤と大福寺の相論があったのであるから、憲光の北原放棄はその翌年、永正五年のことと考えるのが妥当と思われる。それが「去々年」なのであるから、この善勝書状は永正七年末のもの、ということになる。

では、この書状のもととなった大福寺の「御札」は氏親のもとに何を伝え、意向を仰ごうとしたのか。善勝が「承」ったのは「代官齋藤方・おわら方、其方へ罷越、きふく（帰服）被申候由」であった。戸田憲光が浜名神戸に派遣していた代官の齋藤氏が大福寺に対して「帰服」したいと申し出た、ということである。<sup>(29)</sup>この「帰服」は大福寺に対してというよりも、今川氏に対してであろうし、だからこそ大福寺も氏親の間近にいる善勝にまず「御札」を送っていたと思われる。「おわら方」は未詳であるが、齋

藤氏同様に戸田氏の代官をつとめていた武士ではなからうか。こうした齋藤たちの動きに、善勝は「如何様之時儀に候哉」いったいなにごとであるか、と突き放す姿勢をみせ、自分からは齋藤たちへの連絡役になるつもりはない、ただ同僚の「ふきよくさい」はやってくれるであろうから、こちらに伝えておく、と述べている。

すなわちこの書状が語っているのは、永正七年末の時点で、浜名神戸における戸田氏の代官たちが今川方への鞍替えを求めようになっていた、ということなのである。「去々年」の永正五年、戸田氏は北原山から撤退せざるを得なかったが、浜名神戸にはなお代官を置いて支配をつづけていたことが分かる。その枠組がこの時に崩れ、代官たちが戸田氏を見限ることとなっていた。なぜそうなったのか、善勝はその理由を「今度就打死」き、と述べる。これは誰の「打死」を指しているのか。

その前からの文章の流れは「去々年」すなわち永正五年に大福寺の寺領について今川氏親が安堵の判物を出し、北原山を争っていた戸田憲光にもそれが示された、ということであった。そして今回「打死」したので代官の齋藤たちが……と話がつづく。この流れをみる限り、「打死」したのは「田原」と記される戸田憲光と理解するしかないであろう。おそらく、これまでに憲光が永正七年に没していたと説明されることはなかったと思われる。<sup>(30)</sup>しかし、史料十の内容と、それがどのような展開の中に位置づけられるのかを検討していくと、そうした結論に達せざるを得ないのである。このように考えると、善勝が齋藤たちの「帰服」を突き放して見ていることも、主人の「打死」によって不利な立場に置かれるとたちまちそれまでの態度を翻した姿に違和感を抱いたため、と理解できるであろう。



## 五、再び舟形山の戦いについて

ここで話を史料一の舟形山の攻防戦に戻したい。朝比奈泰以が戸田氏を撃退したとされるが、その際には泰以の軍勢が「大将兩人ヲ討取ル」と『今川家譜』に伝えられることもそこで触れた。これは「田原彈正忠・諏訪信濃守」を指すしかないのである。戸田氏の歴代も「彈正」や「彈正忠」を称したようであるが、<sup>(31)</sup>永正年間ということになると憲光と考えるしかないから、この時点で「田原彈正忠」が討ち取られたのであれば、それは憲光が「打死」したということである。このようにみていくと、永正七年（一五一〇）に書かれた史料十は、舟形山の戦いについての『今川家譜』の記述を裏付ける同時代史料ということになるのではなからうか。以上から、筆者は舟形山の戦いを永正七年に起こったものと理解している。それも、史料十の日付との関係で考えれば、後半から年末に近い頃のことであろう。おそらく、これまでにこうした見解が提示されたことはなかったと思う。では前後の状況からみて、こうした筆者の見方が成り立ち得るのであるか。

すでにみたように、永正六年末には後退する今川勢を追って「三河衆」が遠江へと侵攻していたようである。その先鋭な形が引間城への大河内貞綱の進出と、翌永正七年にかけての朝比奈泰熙との攻防であった。その過程では、三遠国境に位置を占める戸田氏が「三河衆」の一員となっていたことも自然な展開であったろう。一方、貞綱を撃退した今川氏にとって、そうした東三河の状況は、ようやく小康状態を取り戻したはずの自らの領国の隣接地域に、直接的な脅威となる敵対勢力が残ったままになっている、

ということに他ならない。それに対抗して、国境地帯に防備のための施設を置くことは十分に有り得たと思われる。それが舟形山に城を築き、多米又三郎を守将とすることであったのだろう。しかし、それは逆に、戸田氏にとっての脅威となり、その攻撃を誘発することになった。そこからさらに朝比奈泰以の反攻につながり、迎え撃った憲光が討ち取られる展開となったと考えれば、すべてのピースがはたかってくるようになる。この時期の三遠国境は、今川氏の三河からの敗退、遠江での「三河衆」による戦火の拡大と今川氏による鎮庄などの事態が相次いでいた。その中で、今川氏と戸田氏双方の危機感の連鎖が、舟形山をはじめとする国境地帯での戦闘を激化させていたのである。以上のように、筆者は舟形山の戦いを永正七年に位置づけることは、その前後における地域の動向とも矛盾しないと考える。

なお、筆者のように舟形山の戦いが永正七年のことであったとすると、なぜ今川方では朝比奈泰以が大将であったかという疑問が残るかもしれない。<sup>(32)</sup>この時にはまだ、朝比奈泰熙が存命であったことになるからである。これについて史料的に明確に答えることはできず推測を述べるしかないが、ひとつには総大将としての泰熙の役割は遠江西部から大河内氏をはじめ三河勢を撃退することで一段落となり、そのあとの三遠国境への派兵はむしろ残敵掃討として弟の泰以に委ねられたと考えれば不自然さはない。また、年末に逝去する泰熙の体調がすでにすぐれないものとなっていたのかもしれない。これらはいくまで推測に止まるが、そうした可能性がある以上は、泰熙の生前であろうとも泰以が三河派兵の大将となることを否定する必要はないと筆者は理解しており、それゆえ右述のような歴史像が諸史料の述べるところとより整合すると想定しているのである。

## 六、その後の西遠江と戸田氏

戸田憲光の戦没という大事件があったあとも、今川氏と戸田氏の緊張関係は継続していたと思われる。この時期、遠江西部が戦場となる状況はなかなか収まることはなかった。すでにみたように、大河内貞綱の引間侵攻と失敗、吉良義信が仲介しての貞綱の助命など一連の動きがあったのは、永正七年（一五一〇）のことであった。そのあとは、遠江回復を策す尾張守護斯波義達が貞綱とともに乗り込んでくるようになる。永正九年閏四月、駿河の伊達忠宗は前々年すなわち永正七年十二月以来の戦功をまとめ、今川氏に軍忠状を提出している。そこには、この一年半の間、斯波義達とその軍勢が浜名湖の北方を主要な舞台として活動していたことが詳しく綴られていた。<sup>(33)</sup>

永正十年、斯波義達が遠江に出陣し、浜松北方の深嶽（三岳）城に籠ったが、朝比奈泰以に攻められて尾張に撤退している。そして最大の戦いとなったのが、永正十四年（一五一七）の夏から秋にかけての引間城の攻防であった。泰以が周囲の敵城を掃討しつつ引間に迫り、六月から八月にかけて二月余りにわたる激戦がつづいたらしい。八月十九日に引間は落城し、大河内貞綱は戦没、斯波義達は捕らえられ出家させられた上で尾張に送還された。<sup>(34)</sup> これによって、今川氏が斯波氏を排除して遠江を支配する東海地域の勢力図が確定したのである。

こうした義達の活動地域をみると、おおよそ浜名湖の北側と、東側に当たる。尾張の斯波領国からそこに軍勢を送り込むためには、經由地の三河の東部で、今橋周辺から浜名湖の北と南どちらかに向かう道筋をとる必要

がある。いずれにしても、舟形山周辺やそれに連なる山々を確保しておくか、あるいはそこに駐屯する今川勢を排除するか、などの対応が必要になる。その過程では、さらなる戦闘が重ねられたと考えるしかない。ただ、その主力は戸田氏ではなく斯波氏となっていたのであるが、今川氏にとつては三遠国境地帯が不穏な状態のままであったことは同じであろう。そのため、永正十四年八月、斯波義達と大河内貞綱の脅威を最終的に除去することに成功した今川氏は、その余勢を駆ってであろう、この地域に大規模な軍事行動を展開したようである。それは次の史料から明らかである。

### 史料十一「戸田政光判物」

今度駿河衆郡内江乱入仕候時節、雑人共対御寺江申致不儀候事、無是非次第候。雖然愚拙疎略不存、其意趣数々度依申上候、被聞召分御堪忍忝奉存候。猶自今以後者堅申付、玉栄様御一行并祖父全久（戸田宗光）如置文、不可有相違所如件。

永正拾伍稔（戊寅）正月卅日 田原（言田）左近尉 政光（花押）

進上

長興寺参衣鉢侍者御中<sup>(35)</sup>

### 【一】の中は割書

長興寺は田原市内にあり、戸田氏からも保護を受けていた。そこに、戸田政光が、「駿河衆」すなわち今川勢の「渥美」郡内「侵入」にともない、自らの配下（「雑人共」）の濫妨行為があったことを詫言っている。永正十五年（一五一八）の正月のことである。その直前に今川勢の攻勢があったと

すれば、それは前年八月の引間城の勝利からほぼ連動した軍事行動であったということになる。

なお、この史料については、史料一と関連させて、舟形山の戦いを永正十四年末のこととし、そのあと今川氏（朝比奈泰以）の軍勢が「奥郡」（渥美半島）に攻め入った、という流れで捉える見解がある。<sup>36</sup>史料一と史料十を一を連関させ得るとの見通しは確かに鋭いものである。ただ、この二つの史料が直接につながることは自明ではなく、あくまでひとつの想定であると思う。筆者が述べ来たったこともまた、一個の推測にすぎないのであるが、それでも史料十が永正七年のものである以上、舟形山の戦いもその時点でのことと位置づけることがより整合的なのではないかと考える。おそらく、永正六年以降ずっと三河方面からの脅威にさらされていた今川氏が、それに反撃することも含めて国境地帯の戸田氏の支配地近くまで戦線を広げることは、小規模なものであれば実際には珍しくない出来事であったろう。それに対して永正十四年の今川氏の攻勢は、たとえ舟形山の戦いに関わらなくとも、斯波・大河内に最終的な勝利を収めた直後のものであったために、それまでにないほど大規模なものとなり、史料十一が出されるような展開につながったと、筆者は理解している。

### おわりに

渥美郡など三河の東端に勢力圏を持つ戸田氏は、遠江をめぐる状況からさまざまに影響を受けざるを得なかった。永正年間は、その前半に今川氏の三河侵攻と撤退、「三河衆」による遠江への反攻、後半には大河内貞綱や斯波義達などの遠江への侵攻と敗退という大きな出来事が繰り返されて

いた。どの場合にも、戸田氏が無関係のままであることは困難であったと思われる。その中で、当初は今川氏と連携していた戸田氏は、やがて三河からの反攻とともに反今川氏の姿勢を明確にしていた。ただ、その直後には三遠国境の舟形山をめぐる攻防の中で、当主の戸田憲光が戦没している。後継の政光は、おそらくそののちも反今川氏の姿勢を維持していたであろう。永正十四年まで、尾張、三河方面からの遠江侵攻が繰り返されており、それらの勢力が戸田氏の援護に期待するところは大きかったと思われる。それだけに、今川氏が最終的に遠江支配を確立した段階で、戸田氏は強い攻勢にさらされることとなった。筆者はこうした展開を想定することが、諸史料の語るところと最も整合的であると考えている。

このように当時の戸田氏が置かれていた立場に着目しながら、その周辺の動向にも視野を広げていくと、永正年間とは遠江と三河、すなわち今川氏と三河諸勢力の力関係が大きく変動し、以降の歴史につながる枠組があらわれてくる段階であったと位置づけることが可能であろう。永正三年の頃には今川氏が三河に侵攻し、矢作川近くまで進出して松平氏を中心であった岩津家を滅ぼしたともいわれる。しかし、間もなく今川勢は三河からの撤退に追い込まれ、逆に遠江へと侵攻する三河勢の脅威に何年にもわたってさらされつづけることになった。確かに今川氏はそれを撃退しつづけているし、今日のわれわれもそうした史料に接しているため今川氏の優勢というイメージを持ってしまいそうであるが、冷静に考えれば今川氏は三河に対してほぼ受身の状態に置かれているのである。永正十四年こそはそうした展開に最終的な決着がつけられた時期なのであり、そこで今川勢が戸田氏領の奥深くへと侵攻したことを記している史料十一は、今川氏が遠江の領国化を完成させ、もはやそれまでのような三河からの侵攻を許さ

ず、逆に三河へと兵を進める態勢を築き上げたという、東海地域の歴史構造の転換を象徴的に示すものではなからうか。この段階を経ることによって、天文年間における松平氏や三河諸勢力の動揺とそこに介入する今川氏の立場が用意されていったといえよう。そうした永正年間の歴史的段階を具体的に捉えていくための切り口として、戸田氏とその周辺を位置づけることが可能であり必要であろうと筆者は考えている。

ただ、この時期の戸田氏について語るための史料には、史料一や七のような紀行文や、史料二以下のような書状が多く、その年次比定も容易ではない。これまでも、そのための作業が必ずしも詰められておらず、重要な史料についても、用い方に一考を要したり、使用されないままになってきたりした部分があったと思われる。筆者なりにそうした点に留意して検討を進めてきたつもりであるが、なお不十分な点も残っている。大方のご批判を仰ぎたいと思う。

- (1) 戸田氏関係の文書史料については、新行紀一氏「近世における戸田氏研究」(『愛知県史研究』創刊号、一九九七年)が簡潔にまとめている。
- (2) 静岡県、一九九四年。
- (3) 愛知県、二〇〇九年。
- (4) 近年では、山田邦明氏「戦国時代の東三河―牧野氏と戸田氏―」(あるむ、二〇一四年)、『愛知県史 通史編3 中世2・織豊』(愛知県、二〇一八年。以下『愛知通史』と略記する)など。
- (5) 戦前には大口喜六氏『国史上より見たる豊橋地方』(新訂増補豊橋市史談刊行会、一九三七年)、戦後にも『豊橋市史 第一巻』(豊橋市、一九七三年)などが戸田氏について紙筆を割いている。
- (6) 『静岡県史 資料編7 中世3』六七五号史料(以下、『静岡』六七五のように略記する)。『愛知県史 資料編10 中世3』八八〇号史料(以下、『愛知』

八八〇のように略記する)。

- (7) 静岡県、一九九七年。
- (8) 『静岡』六七六。
- (9) 『静岡』四〇六。『愛知』六八八。
- (10) 『静岡』四一〇。『愛知』六九二。
- (11) 『新編岡崎市史 中世2』(岡崎市、一九八九年)五四五頁以降。
- (12) 『静岡』六七七。『愛知』八八一。
- (13) 『静岡』『愛知』ともに、この氏親書状を、渥美郡侵攻の史料に懸けて永正十五年部分に収めている。
- (14) 『越前勝山小笠原家譜』(『信濃史料 第十巻』所収、三三二頁。信濃史料刊行会、一九五七年)。
- (15) 拙稿「永正前後の吉良氏について」(『尾張・三河武士における歴史再構築過程の研究』平成16年度〜平成18年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書、二〇〇七年)。
- (16) 『静岡』五二八。
- (17) 『静岡』五三〇。
- (18) 『静岡県史 通史編2 中世』(以下、『静岡通史』と略記する)五三〇頁。
- (19) 『愛知通史』はこれらを永正十年の出来事と関連させて取り上げる(六一頁)が、それでは泰熙の没後となってしまうため従えない。
- (20) 『静岡』五三三。『愛知』八五一。
- (21) 『静岡』五三二。
- (22) 『愛知』七七五。
- (23) 『静岡』四五四。『愛知』七二二。
- (24) 『静岡通史』は斎藤氏を今川氏の「御料所」の代官とする(六七六、七頁)が、諸史料を読む限りでは、そうした理解は困難であると思われる。
- (25) 『静岡』四四二。『愛知』七二〇。
- (26) 『静岡』四五二。『愛知』七二三。
- (27) 『静岡』三八一。『愛知』六六〇。
- (28) 『静岡』四四七。『愛知』七一六。
- (29) この「きふく」を筆者のように「帰服」ではなく、「忌服」として斎藤氏や「お

わら」氏が大福寺に対し主人の喪に服したいと申し出た、とする解釈もあろうか。ただ、筆者はそうした解釈をとらなかつた。喪に服するということであれば、それは基本的には大福寺との折衝で済む話ではなからうか。わざわざ氏親のもとまで問い合わせる必要があるのか疑問が残る。また、服喪を口実とした今川氏との停戦のための仲介を大福寺に求めたのであれば、大福寺は現地の司令官である朝比奈氏のもとに問い合わせたのではなからうか。それがわざわざ氏親に使者を送ったのは、斎藤氏などの求めたことが、今川氏そのものへの鞍替えであったためと思われる。さらに、斎藤氏たちが「打死」した主人の喪に服するというのであれば、それ自体は自然なことであらう。仮に大福寺がなんらかの理由で氏親のもとまで問い合わせたとしても、それを受けた善勝ひいては氏親が「如何様之時儀に候哉」と困惑する必要はなかつたと思われる。今川氏への「帰服」であるからこそ、それが信頼できることなのか、現地の状況はどうなっているのか、と説明を求める必要があつたのではなからうか。以上のような理由から、筆者は当面は「帰服」の解釈をとるものである。

(30) 『寛政重修諸家譜』では憲光が「永正十年十一月朔日」に没したと記す（『寛永諸家系図伝』では没年の記載はない）。こうした後世の記録も史実を探る上で貴重であるし、十分に尊重されるべきものと考えるが、同時代史料によってそれと異なる情報が得られる場合には、改めてその限界を認識することも重要であらう。

(31) たとえば『愛知』二〇八では伊勢内宮の祢宜が神領回復を「富田（戸田）弾正殿」に訴えているが、文明十三年（一四八一）という時期からみて、これは憲光の父である戸田宗光であらう。

(32) 糟谷幸裕氏「三河舟方山合戦の時期について」（『戦国史研究』三七、一九九九年）。

(33) 『静岡』五六三。

(34) 『静岡』六五五。『愛知』八五一。

(35) 『静岡』六七四。『愛知』八七八。

(36) たとえば前掲（注4）山田氏『戦国時代の東三河』二六、七頁。

（愛知教育大学教育学部）

## 創業期挙母自動車工場等への電力供給問題

浅野 伸一

はじめに―問題提起と分析視角―

本稿では、株式会社豊田自動織機製作所（以下豊田自動織機と記す）が設置した挙母自動車工場<sup>(1)</sup>への電力供給がどのような経緯で進められ、どのような問題が起き、地域の電力事業にどのような影響を与えたかを検討する。挙母自動車工場の設置過程に関しては、同社やトヨタ自動車工業の社史などに多くの記述があるが、電力供給面についてはあまり取り上げられてこなかった。とはいっても、豊田自動織機にとって、電力供給問題に関心がなかったわけではない。それどころか、安価で安定した電力調達に向けた供給会社選定の努力が一貫して追求されていたのである。また結果からみると、挙母自動車工場は東邦電力によって供給されたので、自然な形で決定されたように見える。しかし、それに至るまでには、新興会社である矢作水力と、岡崎に本社を置く中部電力との間に電力供給をめぐる激しい係争問題が起き、挙母自動車工場の計画自体にも影響を与えていた。

挙母自動車工場への電力供給問題に関する研究は少ないと述べたが、今回の検討で特に注目したのは、二つの先行研究である。第一は内川隆文「1930年代逋信省電力行政の変遷―中部電力・矢作水力間の紛争をめぐる革新官僚・大和田悌二の言説を中心に―」<sup>(4)</sup>（以下内川論文）である。

内川は「大和田悌二日記」<sup>(5)</sup>を基礎資料としながら、電力供給に関わる矢作水力と中部電力（岡崎）との係争問題を取り上げ、電力政策に与えた影響や、仲介にあたった名古屋逋信局長、大和田悌二<sup>(6)</sup>の電力思想について論じている<sup>(7)</sup>。内川論文で紹介された「大和田悌二日記」は、挙母自動車工場への電力供給をめぐる係争問題についての詳細な経緯を記した貴重な史料である。ただ、内川論文では、矢作水力への特定供給申請に至る経緯など挙母自動車工場自体については踏み込んだ検討が行われていない。第二は、由井常彦「三井物産と豊田佐吉および豊田式織機の研究―豊田紡織工場から豊田紡織株式会社の支援―」<sup>(8)</sup>である。由井は豊田紡織の成立過程を詳細に検討し、豊田紡織の時代から動力問題への積極的な取組みのあったことを指摘し<sup>(9)</sup>、挙母自動車工場の電力供給に関し、豊田系企業を一体的に検討する必要性を示唆している。

これらの先行研究で提起された課題や積み残された課題について、本稿では次の二つの視点から検討を進める。一つは、豊田紡織から豊田自動織機を経てトヨタ自動車工業に至る事業展開のなかで、電力問題がどのように推移したかを検討する。挙母自動車工場は、豊田自動織機において計画され、また豊田自動織機は豊田紡織の織機部門を分離して設立された会社である。これら豊田系の事業は豊田佐吉、豊田利三郎、豊田喜一郎の事業として一体として経営が進められた。豊田系の事業を連続性のなかで検討

することで、単独の検討では見えにくかった電力問題に関する経営姿勢や、電気事業や電力政策に与えた影響が明らかになるであろう。

もう一つの視点は、供給事業者の選定がどのように行われたかを確認し、そうした経営判断が電気事業や電力政策にどのような影響を及ぼしたかに注目することである。名古屋時代、刈谷時代の豊田系諸会社に対して、電力会社は自由競争のなかで受注に向けてしのぎを削り、また挙母自動車工場時代には、改正電気事業法のもとで、特定供給許可をめぐり当局を巻き込んだ抗争が展開された。こうしたなかで、豊田系の工場と電力会社の間で何が起き、どのように対処されたかなど、両者の関係性について検討を行う。

このように、本稿では受電先をめぐる豊田系事業における連続性と、豊田系企業と電力会社側との関係性という二つの視点を持ちながら、名古屋時代（一九一二年以降）の豊田紡織、刈谷時代（一九二六年以降）の豊田紡織・豊田自動車工業、そして挙母時代（一九三三年以降）の豊田自動車工業のトヨタ自動車工業の三ケースについて検討する。<sup>(10)</sup> 検討にあたっては、豊田関連事業の文献・資料を電力供給面から再点検するとともに、『矢作水力十年史』<sup>(11)</sup>や同社の営業報告書に記された営業関係の記述、名古屋通信局編『管内電気事業要覧』の第二種自家用事業者一覧表の受電データ、あるいは一九三〇年代中期の電気事業の動きをまとめた『電気年報』<sup>(12)</sup>などをもとに、挙母自動車工場等の電力供給問題を検証する。

## 1 豊田紡織株式会社の設立と電力利用

一九一一年一月、欧米視察から帰国した豊田佐吉<sup>(13)</sup>は、新たな決意をもつ

て、自動織機の完成に向けて再スタートを切る。一九一二年九月には、自動織機の試験工場を兼ねた織布工場として、豊田自動織布工場を愛知郡中村<sup>(15)</sup>（現名古屋市西区則武新町）に建設する。織機一〇〇台（うち試験用八台）からスタートし、増設を重ねて一九一四年には紡機六〇〇〇錘を備える工場となり、紡織一貫の運転が行われ、同年二月には豊田自動織工場と改称している。

当初、動力織機は蒸気機関<sup>(16)</sup>によって運転されていたが、一九一五年三月にスイスのスルザー・ブラザーズ社製の発電用蒸気機関を用いた自家用火力（三〇〇キロワット）を設置するとともに、名古屋電灯からの受電（七五〇キロワット）も開始し<sup>(18)</sup>、電気動力への切替えを進めた。こうした生産体制のもとで第一次大戦ブームが発生し、事業は大きく発展をとげ、一九一八年一月二十九日には豊田紡織株式会社（社長豊田佐吉、以下豊田紡織と記載し、工場は名古屋工場と記載する）が設立

される。当初は、電力の三分の一が自家発電でまかなわれていたが、燃料価格の高騰により受電分が次第に拡大し、一九三三年には九九六キロワットへと受電分が増えている（表1参照）。<sup>(19)</sup> しかし、名古屋電灯やその後身となる東邦電力の電力料金や不安定な電力供給に不満があったため、

表1 豊田紡織名古屋工場の電力供給状況

（単位：kW）

	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年
自家発電	300	300	300	300	300	300	300
受電	750	750	750	996	996	1,150	1,150
供給会社	名古屋電灯	関西電気	東邦電力	東邦電力	東邦電力	日本電力	日本電力

（注）工場への電力供給に関する施設認可1914年10月10日、使用開始1915年3月16日。1925年5月日本電力へ受電切替え。関西電気、東邦電力は名古屋電灯が発展する形で設立された同一系統の会社。数値は各年末。（出典）名古屋通信局『管内電気事業要覧』第2回～第8回。

一九二三年八月三十日に日本電力が新興の電力会社として名古屋市および周辺地区に五〇馬力以上の動力需要家への供給が許可<sup>(21)</sup>されると、より安価な電力を求め、一九二五年五月に東邦電力から日本電力へと切り替えている。このとき、姉妹会社であった菊井紡織（一九一八年三月設立）や、豊田佐吉の友人で自動織機の購入者でもあった服部兼三郎<sup>(22)</sup>が経営する株式会社服部商店の桜田工場・熱田工場など、名古屋地域全体で約一万キロワットの電力が日本電力に切り替えられたとされる。日本電力の進出を許したのは、一九二一年二月に大同電力が発足し名古屋向けに送電していた木曾川系の電力が大坂方面に向けられたことや、発足後の東邦電力が東京進出に力を注ぎ、名古屋市場がおろそかになったことも影響していた。こうした大口工場の動きは、発足直後の東邦電力の経営に大きな影響を与えかねない状況となっていた。東邦電力は、一九二四年三月三十日、日本電力とこれ以上の競争を避けるため、同年十月の五〇〇〇キロワットに始まり、最終一〇万キロワットに達する長期の需給契約を結んだ。また、それまでの大同電力に依存した供給体制から飛騨川の水力開発や名古屋火力発電所<sup>(23)</sup>の建設など自主電源の開発を推進するなど、営業方針や供給体制の見直しを進めた。

## 2 刈谷地区への事業展開と矢作水力

豊田佐吉は完全な自動織機完成への強い思いから、自動織機だけを大量に配置した工場が必要だとして、一九二六年一月、刈谷町に営業用試験工場を設けた<sup>(24)</sup>。これを機に刈谷町には豊田関連の工場が次々に設置され、豊田系事業の製造拠点となっていく。この刈谷工場には、自動織機の試験

運転に必要な良質な繊維を生産する紡績工場も設置され、工場の運転に必要な電力は矢作水力から受電した。刈谷町が岡崎電灯の供給エリアであるにもかかわらず、名古屋工場の日本電力への切替えと同様、新興会社である矢作水力を選択したのは、良質で低廉な電力供給に対する豊田紡織の強い思いが反映していた。

当時、岡崎電灯では、地元の織布工場からの電力供給の要請に応えられず、地元の織物同業組合からは他会社からの供給を求める陳情が出されていた。一九一九年三月に設立された矢作水力（社長井上角五郎）は、こうした岡崎電灯の状況を見て、西三河地域の工場向け電力供給の許可を通信大臣に申請し、一九二一年一月、岡崎市、碧海郡矢作町、宝飯郡蒲郡町・三谷町などに、五〇馬力以上の動力供給という制限付で供給許可を得た<sup>(25)</sup>。矢作水力は、矢作川上流域で、七か所、二万七四三〇キロワットの発電所を建設し、名古屋・三河方面の工場への電力供給や、電力会社への卸供給を行い、矢作川関連では最大の発電会社となる。

矢作水力からの受電に関連して、豊田系企業と矢作水力の間に生じた二つの動きを確認しておきたい。一つは、豊田紡織の名古屋工場における日本電力への受電切替え時期との関連である。日本電力は一九二三年八月に名古屋地区の電力供給が許可され、需要家争奪戦を経て、一九二四年三月に東邦電力と最終一〇万キロワットの長期需給契約を結んでおり、豊田紡織の名古屋工場とはこの間の一九二三年に契約していることになる。他方、『矢作水力十年史』<sup>(26)</sup>によると、矢作水力は一九二三年四月に真弓発電所（五〇〇キロワット）が完成し、豊田紡織と一三〇〇キロワットの契約を結び、この年から刈谷工場へ一〇〇キロワットの供給を行ったとされる。二つの需給契約はほぼ同じ時期に検討され、締結されたことになる。しかも



いずれも地元へ供給権を有する会社ではなく、新たに進出した卸売会社という点で共通性を有していた。ここから、受電会社選定に關し、電気事業の供給秩序よりも安定かつ低廉な電力供給の追求という同社の姿勢が明確に窺われる。

次に供給側の矢作水力にとっても、地元会社区域への侵入は容易ではなく、受注に向けてさまざまな努力や工作が行われた。電力はキロワット時あたり一錢五厘<sup>(27)</sup>という低廉な価格で供給され、後述のように豊田紡織側からも評価されていた。また、発足時の矢作水力には、豊田佐吉の親友であった服部商店社長<sup>(28)</sup>の服部兼三郎が取締役役に就任していた。服部は「まだ無名の（豊田）佐吉と肝胆相照らす仲となった。そして（明治）二十九年佐吉が彼にとつて最初の本格的發明といえる「木製小幅動力織機」を完成するや、これを自分の抱える賃機屋に大量に導入した<sup>(29)</sup>」ほか、豊田利三郎と愛子夫人の媒酌人でもあった。矢作水力創設の中心となった福沢桃介<sup>(29)</sup>は、服部の事業である岡崎紡績<sup>(30)</sup>への電力供給とともに、服部の持つ人脈を通じた事業拡大を目指したのである。

表2 刈谷地区豊田系企業の矢作水力との契約状況

(単位：kW)

	使用開始	1927年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年
豊田紡織刈谷工場	1924年4月21日	1,300	1,300	1,300	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
豊田自動織機	1927年3月28日	200	600	600	1,400	1,400	1,400	2,900	3,700
中央紡織	1930年5月6日			600	1000	1,000	1,000	1,000	2,000

(注) 12月末の契約kW。1927年の豊田紡織刈谷工場の契約容量(1,300kW)は『矢作水力十年史』により修正。1928年のデータは原資料に掲載されていない。

1927年以前の豊田紡織刈谷工場の契約容量は、1924年100kW、1925年100kW、1926年650kW。

(出典) 名古屋通信局『管内電気事業要覧』第9回～第16回。

一九二四年四月二十一日から矢作水力による豊田紡織刈谷工場への電気供給が始まる(以下表2参照)。受電量は、同年四月に一〇〇キロワット、一九二六年に六五〇キロワット、そして一九二七年九月には一三〇〇キロワットへと増えていく。また一九二六年十一月十七日に自動織機の製作・販売部門を独立させて豊田自動織機が設立され、豊田紡織刈谷工場に隣接して工場が設けられた。豊田自動織機の電力契約は、一九二七年三月の二〇〇キロワットに始まり、一九二九年二月には六〇〇キロワットへ、そして一九三一年末には一四〇〇キロワットへと増える。さらに一九三四年に刈谷工場での自動車製造が始まると、電炉用を含め二九〇〇キロワットが受電され、さらなる増量<sup>(31)</sup>も見込まれていた。また、一九二九年三月十九日には、東洋綿花と共同で刈谷駅の北側に中央紡織が設立される。中央紡織は一九三〇年五月六日から六〇〇キロワットを受電し、その後一九三一年に一〇〇〇キロワット、一九三五年に二〇〇〇キロワットへと受電量が拡大していった。

これらの会社への電力はいずれも矢作水力から供給された。矢作水力では、一九二四年三月に刈谷町大字刈谷字山の神に刈谷変電所を建設し(七五〇キロボルトアンペア×三基)、一九二七年九月には、豊田自動織機や中央紡織の新增設に対応して二〇〇〇キロボルトアンペア×三基へと増設している<sup>(32)</sup>。

### 3 挙母自動車工場の電気供給

#### (1) 自動車製造への取組み

自動車製造事業への進出は、豊田佐吉の長男、豊田喜一郎<sup>(33)</sup>の強い熱意に

よるものであった。「故豊田佐吉ハ豊田自動織機製作所設立直後（昭和二年頃）既ニ自動車工業着手ノ意図ヲ有シ」（トヨタ自動車工業株式会社設立趣意書）<sup>(34)</sup>、喜一郎自身も父佐吉の志を受けついでと語っている<sup>(35)</sup>。また喜一郎が一九二九年十月から一九三〇年三月にかけて欧米を視察した際に、繊維機器メーカーとして世界をリードしたプラット社の衰退ぶりを目の当たりにして、自動織機だけでは将来の発展を期しがたいと考えるようになったのも大きな動機となった。

自動車製造の研究は、まず喜一郎の個人研究として始められ、一九三三年九月になって豊田自動織機内に自動車部が設置される。翌一九三四年一月には資本金を一〇〇万円から三〇〇万円へ増額するとともに、定款を變更して事業目的に「原動機及運搬機械

ノ製作販売」製鋼製鉄其ノ他ノ業務」が加えられ、会社として自動車製造を正式に位置づけた。同年三月には、刈谷工場内に試作工場を、七月には製鋼所を設置するなど、自動車製造に向けた体制が着々と整備された。製鋼所は自動車部品の自社生産を目的に設置されたもので、鑄鉄用に三トンおよび一・五トンの電気炉を備え、さらに三トンの電気炉増設が計画されていた。大量に電力を使用する電炉の運転には、安定かつ低廉な電力供給がとりわけ重要であった<sup>(36)</sup>。



自動車試作工場（愛知製鋼 刈谷工場内）

一九三三年十一月に挙母町に工場用地買収の斡旋を依頼し<sup>(37)</sup>、挙母町長中村寿一との間で工場用地買収に関する申合書<sup>(38)</sup>が交わされ、一九三四年七月三十日に社内決裁も得られた。同申合書は、左記のように、一九三四年九月末迄に工場用地五〇万坪以上の引渡しを約束されており、豊田自動織機ではこれをもとに自動車工場の建設計画を進めた。

一 挙母町ハ挙母町地内（中略）ノ土地ヲ、工場用地トシテ五十万坪以上取纏メ、昭和九年九月末日迄ニ豊田自動へ譲渡スルコト。

二 分譲土地ハ家屋ヲ除ク地上物件ヲ含ムモノニシテ、坪当り平均金式拾銭以内ノ価格ヲ以テ豊田自動ニ譲渡スルモノトス。

（以下略）

## （2）電力供給をめぐる抗争

刈谷工場への電力供給は矢作水力から受電することに問題なく決定したが、これに対し挙母自動車工場の場合は係争化する。この理由を明らかにするため、二つの事情を確認しておきたい。

第一に、従前は重複供給が認められており、需給両者間で合意すれば他社の介入する余地はなかった。しかし、一九三二年四月に、電力地域独占の原則のもとに電気事業法が改正公布されて、以後は原則重複区域の設定はしないこととし、「他の事業者の供給地に侵入して電力の供給<sup>(39)</sup>」を行う特定供給は、需要の具体的なケース毎に判断し、必要やむをえない場合にかぎり認めるといふ、通信省の許可事項となった。挙母自動車工場の場合、許可基準の「确实又ハ低廉ナル電力ヲ特ニ必要トスル事業ニ対シ当該地域ノ供給事業者ヨリノ供給ガ不適當ナルトキ」とする条項が適用できるかどうか争点であった<sup>(40)</sup>。

第二は、挙母工場問題の発生に先立ち、一九三三年一月から日清レイヨン岡崎工場<sup>(41)</sup>への特定供給をめぐって矢作水力と中部電力（岡崎）の間で係争問題が起きていたことである<sup>(42)</sup>。この係争は、一九三三年六月二十八日、愛知電気鉄道社長藍川清成の仲裁<sup>(43)</sup>により、中部電力（岡崎）経由で矢作水力が日清レイヨンに供給することで決着をみていたが、解決にあたり今後は営業区域を遵守するとの協定が交わされていた<sup>(44)</sup>。

日清レイヨン問題が決着して一年半後の一九三四年末、矢作水力と豊田自動織機との間で、挙母自動車工場に関する電力需給の仮契約が結ばれる。矢作水力は、一九三四年十二月五日、挙母自動車工場の電力供給は同社が行うことになったことを中部電力（岡崎）に通告し、ここに両社の抗争が再燃した。以後の電力供給問題に関わる経緯は、前掲「大和田悌二日記（一）」および内川論文でも紹介されているが、大要を表3による挙母自動車工場をめぐる紛争経緯<sup>(45)</sup>に整理した。

挙母自動車工場への供給が、挙母町に電力供給権を有する中部電力（岡崎）ではなく、新興の卸売会社である矢作水力が選定された理由について、豊田紡織社長の豊田利三郎<sup>(46)</sup>は、自分は東邦電力の監査役なので、その関係会社である中部電力から購入すべきかもしれないが、事業のためには安価な電力が必要であるとして、次のように語っていた<sup>(47)</sup>。

自動車工業の国家的使命自覚の下に、他事業の利益にて採算無視、自動車国産化促進の為、全力を尽す考へなるに付ては、電力料金の面でも氏の素志貫徹に協力ある様、当局の斡旋を得度し。自分は東邦電力の監査役として、子会社中部電力を扶け度きも、私情は抛つとも、事業の為安価の電力を受くる要あり、現在刈谷にて電炉にて自動車用の鋼材を製造し居るが、矢作水力の特定供給には満足し居れり

一九三四年十二月十八日、中部電力（岡崎）は矢作水力の挙母自動車工場への供給は、申合せに反し承服できないと嚴重に抗議したが<sup>(48)</sup>、翌一九三五年一月十五日、矢作水力は逋信省に特定供給申請を行った。このため中部電力（岡崎）は、紳士協定にも特定供給許可基準にも違反するとして逋信省に陳情書を提出し、監督官庁を巻き込んだ係争となった。

名古屋逋信局の大和田局長は自動車製造は国策上必要な事業であるとして、一月十一日の記事（表3）にあるように、当初から特定供給の適用に前向きな姿勢を示した。監督官庁が豊田自動織機寄りの姿勢を示したにもかかわらず、中部電力（岡崎）が強く抵抗したのは、次の工場進出でも同じことが繰り返されるのを牽制する狙いもあったと思われる。交渉は大和田逋信局長の積極的な仲介で進められ、二月十八日から二十六日にかけて挙母自動車工場に必要な電力は矢作水力から中部電力に供給し、中部電力から同工場に供給するという方法で合意に近づき、三月三十日の記事に見るように、残る問題は、①両社の受電地点をどこにするか、②電力料をいくらにするかといった点に絞られていた。

このようななか、豊田自動織機では、用地交渉の遅延と併せ、電力受電問題の難航などを理由に、挙母自動車工場の計画を見直し、当面刈谷地域で製造することを決め、特定供給の申請は一旦白紙に戻った。契約取消しを伝える中村寿一町長宛文書は次のとおりである<sup>(49)</sup>。

拝啓益々御清祥之段奉慶賀候 陳は予て御高配を煩はし居る工場敷地の件、御配慮の程を十分御察申上居候得共、何分登記手続き延引に延引を重ね候為、時機を失し事業計画上支障不少、今後四偉<sup>マ</sup>の状況如何によりては工場建設覚束なく工場用地として御契約存続致兼候間、甚だ恐入候得共、此際工場敷地としての御契約御取消被下度此段以書中

表3 「大和田悌二日記」による挙母自動車工場受電をめぐる紛争経緯

年月日	記 事
1935年1月11日	小山電気課長から挙母自動車工場への電気供給をめぐる係争の報告を受ける。豊田自動織機社長豊田利三郎と面談、国家に必要な事業として挙母自動車工場建設への協力を約束。
1月15日	矢作水力、豊田自動織機挙母自動車工場への特定供給許可申請書を提出。
2月18日	中部電力（岡崎）社長高石弁治の来局を求め、矢作水力から受電し挙母自動車工場へ供給することで、供給区域独占の確保を勧める。
2月25日	中部電力（岡崎）会長藍川清成と面談、矢作水力から3000kWの電力購入を提案。藍川会長は東邦電力（親会社）と協議の上回答すると答える。
2月26日	矢作水力杉山副社長と面談、中部電力（岡崎）経由での挙母自動車工場への電力供給を提案。杉山副社長は当局に一任と回答。
2月27日	新愛知新聞有吉記者に「事業の重要性に鑑み特定供給も考慮」と語る。
3月2日	豊田自動織機社長豊田利三郎と面談、豊田利三郎社長は「自分は東邦電力の監査役として子会社中部電力を扶けたきも、事業のため安価な電力を受くる必要あり。刈谷工場に供給している矢作水力の特定供給は満足している。」と述べる。自分からは「豊富低廉正常なる電力供給に協力を惜しまない」と伝える。
3月5日	本省に出張。清水電気局長ほか挙母自動車工場に対する供給問題の現状を報告。名古屋通信局の方針での処理に賛同を得る。
3月12日	名古屋新聞長坂記者、新愛知新聞有吉記者から、挙母自動車工場の現状につき取材される。（3月13日掲載）
3月22日	中部電力（岡崎）藍川会長、高石社長来局。矢作から3000kWを受電すると回答。
3月23日	矢作水力杉山副社長来局。中部電力（岡崎）が矢作水力からの電力を購入し挙母工場へ供給するとの意向を伝える。杉山副社長同意、中部電力（岡崎）への妥当な料金が課題と述べる。
3月30日	中部電力高石社長、矢作水力杉山副社長来局、3000kWの受電について協議。手数料および受電地点については意見纏まらず。
4月4日	名古屋通信局において、矢作水力と中部電力（岡崎）で両者間の受電条件について協議。
4月12日	中部電力（岡崎）は特定供給と誤解を招くので挙母での受電は受入れられないと回答。
4月13日	名古屋通信局において、矢作水力、中部電力（岡崎）が協議。電力の供給は電炉用に限定せず一般価格で売却することで大筋合意。また挙母受電は行わないこととなった。
4月23日	中部電力（岡崎）高石社長から受電場所は刈谷変電所で2000kW、戸崎変電所で1000kWを受電と回答。料金については1kWh1銭6厘を希望。（矢作水力は1銭8厘を主張）
5月1日	矢作水力杉山副社長に中部電力（岡崎）からの申出を伝え、今後は両社間での直接交渉を要請。このとき、杉山副社長から、挙母工場断念の記事があるとの報告を聞く。
5月2日	矢作水力杉山副社長から、「豊田自動織機では①紡績業の不振、②工場用地取得問題の難航もあり、巨額投資への慎重論が出ている」と報告を受ける。
5月9日	「挙母工場計画は中止し、刈谷にて試作を続け、後日を期す。理由は用地取得問題、電力の供給問題もあり、巨額投資は自重する」と、小山電気課長から来信。
5月20日	矢作水力杉山副社長来局、挙母自動車工場の特定供給申請取下げを決定と報告あり。
6月3日	豊田自動織機、挙母自動車工場の特定供給による受電申請を取下げ。
7月2日	豊田自動織機豊田利三郎社長来局、挙母自動車工場の特定供給取下げにつき説明を受ける。

四月二十一日

(3) 刈谷組立工場の建設

挙母工場から刈谷組立工場への方針転換の理由について、「大和田悌二日記」の一九三五年五月九日付の記事では、巨額の投資への慎重論が社内を高まり、「電力供給上の紛糾も五月蠅き口実の一となり、一先づ自重する説が大勢を支配し、五月二十四日附申請書の取下げとなり、本件は白紙還元せり」との名古屋通信局小山電気課長の来信(報告)を記載している。

また七月二日に来局した豊田紡織社長の豊田利三郎は、計画中断の理由について「自動車事業は、挙母用地に問題生ぜること、矢作・中部の電力供給の紛争も双方義理あり、結局尚鋼材の質等検討を要し、今暫く刈谷にて研究をつづけること、し、後日を期すること」と大和田局長に説明している。すなわち、社内には財閥系企業でも取り組んでいない自動車事業への進出に慎重論があり、工場用地の取得難、電力供給問題の難航を理由に、挙母工場での自動車製造計画は一旦中止し、刈谷町に組立工場を設け、自動車製造を推進することになった。

刈谷での組立工場設置に切り替えたのは、豊田自動織機にはゆつくりできない事情があったからである。「急いだ理由はただ一つであった。それは、一九三六年五月に公布され、七月に施行されることになっていた自動車製造事業法をにらんで、生産実績あげておくことであった」とされる。豊田自動織機は、すでに一九三四年三月に試作工場を設けて自動車の試作を始めていたが、生産が増えるにつれて試作工場は手狭になっていた。このため、試作工場から約一キロメートル東方の中央紡織の隣接地に、ボディー、

シャーシー等の組立てや塗装を行う自動車組立工場を一九三六年五月に完成させている。その後は国の支援もあって自動車生産は順調に伸び、一九三六年度には乗用車八〇〇台、トラック・バス二二〇〇台、計三〇〇〇台の生産が見込まれていた。<sup>(55)</sup>一九三六年九月十四日から、東京府商工奨励館で大衆自動車完成記念展覧会が開催<sup>(56)</sup>されていたが、その最中に待望の自動車製造事業法<sup>(57)</sup>による許可会社への指定の決定が伝えられた。

この組立工場への電力供給をめぐることも、矢作水力と中部電力(岡崎)との間で紛争が起き、第二の挙母自動車工場問題として注目されたが、一九三六年一月に大和田名古屋通信局長が本省経理局長に転出するのを機に、矢作水力による特定供給(一〇〇〇キロワット)と決まった。決定の理由は、豊田自動織機刈谷工場が製鋼工場を設置する際、すでに増設を見越して特定供給が計画されていたためとされている。<sup>(58)</sup>「大和田悌二日記」の一九三五年二月十八日を見ると、「矢作は現在刈谷豊田工場に特定供給中なるが、若し豊田自動車刈谷工場内に設けらるれば特定供給の増量認めらるべき」という大和田局長の発言に対し、中部電力社長の「高石氏肯定」とあり、刈谷工場で増設される場合については、矢作水力が電力供給することに当初は肯定的に答えていた。<sup>(59)</sup>この決定は、大和田局長の国産自動車産業の育成支援という考えが反映されたのであろう。この結果、豊田自動織機の電力契約は、従来の三七〇〇キロワットから四七〇〇キロワットへと増加している。<sup>(60)</sup>

(4) トヨタ自動車工業の設立と挙母自動車工場の建設

組立工場での自動車生産は、自動車製造事業法の許可会社の指定(一九三六年九月十九日付)を受けて、本格的な製造が始まり、自動車部門が分

離される直前には豊田自動織機の売上高の約半分が自動車関連で占められるまでになっていく。<sup>(61)</sup>一方、挙母自動車工場の用地問題は、豊田自動織機から契約取消しの通告を受けた後も、挙母町長中村寿一が先頭に立って交渉を急ぎ、一九三五年十二月までに地主側との話し合いがまとまった。豊田自動織機では用地引渡しを経て、十二月十四日に地鎮祭を挙行し、整地工事が開始される。

一九三七年八月二十七日、豊田自動織機から独立して、トヨタ自動車工業株式会社（資本一二〇〇万円）が設立され、社長に豊田利三郎、副社長に豊田喜一郎が就任した。九月二十九日には、挙母自動車工場の起工式が行われ、翌一九三八年十一月三日に挙母工場が完成する。

挙母工場への電力供給問題は、一九三七年八月三十一日、当局の慫慂を受けて中部電力（岡崎）が東邦電力に合併<sup>(62)</sup>されたため、東邦電力対矢作水力の關係へと移り、局面は大きく変わる。矢作水力と東邦電力の間には、白山水力系統の三万四〇〇キロワット<sup>(63)</sup>、矢作川系統の六五〇〇キロワットの契約<sup>(64)</sup>があり、それぞれ料金改訂等の問題を抱えていた。日中戦争の勃発という時代背景のなか、中部地方の電力界では協調体制への機運が高まり、東邦電力と矢作水力の間でも対立の解消がはかられた。挙母自動車工場

表4 豊田系企業への電力供給（昭和14年末）

会社	所在地	設立年月	使用開始（電力）	供給会社	契約kW
トヨタ自動車	挙母市大字下市場	1938年11月28日	1938年11月28日	東邦電力	8,500
豊田自動織機	刈谷市大字刈谷	1926年11月17日	1927年3月28日	矢作水力	9,000
豊田紡織刈谷工場	刈谷市大字刈谷	1918年1月29日	1924年4月21日	矢作水力	1,600

（出典）名古屋通信局『管内電気事業要覧』第19回。

向けの電力供給については東邦電力が行うこととなり、矢作水力の特定供給はなくなった。その一方で東邦電力は矢作水力から毎年一〇〇〇キロワットを三年間受電することとした。協定の要旨は次のとおりである。<sup>(65)</sup>

- 一 旧中部電力は昭和十三年以降同十五年の三ヶ年間に於いて毎年矢作水力より一キロを受電すること、但し旧中部電力が電源に不足を来たし矢作水力に余剰電力がある場合はその都度両社が協議の上需給契約を為すこと
- 一 矢作水力は原則として今後旧中部電力の供給区域に直接供給を行はざること
- 一 矢作水力は旧中部電力の重複営業区域内に於ては原則として卸売業者となり、旧中部電力は原則として小売を専門となす事
- 一 両社間に需給上の紛糾が生じた場合、両社は善意を以てこれが解決を図り、苟しくも利害衝突に依る両社の反目を来たさざるやう注意する事

挙母自動車工場への電力供給は、一九三八年十一月二十八日から開始された。表4から契約の状況（一九三九年末）を確認すると、トヨタ自動車工業は東邦電力から八五〇〇キロワットを受電しており、愛知県では矢作水力が供給する矢作工業の二万七〇〇〇キロワット、豊田自動織機の九〇〇〇キロワットにつき、三番目の規模であった。工場建設の責任者であった菅隆俊は、「電力はわれわれの工場敷地の北に建てられた電力会社の変電所から供給される。この変電所の敷地は会社が提供した<sup>(67)</sup>」と記し、続けて「工場内の変電所は、10000ボルトの電圧で電力を受け取り、その容量は15,000KVAである。この変電所のほかに、二つの副変電所を機械工場と鋳物工場の電気溶解炉のために設け、10,000ボルトの

電流を流すことにより、電力の損失を節減した」と、工場内の電力施設の状況や節電の努力を伝えている。挙母自動車工場の北側には、岩津発電所から挙母変電所へと結ぶ二万ボルトの送電線が走っており、東邦電力はここから分岐して変電所を設け、一万ボルトに低下させて供給したのである。

むすび―豊田系事業への電力供給をめぐる連続性と関係性―

これまで、草創期の豊田系事業における電力供給会社の選択をめぐり、豊田系企業における連続性と、豊田系企業と電力会社における関係性に注目しながら検討してきた。最後に、受電会社選択に関わる議論を、連続性と関係性という観点から整理し（表5参照）、結びとする。

一九一二年に建設された豊田自動織布工場（後の豊田紡織）の運転動力は、当初の蒸気機関から自家発電所併設による電気動力への転換、東邦電力から日本電力への買電先の変更など目まぐるしく変遷した。豊田自動織機を始めとする受電会社の切替えは、名古屋地区を拠点とする東邦電力の経営に大きな影響を与え、大同電力に依存した従来の供給体制から自主開発路線への転換をもたらした。

その後、豊田紡織は刈谷工場の建設を進める。同工場でも、電力の安定供給と電力コストの低減を重視し、地元供給権を有する岡崎電灯ではなく、料金の割安な矢作水力からの受電を選択した<sup>68</sup>。また織機製作部門が独立した豊田自動織機や、関連会社として設立した中央紡織も矢作水力からの受電を選択した。この時期の大口工場への電力供給は自由競争が認められており、需要家側も電力会社側も自由競争を前提に行動していた。矢作

水力の設立を主導した

福沢桃介は、豊田系企

業の経営者と親しい服

部兼三郎に注目し、矢

作水力の取締役を依頼

するとともに、福沢桃

介自身も服部が設立し

た岡崎紡績の監査役に

なるなど服部との関係

を深め、これによって

服部自身の進める事業

への電力供給と、服部

が影響力を持つ豊田関

連工場からの電力受注

の橋渡しを期待したと

考えられる。

工場用需要をめぐる

激しい市場争奪戦は、

第一次大戦ブームが終

わり需要が低迷し始め

ると、全国各地で電力

経営に混乱をもたらした。このため、供給区

域独占の原則が再確認

表5 電力供給をめぐる豊田系企業と電力会社の対応

区分	豊田関係会社	受電会社	豊田系企業と電力会社の対応状況
名古屋工場時代	豊田自動紡織	東邦電力から	○ 蒸気機関から電気動力への転換
	豊田紡織	日本電力へ	○ 自家用併用→買電主体→受電先の変更 ● 日本電力・東邦電力間の需給協定 ● 東邦電力の自主供給体制への転換
刈谷工場時代	豊田紡織	矢作水力	○ 電力供給先に矢作水力の選定（豊田紡織）
	豊田自動織機		○ 豊田自動織機、中央紡織も矢作水力から受電 ● 矢作水力の受注努力（服部兼三郎の影響力） ● 岡崎電灯の供給力不足
挙母工場時代	豊田自動織機	東邦電力	○ 電力供給先に矢作水力の選定
	トヨタ自動車		○ 工場計画の一時中断と刈谷組立工場建設 ● 特定供給をめぐる矢作水力・中部電力（岡崎）の係争 ● 中部電力（岡崎）と東邦電力合併

（注）○は豊田側の動き、●は電力会社側の動きを示す。

され、電気事業法の改正がはかられた。工場向けの電力供給の枠組みも変更され、地元会社の供給によりがたい場合には、特定供給許可基準に基づいて監督官庁が個別に判断することとなった。挙母自動車工場についてみると、豊田自動織機はこの枠組みのもとでも矢作水力からの特定供給を望み、その結果矢作水力と中部電力（岡崎）との間で、監督官庁を巻き込む係争となった。この係争が長引いたことが一つの要因になって、挙母自動車工場の計画も修正を余儀なくされた。計画は一旦中断され、刈谷町での組立工場建設へと方向転換した。この組立工場の電気供給をめぐる争いも係争になりかけたが、名古屋通信局の裁断で矢作水力による供給となっている。

戦時経済体制の構築が進み電力統制の機運が高まるなか、一九三七年八月には、当局の慫慂を受けて中部電力（岡崎）は東邦電力に合併される。その結果、矢作水力と中部電力（岡崎）との係争は東邦電力対矢作水力の関係へと移行し、両社の協議を経て挙母工場への電力供給は原則どおり東邦電力が供給することとなった。

この経緯に見られるように、他の事業者の供給区域に侵入して電力供給を行う特定供給の運用、とりわけそれが係争化する場合には、電気事業者間における話し合いを前提とし、会社間の紳士協定によって補完されて機能するという面があった。また、特定供給は、電力供給先に国が公共的な立場から介入できる仕組みではあったが、当局が国家的な観点から自動車生産への特定供給を進めようとしても実現が容易ではなかったように、国の意志を反映させるにはなお不十分であった。こうした事実からみて、特定供給制度は電力国家管理へと繋がる過渡的な体制であったといえよう。

以上をまとめると、豊田系企業では低廉で安定した電力調達を一貫して追求し、電力の地域独占という枠組みを越えて特定供給を選択した。こうした経営行動は、程度に差はあるものの、新規に電力供給を求める他の事業者にも共通していたと考えられ、そのことが電力会社の行動変容を促し、また、電力政策の改変をもたらした。東邦電力の供給体制を自主開発路線に転換させ、矢作水力が受注確保に向けた人脈づくりを注いだ背景にはこのような力が働いていた。また、電力政策面では、自由競争による混乱を解消するため、地域独占の原則が確認され、電気事業法が改正されて特定供給の許可制度が整備されたが、なお不安定であり過渡的な体制であった。このように、需要家側の行動と電力会社側の対応とが相互に影響し合い、関係性を持ちながら電力の供給体制は変遷していったのである。

(1) 本稿では豊田自動織機が愛知県西加茂郡挙母町に設置した自動車工場を中心に記述するので、以下挙母自動車工場と呼ぶ。なお、挙母町は一九五一年に市制が施行（挙母市）され、また一九五九年一月から豊田市に変更されている。

(2) トヨタ自動車工業社史編集委員会『トヨタ自動車20年史』（一九五八年十一月）、トヨタ自動車工業社史編集委員会『トヨタ自動車30年史』（一九六七年十二月）、豊田自動織機製作所四十年史編集委員会『四十年史』（一九六七年十二月）、岡本藤次郎編『豊田紡織株式会社史』（一九五三年四月）、豊田紡織株式会社『豊田紡織45年史』（一九九六年六月）、愛知製鋼社史編集委員会『愛知製鋼50年史』（一九九〇年十一月）など。ほかに、楢西光速『豊田佐吉』（株）一九六二年六月）、和田一夫・由井常彦『豊田喜一郎伝』（二〇〇二年三月）、岡本藤次郎・石田退三編『豊田利三郎氏伝記』（一九五八年六月）などの伝記を参照。

(3) 中部電力には、同社のほか、多治見に本社を置く中部電力、電力再編成後設立した中部電力の三社があり、混同を避けるため以下「中部電力（岡崎）」と記載する。



(4) 内川隆文「1930年代通信省電力行政の変遷―中部電力・矢作水力間の紛争をめぐる革新官僚・大和田悌二の言説を中心に―」(『Quadrante』No.22、二〇二〇年三月)。

(5) 「大和田悌二日記」は、「大和田悌二関係文書」として東京大学近代法政史料センターが所蔵している。一九三五年分は、『東京立大学 法学界雑誌』(第四〇巻第一号 一九九九年七月)において「大和田悌二日記(一)」として翻刻されている。

(6) 大和田悌二(一八八八―一九八七)：一九二五年京都帝大法科卒業、一九一七年通信省に入り、海運監督業務、文書課長を経て、一九三四年に名古屋通信局長、一九三六年一月に経理局長、同年三月電気局長に転じ、第一次電力国家管理の実現に貢献した。一九三九年三月通信次官に就任し、翌年八月退官。一九四一年二月に日本曹達社長に就任、一九八七年に九八歳で没した。

(7) 内川論文は、①特定供給制度は関係会社間の卸売契約によって成立する妥協的性格を持つこと、②大和田悌二は改正電気事業のもとで特定供給制度の積極的活用を努めたことを結論としている。

(8) 由井常彦「三井物産と豊田佐吉および豊田式織機の研究―豊田紡織工場から豊田紡織株式会社への支援―」(『三井文庫論叢』(第三四―三六号、二〇〇〇年―二〇〇二年))。

(9) 動力利用に関する由井の指摘について、山崎広明は『豊田家紡織事業の経営史』(二〇一五年七月、四〇―四一頁)において、動力問題の持つ意義を強調している。山崎は、由井論文で扱わなかった一九一八年以降の豊田家の紡織事業も検討し、原動力装備率(職工数あたりの原動力馬力数)をもとに同社の動力利用の高さについて分析している。

(10) この三区分は、前掲山崎広明『豊田家紡織事業の経営史』の副題「紡織から紡織機、そして自動車へ」、および飯島修「自動車事業へのチャレンジ」(シンポジウム報告『日本の技術史をみる眼』、二〇一九年二月)の副題(「栄生から刈谷、そして拳母へ」と同じ考え方である)。

(11) 桐沢伊久太郎編『矢作水力十年史』一九二九年五月。

(12) 『電気年報』(昭和十年版・昭和十三年版、電気新報社)。このほか、同様の編集内容を持つ『日本電気交通経済年史』(第一輯・第二輯、昭和八年前期・

後期、電気経済研究所)を参考にした。

(13) 豊田佐吉は一九一〇年五月から一九一一年一月迄、欧米の自動織機製造の状況を視察し、自らの発明に自信を得て帰国した。

(14) 豊田佐吉(一八六七―一九三〇)：遠江国敷知郡山口村(現静岡県湖西市)生まれ。動力織機や自動織機の発明家。日本の織機技術を世界のトップに引上げた。トヨタグループの創始者。

(15) 一九二二年四月名古屋市に編入され西区栄生町となる、現在は名古屋市西区則武新町。

(16) 『工場通覧』(一九一八年版)には、同工場に四四〇馬力の蒸気機関一基を所有と記載されている。

(17) 施設認可一九一四年十月十日、使用認可一九一五年三月十六日。

(18) 『機械学会誌』(一九一六年十月)には豊田自動紡織工場の紹介記事が掲載されている。電気設備については「三百キロワット発電機及ユニフローエンジン一台、増設に属し七百五十キロワット名古屋電灯会社より買ふ」(七〇―七一頁)と記されている。

(19) 表1のデータは受電許可容量を示す。なお、『工場通覧』(一九一八年版、一九一六年十二月末)には、蒸気機関一基四四〇馬力、自家用電力七台三七七馬力、其他(買電)一〇台二六〇馬力と記載され、『工場通覧』(一九一九年版、一九一八年一月末)には自家用電力九台四二九馬力、買電二四台一一五三馬力と記され買電の割合が増えている。

(20) 以下、名古屋電灯から、大同電力、東邦電力設立に至る経緯を略記すると、一九一八年に名古屋電灯から木曾川の水利権等を分離して木曾電気製鉄が設立され、木曾電気興業への改称を経て一九二二年二月に日本水力、大阪送電と合併して大同電力が発足した。一方、名古屋電灯は関西水力電気など一六社を合併して一九二二年十月関西電気となり、さらに九州電気鉄道と合併して、一九二二年六月から東邦電力となる。

(21) 日本電力の電力供給区域は「愛知県名古屋市、西加茂郡、愛知郡一円二対シテハ大正十二年八月三十日付」で通信大臣から許可されている(『日本電力営業報告書』第一回)。

(22) 服部兼三郎(一八七〇―一九二二)：丹羽郡北野村(現江南市)生まれの綿布

綿糸商。叔父祖父江重兵衛の許で働き、一八九四年服部商店を開業。今日の興和株式会社の基礎を築く。豊田佐吉との交遊は有名である。一九二二年四九歳で逝去。

(23) 東邦電力が名古屋市南区大江町に建設した火力発電所で、一九二六年一月一  
号機三万五〇〇キロワット、同年十二月二号機三万五〇〇キロワットが運  
転を開始。一九三七年に増設され認可出力は十二万五〇〇キロワットとなる。

(24) 一九二六年三月、それまでの刈谷試験工場から刈谷工場と改称。なお刈谷町  
への立地過程については前掲豊田自動織機製作所編『四十年史』(一〇三)  
一〇九頁) 参照。

(25) 一九二三年九月二十六日には「二五馬力以上」への制限変更の許可を受け、  
さらに一九二五年五月二十八日西尾町についても「二五馬力以上」の供給許可  
を得ている。

(26) 前掲桐沢伊久太郎編『矢作水力十年史』(二二〇～二二二頁)。

(27) 前掲「大和田悌二日記」一九三六年二月二十五日付記事。

(28) 『興和百年史』(一九九四年十一月、五～六頁)。

(29) 福沢桃介(一八六八～一九三八)武蔵国横見郡荒子村(現埼玉県比企郡吉見  
町)出身。旧姓岩崎。慶応義塾在学中、福沢諭吉に見込まれて一八八七年に養  
子縁組、次女ふさと結婚。名古屋電灯、関西電気、大同電力の社長を務め、木  
曾川の水力開発を行い、電力王と呼ばれた。

(30) 岡崎紡績は一九一九年三月に岡崎市針崎町に設立。社長は服部兼三郎で、監  
査役に福沢桃介、取締役を下出民義、寒川恒貞等福沢系の人物が就任している。

福沢は同社に対し安価な電力の供給を約束していた。(『日清紡績六十年史』  
一九六九年十二月、二七〇～二七六頁)。

(31) 「昭和九年はじめて供給を認可された当時既に今回の一千キロ増量」(前掲『電  
気年報』(一九三七版、二〇〇頁)、が見込まれていた。

(32) 『刈谷町誌』(一九三二年十二月、二二九～二三〇頁)。

(33) 豊田喜一郎(一八九四～一九五二)豊田佐吉の長男。東京帝国大学工学部卒  
業。一九二一年四月豊田紡績に入社、一九二六年十月に豊田自動織機が設立さ  
れると常務取締役就任。トヨタ自動車工業の創始者で、第二代社長。

(34) 前掲豊田自動織機製作所編『四十年史』(二二六頁)。

(35) 梶速光速『豊田佐吉伝』(一九六二年五月一八五～一八八頁)。

(36) 製鉄事業認可申請書(一九三四年三月三十日付、出典『愛知県史資料編三〇  
近代七 工業二』三三頁)には製鉄・製鋼併せて一、三八六、八〇〇キロワッ  
ト時の電力使用計画が記載されている。負荷率六五%とすると二〇〇〇キロ  
ワットの電力が必要となる。なお製鋼所(一九三四年一月製鋼部となる)は  
一九四〇年三月八日、豊田製鋼(現愛知製鋼)として分離独立した。

(37) 挙母自動車工場の用地幹線の経緯については豊田市郷土資料館編『豊田の礎  
を築いた中村寿一伝』(一九九八年二月、五一～六七頁) 参照。

(38) 前掲豊田自動織機製作所編『四十年史』(二二五～二二六頁)。

(39) 通商産業省編『商工政策史』(第二四卷、一九七九年三月、一二九頁)。

(40) 同条項に關し「特定供給許可基準」に付記された需要者方面の理由として「確  
実ナル電気ヲ特ニ必要トスル事業ノ最モ顯著ナルハ、其ノ生産過程ニ於ケル電  
氣の故障ガ全勞作ヲ徒勞ニ帰セシムルガ如キモノニシテ、又低廉ナル電力ヲ特  
ニ必要トスル事業トハ、生産費ノ斯ノ如キ電力利用ニ係ル所大ナル産業ノ如キ  
謂フ」と説明されている(前掲『商工政策史第二四卷』一三〇頁)。

(41) 一九三三年二月、岡崎市美合町に設立。設立にあたって、福沢桃介は日清紡  
績への働きかけを行い、株式二パーセントを矢作水力が所有することになっ  
た(『宮島清次郎翁伝』一九六五年十一月、四〇一頁)。なお、一九三八年に日  
清紡に合併され、現在は日清紡ケミカル株式会社(二〇〇九年設立)。

(42) 中部電力(岡崎)は、岡崎電灯と東邦電力豊橋営業所区域とが合併して  
一九三〇年八月に設立された会社。

(43) 愛知電気鉄道は矢作水力・中部電力(岡崎)双方から受電し、両社の大口需  
要家であった。藍川は一九三五年十月、中部電力(岡崎)の会長に就任する。

(44) 前掲『電気年報』(一九三五年版、二五五～二五六頁)、前掲『日本電気交通  
経済年史』(第二輯、二八六～二八七頁) 参照。なお、日清レイヨンの電力  
供給について、名古屋通信局編『管内電気事業要覧』は日清レイヨンの受電先  
として中部電力一五〇〇キロワットと記載し、一方矢作水力の「営業報告書」(第  
三一回 一九三四年上期)は、同社の供給先として「中部電力株式会社(日清  
レイヨン株式会社の供給分)」と記載している。

(45) 豊田利三郎(一八八四～一九五二)滋賀県生まれ。東京高等商業学校卒。豊

- 田紡織、豊田自動織機、トヨタ自動車工業の社長。豊田佐吉の婿養子、豊田喜一郎の義兄。兄兒玉二造は三井物産名古屋支店長時代豊田佐吉を支援した。
- (46) 豊田利三郎は、一九三三年下期から一九四二年まで東邦電力監査役を勤めた。
- (47) 「大和田悌二日記」一九三五年三月一日付記事。
- (48) 前掲『電気年報』（一九三六年版、八五頁）。なお矢作水力は同一需要家なので、協定違反にならないと主張した。
- (49) 前掲豊田市郷土資料館編『豊田の礎を築いた中村寿一伝』（六三～六四頁）。
- (50) 日記の五月九日の日付と矛盾するように見えるが原文どおりである。五月二十四日付で取下げの予定という意味であろう。
- (51) ここでいう「義理」とは豊田利三郎が東邦電力監査役に就いていること、恩義のある服部兼三郎が矢作水力の取締役に就いていることを指すと思われる。
- (52) 豊田自動織機では一九三四年九月に刈谷工場に製鋼所を設け、「手さぐりに等しい状態」（前掲『愛知製鋼30年史』七頁）が続いており、製鋼技術確立に時間を必要としていたことを指していると推察される。
- (53) 前掲和田一夫・由井常彦『豊田喜一郎伝』三三二～三三三頁。なお、大谷佳之は論文「トヨタ自動車創立期に見る挙母工場の立地要因（Ⅰ）」（『東海学園大学研究紀要』（第一五三号、二〇一〇年三月、三九頁）で、自動車製造事業法の申請書に工場用地を明記する必要があると指摘している。
- (54) 刈谷町大字刈谷に所在（用地二万五千坪）、現在のトヨタ車体本社所在地。
- (55) 「豊田自動織機製作所自動車部の概況と計画」（出典『新修豊田市史 資料編 近代Ⅱ』三五四頁、原出典『自動車工業』一九三六年五月）。
- (56) A A型（ほろ型）一台、A B型（箱形）四台の乗用車のほか軍用トラック、消防車などが展示された。
- (57) 一九三六年五月二十九日公布。同年九月十五日、第一回自動車製造委員会会で豊田自動織機および日産自動車と同法の許可会社とすることが決定された。
- (58) 前掲『電気年報』（一九三七年版、一九八頁）および『名古屋新聞』（一九三六年一月十七日）参照。場所が一キロメートルほど離れており、同一契約とするには問題もあるかと思われるが、この点の解明はできなかった。
- (59) 中部電力側が当初刈谷工場での増設を容認していたのは、同一場所での増設と考えていたからであろう。

- (60) 契約容量は、名古屋通信局『管内電気事業要覧』（第一六回、一九三六年八月一二二頁）と、同『管内電気事業要覧』（第一七回、一九三八年三月、八一頁との比較による）。
- (61) 前掲山崎広明『豊田家紡織事業の経営史』（二三九頁）。
- (62) 合併契約の締結は一九三七年五月十三日。
- (63) 前掲名古屋通信局編『管内電気事業要覧』（第一五回、一九三四年十二月末）の発電設備一覧による。なお、白山水力は九頭竜川に西勝原発電所（二万八〇〇キロワット、大正十二年十月運転開始）手取川に吉野谷発電所（一二五〇〇キロワット、一九二六年五月運転開始）等を有し名古屋電灯・東邦電力に供給していたが、一九三三年三月に矢作水力と合併した。
- (64) 矢作水力は名古屋市内に電力供給権を有しており、東邦電力は競争を回避するため、一九二四年二月、矢作水力と六五〇〇キロワットの需給契約を結んでいた（前掲『矢作十年史』二七頁および一二二頁）。
- (65) 前掲『電気年報』（一九三八年版、九三頁）。
- (66) 菅隆俊（一八八六～一九五四）…一九三三年自動車事業創始にあたり、豊田式織機（株）から豊田自動織機に移籍し、挙母自動車工場立ち上げにあたりアメリカに派遣され、工場の設計・建設を行った。トヨタ自動車の取締役を経て、豊田工機の社長、会長に就任。
- (67) 菅隆俊「トヨタ自動車工業株式会社 挙母工場の建設」（一九四六年八月記、一九五九年五月刊、二六頁）。
- (68) 料金は電炉用主体にキロワット時一銭五厘で供給されていた。中部電力（岡崎）会長の藍川清成はこの料金は「ダンピングなり」主張していた（「大和田悌二日記」一九三五年二月二日）。

（中部産業遺産研究会）

## 江戸時代後期三河における東本願寺派宗学体制の一考察

— 暮戸会所や三河護法会の動向に触れて —

遠山 佳治

はじめに

愛知県は、真宗の寺院も門徒も多い真宗優勢地域であり、寺院間および寺院と門徒の関係が複雑に絡まっている。江戸時代には、伝統的な本末関係に基づく本末制度や、本山や地域の藩などから法度・連絡等が回る触頭制度のように、上下つまり縦関係の伝統的な体制が存在した。また、講組織をはじめとする寺院・門徒間の地域連合、寺院間の養子縁組を含む姻戚関係など横関係の体制も存在している。筆者はこれまで、これら様々な状況が、江戸時代後期の寛政期の本山再建運動を契機として、三河の東本願寺派真宗優勢という地域社会で、天保期の暮戸会所争論、幕末期の本末争論、そして明治初年の大浜騒動に至る、様々な事件を引き起こした要因であることを検討してきた。<sup>①</sup>しかし、各寺院が村々や檀家圏で運営していくためには、各寺院の僧侶が、関連する門徒農民から信望を得ていることが前提となる。つまり、僧侶は学習や経験を積み、説法等で絶えず門徒たちに人生指針や宗教のあるべき姿を説かないといけない。とくに、幕末維新时期のように、社会が大きく変動している時期においては、宗教が門徒に与える影響も大きかったと思われる。そのため、僧侶たちは、真宗の教義を

学習・研究する、本山の宗学組織（教学組織）に身を置き、研鑽に励んだのである。このことは一見、教団内の問題と認識され、従来では門徒など地域社会と直接関係させた研究成果が乏しいように思われる。<sup>②</sup>しかし、僧侶は地域知識人層と捉えられ、さらに彼らのネットワークが地域社会にとって重要な意味を持つと考えられる。そこで本稿では、まず三河地域の真宗僧侶が、本山の宗学組織にどのように関わっていったのか、その宗学組織に関わりを持つ真宗僧侶を支えた三河における宗学体制の動向を解明した上で、宗学組織で学んだ僧侶たちがどのように三河へ影響を及ぼしていったのか、そして三河護法会の設立など大浜騒動へ繋がっていく要因になったのかという関連性について触れていきたい。

### 一、本山における宗学気運の高まり

まず、本山における宗学の歴史を、『大谷派学事史』<sup>③</sup>『真宗教学史』<sup>④</sup>などより、紐解いておきたい。寛文五年（一六六五）前後に本山の宗学組織として学寮が創立され、延宝期（一六七三～一六八一）あたりまでを草創期と位置付けている。開講の具体的な日程が不明であるが、安居（経論の研鑽に励む研修会・講習会）も学寮設立とともに始まったといわれている。

元禄・宝永期（一六八八～一七一一）以降を、宗学普及期と位置付け、各地の御坊を中心に堂僧が活動したことにより、一般僧侶の宗学意識を高めたという。元禄末期より安居の時期が二・三月頃に固定化されたが、正徳五年（一七一五）以降は四月に開講され、六月に満講されるようになった。

それを夏安居または夏講と呼び、全国から多くの僧侶を集めた。転機となったのが、学寮を拡張するための、宝暦五年（一七五五）の高倉への移転である。高倉新学寮に伴って、学寮制度も刷新された。夏講に春講・秋講を加え、安居の年三講制を取った。また、学寮における専任講師として三講者（講師・嗣講師・擬講師）を置き、所化（講者の指導を受ける者）の取締役として寮司（塾頭）・擬寮司を置いた。そして、寛政六年（一七九四）から嘉永四年（一八五一）までを宗学全盛期と位置付けている。この期間に学寮で活躍した三河出身者僧侶を紹介すると、岡崎の明大寺村万徳寺の最親院義陶がいる。その最親院義陶は、文化四年（一八〇七）に山科国閑栖寺の異解（本山より正統でない）と解釈された教義（<sup>5</sup>）を、同六年には尾張五人男（威広院靈曜門下の靈瑞ら五僧）の不正義事件を解決している。

本山高倉学寮における夏講の詰衆所化参加者数をみると、明和八年（一七七二）が二七人、寛政五年（一七九三）が三〇〇人、文化七年（一八一〇）が六〇〇人、文政八年（一八二五）が一五〇二人で、文化・文政期に急増し、その後天保期は横這い状態が続いている。<sup>6</sup>その発展の一翼を担ったのが学寮講師の香月院深励と円乗院宣明で、香月院門下の垂天結社約一二五〇人中には三河の僧侶が四五人、円乗院門下の結社約四五〇人中には三河の僧侶三人が属している。最親院義陶の三男であった岡崎明大寺村万徳寺の妙音院了祥も、高倉学寮で香月院深励に師事し、往生における平等を強調した『非人教化』や、「歎異鈔」の研究を進めた『歎異鈔聞記』など、

多くの書籍を世に送った学僧として活躍した。<sup>7</sup>そして天保四年（一八三三）四月に岡崎で「一枚起請文」を、同年一〇月に「正信偈」を、同二年（一八四一）には赤羽御坊で「略文類」を講じている。<sup>8</sup>

このような宗学全盛期に、高倉学寮で安居に参加したり、学寮講師の結社に加入したりして勉学に励んだ僧侶たちが、全国各地に帰ることによって、各地にも勸学の気風が浸透していった。本山側も地方への教化を促進させる目的で、当時擬講師の実言院浄満寺慧景が、文政九年（一八二六）四月には三河の三か寺（碧海郡野寺村本證寺・同郡佐々木村上宮寺・額田郡針崎村勝鬘寺）と赤羽御坊・吉田御坊を、同年一月には吉田御坊、碧海郡刈谷の正覚寺、碧海郡小川組、加茂郡寺部村守綱寺などを訪れている。<sup>9</sup>

さらに、天保元年（一八三〇）正月には本山より諸国の寺院へ、生活の如法刷新を念じ、攻学専心に門徒たちへの教化に勤めるよう触れが出て、<sup>10</sup>当時嗣講師（のち講師）で香月院門下の香樹院徳龍が、二月に尾張・美濃・飛騨そして三河へと「切支丹邪法・僧分不如法」の演説のため巡回している。<sup>12</sup>

天保四年（一八三三）には門跡達如によって文政九年（一八二六）に書かれた僧侶学問奨励の御書が、「三河国結夏所化寄講中」宛に届いている。<sup>13</sup>天保七年（一八三六）には、学寮にて研学を収めた僧侶に、日常生活の反省自粛を求め、不律不如法の行動のないよう深く教誡を加える御書立を明示している。天保八年（一八三七）三月には円乗院門下で当時嗣講師（のち講師）の開悟院靈暉が本證寺を、翌九年（一八三八）七月には嗣講師の華光院円解が勝鬘寺を訪れている。<sup>16</sup>

このような本山における宗学の気運は、平田派国学による仏教批判の反

攻勢としての働きも持つ。すでに、国学の仏教排斥思想は、天保期（一八三〇～一八四四）の三河にもみられる。加茂一揆を「鴨の騒立」としてまとめた幡豆郡寺津村八幡宮神官の渡辺政香は、仏教を批判した「増補千引巖」も執筆している。<sup>(17)</sup>このような状況に、在地の僧侶たちも危機感を抱いたと思われる。本山の宗学気運を在地で展開させるよう促進されたと考えられる。<sup>(18)</sup>

また、天明八年（一七八八）以降本山は度重なる火災と再建によって、各地の寺院・門徒の協力を得た。その経済的な支援によって、本山と三河を含めた全国の一般門徒の距離も近くなっていったと思われる。しかしながら、それは社会世俗的な要因としての繋がりがだけであって、宗教教団としての結びつきが深められた訳ではなかった。僧侶側に宗学の気運がより一層高まって来たのは、そのような状況を刷新しないといけないと思う流れがあったからと思われる。

## 二、圭州泰静の異安心と三河国内宗学体制の整備

天保一〇年（一八三九）三月に、三河国内にて寮司が集会を開き、以下の国則六か条が決められ、三河における宗学体制が確立し始めた。全文を紹介しておく。

### 国則

一、国内寮司役吹挙之儀、国方ニおいて五事兼備之人体篤と相見立、毎年夏前ニ集会致し、其節惣評之上取究可申候事

附り擬寮司吹挙之儀者、夏臘年満之御定茂有之候得者、本役吹挙程之

吟味ニも及中間敷候得共、是又猥ニ吹挙致間敷事

一、国役之事首座ニ巡席ニ相立、其年之夏中在京懸席之上諸向取計之儀者勿論、年内国方取締之義迄取計可申候、若廻席之人体差支有之候ハ、次席江相送り相勤可申候、尤国役之外ニ御学寮向明白之人体国方上首と相定置、国役相勤候者不案内之義有之候ハ、右上首方江間合取計可申事

附国方江相抱り候義者国役始在京之輩一同納得致候共、京都限りニ取究中間敷候、国許江能々熟談ニ及可申候事

一、役中平席ニ不抱在京懸席之節者、早速国役江相届可申候、若届無之輩ハ夏臘年満たり共、転席之節可為差支事

一、夏中国会之義、定日相触候節、在洛之面々ハ会合之節、病氣或者無扨帰国致し候而出席無之候共、国会料無異儀差出可申候事

但シ、会日治定無之以前ニ無扨帰国、或者会后上京之輩者、不能其義候事

一、国内入座金之儀、転席之当日早速割合可申候、仮令当日在京たり共、国役江届無之人体江者配金中間敷事

附り他国ハ入国人座金之儀者、国方一同へ相抱り候事故、国方ニ而夏前会合之因ニ集会之人数江可及配金事

一、於国内三講者御講談者勿論、寮司擬寮司会読之節、役中之指魔を不用故障申出候輩者、却而学向妨之人躰ニ候得者、御学寮懸席之砌ハ知事所江相届配属致間敷候、将又国方講談之節右之者出席ニおいてハ其節之役筋江相届、御学寮懸り之者一同退席可致事

附り寮司擬寮司役蒙仰候ハ、早速於国方熟意之者共発起致し、見台開之会谈相催可申候事、

以上<sup>19)</sup>

その内、第一・二・五条の三か条の主な内容は、以下のようである。

- 1、国内で吹挙する寮司役は、毎年夏に集会で評決する。
- 2、国役は首座より巡席に勤め、夏は在京で懸席を勤める。
- 3、国役入座金は全て国役が取り仕切る。

天保一一年（一八四〇）の国役を在京寮司の雅了<sup>20)</sup>、知事当役を額田郡坂崎村正源寺の静明が務めている。天保一五年（弘化元年）は幡豆郡西尾の聖運寺恵明が勤めており、暮戸会所にて天保一五年には国内結衆の「隸名帳<sup>21)</sup>」を作り、本山高倉学寮の安居講義への参加者を銘記する体制を整えている。

天保一一年春には開悟院靈暉が赤羽御坊にて「正信偈」を、翌一二年正月には妙音院了祥が「略文類」を、同年三月に香雲院澄玄が赤羽御坊にて「口伝鈔」を、天保一三年九月には易往院知準が赤羽御坊で講じ、天保一四年一月に擬講師の皆乘院観月が訪れている<sup>22)</sup>。さらに、天保一二年二月から同一五年二月まで碧海郡若林村円楽寺の圭州泰静に対して、雲華院大舎・開悟院靈暉・香雲院澄玄・易往院知準等<sup>23)</sup>が異安心の調理（取り調べ）を行っている。異安心とは、宗祖親鸞が説いた教えと異なると判断された教義を指している。文化一〇年（一八一三）に円楽寺に入寺した圭州泰静は、文政元年（一八一八）夏に寮司に就任し、文政五年に「円順法師終焉記」、天保二年に「被法罪聚鈔」を著わして、異義を募ったのである<sup>24)</sup>。

その圭州泰静の考えとは、頼む者の願いを助けるという「能行所信、所行所信」を積極的に薦めたことで、その考えを突き詰めると、真宗教義の他力本願でなく、自力で解決する道に繋がるといふ。そして、「国元に於て、

御法義筋混乱に及ぶ」事態を引き起こしたのである<sup>25)</sup>。なぜ、このような真宗教義に反する考えが生じ、また流布してしまったのであろうか。ほぼ時を同じくして、天保三年から同九年まで（一八三二〜一八三八）に暮戸会所争論が起きており、本山再建に尽力した有力門徒と改革派僧侶が争っていた。今まで三河の真宗勢力を引っ張って来た有力門徒の多くは、家財を投げ打った経済的支援を行い、それを「報謝」と名乗り、宗教的修行に値するという形を取っている。そして、有力門徒らの個人的な願いの解決に、真宗僧侶を頼ったに違いなからう。つまり、圭州泰静の考えは、有力門徒の功績を支援したものと見え、三河の真宗門徒の意向を反映したものであったと考えられる。

このように、異安心審議や開講講師のために、本山学僧が三河の動向を注目したり、三河へ入国したりしていたことも、三河国内の宗学体制構築に拍車をかけたことであろう。さらに、碧海郡若林村円楽寺の圭州泰静の異安心審議の終了した年と、本山高倉学寮の安居講義への参加者を銘記する体制を整えた年が天保一五年（弘化元年、一八四四）という同じ年であったことは、三河国内側が本山に対して刷新した体制を強調したものと思われる。

### 三、高倉学寮における夏講義の参加

三河国内にて本山高倉学寮夏講へ参加する体制が整った天保一五年（弘化元年、一八四四）における夏講では、発講が講師の雲華院大舎の「讚阿弥陀仏偈」、開講が嗣講師の即往院円龍の「仏説阿弥陀経」で、三河からの初入（初参加）が三五人を数える。以下、暮戸会所を拠点として、本山

表1 本山夏講への三河国僧侶の初入者人数一覧（郡別）

	発講題目	発講講師	開講	開講副講師	三河からの初入者数								
					碧海郡	幡豆郡	額田郡	加茂郡	宝飯郡	渥美郡	不明	計	
弘化元年	讀阿弥陀偈	雲華院	仏説阿弥陀經	即往院	16	7	8	3	0	1			35
弘化2年	正信念仏偈	雲華院	觀經玄義分	唯泉寺	5	4	3	1	2	1			16
弘化3年	入出二門偈	開悟院	往生礼贊	皆遵院	10	4	1	0	1	1			17
弘化4年	往生論	雲華院	觀無量寿經	源德寺	10	9	2	2	1	1			25
嘉永元年	浄土文類聚鈔	香樹院	仏説阿弥陀經	一蓮院	10	4	1	5	0	1			21
嘉永2年	大無量寿經	雲華院	正信念仏偈	開悟院	3	0	3	2	1	0			9
嘉永3年	十住毘婆娑論	香樹院	往生要集	皆乘院	2	4	2	2	1	1			12
嘉永4年	愚禿鈔	開悟院	玄義分	源德寺	3	1	0	1	0	0			5
嘉永5年	浄土論註	香樹院	讀阿弥陀偈	一蓮院	3	2	1	5	1	0	3		15
嘉永6年	選撰集	源德寺	安樂集	一蓮院	6	2	0	1	0	3	1		13
安政元年	正像末和讃	香樹院	大無量寿經	皆遵院	4	5	7	2	1	1			20
安政2年	往生礼贊	本法院	觀經散善義	常德寺	7	0	5	3	0	0			15
安政3年	正信念仏偈	香樹院	大無量寿經下卷	一蓮院	2	2	1	1	0	1			7
安政4年	高僧和讃	本法院	入出二門偈	皆乘院	5	0	2	1	1	0			9
安政5年	序分義	皆遵院	阿弥陀經	円光寺(擬)	5	1	3	0	1	0			10
安政6年	浄土和讃	皆遵院	定善義	賢珠院	2	0	0	2	0	0			4
万延元年	浄土和讃	皆遵院	正信念仏偈	覚明寺	2	0	1	2	0	0			5
文久元年	觀經序分義	賢珠院	浄土文類聚抄	覚明寺	2	0	2	0	0	0	1		5
文久2年	觀經玄義分	賢珠院	入出二門偈	覚明寺	2	4	0	2	1	0			9
文久3年	觀念法門	賢珠院	選撰集	常行院	2	4	2	0	0	0			8
元治元年	往生礼讃	賢珠院	仏説觀無量寿經	香山院	8	4	2	5	1	0			20
慶応元年	法事讃	賢珠院	選撰集	守綱寺	3	2	2	2	2	0			11
慶応2年	大無量寿經	香山院	觀經散善義	關彰院	12	3	2	2	0	0			19
慶応3年	般舟讃	賢珠院	安樂集	灯明寺	10	5	1	4	0	1			21
明治元年	大無量寿經	香山院	浄土論註	威力院	12	0	0	1	1	0			14
明治2年	浄土文類聚抄	賢珠院	浄土和讃	開華院	20	4	6	0	2	1			33
明治3年	往生要集	香山院	觀經玄義分	關彰院	9	2	5	1	0	1	1		19
明治4年	往生礼讃	香山院	高僧和讃	瑞応院	1	0	2	3	0	0			6
明治5年	正信念仏偈	開華院	正像末和讃	長照寺	4	0	1	2	0	0			7
計					180	73	63	55	17	14	6		410

(暮戸教会文書「隷名帳」より作成)

表2 本山三講者の三河出身僧侶（文政6年～明治3年）

	講師期間	講師名	郡村名・寺名	本末関係	組
本法院義讓	天保11年～弘化2年	擬講師	幡豆郡横須賀村	源德寺	本證書下
	弘化2年～嘉永5年	副講師			
	嘉永5年～安政5年	講師			
教行院義弁	嘉永2年～万延元年	擬講師	碧海郡鷲塚村	蓮成寺	本證書孫下
因明院晃耀	慶応3年～	擬講師	幡豆郡一色村	安休寺	直末
宣忠院恵鏡	慶応3年～	擬講師	額田郡岡崎祐金町	専福寺	上宮寺下
牧浩然	明治3年～	員外擬講師	碧海郡吉浜村	正林寺	本證書下

(大谷大学真宗総合研究所編『上首寮日記』I～IVを中心にして作成)

の夏講義への参加僧侶の体制が幕末維新期まで三〇年間続くことになる(表1参照)。

ここで、天保期以降にとくに活躍した三河出身僧侶を紹介しておきたい。文政六年(一八二三)から寮司を務めていた碧海郡今村専超寺の齊心は、暮戸会所争論にて暮戸方に味方したことで、天保五年(一八三四)に職を解かれていく(表2参照)。その齊心に替わって活躍していったのが、幡豆郡上横須賀村源德寺の本法院義讓であった。彼は、文化八年(一八一二)に名古屋養念寺の擬講師の威広院靈曜に師事し、文政三年(一八二〇)には寮司として夏講で副講をし、天保十一年(一八四〇)に擬講師に、弘化二年(一八四五)に副講師に、嘉永五年(一八五二)に講師となる。翌六年(一八五三)には異安心の烙印を押された西尾唯法寺の観成(のちの占部観順)<sup>26)</sup>の調理(取り調べ)に当たっている。また副講師として弘化四年(一八四七)、嘉永四年(一八五二)に、講師として嘉永六年

(一八五三)・安政二年(一八五五)・安政四年(一八五七)に、いずれも夏講の講義を務め、安政元年(一八五四)一〇月と安政三年(一八五六)三月に、本證書にて「二種深信」を講じている。暮戸会所争論の時期に当たる天保四年(一八三三)の寮司の頃の記録では、「三州義讓寮司是迄国元其外所々おひて、自他之書籍数十部内講有之、其上御法義筋引立専務被



表3 寮司・擬寮司となった三河国僧侶人数一  
覧（年次別）

	擬寮司人数	寮司人数	計
文政6年		1	1
文政7年	1		1
文政8年			
文政9年	1	2	3
文政10年		1	1
文政11年	1	2	3
文政12年			
天保元年	2	1	3
天保2年	3	1	4
天保3年	4	1	5
天保4年	3		3
天保5年	2	2	4
天保6年			
天保7年	3	2	5
天保8年	3	1	4
天保9年	6	3	9
天保10年	4	2	6
天保11年	5		5
天保12年	5		5
天保13年	5	1	6
天保14年	2	3	5
弘化元年	3	4	7
弘化2年	6	3	9
弘化3年	6	6	12
弘化4年	2	2	4
嘉永元年	6	3	9
嘉永2年	9	2	11
嘉永3年	3	5	8
嘉永4年	4	2	6
嘉永5年	8	2	10
嘉永6年	8	3	11
安政元年	4		4
安政2年	7	2	9
安政3年	4	2	6
安政4年	3	3	6
安政5年	1	2	3
安政6年	5		5
万延元年	5	5	10
文久元年	1	2	3
文久2年		4	4
文久3年	1	5	6
元治元年	7	2	9
慶応元年	4	2	6
慶応2年	6	2	8
慶応3年	4	2	6
明治元年	6	1	7
明治2年	4	8	12
明治3年	10	4	14
明治4年	2	2	4
明治5年	4	2	6
計	183	105	288

（幕戸教会文書「録名簿」より作成）

致候故、門侶ハ勿論同行一統帰伏仕候<sup>(27)</sup>と三河国内で活動をし、僧侶のみならず一般門徒（とくに改革派）に大きな影響を与えていたことが知り得る。そして、安政五年に死去したものの、多くの門下生を輩出している。彼の門下で三河出身僧の中には、幡豆郡室村順成寺の出身で、文久三年（一八六三）に宝飯郡蒲形村専覚寺に入寺した冷香院潛龍<sup>(28)</sup>がいる。弘化四年（一八四七）に、その冷香院潛龍と一緒に本山の夏講に参加した、碧海郡吉浜村正林寺の牧浩然も本法院義讓門下である。その牧浩然は、幡豆郡一色村安休寺の出身で、兄の安休寺の因明院晃耀<sup>(29)</sup>も本法院義讓門下である。その他の門下として、僧林社という社中を組織して多くの書写本を残し、慶応三年（一八六七）に擬講師になった岡崎祐金町専福寺の宣忠院恵鏡<sup>(30)</sup>もいる。碧海郡鷺塚村蓮成寺出身で、嘉永四年（一八五二）に碧海郡青野村慈光寺に転住してきた、当時擬講師の教行院義弁も本法院義讓門下である。

ここで、三河僧侶の夏講参加僧侶数の推移をみると、三河での宗学体制が確立した天保一五年（弘化元年、一八四四）から一一年後の安政二年（一八五五）までは、平均して年約一七人の参加があり比較的多い。それは単に三河だけの問題ではなく、三河出身の本法院義讓の学寮における活躍によって導かれていたものと考えられる。その後参加者数は伸び悩み、以後八年間の平均は年約七人となった。とくに減少に転じた安政三年（一八五六）には、幕末期に至る本末争論が発生した年に当たり、本末争論との関連性も考えられるが、詳細は不明である。また、三河の参加僧侶から選出された寮司・擬寮司についてみると（表3～5参照）、文政六年（一八三三）から明治五年（一八七二）までの約五〇年間で延約二九〇人いる。もう少し時期を区分してみると、夏講義初入者とはほぼ同じ傾向を示し、天保九年（一八三二）から嘉永六年（一八五三）、そして万延元年（一八六〇）から明治三年（一八七〇）に増加しているものの、夏講義初入者よりは増減の起伏が少なく一様に続いている感がある。地域性をみると、碧海郡が圧

表4 寮司・擬寮司となった三河国僧侶人数一覧（郡別）

	寮司・擬寮司人数
碧海郡	84
幡豆郡	48
加茂郡	37
額田郡	30
宝飯郡	19
渥美郡	6
設楽郡	1
不明	3
計	228

（暮戸教会文書「隸名簿」より作成）

倒的に多く約三七・六%を占め、幡豆郡・加茂郡と続く。そして、幡豆郡の室村順成寺、横須賀村源徳寺、一色村安休寺をはじめ、寮司・擬寮司を複数人輩出している寺院が目立つ。

嘉永三年（一八五〇）に、高山倉学寮を中心に、信機自力説（自

分の心がある間は悪人と思えないので本願を信受できないという考え）を主張する能登国長光寺頓成の異安心事件が起こっており、同時期に三河からの夏講参加者が減少した要因に本山側の動向が左右していたとも考えられる。たとえば頓成側に加担しないようにという本山の要請<sup>(31)</sup>によって、三河僧侶の花押付きの署名誓書を、三河の寮司・擬寮司が取りまとめ役として提出している。また、頓成側に加担したと思われる三河の僧侶飛竜（碧海郡青野村本光寺）・円界（宝飯郡形原村林光寺の円海か）について、当時三河国役を務めていた岡崎祐金町専福寺の恵鐘が、本山からの問いに「頓成同腹にハ無之趣」と答えている<sup>(32)</sup>。なお翌四年（一八五二）七月に、本院義讓は、寺社奉行所より立場上管理不行届きの罪として閉塞が申し渡された<sup>(33)</sup>。

このように、天保期には頻繁にみられた本山からの学僧の三河入国であるが、弘化二年（一八四五）二月に正定院制心が赤羽御坊を訪れ、翌三年に雲華院大舎が赤羽御坊で開講して以降は、三河出身の本院院義讓を除き、本山からの学僧の三河入国は途絶えてしまう。ようやく安政三年（一八五六）九月に、天保期から三河に縁のある講師の香樹院徳龍が、三河三か寺

と赤羽御坊・吉田御坊・暮戸会所、岡崎六地藏町の浄専寺を訪れている<sup>(34)</sup>。先に記したように、本院院義讓の開講は三河三か寺の本證寺で行われ、赤羽御坊の宗学的役割は、天保期の暮戸会所争論で拠点として活躍していた頃に比べると、次第に縮小していったものと思われる。それに対して、暮戸会所が僧侶たちの活動の拠点として定着化していったと思われる。嘉永元年（一八四八）一〇月には達如上人の六字名号を拝領、嘉永四年（一八五一）八月には、親鸞寿像を借用している<sup>(35)</sup>。このように、暮戸会所は宗教施設としての整備を着々と進めており、天保期以前の本山再建支援活動の拠点としての役割から変容していったことが知り得る。

#### 四、幕末維新期の宗学体制と大浜騒動

前項にて、安政期以降に三河僧侶の夏講参加僧侶数が停滞していると述べたが、元治元年（一八六四）を境に再び参加者は増加し、大浜騒動が起こる前の明治三年（一八七〇）まで七年間の平均は年約二〇人に及んでいる。

慶応二年（一八六六）二月に、寮司で擬講師代理の越前国是海が三河に入国し、講和活動を進めた。しかし、その講話が異風異義だったため、参列した寺院・門徒たちは賛否両論に分かれて收拾が付かない状況になった。すでに、嘉永七年（一八五四）に異安心として、越前国是海は三河出身の本院院義讓より教誡を受けていたが、再び同じ状況を起したのである。今回は、本院院義讓門下の冷香院潜龍・因明院雲英晃耀と擬講師の雲澗院神興が事件の收拾に当たった。そして、冷香院潜龍を中心とした幡豆郡室村順成寺一派（津梁・温讓・台嶺）と因明院雲英晃耀を中心とした幡豆郡一

表5 寮司・擬寮司となった西三河僧侶一覧（郡別）

僧侶名	寺院名	本山夏講初年	擬寮司入座年	寮司入座年	備考
源静	加茂郡助生村礼善寺新発意		安政4年	文久元年	
林翁	加茂郡足助村宗恩寺現住		天保元年		
開放	加茂郡池嶋村超仁寺現住		天保4年		
風分	加茂郡池嶋村超仁寺後住		嘉永2年	安政5年	
風洲	加茂郡上之山村明照寺現住		天保9年		
法道	加茂郡上野山村明勝寺後住	安政6年	慶応元年	明治3年	明治2年講義擬寮司
栖神	加茂郡梅坪村安長寺現住		弘化4年	天保10年	弘化2年9月没
道辨	加茂郡梅坪村安長寺弟子		弘化4年	嘉永4年	
快徹	加茂郡大田村信光寺現住		天保3年		
快敏	加茂郡大田村信光寺現住			嘉永元年	
大響	加茂郡大田村信光寺現住	明治4年	明治5年		
園頭（円頭）	加茂郡上鷹見村清通寺現住	嘉永5年	安政6年	文久2年	
義潭	加茂郡拳母佛龍寺現住			万延元年	
円満	加茂郡拳母佛龍寺現住			慶応3年	
祐誠	加茂郡川口栄行寺	嘉永2年	安政2年		額田郡八町光円寺へ転寺
遊観	加茂郡酒吞村皆福寺現住		天保2年		
文成	加茂郡酒吞村皆福寺弟子	慶応2年	明治3年		
義呈	加茂郡酒吞村皆福寺現住				明治2年講義寮司
一竜	加茂郡下林村善宿寺現住			嘉永元年	
廓然	加茂郡下林村善宿寺後住		明治3年		
栖心	加茂郡稻村免願寺現住	文久2年	明治4年		
祐義	加茂郡鷹見村精通寺現住		天保3年		
円頭	加茂郡鷹見村精通寺現住				明治2年講義寮司
良昌	加茂郡瀧脇村専光寺現住			天保5年	
得業	加茂郡瀧脇村専光寺後住	弘化4年	嘉永5年	慶応元年	
徹尊	加茂郡田振村楽円寺後住		慶応元年	明治5年	
龍泉	加茂郡月原村明誓寺新発意	嘉永元年	安政元年	文久2年	役者
龍聖	加茂郡月原村明誓寺	万延元年	慶応2年		
法月	加茂郡寺部村守綱寺舎弟			文久3年	
法心	加茂郡寺部村守綱寺弟子	万延元年	慶応元年		
円道	加茂郡寺辺村守綱寺現住			明治2年	
菓解	加茂郡栢立村高福寺現住			天保7年	
勇猛	加茂郡富田村智誓寺現住			天保14年	役者
順慶	加茂郡野口村増慶寺弟子	嘉永元年	嘉永6年		国閑違反
顕明	加茂郡野口村増慶寺現住	文久2年	明治4年		
諺教	加茂郡花園村易往寺現住			天保5年	
正受	加茂郡花本村光明寺後住	嘉永元年	安政5年	文久3年	上首寮（～嘉永2年9月）
淳恵	加茂郡若林村円梁寺		嘉永6年		
義芳	加茂郡若林村浄照寺現住		安政3年		
恵明	額田郡高谷村安楽寺現住			文政10年	
恵成	額田郡高谷村安楽寺後住		弘化3年	嘉永6年	
大典	額田郡高谷村安楽寺次男	弘化元年	嘉永3年		
祐海	額田郡一色村明円寺				明治2年講義擬寮司
龍雪	額田郡岩堀村西光寺現住				明治2年講義擬寮司
智山	額田郡小美村順正寺新発意	元治元年	明治元年		大浜騒動糾弾者、明治2年講義当役・擬寮司
泰静	額田郡生平村不退寺		天保3年		
了義	額田郡大井野村源光寺現住		安政6年	明治2年	
住道	額田郡大草村正梁寺現住			天保2年	
徳喬	額田郡大草村広福寺後住		嘉永3年	安政3年	
釋戒	額田郡大草村広福寺弟子		明治3年		
団成	額田郡大山村妙恩寺現住		天保12年	弘化元年	
志露	額田郡岡崎専福寺後住		天保14年	弘化3年	擬講師（慶応3年～）
義洞	額田郡岡崎専福寺次男	弘化元年	嘉永2年	安政4年	加茂郡力石村如意寺現住（安政4年）
蓮海	額田郡岡崎専福寺後住		慶応元年	明治2年	
祐敬（専意）	額田郡岡崎六供興蓮寺		嘉永6年		
助純	額田郡奥殿村西光寺現住		天保7年		役者
法梁	額田郡駒立村本光寺現住				明治2年講義寮司
静明	額田郡坂崎村正源寺現住			文政9年	
靈徳	額田郡高隆寺村大徳寺現住		万延元年		
円寿	額田郡滝村弘願寺隠居		天保4年		
龍敏	額田郡田代村長照寺現住		天保9年		役者
藤天	額田郡中畑村照源寺現住	弘化元年	嘉永2年	万延元年	
恵実	額田郡萩村専福寺後住		天保9年		
専亮	額田郡羽栗村順因寺舎弟		安政2年		
蔵界	額田郡馬場村願正寺		安政元年	万延元年	
得聞	額田郡深溝村円超寺現住		天保8年	嘉永2年	
周観	額田郡藤川宿伝誓寺現住			天保14年	
謙敬	額田郡細川村順行寺現住		万延元年		
了順	額田郡明大寺村万徳寺現住	弘化2年	弘化3年		大浜騒動関係者/暮戸会議出席
照山	額田郡若松村等周寺弟子		安政4年		
智道	額田郡鷺田村正専寺隠居		天保10年		
了海	額田郡鷺田村正専寺現住		嘉永5年		
諦観	幡豆郡浅井村正光寺現住			嘉永元年	
薩成	幡豆郡味崎村法円寺現住	文久2年	慶応2年		大浜騒動糾弾者、明治2年講義擬寮司
恵成	幡豆郡味崎村法円寺次男		慶応2年		幡豆郡市子村願海寺へ入
義辨	幡豆郡味崎村養林寺現住		弘化3年		
建輔	幡豆郡味崎村養林寺舎弟	嘉永6年	元治元年	明治3年	
恵成	幡豆郡市子村願海寺現住				明治2年講義擬寮司
晃耀	幡豆郡一色村安休寺現住		嘉永元年	嘉永3年	擬講師（慶応3年～）
浩然	幡豆郡一色村安休寺二男	弘化4年	嘉永4年	安政2年	碧海郡吉浜村正林寺へ転住
巨海	幡豆郡一色村安休寺舎弟（三男）		安政2年	文久2年	
猶龍	幡豆郡一色村安休寺弟	安政元年	安政6年	元治元年	
静月	幡豆郡家武村浄顯寺現住			文政11年	役者
円識	幡豆郡江原村福浄寺現住			文政11年	
大雲	幡豆郡江原村福浄寺弟子		天保11年		
齊賢	幡豆郡大塚村明栄寺現住		天保10年		碧海郡今村専超寺へ転住
了海	幡豆郡木田村正向寺後住		弘化2年		
了恩	幡豆郡花蔵寺村教昌寺現住		文政11年		
龍顕	幡豆郡下新井村本浄寺後住		弘化3年		
南玄	幡豆郡須美村敬寛寺現住			天保7年	
龍湛	幡豆郡高落村順寛寺隠居		天保7年		
説誠	幡豆郡中田村隆勝寺後住	安政3年	文久3年	明治2年	
騰雲	幡豆郡富田村願専寺現住		天保13年	弘化3年	
芳洲	幡豆郡西尾浄賢寺新発意	弘化元年	嘉永元年		
天然	幡豆郡西尾唯法寺現住			文政9年	役者
観順	幡豆郡西尾唯法寺後住			嘉永3年	
深奥	幡豆郡西尾聖蓮寺			文久2年	
実円	幡豆郡西ノ町村正念寺現住		弘化3年		大浜騒動糾弾者
琳山	幡豆郡西ノ町村正念寺現住			嘉永3年	
轟海	幡豆郡西之町村正念寺弟子		安政3年		
智環	幡豆郡幡豆村正寺現住		天保13年		

僧侶名	寺院名	本山夏講初年	擬寮司入座年	寮司入座年	備考
惠慶	轄豆郡羽角村惠念寺弟子		安政3年	文久元年	
遠賢	轄豆郡平坂村無量壽寺現住		天保12年		
広静	轄豆郡六栗村明壽寺現住		天保11年		
義安	轄豆郡六栗村明壽寺後住	弘化3年	嘉永6年		
布界	轄豆郡室村順成寺現住			天保14年	
清龍	轄豆郡室村順成寺次男	弘化4年	嘉永6年	文久3年	宝飯郡蒲形村尊覺寺(文久3年)、台嶺の兄
見成	轄豆郡室村順成寺新發意		嘉永5年	慶応3年	明治2年講義寮司
津梁	轄豆郡室村順成寺弟	嘉永5年	慶応元年	明治元年	明治2年尾州官津光西寺へ転住
温謙	轄豆郡室村順成寺次男	文久2年	慶応2年	明治3年	轄豆郡須美村敬覺寺現住(明治3年)、大浜騒動関係者、明治2年講義当役・擬寮司
風麟	轄豆郡矢曾根村明泉寺		慶応3年		明治2年講義擬寮司
法月	轄豆郡八面村瑞源寺隱居		天保2年		
碩雲	轄豆郡横須賀村源徳寺後住		天保12年	嘉永4年	
見影	轄豆郡横須賀村源徳寺弟子	弘化元年	嘉永2年		
幽遠	轄豆郡横須賀村源徳寺弟		嘉永5年	安政5年	
義勇	轄豆郡横須賀村源徳寺新發意		安政2年		
敬意	轄豆郡横手村玉照寺現住		天保7年		役者
徳清	轄豆郡横中村玉照寺弟		天保13年		尾州へ入寺
天均	轄豆郡吉田村正覚寺現住		天保13年		
遠山	轄豆郡寄住村永覚寺弟子		天保11年		
一知	轄豆郡和気空寺現住	嘉永3年	慶応2年		明治2年講義擬寮司
法寿	碧海郡青野村本光寺後住		天保11年		
飛龍	碧海郡青野村本光寺新發意		嘉永元年		嘉永期の頼成異心事件関係者
神風	碧海郡青野村本光寺新發意		明治5年		
見龍	碧海郡赤松村本楽寺現住		明治元年		大浜騒動糾弾者、明治2年講義当役・擬寮司
徳存	碧海郡荒子村等覚寺現住		天保13年	弘化4年	
正雄	碧海郡安城村明法寺後住		嘉永2年		
大龍	碧海郡安城村明法寺次男		嘉永6年		
大借	碧海郡泉田村順慶寺三男		嘉永元年	嘉永5年	碧海郡福釜村西岸寺へ移転
靈瑞	碧海郡泉田村順慶寺三男	嘉永元年	嘉永6年	元治元年	渥美郡野田村安楽寺現住(元治元年)
勇猛	碧海郡泉田村順慶寺次男		弘化元年		碧海郡西境村信歎寺入寺
淳了	碧海郡泉田村淨信寺現住			天保13年	大浜騒動関係者/暮戸会議出席
了祥	碧海郡泉田村西念寺現住	安政4年	明治5年		
祐海	碧海郡一色村明円寺		慶応3年		加茂郡桑田村久遠寺へ転住
齊心	碧海郡今村専超寺現住			文政6年	天保5年6月28日没、明治3年4月8日贈擬講受命
齊聖	碧海郡今村専超寺現住		天保8年	弘化2年	
国香	碧海郡今村専超寺次男		嘉永2年		
齊意	碧海郡今村専超寺弟		安政6年		
神嶺	碧海郡牛田村西教寺新發意		明治5年		
遠賢	碧海郡永覚村専念寺		安政6年	文久3年	
実忠	碧海郡大友村安受寺現住		明治3年		
秀山	碧海郡大浜村西方寺弟子		天保9年	弘化元年	
惟影	碧海郡大浜村西方寺弟子		慶応2年		
円徳	碧海郡大浜村本伝寺弟子		文久元年	慶応元年	
天寧	碧海郡大浜村松江光寺現住	弘化3年	安政2年		
了雄	碧海郡小川村蓮泉寺後住		弘化2年		
義呈	碧海郡小川村蓮泉寺次男		嘉永5年	慶応2年	加茂郡酒呑村普福寺現住(慶応2年)
台嶺	碧海郡小川村蓮泉寺新發意	文久3年	嘉永3年	明治3年	大浜騒動糾弾者、轄豆郡室村順成寺より入寺、明治2年講義等役・擬寮司
專精	碧海郡鷺鴨村安福寺現住		明治3年		
正順(順意)	碧海郡神有村(鷺塚)応春寺		弘化2年		
律馨	碧海郡神有村(鷺塚)照光寺現住		嘉永3年	嘉永6年	明治2年講義寮司(隠居)
大雲	碧海郡川崎村西心寺現住			嘉永5年	
扶山	碧海郡川野村宗円寺現住		天保14年		
信順	碧海郡古井村願力寺現住		天保10年	(弘化2年)	
賢覚(賢学)	碧海郡小山村敬専寺現住		天保9年		
芦洲	碧海郡在家村養楽寺現住		天保12年	弘化3年	
宗貫	碧海郡境村泉正寺現住		天保3年		
珠宏	碧海郡境村信歎寺現住			嘉永2年	
順潮	碧海郡桜井村円光寺現住		天保9年	嘉永元年	明治2年講義寮司
暗煥	碧海郡桜井村円光寺新發意	嘉永3年	明治元年		大浜騒動糾弾者、順静、明治2年講義擬寮司
徹照	碧海郡桜井村法行寺現住			天保9年	文政8年入座
謙承	碧海郡桜井村法行寺弟(次男)	安政3年	元治元年	慶応2年	碧海郡若林村浄照寺へ転住
法梁	碧海郡桜井村法行寺三男		万延元年	明治2年	額田郡駒立村本光寺現住(明治2年)
徹観	碧海郡佐々木村上宮寺弟子	慶応2年	明治元年		大浜騒動関係者
義存	碧海郡佐々木村上宮寺現住			明治5年	
見曜	碧海郡重原村淨福寺現住		天保12年		
円海	碧海郡下和田村常楽寺現住		嘉永2年		
龍玄	碧海郡下和田村常楽寺弟子	安政5年	元治元年	明治3年	宝飯郡牛久保村浄福寺現住(明治3年)
淳心	碧海郡上条村浄空寺現住		嘉永5年	万延元年	
志道	碧海郡高柳村空臨寺弟子		安政2年		役者
了親	碧海郡竹村光恩寺現住			天保10年	
円海	碧海郡棚尾村光輪寺現住		天保8年	弘化元年	
謙敬	碧海郡棚尾村光輪寺現住		明治2年		明治2年講義当役・擬寮司
大慰	碧海郡築地村誓願寺現住			弘化元年	天保7年入座
潭龍	碧海郡堤村願誓寺新發意		明治元年	明治4年	明治2年講義擬寮司
耿斉	碧海郡堤村願誓寺次男		明治2年		明治2年講義擬寮司
字源	碧海郡中根村随願寺		弘化2年		
法観	碧海郡中根村真浄寺現住	明治2年	明治3年		大浜騒動糾弾者、至静
密雲	碧海郡中根村随願寺後住		明治3年		
琢成	碧海郡中之郷村浄妙寺隱居			弘化3年	
了首	碧海郡中村善教寺現住		天保元年	弘化4年	
徹観	碧海郡野寺村善證寺後住				明治2年講義擬寮司
洗心	碧海郡花園村養寿寺次男	弘化3年	嘉永4年	安政2年	宝飯郡御馬村敬円寺へ転住
祐信	碧海郡馬場村願正寺現住		天保2年		役者
義周	碧海郡東浦村東正寺現住		文政9年	弘化2年	
龍章	碧海郡東浦村東正寺三男		明治3年		
智親	碧海郡一ツ木村法林寺新發意	安政6年	明治元年		大浜騒動糾弾者、明治2年講義擬寮司
智道	碧海郡浜尾村(大浜)精通寺弟子		天保11年		
諱岸	碧海郡藤井村安正寺現住		弘化3年		
通津	碧海郡古井村徳念寺後住		安政3年		
義叔	碧海郡本郷村正法寺			嘉永6年	
幽玄	碧海郡松江村(大浜)専興寺養弟		弘化元年		
惠辨	碧海郡宗定村祐専寺弟子		安政元年		
東閑	碧海郡宗定村祐専寺舎弟		安政4年	万延元年	
雲雲(広宣)	碧海郡元刈谷村専光寺弟子	嘉永6年	万延元年		大和国添下郡城村徳藏寺へ転住
関山	碧海郡元刈谷村専光寺弟	安政元年	元治元年		
霊洞	碧海郡八橋村浄教寺現住		万延元年	天保9年	文政12年入座
越風	碧海郡八橋村浄教寺新發意		万延元年	文久3年	
秀賢	碧海郡吉浜村寿覚寺舎弟	元治元年	明治2年		周見改名、明治2年講義擬寮司
義住	碧海郡吉浜村正林寺弟子			明治4年	
智瑞	碧海郡吉原村教照寺隱居		天保5年		
貫静	碧海郡吉原村教照寺現住		明治3年		
一貫	碧海郡米津村龍讀寺		弘化2年		
義弁	碧海郡鷺塚村蓮成寺現住			弘化3年	
法輔	碧海郡鷺塚村蓮成寺弟子		嘉永6年		
智蔵	碧海郡鷺塚村蓮成寺弟子		安政2年		

(暮戸教会文書「隸名簿」「入役者帳」より作成、各郡で村名順に掲載)

色村安休寺一派（浩然・猶龍・巨海）が三河の真宗僧侶内で力を付けることとなった。ちなみに、のちに大浜騒動の首謀者となる台嶺は、文久三年（一八六三）に夏講に初入し、慶応三年に擬寮司になり、また同年に碧海郡小川村蓮泉寺の石川了英の婿養子として入寺している。

慶応三年（一八六七）八月に、嗣講師の闡彰院空竟<sup>37</sup>が三河に入国した。

彼は、翌明治元年（一八六八）八月に本山高倉学寮内で護法場を創設した時の中心人物であった。護法場とは明治維新に際して、耶蘇教を念頭に置き、破邪護法の精神で創った研究機関であり、漢訳キリスト教書「天路歷程」を指導書とした。創設の中心人物は、先に示した闡彰院空竟の他に、講師の香山院竜温、嗣講師の威力院義導であった。<sup>38</sup>なお護法場の背景には、明治元年（一八六八）七月に、真宗五派が排邪推進のため盟約を結んだことがあり、それがその後の同年一二月に、排仏思想に対して仏教の国家への貢献を唱えた諸宗同徳会盟の結成に繋がる。

明治元年（一八六八）二月五日に暮戸会所にて、嗣講師の開華院法住<sup>39</sup>が「往生即成仏義」を講じ、同年五月にも再び三河を訪れ、同年八月二八日には本證寺にて「七祖相承義」を講じている。明治二年八月には香山院竜温が三河を訪れ、本證寺と吉田御坊で「仏説法滅尽経」を講じ、因明院雲英晃耀が「破邪論」を副講した。なお、因明院雲英晃耀は同年に「破切支丹」を内題とした『護法総論』<sup>40</sup>を著わし、遠州各地に説論巡回をしている。

同年一〇月には、雲澗院神興が三河に入っている。

そして、石川台嶺が幹事、碧海郡高取村専修坊の星川法沢が総監となつて、全国に先駆けて明治二年（一八六九）正月に三河護法会を結成した。

その石川台嶺は、同年四月、香山院竜温に師事し、竜温社に所属した。星川法沢は尾張国津島の成信坊の僧侶で、嗣講師まで勤めた正定院制心の子

表6 明治3年講演会の役員（配役）

配役	僧侶	郡・村・寺	備考	擬寮司年
知事	龍玄	碧海郡下和田村常円寺弟	宝飯郡牛久保村浄福寺現住	元治元年
知事	法道	加茂郡上野山村明勝寺後住		慶応元年
知事	一知	幡豆郡和気来空寺現住		慶応2年
知事	台嶺	碧海郡小川村蓮泉寺新發意	大浜騒動糾弾者	慶応3年
施斎任係	謙敬	碧海郡棚尾村光輪寺現住		明治2年
施斎任係	智山	額田郡小美村順正寺新發意	大浜騒動糾弾者	明治元年
諸上納（会計）	薩成	幡豆郡味崎村法円寺現住	大浜騒動糾弾者	慶応2年
諸上納（会計）	見龍	碧海郡赤松村本楽寺現住	大浜騒動関係者	明治元年
書記	潭龍	碧海郡堤村願誓寺新發意		明治元年
書記	徹尊	加茂郡田振村楽円寺後住		明治2年
庫頭	隆秀			
庫頭	專精	碧海郡鴛鴨村安福寺現住		明治3年
庫頭	了真			
肝煎同行	次郎吉	碧海郡暮戸村		
肝煎同行	斧左衛門	碧海郡土井村		
肝煎同行	惣右衛門	碧海郡暮戸村		
肝煎同行	新蔵	碧海郡筒針村		
肝煎同行	清右衛門	碧海郡東矢作村		
肝煎同行	九左衛門	碧海郡阿弥陀堂村		
齋堂詰	善蔵	碧海郡暮戸村		
齋堂詰	幸左衛門	碧海郡暮戸村		
齋堂詰	惣十	碧海郡暮戸村		
齋堂詰	新兵衛	碧海郡村高村		
齋堂詰	文右衛門	碧海郡村高村		

（暮戸教会蔵「講筵日誌」より作成）

供で、石川台嶺同様に学僧の血筋を引いていた。先に記した同年八月の香山院竜温の本證寺講義は、三河護法会結成直後の状況下で行われ、約四〇〇人の僧侶を集めたという。さて同年四月から翌三年（一八七〇）七月にかけて、本山護法場において、革新派の青年僧数名が乱暴を働き、逮捕されるという「見影一件」という事件が発生し、石川台嶺の名も見え何らか

の関連を持つていた。当時、護法場を中心に、旧来からの坊官らの勢力を削ぐ寺務改革が進んでいた。それに関することと推測される。再度三河に目を転じると、明治三年（一八七〇）に暮戸会所に開華院法住の講義が開催された。寮司の

周観・徳風、美濃国法螺、伊豆国諦成が同道している。そこでは、僧侶だけでなく門徒たちも役員としても協力し（表6参照）、多くの参加者を得ている。<sup>(41)</sup> 翌明治四年（一八七二）二月にも、三河護法会主催によって暮戸会所で威力院義導の講義が開催され、三日間に約二三〇名の人を集めた。このような講開催の動向が、翌年の大浜騒動にて、暮戸会所から始まり、かつ門徒農民を巻き込む要因になったものと思われる。なお、三河に滞在していた威力院義導は大浜騒動に巻き込まれ、同年五月末に騒動の後始末を行いに来た闡彰院空覚と替わって帰京した。この騒動によって、幡豆郡室村順成寺一派は罪を受け、騒動後の三河寺院の体制では、取締役に因明院晃耀、取締助勤に牧浩然というように皮肉にも幡豆郡一色村安休寺一派が把握することになった。

なお、本山護法場を統括していた闡彰院空覚は、本山で寺務改革を推進しており、明治四年（一八七二）一〇月に暗殺された。

おわりに（総括）

最後に、大浜騒動の糾弾者ほか関係僧侶が、本山高倉学寮や三河護法会とどのような関連性を有していたのかを明確にしておこう（表7参照）。

本山の夏講には、安政六年（一八五九）から大浜騒動の糾弾者はじめ関係僧侶をみる事ができ、明治三年（一八七〇）の参加まで計一六人を数える。大浜騒動の糾弾僧侶総計が四一名中、その約三七%を占める数が夏講参加僧侶である。次に、寮司・擬寮司をみると、大浜騒動の糾弾者が五人（台嶺・薩成・智山・誓鑑・実円）で、その他七人の関係者を有している。つまり、大浜騒動に関係した僧侶の多くは、幕末期の本山における宗学組

表7 大浜騒動の糾弾三河国僧侶と宗学との関連性

郡・村名	糾弾	刑	師事者（開始時期：明治4年以前）	夏講初入	寮司・擬寮司	明治3年講演役員	備考
碧海郡小川村	不屈	斬罪	香山院童温（明治2年）	文久3年	慶応3年～	○	明治2年講演（知事加役諸事係）
碧海郡高取村	不屈	准流10年	闡彰院空覚				牢死
碧海郡野寺村	不屈	懲役3年					牢死
幡豆郡味崎村	不屈	懲役3年	因明院雲英晃耀（慶応期）	文久2年	慶応2年～	○	明治2年講演（知事加役庫頭方）
碧海郡高取村	不屈	懲役2年半					高取村専修坊星川法沢の義弟
碧海郡赤松村	不屈	懲役2年	楠潜竜（慶応3年）		明治元年～		見籠
碧海郡城ヶ入村	不屈	懲役2年		明治2年			城ヶ入村城泉寺川那辺了順の弟、香水
額田郡小美村	不屈	懲役2年		元治元年	明治元年～	○	新発意
幡豆郡矢曾根村	不屈	懲役2年	因明院雲英晃耀（慶応3年）	文久3年			
碧海郡中田村	不屈	懲役2年		元治元年			患白
碧海郡一ツ木村	不屈	懲役2年	因明院雲英晃耀（安政4年）	安政6年	明治元年～		新発意
碧海郡根崎村	不屈	懲役1年半	楠潜竜（慶応3年）、占部親順（明治3年）	明治2年			高取村専修坊星川法沢の義弟、龍巖
碧海郡桜井村	不屈	懲役1年半			明治元年～		煥
碧海郡今村	不屈	懲役1年半		明治元年			齊由
碧海郡里村	不屈	懲役1年半	牧浩然（明治元年）				
碧海郡里村	不屈	懲役1年半					小川村蓮泉寺石川台嶺の弟子
碧海郡姫小川村	不屈	懲役1年半					
幡豆郡味崎村	不屈	懲役1年半	青木一順	慶応元年			味崎村法円寺石川藤成の弟
幡豆郡丁田村	不屈	懲役1年半					
幡豆郡池頭村	不屈	懲役1年半	因明院雲英晃耀（慶応期）	文久3年			徳門
幡豆郡中田村	不屈	懲役1年半		慶応元年			智法
碧海郡北中根村	不屈	懲役1年半	因明院雲英晃耀（明治2年）		明治3年～		法親
幡豆郡須美村	不屈	懲役1年半	闡彰院空覚（文久3年）				小川村蓮泉寺石川台嶺の弟
幡豆郡須美村	不屈	懲役1年半		慶応3年			須美村敬覚寺沢門盛の弟子
幡豆郡深溝村	不屈	懲役1年半		文久元年			高浜村恩任寺役僧
碧海郡榎前村	不屈	懲役1年		慶応3年			大道
碧海郡今岡村	不屈	懲役1年					
幡豆郡戸ヶ崎村	不屈	懲役1年		明治3年			観水
碧海郡城ヶ入村	不埒	懲役1年半					城ヶ入村城泉寺川那辺義導の兄、牢死
碧海郡高取村	不埒	懲役1年半					高取村専修坊星川法沢の義弟
碧海郡高棚村	不埒						
碧海郡野寺村	不埒						
碧海郡高取村	不埒						
額田郡針崎村	不埒						
幡豆郡市子村	不束	禁錮10か月	因明院雲英晃耀（安政期）				味崎村法円寺石川藤成の弟
碧海郡鷺塚村	不束	禁錮10か月	占部親順（明治2年）				
碧海郡東端村	不束						
碧海郡小川村	不束						小川村蓮泉寺石川台嶺の養父
碧海郡寺領村	不束						
幡豆郡上町村	不束				弘化3年～		
碧海郡高須村	不束						

（『大浜騒動』、暮戸会所文書などより作成）

織の影響を大きく受けていることが知り得るのである。そして、本山の宗学組織への三河の支援体制つまり宗学体制の拠点が、暮戸会所であった。暮戸会所争論が改革派寺院の勝利という結果に収まったことによって、改革派寺院が中心となって、暮戸会所を本山再建支援目的の募金活動の拠点から宗学の拠点へと変換を図ることとなったものと思われる。それが紆余曲折ありながらも、幕末維新期まで継続・発展した。とくに、明治二年（一八六九）に創立した三河護法会や本山学僧による講義が暮戸会所で行われたことにより、暮戸会所が大浜騒動を起こす舞台になっていたのである。

さて、明治二年（一八六九）二月、長崎の浦上でキリシタン約三四〇〇人が捕らえられる事件が発生した。慶応四年（一八六八）四月の禁令の結果である。「仏を以て耶穌を防か令むるに不如<sup>(42)</sup>」というように、新政府は当初切支丹対策について真宗など仏教へ期待を寄せていたが、次第に国家としての神道の力で、キリスト教の天主に代えて、キリスト教を封じ込めるよう変わっていく。明治三年（一八七〇）正月、大教宣布の詔の発布に際して、神祇官神殿で行われた国家祭典と宣教講義が開始され、明治四年（一八七二）三月の神武天皇祭で、天皇を最高祭主として国家的規模で祭祀が実施された<sup>(43)</sup>。

三河に領地を持つ上総国菊間藩政をみると、教諭使に任命された光輪寺高木賢立の日記には「於神前ハ念仏ヲ少音ニ称フヘキ、追付祝詞ヲ下サル・・・天照太神宮大倭姫ニ託宣シ玉フソノ御言ニ、神前ニ於テハ、シハラク仏法ノ息ヲカクセ<sup>(44)</sup>」とあり、歴代天皇と天照大御神の神霊を半ば強制的に拝する「天拜日拜問題」が発生し、この菊間藩政は明治新政府の政策の延長線上に位置していた。当時の三河は静岡藩や徳川家譜代の諸藩が多

く、新政府の宗教政策を素直に相入れなかった。また、国家神の創出が真宗優勢地域の生活をも脅かす存在になりかねないと感じ、敢えて火中の栗を拾うことはしなかったと思われる。しかし、三河においても平田派国学者の神職などの活動はあり、菊間藩の学問所取締役に任命された、碧海郡新堀村の木綿問屋深見篤慶は、幕末より草莽の志士を支援し、有栖川宮と関係を持っており、この菊間藩宗教政策を進めたのである。門徒など民衆は、いずれ仏前でも念仏が禁止されるといふ流言が広がり、「仏敵・法敵」という意識が高まっていった。このことは、単に菊間藩領だけの問題ではなく、小領主錯綜地域であった西三河全域に及ぶ真宗優勢地域の問題として捉えられていった。キリスト教を念頭に置いたものではなかったものの「耶穌」という言葉で反骨の精神を集結させ、三河護法会主催等の講義に参加した僧侶・門徒たちを中心に、菊間藩政および新政府の宗教政策に對抗して騒動に至ったものと考えられる。

(1) 拙稿「大浜騒動の社会的背景―暮戸会所を中心とした東本願寺派寺院の動向について」『岡崎市史研究』八（一九八六年）、「江戸時代後期、三河における真宗寺院の組織について」『愛知県史研究』一（一九九七年）、「江戸時代後期における東本願寺派中本寺の添書権と末寺関係―本證寺の『添状留記』の分析を中心に」『安城市史研究』一（二〇〇〇年）、「幕末維新期における西三河の真宗東本願寺派本末争論―九条殿施経差纏一件を中心に」『新編安城市史報告書3 本證寺文書史料集「諸事記」』（二〇〇三年）、「江戸時代後期の本山再建に関する真宗門徒の考察」『信濃』六六九（二〇〇五年）、「天保期における宗教をめぐる地域紛争の一考察―三河の暮戸会所争論を中心に」『日本歴史』七二四（二〇〇七年）、「第七章 真宗と地域社会」『新編安城市史2 通史編近世』（安城市、二〇〇七年）。

(2) この点については、澤博勝「近世社会における仏教的『教え』の受容と伝達」

『仏教史研究』四六一―二〇〇三年）、松金直美「近世真宗における〈教え〉伝達のメディア」『大谷大学大学院紀要』一三三、二〇〇六年）等の研究がある。

(3) 『大谷派学事史』『続真宗体系』二〇（真宗典籍刊行会、一九四一年）。

(4) 武田統一『真宗教学史』（平楽寺書店、一九四四年）。

(5) 名古屋別院の動向を批判する内容。威広院靈曜は、香月院深励を師事し、名古屋城下の養念寺七代目住職を継いだ。文化二年に寮司に、同年に擬講師に、同七年に尾張五人男の異義に連座して擬講師を退役した。文政四年に擬講師に再任される。尾張五人男については『名古屋別院史 通史編』（真宗大谷派名古屋別院、一九九〇年）が詳しい。

(6) (4)と同じ。

(7) 『新編岡崎市史 近世3』（一九九二年）。なお『歎異抄聞記』は、妙音院了祥の死後、弟子の華法院法住がまとめたといわれている。後の時期になるが、安政五年（一八五八）には、加茂郡寺部村守綱寺に妙音院了祥門下で当時擬講師の開華院法住が転住している。

(8) 『大谷派学事史略年表』『続真宗体系』二〇（真宗典籍刊行会、一九四一年）。

(9) (4)と同じ。

(10) 武田統一『真宗教学史』（平楽寺書店、一九四四年）。なお、本法令は文政一二年（一八二九）、幕府から出された僧侶不律不如法の触れに順応したものである。

(11) 香樹院徳龍は、越後国蒲原郡水原の無為信寺の僧侶。文化七年に寮司、文政三年に擬講師に、弘化四年に講師になる。大須賀秀道「香樹院に就いて 併て一蓮院と香山院と」（『大谷学報』九一三、一九二八年）。

(12) (4)と同じ。

(13) 『真宗史料集成六 各派門主消息』（同朋舎、一九八三年）。

(14) 開悟院靈暉は、越中国音杉村稗田円満寺の出身。文化四年に寮司、文政三年に擬講師に、文政七年に嗣講師に、嘉永二年に講師になる。

(15) 華光院円解は、豊後国光西寺の僧侶。天保一一年に死去している。

(16) 武田統一『真宗教学史』（平楽寺書店、一九四四年）および『上首寮日記Ⅱ』（大谷大学真宗総合研究所、一九八八年）。

(17) 『大浜騒動』（三河殉教記念会、一九八二年）。

(18) 大桑斉「幕末在村知識人と真宗」『日本思想史』二九（一九九七）では、真宗と国学・通俗道徳の三者が交錯している状況を報告されているが、三河の場合は真宗と国学が対向関係にあったように思われる。実際、真宗浸透度の強い碧海郡における平田門国学者は明治初年に漸く存在し、三河の他の郡に比べかなり遅い状況といえよう。

(19) 暮戸教会文書「安居諸雜記」（史料番号二四七）。

(20) 国役の雅了が、どこの住職かは不明。

(21) 暮戸教会文書「隸名帳」（史料番号二五七）。

(22) 武田統一『真宗教学史』（平楽寺書店、一九四四年）、水谷寿『異安心史の研究』（大雄閣、一九三四年）および『上首寮日記Ⅲ』（大谷大学真宗総合研究所、一九八九年）。皆乘院観月は、美濃国善行寺の僧侶。嘉永二年に嗣講師になる。

(23) 雲華院大合は、豊後国岡満徳寺の僧侶。文化元年に寮司に、文政二年に擬講師に、文政四年に嗣講師に、天保五年に講師になる。開悟院靈暉は(13)を参照。また、香雲院澄玄は、近江国唯泉寺の僧侶。天保一一年に嗣講師になる。また、易往院知準は、山城国榮正寺の僧侶。天保一一年に擬講師になる。

(24) 『大谷派学事史略年表』『続真宗体系』二〇（真宗典籍刊行会、一九四一年）および『異安心御教誠集』『続真宗体系』一八（真宗典籍刊行会、一九三九年）、山崎法順「三河円楽寺第六世圭州の生涯とその異解」（『続真宗体系月報』一九、一九四〇年）。なお、圭州は尾張国中島郡中野村の出身で、名古屋養念寺威広院靈曜に師事し、尾張五人男事件で連座した経歴を持つ。

(25) 「異安心御教誠集」『続真宗体系』一八（真宗典籍刊行会、一九三九年）。

(26) 観成は、能登国長光寺頓成の門人。大坂西成郡中島村の了願寺の出身で、高倉学寮で学んでいる時に、寮司の唯法寺順孝に出会い、弘化四年（一八四七）に兄娘の養子となり三河国西尾の唯法寺に入寺し、観順（のちの占部観順）と改めた。明治四年（一八七一）に大浜騒動の台嶺の助命に奔走する。

(27) 『上首寮日記Ⅰ』（大谷大学真宗総合研究所、一九八七年）。

(28) 冷香院潛龍は、明治四年に擬講師に、明治二〇年に嗣講師に、明治二七年に講師になる。最終的に美濃国八幡安養寺の僧となった。

(29) 因明院晃耀は、慶応三年に擬講師に、明治一九年に嗣講師に、明治二六年に講師になる。



(30) 「岡崎専福寺資料の研究」(『同朋学園大学仏教文化研究所紀要』六、一九八四年)。

(31) 『嚴如上人御一代記Ⅰ』(大谷大学真宗総合研究所、一九九一年)。

(32) 『上首寮日記Ⅲ』(大谷大学真宗総合研究所、一九八九年)。

(33) 『上首寮日記Ⅳ』(大谷大学真宗総合研究所、一九九〇年)、水谷寿『異安心史の研究』(大雄閣 一九三四年)。なお、本稿では学寮も本山側と捉えているが、『異安心史の研究』では本山と学寮との対立と捉えている。

(34) (4)と同じ。

(35) 暮戸教会文書。

(36) 雲澗院神興は、越前国南條郡金粕村憶念寺の僧侶で、雲華院大舎に師事。

(37) 闍彰院空覚は、山城国西方寺の僧侶で、雲華院大舎に師事し、嘉永二年に擬講師に、慶応元年に嗣講師になる。

(38) 香山院竜温は、岩代国会津の出身で、京都円光寺の僧侶で、香樹院徳龍に師事した。嘉永二年に擬講師に、文久元年に嗣講師に、慶応元年に講師になる。

織田顕信「香山院竜温社中名簿について」『真宗教団史の基礎的研究』(法蔵館、二〇〇八年)。また、威力院義導は、越後国景清寺・美濃国願正坊の僧侶で、安政三年に擬講師に、慶応二年に嗣講師になる。

(39) 開華院法住は、江戸の伝久寺の僧侶で、嘉永二年に擬講師に、文久元年に嗣講師になる。

(40) 久米昭次郎「雲英晃耀『護法総論』その一〜六」(『三河大浜騷動考』二〇二二年)。

(41) 暮戸教会文書「講筈日誌」。

(42) 島内登志衛編『谷干城遺稿』(靖献社、一九二二年)。

(43) 羽賀祥二『明治維新と宗教』(筑摩書房、一九九四年)。

(44) 「賢立覚書」『史料大浜騷動 同朋大学仏教文化研究所研究叢書Ⅵ』(法蔵館 二〇〇三年)。

#### 〔謝辞〕

本稿作成に当たり、愛知県史・安城市史の調査当時にお世話になった関

係の皆様、史料所蔵・管理者の方々にお礼申し上げます。また、本稿は、上記編纂当時書き上げた草稿を、令和四年七月の大浜騷動一五〇周年記念シンポジウム「再考 三河大浜騷動から問われていること」の講演にあわせて加筆修正したもので、殉教記念会をはじめ三河における真宗関係や西尾市岩瀬文庫の皆様にお礼申し上げます。

(名古屋女子大学短期大学部)

## 近世の豊川水運に関わる複数の「通船掟書」について

田中 博久

はじめに

本稿で取り上げる「通船掟書」（以降「掟書」とする）は、三河国八名郡乗本村菅沼八左衛門家文書に伝来した、豊川で水運を行っていく上で必要な取り決めが記された史料である。現在、同家史料は様々な研究機関に所蔵されており、東京都の国文学研究資料館に一九六一点、豊橋市美術博物館所蔵の橋良文庫に約五〇〇点<sup>(1)</sup>、愛知大学総合郷土研究所に三五〇点<sup>(2)</sup>所蔵されている。<sup>(3)</sup>

過去の自治体史における掟書への言及は、文化三年（一八〇六）作成の掟書の内容紹介に留まっているものが多い。その中で『新城市誌』<sup>(4)</sup>が、掟書の内容を紹介しつつ、「舟人（船頭）は船持の定めた「掟」によって動かされ船親とよばれた船持と舟人の間には、親方と子方の従属関係の存在したことがうかがわれる」と述べており、船持と船人の関係性について言及している。

その後、『愛知県史 資料編十九 近世五 東三河』<sup>(5)</sup>が刊行され、それまでに取り上げられなかった、多種多様な史料が掲載された。豊川水運に関しても、上流部から下流部まで様々な地方文書が収録され、先の自治体史では取り上げられなかった延享四年（一七四七）作成の掟書<sup>(6)</sup>などが紹介

された。さらに、『愛知県史 通史編五 近世二』<sup>(7)</sup>では、掟書を船持の提示に対して船人が請印をするものと特徴付け、延享四年（一七四七）・安永二年（一七七三）・寛政四年（一七九二）・文化十四年（一八一七）の計四回作成された、と述べている。また、川船所有者である船持と船乗りである船人が明確に分かれており、船人は船持に雇われる存在であるが、時には雇用条件をめぐって船持と対立することもあった、とも述べている。

以上のように、『愛知県史』の刊行により豊川水運にまつわる掟書が複数現存していることが示唆された。そこで本稿では、豊川水運に関する掟書を取り上げ、各掟書間の作成者や奥書、内容などを比較しながら解説を試みる。

### 一 掟書の概要

#### （一）近世の豊川水運における乗本村と菅沼家

掟書の解説の前に、近世の豊川水運における乗本村と菅沼家について述べてゆく。近世では、豊川水運を通じて奥三河や信濃・遠江の物資を吉田や前芝（共に現在の愛知県豊橋市）などに運搬しており、長篠村・乗本村・有海村（いずれも現在の愛知県新城市）が古くから特権を有していた、と当該地の自治体史で評価されてきた。特に寒狭川と宇連川の合流地点に位

置していた乗本村は、物資運送上の重要な場所とされ、大正十五年（一九二六）に初版が刊行された『改訂 八名郡誌<sup>(11)</sup>』では同所を「大野川合乃至遠州秋葉山、信州伊奈方面へ貨物輸送ののどくびに当」たる、と記している。

乗本村で水運に使用されていた船の数は、延宝五年（一六七七）に三河代官鈴木八右衛門重政へ願い出て鵜飼船十艘を建造し、一艘につき運上として鏝銭二百文を納めて水運を営んでいた。その後は新規に茶荷物の取引を開始するなど、舟運の活況に伴い船の所持数を増やしてゆき、延享三年（一七四六）・寛延三年（一七五〇）にそれぞれ五艘増やし、合計で二〇艘となっている。<sup>(12)</sup>

菅沼八左衛門家は、現在の愛知県新城市乗本にて回漕業などを営み、屋号を「為屋」と名乗ってきた。五代当主菅沼八左衛門定正が、正保元年（一六四四）より回漕業を始め、現在の宇連川と黄柳川の合流地点付近の「羽根」と呼ばれる場所に物資の集散場を設立した。延宝九年（一六八一）からは、乗本村内の船持が交代制で同家問屋の荷物を運搬するようになり、<sup>(13)</sup>乗本村の重要な産業と位置付けられていたと考えられる。

## （二）掟書の現存状況

豊川水運に関する掟書が複数現存することは判明したが、全部で何点現存しているだろうか。地方文書から過去の掟書への言及を確認すると、『愛知県史 通史編五 近世二』で提示された文化十四年（一八一七）作成の掟書に次のように記されていた。

## 史料一

### 鵜飼通船掟一札之事

一百四拾年以前延宝六丑年、七拾年以前延享三寅年、同四卯年、四拾四年以前安永弍巳年船持仲間連判定之通堅相守、鵜飼通船運送持無油断致出精御年貢上納仕、御林御伐出シ御用之荷物船積材木筏運送被仰付候節者、両村役人船主・船人立会川水見届大切ニ運送可相勤候事<sup>(14)</sup>

（後略）

（注：傍線筆者）

第一条では、過去の掟書を遵守する旨が記されている。傍線部によると、具体的には延宝六年<sup>(15)</sup>（一六七八）・延享三年（一七四六）・延享四年（一七四七）・安永二年（一七七三）の史料が挙げられており、文化十四年（一八一七）時点ではこの四点が掟書と認識されていた。これらは延享三年（一七四六）のものを除いて豊橋市美術館で所蔵が確認された。注目すべきは、『愛知県史 通史編五 近世二』に掟書と位置付けられていた寛政四年（一七九二）作成の掟書と、『新城市誌』などに掲載されていた文化三年（一八〇六）作成の掟書が、ここでは触れられていない点である。また一方で、それまでの自治体史には掲載されなかった延宝丑六年（一六七八）や、延享三年（一七四六）に作成された連判状を掟書として紹介している。当時の豊川水運の掟書には、『愛知県史』で特徴付けられた船人の請印の有無とは別に、掟書とみなす判断基準が存在していたことが窺われる。そこで、現在公開されている菅沼家文書の目録<sup>(17)</sup>のうち、「掟」や「定書」をキーワードに史料を抽出した。さらに水運に関する内容のものに限定した結果、上記以外に宝暦四年<sup>(18)</sup>（一七五四）と文化三年<sup>(19)</sup>（一八〇六）、文化

表1 掟書の末文

	末文
延宝六年掟書	此上者新舟出来候か、又ハ新規ニ荷宿出来候路も、舟中間之儀ハ右の詮義ニ可仕候、為後日仍手形如件
延享四年掟書	右之通両村舟持立合相談之上相究申候、然上者無相違船人江可申付候、以上
宝暦四年掟書	右之通此度船持立会相談之上定書依如件右本言銘々印形致六左衛門へ渡置
安永二年掟書	右之通相守鵜飼通船運送持無油断出情可致候、尤先規古例之事ニ有之候得共年久敷相成、不致罷有候者茂有之、心得違等茂出来致候ニ付、此度船持并荷物請弘渡世致候者共立会、通船掟申合候連判為後証依如件
寛政四年掟書	右之通両村船持立会、相談相定候上者向後屹度相守可申候、若ヶ条之外ニ茂通船差障り不埒之船人有之候節者、船持立会当川筋稼差留候間、心得違等無之様仲間申合、通船上下可仕候以上
文化三年掟書	右之趣此度船持立会相談之上相定候間、以来仲間中之無怠勤急度相守可申候、若シ相乱之外族有之候ハ、番荷物割当テ等之儀ニ而過怠可申達積り、勿論其品々軽重之寄評儀之上取斗申候、依而船持惣連印如件
文化十四年掟書	右之通堅相守鵜飼通船運送持無油断出精可致候、尤先規古例之事ニ候得共年久鋪相成、不存罷在候者茂有之、心得違等致出来候ニ付、此度両村役人并船持荷物受弘致渡世候者立会、通船掟申合七致連印処為後証仍如件

十三年(一八一六)<sup>20</sup>に作成された史料が抽出され、掟書は合計で八点確認された。そのうち文化十三年(一八一六)作成の掟書は、文化十四年(一八一七)とほぼ同一文言であることから同年史料の案文と比定し、今回は対象外とした。以下、この七点を掟書(以降、「〇〇年掟書」とする)とみなし、内容及び文言の類似性に着目しながら比較をしてゆく。

### (三) 掟書の末文

七点の掟書の末文を列挙したのが表1<sup>21</sup>である。安永二年掟書と文化十四年掟書を除く五点で、この掟書が船持の相談により決定した旨が記されている。寛政四年掟書と文化三年掟書は、条文を守ることに加えて違反者への対応が記述されている。前者は「若ヶ条之外ニ茂通船差障り不埒之船人

有之候節者、船持立会当川筋稼差留候」とあり、運航を妨げた船人に対して水運による稼ぎを禁止している。後者は「若シ相乱之外族有之候ハ、番荷物割当テ等之儀ニ而過怠可申達積り」とあり、違反者へは輪番荷物の割り当てなどに関する罰則を与える、としている。安永二年掟書と文化十四年掟書は、条文を守る旨を記した上で掟書の作成契機を述べており、年月の経過で古例を守らない者も現れたため、船持や問屋などが立ち会い作成した、としている。また両末文の文言は、異体字など若干の差異はあるが、ほぼ同一の文言が使用されていた(表1下線部)。

### (四) 掟書の作成者

表2は、掟書の作成者を列挙したものである。延宝六年掟書・宝暦四年掟書・文化三年掟書を除く四点で船持の署名が確認された。そのうち、安永二年掟書と文化十四年掟書は、船持に加えて「荷物請弘会所」すなわち問屋の署名も確認された。また、安永二年掟書はさらに名主の署名も追加されていた。延宝六年掟書は署名のみだが、延宝九年(一六八一)の加筆部分に「乗本・小川・久間船持仲間ニ而諸々荷物我勝ニ積申ニ付而、延宝六年正月廿六日ニ船仲間之者共立合吟味之上、如此一紙連判致舟積之作法相定置候<sup>22</sup>」とあることから、乗本村の船持の署名と推定される。文化三年掟書も署名のみ記されているが、前後の掟書に記載された船持の人名と照合すると、多くが乗本村の船持と合致することから、乗本村の船持と推定される(表2下線部)。宝暦四年掟書は「船持銘々」と書かれており、作成者は不明である。

作成者の居村は、長篠村と乗本村が多く、七点のうち四点が両村船持の連名で作成されていた。そのうち寛政四年掟書と文化十四年掟書には、有

表2 掟書の作成者

	作成者
延宝六年掟書	三郎左衛門、二郎右衛門、久左衛門、長三郎、藤右衛門、源助、平兵衛、七郎右衛門、九郎左衛門
延享四年掟書	乗本村船持 金十郎、八左衛門、茂左衛門、四郎右衛門、平八郎、弥七郎、藤介、次郎七 長篠村船持 善兵衛、傳右衛門、惣兵衛、勘左衛門、左左衛門
宝暦四年掟書	船持銘々
安永二年掟書	長篠村荷物請払会所 傳右衛門、半左衛門代 助左衛門、左左衛門
	乗本村荷物請払会所 八左衛門代 慎吉
	乗本村船持 八左衛門、次郎八、長蔵、半七郎、善六郎、重蔵、惣次郎、四郎兵衛、儀右衛門、慎吉
	乗本村名主 重左衛門
	長篠村船持 佐五七、佐七郎、傳右衛門、為八郎、庄次郎 長篠村名主 半左衛門
寛政四年掟書	乗本村船持 藤十、善六、次郎八、惣次郎、次郎兵衛、周助、定七、八左衛門、正蔵、長兵衛、兵右衛門、半蔵
	有海村船持 喜六
	長篠村船持 半左衛門、彦市、喜左衛門、傳右衛門、助左衛門、左五七、嘉右衛門
文化三年掟書	十左衛門、兵右衛門、平八、正蔵、八左衛門、十蔵、秀助、次郎八、善六、惣次郎
文化十四年掟書	長篠村荷物請払会所 傳右衛門、助左衛門、左左衛門
	乗本村荷物請払会所 八左衛門代 正作
	乗本村船持 十左衛門、兵右衛門、十蔵、文蔵、正蔵、八左衛門、周助、嘉七、次郎八、善六、清兵衛、清八
	長篠村船持 佐五七、左左衛門、助左衛門、傳右衛門、喜左衛門、宗兵衛 有海村船持 喜六

海村の船持も一名加わっている。宝暦四年掟書は、署名から作成者の居村については知り得ないが、末文には「銘々印形致六左衛門へ渡置」とあり、船持衆が印形をした上で六左衛門へ渡すように、と述べられている。この六左衛門という人物は、宝暦七年（一七五七）作成の同家史料にて「三州八名郡乗本村 荷物請□（払カ）問屋 八左衛門、右同断 六左衛門<sup>(23)</sup>」と署名しており、乗本村の間屋であると思われる。また安永五年（一七七六）作成の史料には次の様に記されている。

史料二

覚

一三州八名郡乗本村之内、小川組為屋八左衛門控荷物請払会所之義、祖祖父喜八郎定正拾九歳、正保元甲申年初而落合之上羽根と申所に家荷蔵等造立被致、八名・設楽両郡奥村筋分出テ候荷物請込鶴飼造り之通船仕立荷物積入吉田新城江運送渡世被致候所、延宝九酉年村方相談ニ付羽根より積出シ候荷物之分ハ村方通船無高下輪番ニ船積運送為致候筈ニ相極、下代長作・権十郎差置請払支配被為致候所、定正賀大平組長左衛門と申仁元禄元辰年羽根江被為引越長左衛門并子息傳重郎迄二代享保式拾壹辰年迄四拾九年之間被為相勤、傳重郎大平組本宅江被帰候ニ付、元文元辰年今宝暦四戌六月迄式拾壹年祖父八左衛門定安弟分平八郎并子息甚八郎式代被為相勤候處、親子共ニ羽根ニ而死去被致候ニ付、宝暦四戌年今明和六丑年迄拾六年父八左衛門定好孫賀栗衣組六左衛門ニ為致支配候、（後略）

安永五丙申八月吉日為屋正作定久五拾九歳（略押）

為屋本家子々孫々中<sup>(24)</sup>

（注：傍線筆者）

史料二は、当時の為屋当主菅沼八左衛門定久が子孫にあてた覚書である。抜粋部分は為屋創立のあらましが書かれており、荷蔵で荷物の管理をしていた人物が時系列に列挙されている。史料二の傍線部に、宝暦四年（一七五四）から明和六年（一七六九）にかけて六左衛門が為屋で荷物の管理をしていた、と記されていることから、宝暦四年掟書に出てくる六左衛門は、菅沼八左衛門家の問屋の關係者と比定できる。先に述べた通り、菅沼八左

表3 掟書の奥書

	奥書
延宝六年掟書	なし
延享四年掟書	右之通此度御相談之上、御究被遊被仰付委細承知奉畏候、船人中間申合急度相守不埒無御座候様可仕候、為其請印差上申候以上
宝暦四年掟書	なし
安永二年掟書	右之趣此度御相談被成、御連印御書付を以逐一被仰聞承報仕奉畏候、船人仲間申合急度相守通船上下無油断諸事実体ニ相勤可申候、依之御請連判仕候為後証依如件
寛政四年掟書	今度船主中御立会ニ而御申被渡候前条、仲間共一々承知仕候、向後屹度相守通船可仕候、依之船人仲間御請連印仕候
文化三年掟書	(右此度び御相談の上、船上下掟の趣き仰せ渡され委さに承知仕り候、以来仲間の者共申し合わせ急度相守り申すべく候、依て御請け印差し出し申し候処件の如し)
文化十四年掟書	右之趣此度御相談被成、御連印御書付ヲ以逐一被仰聞承知仕奉畏候、船人仲間申合急度相守通船上下無油断諸事実体ニ相勤可申候、依之御請連印仕候為後証依而件如

注 文化三年掟書は菅沼貴一『吉田川回漕史 改訂復刻本』（金田博子、2008年）より抜粋。

衛門家の問屋荷物は乗本村内の船持が運搬を担当していたことから、宝暦四年掟書の署名は乗本村の船持と推定される。文化三年掟書は、前述の通り署名の多くが乗本村の船持と合致することから、乗本村の船持と思われる。

### (五) 掟書の奥書

表3は掟書の奥書一覧である。奥書は、延宝六年掟書と宝暦四年掟書を除く四点で確認された。文化三年掟書には奥書がみられないが、『吉田川回漕史 改訂復刻本』<sup>(25)</sup>に船人署名と印判付の奥書がなされた同年作成の掟書が掲載されている。両者の文言がほぼ同一であることから、文化三年掟書は奥書ありとみなし、奥書がある掟書の点数は合計五点とした。

奥書の内容は、延享四年掟書に「右之通此度御相談之上、御究被遊被仰

付委細承知奉畏候、船人中間申合急度相守不埒無御座候様可仕候、為其請印差上申候」とあり、①船持たちの決定事項を承知した旨、②船人仲間でも話し合いこれらの条文を守る旨が記されている。他の掟書も文言は異なるが概ね同様の内容が述べられている。先の末文と併せて考えると、掟書では①船持層の協議により条文が作成され、②船人が奥書でその旨を承知し請印をする、という形式を採用しているものが多く、形式上でも船持と船人の間に上下関係が表現されている。文言の類似性としては、安永二年掟書と文化十四年掟書の文言が、完全に同一であった（表3下線部）。

以上のように、現存する掟書の末文と作成者、奥書を比較してきた。作成者は船持層が単独で作成したものと、船持層に問屋や名主が加わり作成したものが確認された。また船持層単独で作成したものは、乗本村の船持が単独で作成したものと、他村の船持層と連名で作成した掟書が確認された。末文の文言は掟書ごとに異なるが、安永二年掟書と文化十四年掟書はほぼ同一の表現がなされていた。奥書の文言も末文と同様の傾向がみられた。

## 二 掟書の内容

### (一) 掟書の項目の概要

掟書の項目はそれぞれ多岐に渡るが、大まかに分類すると、①船人への規制、②運航ルール、③その他、に分類できる。①は博奕や喧嘩の禁止、荷物の取扱方、欠落など違反を行った船人への罰則事項と船持層の対処法が記されている。②は吉田・前芝間の往復日程や運賃の設定と分配方法、

表4 通船掟書の条文数と共通項目

	延宝六年 掟書	延享四年 掟書	宝暦四年 掟書	安永二年 掟書	寛政四年 掟書	文化三年 掟書	文化十四 年掟書	
条文数	3	11	13	17	10	9	12	
共通項目				古例遵守			○	
		往復日程		○	○		○	
		継荷		○				
		船人扶持 米		○			○	
		川浚い		○			○	
		荷物取扱	○	○			○	
		運上金	○	○				
		船人欠落		○			○	
		前金上限		○	○		○	
		喧嘩・博 奕禁止		○			○	
		他国船人 取扱					○	
						石積禁止	○	○
						荷物遅滞 時の運賃		○
						ほまち荷 禁止	○	

注 過去の掟書と同一の項目があるものは○で示した。

積み荷重量の上限、川浚い時の人足差出方法などが書かれている。③は上記に該当しない雑多なものである。これらの条文の一部は、後年の掟書に継続して規定されていることから、共通の項目においても過去の掟書との間に関連性があると思われる。そこで次に、複数の掟書に共通する項目とその内容をみてゆく。

(二) 項目の共通性と内容の類似性

表4は、複数の掟書に規定された項目を抜粋したものである。条文数と

表5 「荷物取扱」項目の文言

	文言
延享四年 掟書	一上下荷物之儀随分大切ニ紛失無之様可致候、若紛失致候者、同国船人中間として弁へ可申候
宝暦四年 掟書	一上下御荷物入念大切ニ取廻シ可申事
安永二年 掟書	一上下運送荷物紛失無之候様大切ニ可致候、若シ紛失致候ハ、船持仲間并両村名主・組頭立会、其訳相糺シ候上ニ而、其節掛り合之船人仲間江弁へ可申付候事
寛政四年 掟書	一船積荷物之儀、送状ニ引合問屋江屹度相渡可申事 一登り荷物川岸江揚捨置不申直ニ送り状問屋并荷主江相届可申事、向後捨置候節右荷物運賃相渡不申候事、若亦荷物紛失仕候節ハ価値増其船人ノ弁金可仕候事 一登り荷物積着岸致し、雨天又ハ夜分ニ相成候而問屋荷主江難相届候節者、其船人仲間ニ而番可仕候事、且亦右荷物番仕候節翌日通船上下滞不相成候様可仕事
文化十四 年掟書	一上ケ下ケ運送荷物紛失無之様大切ニ仕、送状ニ引合問屋并荷主江急度引渡可申候、万一致紛失候ハ、両村役人并船持仲間立会、其訳相糺候上ニ而、其節掛り合之船人仲間江弁へ可申付候事

共通項目を比較すると、延享四年掟書の全条文十一項目のうち九項目が安永二年掟書にも掲載されていた。また文化十四年掟書でも八項目が掲載されていた。このことから、安永二年掟書と文化十四年掟書は、延享四年掟書をベースに作成されたと思われる。前章でも指摘したが、両掟書は奥書の文言が同一である点も踏まえると、共通項目の内容や文言にも何かしらの類似性があると仮定できる。そこで次に、共通項目の内容をみてゆく。

表5は、表4の共通項目「荷物取扱」の文言を抜粋したものである。同項目は、七点の掟書に最も多く掲載されているため、今回の比較に使用した。延享四年掟書と共通する文言には下線を付している。延享四年掟書の内容は、①荷物は大切に扱い紛失しないこと、②もし紛失した場合は船人

仲間が弁償する、というものである。安永二年掟書や文化十四年掟書の場  
合、加筆が加わるものの、①及び②と同じ内容が記されており、なおかつ  
延享四年掟書と共通する文言が使用されている。宝暦四年掟書は、「上下  
御荷物」のように延享四年掟書と共通する単語を使用して、①については  
触れているが、紛失時の弁償について規定されていない。寛政四年掟書は、  
①に該当する荷物の取り扱いの項目が複数追加されている。②については  
規定されているが、登荷物に限定されており、また、罰則の対象が船人仲  
間ではなく船人本人となっている。

右の点から、安永二年掟書と文化十四年掟書は、延享四年掟書の規定項  
目と文言を踏襲して作成されており、他の掟書と比べて強固な関連性を持  
つと考えられる。前章でも触れた通り、安永二年掟書と文化十四年掟書は  
差出人の署名に問屋が加わっている点からも、他の掟書とは性質の異なる  
ものと思われる。

これらを併せて鑑みると、豊川水運の掟書には延享四年掟書をベースに  
作成した掟書（以降「掟書A」とする）、他の掟書との関連性が希薄で単  
発的に作成した掟書（以降「掟書B」とする）、の二種類が存在しており、  
「掟書A」は母体である延享四年掟書と安永二年掟書、文化十四年掟書が  
該当し、それ以外が「掟書B」に該当すると考えられる。ここで疑問にあ  
がるのは、この二種類の掟書の間に関連性があるかどうかである。表4に  
よると文化十四年掟書には、延享四年掟書との共通項目以外に、寛政四年  
掟書及び文化三年掟書と共通する項目も記載されている。そこで次に、寛  
政期以降に創設された共通項目の条文を比較しながら、二種類の掟書の関  
連性を検討してゆく。

表6 文化十四年掟書の共通項目の文言

	項目文言		
	①石積の禁止	②ほまち荷	③運送遅延時の運賃分配
寛政四年 掟書	一兼而申渡候通石積候義堅仕問 敷候、若石積もの有之候ハ、 船人仲間ハ相届ク可申事		一登荷物相待船遅滞仕問鋪事、 若上下相滞候節者登り運賃三分 一其船人江相渡、相残り三分二 惣船主半分、両村惣船人江半分 割渡可申事
文化三年 掟書	一途中ニ而石積方先規通り急度 致間敷候、無扨筋ニ而引合来り 候ハ、其船親ハ惣持迄相断、壹 艘又者半艘と致し積可申候、舟 人引合上下之度々我俣ニ積入候 儀、以来共決而不相成候、若シ 又背候船人有之候ハ、船持早々 立会相談之上取斗可申候事	一茶并ニ外荷物積候船々江ほま ち積入儀、先規定通り急度相成 不申候、以来相背積入候ハ、右 ほまち運賃半分宛行司取上船親 江相渡不申候事、尤羽根ニ而茶 積入候船下夕敷之多ゆへ、船人 願候ハ、杓板ニ而三間・四間迄 者為積、運賃船人ニ為取可申積 り也 但し、是も吟味者船持ニ而当時 船持致し候船々ハ行司江相達 申答也	
文化十四 年掟書	一前々之通下り荷物問屋并荷主ハ積入候元荷物之外、ほつた并 石積候義堅仕問敷候、惣而途中ハほつた荷物積申間敷候、万 心得違之者有之石并ほつた荷物積候もの有之候ハ、船人仲間 ハ相届可申、其節之軽重により両村役人船主相談之上、急度可 申候事		一前々定之通登り荷物相待船遅 滞仕問鋪候、若上下相滞候節者 運賃三分一其船人江相渡シ、残 三分二惣船主江半分、惣船人半 分割渡シ可申候事

(三) 二種類の掟書の関連性

表6は、文化十四年掟書に反映された寛政四年掟書と文化三年掟書の条  
文を抜粋したものである。反映項目は①石積の禁止、②ほまち荷<sup>(26)</sup>の禁止、



③運送遅延時の運賃分配である。①・②は、文化十四年掟書では統合されて掲載されている。文化三年掟書では、①には船持より相談があれば限定的に解除する旨も記され、②では罰則規定などが追加されている。しかし文化十四年掟書では、限定解除の旨や明確な罰則規定は無く、船人仲間より報告し違反内容の軽重により村役人と船持で相談して取り計らうこと、と記されている。③は寛政四年掟書で創設された項目で、登り荷物が遅延した場合は、運賃を乗船していた船人と惣船人、惣船主で三等分するという規定である。文化十四年掟書には、ほぼ同一の文言が記されており、寛政四年掟書を踏襲したものと思われる（表6下線部）。

以上、寛政期以降の共通項目から両掟書の関連性をみてきた。文化十四年掟書（「掟書A」）は、寛政四年掟書と文化三年掟書（「掟書B」）の条文が踏襲もしくは反映されており、当該期の両掟書は独立して運用されたものではなく、関連性をもって運用されていたといえよう。

### 三 「掟書A」の変遷

#### （一）延享四年掟書と安永二年掟書の比較

前章までに項目の共通性と内容の類似性から、「掟書A」及び「掟書B」の関連性について指摘してきた。ここでは「掟書A」内の共通項目の文言の踏襲性を検討することで、「掟書A」の変遷について考えてゆく。比較に際しては使用される単語や表現の違いに注視してゆき、異体字や送り仮名の有無、返り点の差異は対象外とした。なお、延享四年掟書と文化十四年掟書の比較は、延享四年掟書と安永二年掟書の比較と同様の傾向であったため、今回は省略した。

表7 延享四年掟書と安永二年掟書の共通項目

	延享四年掟書	安永二年掟書	
共通項目	往復日程	一吉田前芝上下之儀正月十五日 <small>の</small> 十月十五日迄二日上下、十月十六日 <small>の</small> 正月十四日迄三日上下二可致事	一延享四卯年定之通吉田前芝上下正月十五日 <small>の</small> 十月十五日迄二日上下、十月十六日 <small>の</small> 正月十四日迄三日上下二可致候、新城川路迄瀬取荷物之義差間之節者、一日兩度宛上下可致候事
	継荷	一瀬取上下之儀荷物差間候節者、仰付次第一日兩度急度相勤可申候事	
	船人扶持米	一扶持之儀、吉田上下二日懸り白米四升・遣錢四拾四文、三日上下白米四升六合・遣錢七拾貳文、瀬取上下白米貳升、風雨之節逗留致候者一日老人前白米五合宛・宿払三拾貳文、尤雨降候共水増シ不申候而逗留致候者扶持出シ不申事	一船人扶持米遣錢之義、前々定之通船上下度毎相渡可申候、雨降候共水増不申候節逗留致候ハ、扶持米遣錢差出不申候事
	川浚い	一川さらへ之節壹艘ニ付船人壹人酒錢拾貳文ツ、出可申候、尤干水ニ而舟自由悪鋪被成候者舟主ニ之江申談下知之上さらへ可申候、船人差合御座候者外人成共壹人ツ、急度出可申候、船人壹人宛出候上ニ而舟上下者勝手次第可致候事	一川さらへ之節壹艘付船人壹人酒錢拾貳文宛出シ可申候、尤干水ニ而船通路悪敷相成候節者船主々江申談下知之上さらへ可申候、船人差合有之候節者外人壹人宛急度出シ可申候、船頭壹人宛出シ候上ニ而者船上下勝手次第可致候、船道格別損シ人足余慶相掛り船上下日数多費可申候時節者、賃銀差出シ雇人致シ上下日数費不申候様船主・船人可相心得候事
	荷物取扱	一上下荷物之儀随分大切ニ紛失無之様可致候、若紛失致候者同国船人中間として弁へ可申候	一上下運送荷物紛失無之候様大切ニ可致候、若シ紛失致候ハ、船持仲間并両村名主・組頭立会、其訳相糺シ候上ニ而其節掛り合之船人仲間江弁へ可申付候事
	船人欠落	一船人欠落致候者請合候中間へ申達尋為帰可申事	一船人欠落致シ候ハ、請合仲間江申談尋為帰可申候、前金之義老米前米錢都合金三分之外借シ中間敷候、尤請合書付を取借シ可申候事
	前金上限	一前金之儀老米ニ付米錢ニ而成共都合金三分 <small>の</small> 外借中間敷候、尤請合証文を取借可申事	
	喧嘩・博奕禁止	一舟上下之節博奕・喧嘩口論不及申、大酒等致不申候様吟味可致事	一舟上下之節博奕・喧嘩・口論者不及申ニ、大酒不致上下運送無油断出精相勤候様船人仲間申合急度相慎可申候事

表7は、延享四年掟書と安永二年掟書の共通事項を抜粋したものである。文言が共通している部分には、下線が付してある。往復日程と継荷の項目は、安永二年掟書では一項目に統合されている。往復日程の項目は、下線部のように同一の文言で書かれている。継荷の項目は両者はほぼ同じ内容であるが、安永二年掟書では継荷の宛先として具体的な村名が挙げられており、新城町と川路村（共に現在の愛知県新城市）が記されている。文言は、延享四年掟書には「瀬取上下之儀荷物差問候節」や「一日両度急度相勤可申候事」と記されている部分が、安永二年掟書では「瀬取荷物之義差問之節」及び「一日両度宛上下可致候事」と記されており、文言が組み換えられている。

船人扶持米の項目は、大部分は同じ内容であるが、延享四年掟書では具体的な基準が示されているのに対して、安永二年掟書は具体的な基準を「前々定之通」と省略している。扶持米支給の例外に関する文言は、大部分が同じであるが、延享四年掟書では「水増シ不申候而」や「持出」と表記しているところを、安永二年掟書は「水増シ不申候節」や「差出」と表記しており、使用する単語が異なっている。

川濠の項目は、安永二年掟書では延享四年掟書の大部分を転載し、そこに新たな内容を追加している。一方で転載された文言の一部には、両者で異なる単語が使用されている。延享四年掟書には「舟自由悪鋪」と書かれている箇所を、安永二年掟書は「船通路悪敷」と書いており、条文の内容に差異が出ない範囲で、意味の異なる単語を使用している。

荷物取扱の項目は、内容は既に触れているため、文言のみ言及してゆく。延享四年掟書では「上下荷物之儀随分大切ニ紛失無之様可致候」としている部分が、安永二年掟書は「上下運送荷物紛失無之候様大切ニ可致候」と

しており、単語の追加や削除、文言の組み換えが確認された。

船人欠落と前金上限の項目は、安永二年掟書では統合されており、両項目とも内容は同じである。文言は、延享四年掟書で「船人欠落致候者」と記されている部分が、安永二年掟書は「船人欠落致シ候ハ、」と記されている。また延享四年掟書では「中間へ申達」と記載されている部分が、安永二年掟書は「仲間江申談」に変更されている。

喧嘩・博奕禁止の項目は、両者ともほぼ同じ内容である。文言は、延享四年掟書では「大酒等致不申候様吟味可致事」となっている部分が、安永二年掟は「大酒不致上下運送無油断出精相勤候様船人仲間申合急度相慎可申候事」と書かれており、新規の文言が追加されている。

## (二) 安永二年掟書と文化十四年掟書の比較

表8は、安永二年掟書と文化十四年掟書の共通事項を抜粋したものである。表7同様に、文言が共通している部分には下線が付してある。古例遵守の項目は、遵守する古例の数以外は、同一の内容である。文言は大部分が共通しているが、安永二年掟書では「船主・船人・名主・組頭立会」と記していた部分のみ、文化十四年掟書は「両村役人・船主・船人立会」と記している。内容に差異が無い範囲で使用される単語や順番に変更がみられた。

往復日程の項目は、文化十四年掟書では大きく異なっており、下線部①の通り寛政四年（一七九二）に船人の願いにより規定が変更されていた。前述の『新城市誌』で指摘されているような従属的な関係とは異なり、文化十四年（一八一七）時点の船持と船人の関係性は、船人も掟書の作成に関与していた一面を垣間見る事ができる。継荷の項目は、文化十四年掟書

表 8 安永二年掟書と文化十四年掟書の共通項目

	安永二年掟書	文化十四年掟書	
共通項目	古例遵守	一百余年以前延宝六年船持仲間連判定之通堅相守、鵜飼通船運送持無油断出精致シ御年貢上納仕、御林御伐出シ御用之荷物船積材木筏運送被仰付候節者、船主・船人・名主・組頭立会、川水見届大切ニ運送可相勤候事	一百四拾年以前延宝六五年・七拾年以前延享三寅年・同四卯年・四拾四年以前安永武巳年船持仲間連判定之通堅相守、鵜飼通船運送持無油断出精御年貢上納仕、御林御伐出シ御用之荷物船積材木筏運送被仰付候節者、両村役人・船主・船人立会、川水見届大切ニ運送可相勤候事
	往復日程	一延享四卯年定之通吉田前芝上下正月十五日迄十月十五日迄二日上下、十月十六日迄正月十四日迄三日上下ニ可致候、新城・川路迄瀬取荷物之義差間之節者、一日兩度宛上下可致候事	一吉田前芝上下之儀前々之定ニ者正月十五日迄十月十五日迄二日上下、十月十六日迄正月十四日迄三日上下ニ可致定候處、①寛政四辰年船人中ノ願有之両村役人・船主立会相談之上、春者彼岸明候日迄二日上下、秋者九月節ニ入候日迄三日上下ニ可致段相定申候、向後茂石之心得ニ而船上下無滞可致候事
	継荷		
	船人扶持米	一船人扶持米遣錢之義、前々定之通船上下度毎相渡可申候、雨降候共水増不申候節逗留致候ハ、扶持米遣錢差出不申候事	一船人扶持米遣錢之儀、前々定之通船上下度毎ニ相渡シ可申候、雨降候共水増不申候節致逗留候ハ、扶持米遣錢差出シ不申候事、尤十月朔日迄三月十五日迄者、水増不申候共大降ニ候ハ、扶持米遣錢差出シ可申候事
	川浚い	一川さらへ之節老艘付船人沓人酒錢拾貳文宛出シ可申候、尤干水ニ而船通路悪敷相成候節者船主々江申談下知之上さらへ可申候、船人差合有之候節者外人沓人宛急度出シ可申候、船頭沓人宛出シ候上ニ而者船上下勝手次第可致候、船道格別損シ人足余慶相掛り船上下日数多費可申候時節者、賃銀差出シ雇人致シ上下日数費不申候様船主・船人可相心得候事	一川さらい之儀、前々定之通船人沓人前酒錢拾貳文宛差出シ可申候、尤干水ニ而船道悪敷相成候節者船主江申談下知之上さらへ可申候、船道格別損人足余慶相掛り船上下日数費可申候時節ハ、賃銀差出雇人いたし上下日数費不申候様船主・船人相心得可申候、猶亦川さらへ之節随分致出精さらへ可申候事
	荷物取扱	一上下運送荷物紛失無之候様大切ニ可致候、若シ紛失致候ハ、船持仲間并両村名主・組頭立会、其訳相糺シ候上ニ而其節掛り合之船人仲間江雜へ可申付候事	一上ヶ下ヶ運送荷物紛失無之様大切ニ仕、送状ニ引合問屋并荷主江急度引渡可申候、万一致紛失候ハ、両村役人并船持仲間立会、其訳相糺候上ニ而其節掛り合之船人仲間江并可申付候事
	船人欠落	一船人欠落致シ候ハ、請合仲間江申談尋為帰可申候、前金之義老前米錢都合金三分之外借シ申間敷候、尤請合書付を取借シ可申候事	一船人致欠落候ハ、請人仲間江申談尋為返可申候、前金之儀米錢ニ而都合金三分之外貸申間敷候、尤請合書付取貸可申候事
	前金上限		
喧嘩・博奕禁止	一船上下之節博奕・喧嘩・口論者不及申ニ、大酒不致船上下運送無油断出精相勤候様船人仲間申合急度相慎可申候事	一船上下之節博奕・喧嘩・口論者不及申ニ、大酒不致船上下運送無油断出精相勤候様船人仲間申合急度相慎可申候事	

では削除されている。

扶持米の項目は、文化十四年掟書では安永二年掟書の文言を転載しつつ、扶持米支給の新たな例外を提示している。具体的には「尤十月朔日迄来三月十五日迄者水増不申候共大降ニ候ハ、扶持米遣錢差出シ可申候事」とあり、十月一日から三月十五日までは、川の水量が変化せずとも大雨であれば扶持米などを提供する、とされている。

川浚いの項目は、安永二年掟書では「船人差合有之候節者外人沓人宛急度出シ可申候、船頭沓人宛出シ候上ニ而者船上下勝手次第可致候」と記載されている部分が、文化十四年掟書では削除されている。それ以外は両者とも同じ内容である。文言の大部分は同一であるが、前節と同様に一部の使用単語にバラつきがある。延享四年掟書が「自由」、安永二年掟書が「通路」としていた部分を、文化十四年掟書は「道」と書いており、単語は異なるが安永二年掟書と同意であった。

荷物取扱の項目は、文化十四年掟書では「送状ニ引合問屋并荷主江急度引渡可申候」という文章が追加され、送り状を参照して問屋や荷主へ必ず渡すこと、と記している。その他の内容は同一である。文言は、「若シ」と「万」こういった単語の違いや、「船持仲間并両村名主組頭立会」と「両村役人并船持仲間立会」といった文言の組み換えがなされている。

船人欠落の項目は、両者とも同一内容である。文言は、前節では単語が変更されていた部分が、文化十四年掟書は安永二年掟書と同じく、「船人欠落致シ候ハ、」と表現されている。一方で異なる単語を使用している箇所もあり、安永二年掟書では「請合仲間」とされていたのが、文化十四年掟書は「請人仲間」となっている。前金上限の項目も両者は同じ内容である。文言は、内容に差異が無い範囲で変更されており、安永二年掟書は「沓

人前米銭都合金三分」、文化十四年掟書は「米銭二而都合金三分」と記されている。なお安永二年掟書では「借シ」と書いている部分を、文化十四年掟書は「貸」と書いているが、前者の送り仮名が「シ」と表記されている点を鑑みて、同一の意味とみなした。

喧嘩・博奕禁止の項目は、完全に同一の文言が使用されている。

以上、各項目の内容及び文言を比較して、「掟書A」間の条文の踏襲性をみてきた。各掟書の共通項目の内容は、それぞれに追加や削除はあったが大意は同じであった。文言は、文化十四年掟書は安永二年掟書と同一の文言が多く使用されていた。各掟書で異なる単語を使用していた部分を比較すると、延享四年掟書と安永二年掟書は、単語の意味が異なっていた。

一方で文化十四年掟書と安永二年掟書は、同じ文言或いは類語が用いられており、延享四年掟書と比べて強い踏襲性がみられる。前章では項目内容の共通性から、延享四年掟書が掟書Aのベースになっていると指摘したが、文言の踏襲性と後世への影響力を加味すれば、安永二年掟書が後の「掟書A」の基点であり、同時期に乗本村ないしは豊川水運にまつわる地域の画期となる変化があったと推察される。

## おわりに

現存する七点の掟書を、作成者の違いや文言の類似性に注目しながら解説を試みた。近世当時においては、従来の研究で掟書の特徴とされていた船人の請印の有無とは別に、掟書とみなす判断基準が存在していた。末文と奥書の文言から多くの掟書では、①船持層が協議により条文を作成し、②奥書で船人がその旨を承知し請印をする、という形式が取られており、

文言上で船持と船人の間にある上下関係が表現されていた。作成者の肩書と項目の種類、内容の類似性から、豊川水運の掟書には、問屋と船持が中心になって作成し延享四年掟書の文言をベースにした「掟書A」と、船持が作成し延享四年掟書との関連性が希薄な「掟書B」の二種類が存在していた。

「掟書A」は、寛政期以降には「掟書B」の条文を踏襲あるいは反映させた条項が追加されるようになった。また文化十四年掟書では、船人の発案により条文が変更された旨が記されており、船人も豊川水運の運営に参加する手段が存在していたと思われる。「掟書A」間の文言を比較して条文の踏襲性をみたところ、安永二年掟書の文言は、内容に差し支えない細かな部分も含めて、後の掟書でも引用されていた。後世の「掟書A」に大きな影響を与えていた点から、豊川水運に関わる地域社会にとっての画期であったと考えられる。

- (1) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 資料編十九 近世五 東三河』（愛知県、二〇〇八年）九六〇頁。
- (2) 愛知大学総合郷土研究所『愛知大学総合郷土研究所所蔵文書目録三 三河国 八名郡・宝飯郡・設楽郡』（愛知大学総合郷土研究所、二〇二〇年）六九頁、八九頁。
- (3) その他の所蔵先としては、徳川林政史研究所、新城市乗本地区区有文書、個人蔵などが挙げられる。

- (4) 新城市誌編集委員会『新城市誌』（愛知県新城市、一九六三年）二七八頁、二七九頁。

- (5) 前掲注(1)。

- (6) 前掲注(1)。

- (7) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 通史編五 近世二（愛知県、二〇一九年）

三二二頁～三三三頁。

(8) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書八四。

(9) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書一〇一。

(10) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書一一六。

(11) 鈴木重安『改訂 八名郡誌』(鈴木重安、一九五六年) 一〇九五頁。

(12) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 通史編五 近世二』(愛知県、二〇一九年) 三二六頁。

(13) 国立史料館『史料館所蔵史料目録 第三十九集 三河国八名郡乗本村菅沼家文書』(国立史料館、一九八四年) 一〇四～一〇六頁。

(14) 前掲注(10)。

(15) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書七三。なお、史料自体は延宝九年(一六八一)作成であるが、史料中に延宝六年掟書の写しが差出人・年月日・宛名と共に掲載されている。検証ではこの部分を延宝六年掟書として使用する。

(16) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書七六。前掲注(6)と同じ。

(17) 二〇二二年六月時点、冊子目録で確認可能なものは、愛知大学総合郷土研究所所蔵文書目録三 三河国八名郡・宝飯郡・設楽郡〔愛知大学総合郷土研究所、二〇二〇年〕、国立史料館『史料館所蔵史料目録 第三十九集 三河国八名郡乗本村菅沼家文書』(国立史料館、一九八四年)の二点である。後者には豊橋市美術博物館と愛知大学総合郷土研究所の所蔵史料も一部目録に含まれている。

(18) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書七七。

(19) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書一〇三。『新城乱誌』などに掲載された文化三年作成の掟書と同じと考えられる。

(20) 愛知大学総合郷土研究所所蔵 三河国八名郡乗本村菅沼家文書七五。

(21) 各史料の出典は、延宝六年掟書は前掲注(15)、延享四年掟書は前掲注(16)、宝暦四年掟書は前掲注(18)、安永二年掟書は前掲注(8)、寛政四年掟書は前掲注(9)、文化三年掟書は前掲注(19)、文化十四年掟書は前掲注(10)を参照。以降、表中に注記の無い掟書の出典は表1と同じ。

(22) 前掲注(15)。

(23) 愛知大学総合郷土研究所所蔵 三河国八名郡乗本村菅沼家文書六七。

(24) 愛知大学総合郷土研究所所蔵 三河国八名郡乗本村菅沼家文書七〇。

(25) 菅沼貴一『吉田川回漕史改訂復刻本』(金田博子、二〇〇八年) 五三頁～五八頁。

(26) 前掲注(25)によると「所定の荷物以外に荷物を積む」とし、また同史料の解説では、ほまち荷について「契約以外の自分または他人の荷をひそかに運び、自分の収入とした」と述べられている。文化十四年掟書には「ほつた」と表現されているが、小学館国語辞典編集部『日本国語大辞典 第二版』(小学館、二〇〇一年)によると、宝飯郡地域の方言で「ないしょの金。へそくり」の意味があるとされている。以上の点から「ほまち」と「ほつた」を同一の意味と捉えた。

(愛知大学総合郷土研究所研究員)

《資料紹介》

愛知県立第二中学校 『学友会報』 第二十四号（大正五年三月）について

— 尾崎士郎「本校を出づるに臨みて諸子に告ぐ」の発見 —

倉橋 真司

はじめに

令和三年五月、偶然にも大正五年三月に発行された愛知県立第二中学校『学友会報』第二十四号<sup>(1)</sup>に接する機会に恵まれた。この小冊子は、同校の学友会が編集・発行した雑誌の一冊であるが、当時五学年に在籍していた尾崎士郎や大須賀健治が卒業に際して執筆した寄稿文が掲載されており、大正四年度の諸活動の報告においても、尾崎や大須賀に関する新たな知見を得ることができると期待される。ここに掲載された尾崎の寄稿文は『尾崎士郎全集』<sup>(2)</sup>には収録されておらず、作品集の著作年譜などにおいても取り上げられていないことから、新出である可能性が高い。また、中学校時代の尾崎に影響を与えたとされる、友人の大須賀の人物像を知る貴重な手がかりでもあると考えられる。

本稿は、所蔵者の許可を得て『学友会報』第二十四号を紹介するとともに、その内容をもとに中学校時代の尾崎や大須賀の新たな一面を明らかにしようと試みたものである。ぜひ多くの方々々に御叱正を賜りたい。

なお、引用資料における旧字体・異体字等は常用漢字や正字に改めた。

一、愛知県立第二中学校と尾崎士郎



図版1 愛知県立第二中学校（大正4年以前撮影）（個人蔵）

尾崎士郎は、『人生劇場』で知られる昭和を代表する小説家である。明治三十一年（一八九八年）に愛知県幡豆郡横須賀町（現西尾市）に生まれ、横須賀尋常高等小学校（現西尾市立横須賀小学校）、愛知県立第二中学校（図版1・現愛知県立岡崎高等学校、以下「愛知二中」と略す<sup>(3)</sup>）を卒業して、大正五年（一九一六年）四月に早稲田大学に進んだ。その後の小説家としての経歴については、『尾崎士郎全集』を始めとした数多く

の著作における年譜にまとめられており、その青年期は自伝的小説の『人生劇場』（青春編）の主人公である青成瓢吉に投影されていることは周知のことである。

中学校での登場人物は、尾崎が在学していた愛知二中の教師や友人とともに創作されていることが知られており、校内の描写にも当時のバンカラな校風がよく反映されている。尾崎自身も中学校在学中より雑誌『第三帝國』や『世界之日本』に寄稿して、中央論壇の人々の知遇を得たり、校内弁論大会で活躍したことで知られ、優等生ではないが正義感が強く、弁論を得意とし行動力がある、というイメージはほぼ定着しているといってもよい。<sup>(4)</sup> 大学進学後は大正六年に起きた早稲田騒動に学生代表として参加し、同八年には大学を中退して社会主義運動に接近していくことになった。しかし、中学校時代の尾崎の足跡をたどることができる同時代の資料は実は少ない。そのイメージは尾崎自身に書いた回想記と、『人生劇場』（青春編）によるところが大きい。同時代の資料としては、尾崎が明治四十三年四月から大正五年三月までの六年間在学した、愛知二中の『校務日誌』、『学籍簿』などの学校資料や『学友会報』などの学友会誌が挙げられるが、同校の校舎移転や第二次世界大戦による空襲被害などの影響もあって、断片的にしか確認することができない状況にある。

昭和六十二年（一九八七年）に愛知二中の後継校である岡崎高等学校が創立九十年を迎えた時に『愛知二中 岡崎中学 岡崎高校九十年史』（以下『九十年史』と略す）が編纂されることになり、編集委員会は尾崎が在学していた六年間の学友会誌の蒐集に努めた結果、大正元年『学友会報』と同四年『両公記念号』の二冊を入手することができた。『九十年史』では、この二冊に見える尾崎の寄稿文や短歌、校内活動の記録のほか、同級生の

回想などの資料をもとに「大正初期の中学生生活」の節において十頁に渡って尾崎の中学時代について記述している。<sup>(6)</sup> また都築久義はこの二冊の『学友会報』に見える尾崎の寄稿文を紹介し、とりわけ大正四年『両公記念号』に寄稿した「徳川家康公論」が、後の尾崎の歴史小説の理念に通じると指摘した。<sup>(7)</sup> 尾崎自身の手による資料は少ないものの、『九十年史』は大正期の愛知二中の状況を愛知県教育資料や当時の新聞記事、卒業生の回想などを駆使してとても詳しく記述しており、同盟休校や校内暴力グループである「龍虎団」<sup>(8)</sup> の存在にも触れていて興味深い。尾崎が在学していた大正初期の愛知二中は、『人生劇場』（青春編）に描かれた中学校以上にバンカラな校風であったようである。尾崎はこの中で弁論に打ち込んで、校内の「名士」と目される存在になり、また友人の大須賀健治の影響で社会主義思想に触れるとともに、英語教師の繁野政瑠（天来）<sup>(9)</sup> との交流を通じて文学的な開眼を得た、というのがこれまでの一般的な理解であったといえるだろう。

## 二、『学友会報』第二十四号の概要

『学友会報』第二十四号（図版<sup>(10)</sup>）は、愛知二中学友会が、大正五年（一九一六年）三月二十九日に発行した小冊子である。編輯兼発行者は額田郡岡崎町の柴田顕正、<sup>(11)</sup> 印刷は名古屋市西区の一誠社、冊子のサイズは縦二二・五センチメートル、横十五センチメートル、厚さ五ミリである。総頁数は一四四頁で、冒頭四頁を使って大正四年十一月十日に行われた大正天皇の即位礼の勅語、内閣総理大臣大隈重信の寿詞、同年十二月十日の大正天皇の聖旨、同年十二月十一日の文部大臣高田早苗の文部省訓令第八号が掲げ

られている。一、二頁が目次となっており、「我が校の大典記念事業」、「我が校の御大典記事」、「学校日誌」、「講演」、「論叢」、「文藻」、「韻文」、「部録」、「卒業生通信」によって構成されている。大正四年に行われた大正天皇の即位礼を厳肅に祝う校内の雰囲気を感じ取ることができる。

この大正五年の『学友会報』第二十四号は、前節の『九十年史』や都築久義の紹介には取り上げられていないため、昭和六十二年の編纂段階では蒐集できなかったと考えられ、岡崎高等学校には所蔵されていない。岡崎市立中央図書館には、愛知二中と岡崎高等学校の学友会誌のバックナンバーが所蔵されているが、通常号では大正六年刊行の『学友』が最古であり、この号は所蔵されていない。西尾市の尾崎士郎記念館と東京都大田区の尾崎士郎記念館にもいずれも所蔵されていない。また都築久義の数多くの著作にも引用されていないことから見ても、この小冊子そのものが新出である可能性が高い。なお、尾崎在学中の学友会誌は、前節の『九十年史』の段階では大正元年『学友会報』と同四年『両公記念号』の二冊が確認さ



図版2 『学友会報』第二十四号（個人蔵）

れたのみであったが、この大正五年『学友会報』第二十四号の所蔵者は、このほかに明治四十四年二月十一日発行の『学友会雑誌 行啓記念』第九号も所蔵している。筆者も拝見する機会を得たが、明治四十三年十一月十九日の皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）が行啓したことを記念した特別号となっており<sup>12</sup>、巻末の「光榮に浴せし職員及生徒氏名」の第一学年乙組に「尾崎士郎 幡豆平」の記述が確認できる。これが愛知二中の学友会誌に見える尾崎の初見記事である。この年尾崎は数学と体操の点数が悪く落第<sup>13</sup>、翌年二度目の第一学年を過ごすことになるが、ここで大須賀健治と出会うことになった。現時点において尾崎在学中の学友会誌は、大正二年（第二十一号）、同三年（第二十二号）、同四年（第二十三号）は未確認のままである<sup>14</sup>。『九十年史』に引用されている大正元年（第二十号）の豊富な記事より見ても、何らかの寄稿をしていた可能性が高いが、今後の発見を待つほかない。

愛知二中の学友会誌は創刊以来『学友会雑誌』と称したが、大正元年の第二十号より『学友会報』と改称され、大正六年には『学友』となったことが分かる。『学友』は、大正十一年に愛知二中が岡崎中に改称された後も昭和十八年まで継承されたが<sup>15</sup>、後長く休刊し、戦後に岡崎高等学校で昭和三十三年に復刊されて現在に至っている。

### 三、尾崎士郎の寄稿文と事績

『学友会報』第二十四号における「論叢」は五学年一名、四学年二名の合計二三名の在校生代表によるものであり、五学年代表の寄稿文の中に尾崎士郎「本校を出づるに臨みて諸子に告ぐ」がある<sup>16</sup>。前節で指摘した通



り、新出の可能性が高いので、以下に全文を紹介してみたい。

【資料1】

本校を出づるに臨みて諸子に告ぐ

第五学年 尾崎士郎

昔、中唐の詩人に浪仙といふ人があつた。彼は三年を費して、『独行潭底影、数息樹辺身』といふ二句を得た。此詩は彼自ら誇て、千古不朽といふ丈けあつて、いか様意味深遠、浅劣な吾々の俗眼を以てしては到底其文字に顯れた意味すら了解する事が出来ない。然し、それは兎も角、彼が此詩を得るに三年の長年月を以てしたといふ事のみを以てしても、吾等は浪仙の苦心に対して十分の敬意を払ふ義務がある。然るに当時の人々は、彼の苦心に対して何等の報酬も払はなかつた。否、反て人々は彼に卑陋な漫罵を浴せかけた。

浪仙素より詩を以て、文学を以て生命と為す。確乎たる信念だにあらば千万人の罵倒、世を挙げての嘲笑、素より物の数ではあらぬながら、縦令知己を千載に求むる文学者として、詩人として、同じき国に生を享けて、同じき国の人々から誤解せられ、酷遇せられて嬉しかる可き筈は無い。浪仙は自己の慘憺たる苦心に対する世人の漫罵に対して、遺憾極りなく、再び筆を握て一詩を賦した。

曰く、『両句三年得、一吟双泪流、知音如不賞、帰臥故山秋』と。私は静かな夜此詩を三誦する毎に涙の滂沱として頬に伝はるを覚ゆる。千載に知己を求むるは止むを得ざる時の決心。凡そ人生知己無き程悲しく淋しきはあるまい。知己を求めて止まざるの意は、永恒に於て我と人と一ならんと

する要求あるが為ではあるまいか？

扱て、六百の学友会諸兄、少し長くはなつたが、私は以上に於て人生と知己といふ事に就て具体的の例を挙げて説明しました。而して諸君は私の友人であり、私の知己である—恐らく私が独断的に斯う言つたとて誰れ一人異議を申出でらるゝ方はありませんまい。

道は道に依て賢し、去らんとする者の悲哀は去らんとする者ならでは之を知る事は出来ない。而も私は、今や私の自ら以て友人とし、知己とする君等と別れねばならぬといふ悲しき立場に立てゐるのだ。望見すれば、私の行く可き地は千里万里茫茫として遙かである。恐らく、再び私に若き中学時代が還る迄、私には兄等と握手し得るの日はあるまい。悲しき矛盾(?)ではあるが、然し乍ら人生は嚴肅なる事実である。諸君よ、私は今去らんとする。去らんとする者の心は世界中にありとあらゆる形容詞を持ち来るも、之を形容し尽す事は出来ない。昔人の言つた言葉に、鳥の死なんとするや其鳴く声悲しく、人の逝かんとするや其言ふ事善し、といふのがある。私は日本の土に生を得て今に到る迄悠々十九年、而も責任のある場合に於て虚言を吐いた事は一度もない。去らんとする時に於てのみ私の叫びは善ではないか、然し乍ら、人生別離の悲哀を味ふの時は少し。生れて先づ第一に会した別離の悲哀を抱いて、私の心に亦諸君に贖するの言葉無き能はずではないか?、さり乍ら、私は学才共に乏しき者である。学才共に諸君等より乏しき私は、諸君に教ふ可き何物も持たない。私の言ふ事は平凡であり、私の語る事は既に諸君の耳に出入する事多かりし語であるかも知れない。然し、真理には常に生命がある。よしんばそれが万人に共通したる語なりと雖も、徳川家康の語りしものと、尾崎士郎の語りしものとの間には、自ら甚しき相違のある事を知らねばならぬ。

然らば私の語る事、私の諸君に残さんとするものは何か。答えは極めて簡単である。曰く、「汝自らを尊敬せよ」。諸君、私の諸君等に与ふ可きメタルは、正しく此の僅かなる文字に外ならぬのであります。

嘗て私の先生が私に言つた。君の崇拜する英雄は誰です乎と。其処で私は答へた。私は総ての人間を尊敬します、然し未だ一人も崇拜する英雄はありません。すると先生は言つた。然らば最も尊敬する英雄は？。此処に於て私は直ちに西郷であると答へた。先生は私の答を非常に喜んで、盛に西郷の偉大を説いた。それから言ひました。君よ、大南洲たらずんば小南洲たれと。其時私は昂然として言ひ放つた。先生よ、私は小南洲たらんよりは寧ろ大尾崎士郎たらん事を望みますと。

親愛なる諸君、若き諸君が世の英雄豪傑に対して憧憬の眼を放てられる事に対しては、私の痛切に愉快を感じるものであります。然し乍ら諸君よ。諸君は断じて盲目的英雄崇拜者たる勿れ。私は日露戦争の時日本が産んだ殉難志士沖某氏を崇拜して、脅迫罪で拘引せられた青年あるを知つてゐます。又高杉東行に私淑して、無理に嫌ひな酒を啣つて暴れてゐた友人を有てゐます。以上の例証は極めて卑近なるものではありまするが、以て英雄崇拜の如何に危険なるかを語るものではありませんか。と言つても私は決して英雄崇拜を斥ける者ではない。唯個性を没却したる盲目的、奴隸的崇拜だけは断じて不可なりと言つた迄であります。

諸君！人間には各々個性がある。而して此個性を扶助し開發して行く事に於てのみ人生の意義があるものであります。僕等が英雄を模倣するは僕等の個性を完成する手段に過ぎないと言ふ事を考へなさい。既に人である以上、長所もあれば短所もある。苟も短所を捨て長所を取るならば、人間何ぞ英雄と凡人と扱ふ所がありませんか。故に私は総ての人を尊敬します。

元来、世に顕れたる英雄なるものは、英雄の総計では無いのである。或は世には英雄たる可き素質を有し乍らも、能く英雄たり得なかつた者もある。又は境遇の力に左右せられて空しく大器を抱いて斃れた者もある。彼をして英雄たらしめば是も亦英雄なり。運不運を以て豈人間の価値を断定するを得んやと言ひ度くなるではありませんか。

諸君よ！希くば総てを汝の自我の中に堀掘れ。英雄崇拜も、愛国主義も、すべて汝自らの心に出でたるものに非ずして何の価値かあらん。故に私は言ふ。諸君よ、個性の扶成は兄等が一生の事業である、と。

私の言つた事は甚だ雑多に岐れて、或は要領を得る事が出来なかつたかも知れない。然し、真面目に聞いて下さつた諸君は、無論一条の道理が流れてゐる事を御看取下さつた事と思ふ。よしんば、私の語があまりに陳腐にして聞くに堪へなかつたといはれる人があらうとも、それは私の問題では無い。私は唯思ふ事だけを言へば足りる。

素より一人でも真の知己を見出すならば、何の光栄か是に過ぎん。と言つて、知己無くとも私は浪仙の語を藉り来る程老人でも無い。別れの言葉としては甚だ唐突ではありますが、私の心から出たものたる事に依て、一字正に千金に値すると自負しても僭越ではあるまいと愚考します。

卒業を前にして、尾崎が愛知二中の後輩たちに残した言葉である。校内の「名士」の一人として自信と誇りに満ちた説得力のある文章である。中唐の詩人浪仙の詩の一節から始まり、「汝自らを尊敬せよ」、「個性の扶成は一生の事業である」と説く内容には、尾崎自身の六年間の中学校生活が反映されていることは間違いないだろう。そこには、それまでの自らの孤独な歩みに対する達成感と寂寥感、来るべき未知の世界への期待感と強い

決意を感じ取ることができる。学校側が五学年代表の一人に尾崎を選んだのも、個性を豊かに発揮した彼こそが、後輩たちに人間的な成長を促すようなメッセージを伝えてくれる人物であると高く評価していたからであろう。

『学友会報』第二十四号には、「部録」においても尾崎の活躍が記載されている。まず「学友会役員」一覧において、講演部と雑誌部の委員に尾崎の名を確認できる。<sup>(17)</sup> また意外なことに「大正四年度徒歩部記事」においても五年の部員欄に尾崎の名がある。<sup>(18)</sup> 徒歩部とは現在の陸上競技部に当たるが、運動部にも所属していたことが分かる。続く「大正四年度講演部報告」には第一学期において、「四月十六日、家康忠勝両公三百年祭祀記念講演会を開く。柴田、下村両先生の講演に先ち、林千太郎、尾崎士郎両公に関する演説をなす。」と見える。この年の四月に学友会が刊行した『両公記念号』に掲載された「徳川家康公論」を、生徒代表として講演したものと考えられる。<sup>(19)</sup> 五月二十七日に校内の講堂で講演大会が開催されているが、この時尾崎は弁士としては出場していない。しかし、六月以降の活動には次のように数多く登場する。<sup>(20)</sup>

### 【資料2】

六月十五日、第五学年教室に於て講演小会を開く、聴衆室に溢る、演題及び弁士左の如し。

- |           |   |       |
|-----------|---|-------|
| 一、南国発展    | 五 | 尾崎士郎  |
| 二、人生の一部   | 五 | 栗木海城  |
| 三、体格をよくせよ | 五 | 林 甚太郎 |
| 四、偶感      | 四 | 佐久間 進 |

- |           |   |      |
|-----------|---|------|
| 五、活動せよ    | 五 | 川端正夫 |
| 六、偶感      | 五 | 外狩保二 |
| 七、人生は世路の旅 | 三 | 都築源作 |
| 八、戦争      | 五 | 柴田朝雄 |

討論会組織 第五学年生有志相談の上討論会を組織し五年生有志を以て会員となし、本学期に於て三回開会す、回は回を追ひて形式整ひ、内容亦見るべきものとなりたるは誠に喜ばしきことなり。討論題左の如し。

- |                      |
|----------------------|
| 第一回 文明の進歩は人生の幸福を来すや否 |
| 第二回 日本人は何処へ発展すべきか    |
| 第三回 独逸の将来            |

### 第二学期

十一月三十日、講堂に於て講演大会を開く。弁士及演題左の如し。

- |                 |     |      |
|-----------------|-----|------|
| 一、青年の覚悟         | 一、甲 | 平井公平 |
| 二、忠孝            | 二、丙 | 田端国雄 |
| 三、寄宿舎の歌合唱       |     | 舎生一同 |
| 四、心の修行          | 二、甲 | 中村正次 |
| 五、切腹の意義         | 三、丙 | 近藤康男 |
| 六、唱歌（神洲男児）      |     | 一年生  |
| 七、御大典紀念         | 三、丙 | 都築源作 |
| 八、奮励せよ青年        | 三、乙 | 河上 満 |
| 九、詩吟（残月）（霜滿軍營）  |     | 三年生  |
| 一〇、吾人青年         | 四、乙 | 石川良平 |
| 一一、開運栄達の要道とは何ぞや | 四、丙 | 金森義徳 |

一二、詩吟（鞭声）（蹈破）

四年生

一三、吾人の革新

五、乙

安藤嘉七

一四、英語演説（アルフレド王と猫）

三、甲

築山欽次

一五、唱歌（箱根山）

二年生

一六、英語会話（青い鳥）

説明者

尾崎士郎

チルチル

美甘義夫

ミチル

松田竜一

ザ、フェアリー

小島伝三

一七、詩吟（煙鎖）（天草洋）

五年生

一八、覚醒時代

五、乙

尾崎士郎

### 第三学期

一月十八日、学芸競技会を開く。

(1) 学科目及程度左の如し。

(中略)

(3) 優等者

国語科（六名）

一年之部

二等

一、乙

中根真之<sup>(真)</sup>

(中略)

四、五年之部

三等

五、乙

大須賀健次<sup>(ママ)</sup>

(中略)

作文科（三名）

一年之部

二等

一、甲

鈴木忠一

二、三年之部

一等

三、丙

近藤康男

四、五年之部

二等

五、乙

尾崎士郎

大正四年度は、四月に家康忠勝両公三百年祭記念講演会の代表になって以来、校内で目覚ましい活躍をしていたことが分かる。六月に五学年の有志によって組織された討論会の中心に尾崎がいたことは間違いないだろう。十一月の講演大会は大正天皇即位の御大典記念行事の一環として開催されたものと思われ、弁論の合間に各学年による唱歌や詩吟の合唱や英語会話などの余興を盛り込んだプログラムとなっているが、尾崎はその最終弁士を務めている。三学期においても学芸競技会においても作文科で二等に入賞している。

この年は校外誌においても、「中学と師範との改革」（『第三帝国』第三十六号 大正四年四月五日）、「先づ教えよ」（『世界之日本』同年六月号）、「帝国主義者に与ふ」（『第三帝国』第五十号 同年九月一日）、「尾崎行雄氏の為に弁ずー八月号を讀みて岩崎英祐君に教ふー」（『雄弁』同年九月号）などの掲載が確認できる。<sup>(21)</sup> 最終学年における尾崎は、校内において名実ともに教師や在校生から一目置かれる存在であったことは間違いないだろう。

### 四、大須賀健治の人物像

『学友会報』第二十四号における「論叢」の第五学年の寄稿文には、尾崎士郎に並んで、大須賀健治「本校を去らんとして」が見える。大須賀健治は社会主義活動家の山川均の甥に当たる人物であり、尾崎が中学校在学中に多大な影響を受けたことで知られている。実家は額田郡藤川村で綿布

工場を営んでおり、伯母の大須賀里子はアメリカ留学の後、東京女子医学  
校で学び、山川と結婚した人物であった。『人生劇場』（青春編）に登場す  
る、藤川宿の大きな木綿問屋の次男で小説家志望の二木は、大須賀をもと  
に創られた人物であることは明白であり、岡崎駅での瓢吉との別れのシー  
ンは印象的である。尾崎自身も後の回想の中で、中学校卒業後は共に新し  
い時代に進路を切り拓くことを誓い合い、上京して早稲田大学に入学した  
後は、大須賀と一緒に山川を訪ねる手筈になっていたと述べている。<sup>(22)</sup>しか  
し、大須賀は二木のように早稲田の英文科に入ることとはなく、結果的に長  
男として家業を継ぐことを余儀なくされ、実家から出ることを許されない  
まま、不幸にも昭和十二年十月に三十九歳の若さで急逝した。<sup>(23)</sup>尾崎が『人  
生劇場』の成功で流行作家として名声を高めていた頃、昭和十年七月に刊  
行された、岡崎中『同窓会報』の大須賀の職業欄は「綿布製造販売業」と  
記されている。<sup>(24)</sup>著書に『三河平野』があり、中学校卒業時に親友の尾崎と  
共に進むことができなかったことを悔やむ記述がある。<sup>(25)</sup>

大須賀健治に関する愛知二中時代の資料は尾崎以上に少なく、その人物  
像は不明な点が多いが、今回紹介する『学友会報』第二十四号は、大須賀  
の寄稿文が極めて豊富であり、素顔を知る貴重な手がかりとなる。まずは  
「論叢」の寄稿文を紹介してみたい。<sup>(26)</sup>

### 【資料3】

本校を去らんとして

第五学年 大須賀健治

春短し何を不滅の命ぞ。斯くいきまきし詩人の心もさりながら、吾が戸崎

野に於ける若き日の四年は既に逝きぬ。

ふりさけ見る遠山には、未だ白雪皚々として冬の峻烈存すれど、南枝の野  
梅漸く綻び初めて黄鳥歌ひ、冬枯れの沈黙を守り居し樹々も仄かに生気を  
宿し、五度目の春また立ち帰らんとして三春の行楽に耽るの時はさまで遠  
しとせず。而うして諸君と別るべき時の近づけるなり。吾れ校を出で、  
或は西に東に流浪の漂泊見たらむと雖も、赤き夕陽に對する時、將た紺碧  
の空仰いで冥想せん時、必ずや思ひは馳せて吾が若き日を育くみたりし戸  
崎の野に及ぶべし。また其時、余は必ず諸君の健在と母校の發展とを祈る  
ならむ。三河に人無しとの嘆声を他所にして、吾が母校より偉人傑士の駢  
出せんこと、是れ余が切に願つて止まざる所とす。余今秃筆を揮ひて以下  
數言を綴らむとするは、実にこれあるが為なり。鶏の裂かるゝに臨みて叫  
ぶや悲しく、人將に死なんとして其の云ふや尊し、去らむとして絶叫する  
余が言葉にも、亦何等かの価値ありたきものなり。過去五年を背景に演出  
されし吾が校の歴史を追憶して現状を觀るに、年を逐ふて校風は面目を新  
にし来れるに、運動部の不振は何ぞや。庭球部能く戦ひて、東阪に岡崎有  
りと関西に豪語せし往年の佛も今は偲ぶに難く、野球部の殆ど滅亡せんと  
する状に接しては余坐ろに愁然たり。徒歩部の八高に名を成せしと、柔道  
部の猛者揃ひは稍見る可きも、剣道部道場に竹刀の響き寂し。斯の如く我  
が運動部は校風のそれと反比して、逐年衰頹し行かんとす。宜なる哉、六  
百健児に生氣乏しきことや。

余は若く熱烈を佳しとする者、元より氣を説くや久し。然るに三河に生れ、  
三河山河の感化を受けて、自らも三河武士の後裔を以て任ずる本校健児に  
して些の生氣無しとせば、噫、三河の前途危い哉。

口を開けば郷国の光榮を説き、胸に雄図壯なりといへど、心身剛健の士

に非ずして何ぞ能く大事を成し得んや。

運動部の盛衰と全校健児の意気とは密接なる関係を有す。意気壯んなれば天にも勝つ、三河人士が大なる使命を果たすは易々たることなり。

故に吾人先づ強者となりて三河人たる旗幟の下に大いに為す所有り、三河の生気を鼓舞せむとせば、宜しく運動部の隆盛を計り、以て覇気ある健児とならざる可からず。本校健児にして生気あらば、三河の地を導くは易し、吾人出でずば傾く郷土の悲運を如何にせん、使命は重く健児は眠る、熱烈の士は警鐘を打ちて覚ませよ。

尚ほ余は本校弁論部の振はざるを嘆く者なり。

思ふに腕の時は既に過ぎ、是れに代りし筆も亦雄弁に駆逐せられんとしつ、ある現状ならずや。

而して西に東に全国の津々浦々に至るまで、之が謳歌の叫びは高きに、本校に於て之を唱ふる者甚だ稀なり。春秋二季の講演大会ある毎に、余は多大の感興と期待とを持ちて臨み来りしに、滔々懸河の弁に接したること未だなし。又屢々中京の舞台に聯合大会ありと聞けど、本校より弁士を派遣すとの掲示に接したることなし。何が故に然るや。

余は全校健児に告ぐ、諸子また宜しく雄弁の人たらざる可らず。

余本校に就て弁士を求むるに、未だ真摯に努力するの士に見えず、唯一の尾崎氏ありて時々快心の弁を試みるありと雖も將に去らんとす。彼を除きて他に月旦の価ある者なし。此に於て尾崎去りて後、第二の尾崎無きを如何にせん。

霜夜橋上に声を練り、大自然に対して怒号し、將た鏡前姿勢を工夫し、以て雄弁家となり、壇上校風の鼓吹に努めんとする士は無きか。懸河の熱弁よく懦夫を起たしむるの士は出でざるか。

雄弁はまた覇気鼓吹に大いなる力あるものなり。

要するに三河武士の後裔として恥ぢざらむと努むる諸子は、外部社会の風潮に鑑み、内部校風の改善に力を尽すべきなり。

また「韻文」においても、次の短歌を「大須賀健児」の名で寄稿している。<sup>(27)</sup>

#### 【資料4】

生くるしるしに

大須賀健児

これやこの京の四条ぞたづね来て河の灯を見る旅の子よ吾れ  
秋雨の静かにけぶる四条橋河面眺めて行くをんなあり  
憧れし旅に出づる日小春の日すゞる草鞋の脚もか軽し  
朝やけの黄雲ゆるゆる流れゆく山の彼方の友が家かも  
何事か大いなること遣しおき死んでしまわむと思ふことあり  
夏なれや山の深緑、空の碧、若人と云ふがしみみうれし  
夕陽赤し、渚づたひに故郷の漁村へ帰る友偲ばる、  
誇らしきテニスの選手終りけり憂ひの四年涙の四年  
大いなる我が責め今ぞ果てたるに頬をつたわるは何の涙ぞ

大須賀は中学校在学中庭球部の主力選手として活躍した。続く「部録」に見える「大正四年度庭球部記事」は「健児狂生」「球の児生」の名で十四頁にも渡って、小説風の文体で諸大会の記録が綴られているが、この筆

者も大須賀である可能性が高い。大正四年度における愛知二中庭球部の活躍は目覚ましく、そのすべての大会において大須賀は五年級の代表として出場した。とりわけ京都の第三高等学校庭球大会と名古屋の第八高等学校庭球大会に学校代表として遠征したことは、とても誇らしい出来事であったことが「部録」の文面や「韻文」の短歌より窺うことができる。明治四十二年から四十五年にかけて黄金期を築いたメンバーの一人で、八高に進学した鷹部屋福平が<sup>(28)</sup>応援に駆けつけてくれたことも感激の出来事であったようだ。「論叢」において執筆者の一人に選ばれ、意気揚々と運動部を鼓舞する文章を寄稿することができたのも、庭球部における目覚ましい活躍への誇りと自負があったからであろう。講演部（弁論部）の中心として活躍していた尾崎を高く評価していることから見ても、校内において「庭球部の大須賀」と「講演部の尾崎」は話題の人であり、一目置かれる存在であったことを窺うことができる。また第三節において見たように、大須賀は三学期に開催された学芸競技会においても、国語科の四、五年の部で三等に入賞している。

これまで、尾崎との関わりの中で取り上げられる大須賀は、「社会主義運動家である山川均の甥」という独特な境遇から受けるイメージのみが先行し、具体的な人物像や素顔は不明なままであった。しかし、今回紹介した新資料から見えてくる姿は、郷土と母校を愛し、健全な精神と気概を持つ文武両道を実行した誇り高き人物であり、『人生劇場』（青春編）で描かれる文学少年の二木の姿とも異なっている。この『学友会報』第二十四号は、尾崎の親友である大須賀健治の中学校時代における新たな一面を明らかにしている新資料であることは間違いない。

## おわりに

新出の愛知県立第二中学校『学友会報』第二十四号は、同校の学友会が大正五年三月に編輯した小冊子であるが、大正四年度における校内状況を知る上での貴重な資料である。本稿は、ここに掲載された当時五学年であった尾崎士郎と大須賀健治の寄稿文や、彼らに関わる部活動の記録、学校行事の記事を紹介するとともに、これらを手がかりに、新しい尾崎と大須賀の人物像を明らかにしようと試みたものである。その結果、中学校最終学年において、尾崎は講演部、大須賀は庭球部とともに活躍し、学芸競技会でも国語や作文で学年上位の成績を収めるなど、校内で教師や在校生から一目置かれる存在であったこと、その業績だけでなく個性や人間性が評価されて、「論叢」の学年代表に選ばれ、彼らはそれに応えて教師や在校生に向けて誠実にメッセージを贈ったことを指摘することができたと思う。

これまで尾崎の中学校時代は回想記によるところが大きく、弁論や校外誌への投稿によって学校批判をして要注意人物とされ、その後も学校への不信感の高まりの中で同盟休校や自主休校に関わりながら、仲間からも心理的に離反していったという流れで説明されることが多い。<sup>(29)</sup>これは自伝的小説『人生劇場』（青春編）にも矛盾しないため、すべて事実であると考えられてきた。しかし、今回の新資料によって復元できる最終学年の尾崎や大須賀の姿は、従来のこの理解とは大きく異なっている。特に「論叢」の二人の寄稿文は、達成感と自信に満ち溢れており、一事業を成し遂げた先輩が、自らに続く後輩たちを鼓舞する内容となっている。学校に批判的な思想を持ち、社会主義思想に傾倒した要注意人物が、大正天皇即位の大

典記念号の学年代表に選ばれるはずはないし、ましてや同盟休校や自主休校の首謀者が代表として適任であったはずもない。彼らが学年代表に選ばれたのは、純粹にその活動が愛知二中の学友会が目指す生徒像に合致していたからに他ならないであろう。

今回は新出の尾崎と大須賀の寄稿文の紹介にとどまったが、本冊子に見える学校行事等の記事と尾崎の回想記の記述を対照させると、様々な矛盾点があることに気付く。この点についての考察は別の機会に譲ることしたい。また、本冊子は大正天皇即位の礼における愛知県下の中学校の動向を知ることができる数少ない資料の一つでもあり、近代教育史研究に益する貴重なものである。この点についても十分に触れることができなかったが、今後の課題としたいと思う。

- (1) 『学友会報』第二十四号は個人蔵。愛知県内の古書店で購入したという。表紙に「三浦蔵書」の印影があるが、由来は不明である。
- (2) (1)では『尾崎士郎全集』全12巻（講談社 一九六六年）を参照した。
- (3) 愛知県立第二中学校は、明治二十九年（一八九六年）に愛知県第二尋常中学校として開校され、同三十二年に愛知県第二中学校、同三十四年に愛知県立第二中学校（以下「愛知二中」と略す）、大正十一年に愛知県岡崎中学校と改称し、昭和二十三年に新製の愛知県立岡崎高等学校となった。本稿における愛知県立第二中学校の学校史についての記述はすべて、愛知県立岡崎高等学校創立九十年記念事業実行委員会編『愛知二中 岡崎中学 岡崎高校九十年史』一九八七年（以下『九十年史』と略す）による。なお、図版一は尾崎が在学した明治末年〜大正初年の愛知二中校舎を撮影した新出の絵葉書である。絵葉書は個人蔵で、所蔵者の許可を得て掲載した。
- (4) 『人生劇場』（青春編）については、『尾崎士郎 坂口安吾集』現代日本の文学26（学習研究社 一九七一年）を参照した。ここでは「評伝的解説」を尾崎

秀樹が書いている。

- (5) 代表的な回想記としては、尾崎士郎『小説四十六年』（講談社 一九六四年）、日本経済新聞社編『私の履歴書』文化人2（日本経済新聞社 一九八三年、一九六三年六月に紙上に連載されたものを再掲、以下『私の履歴書』と略す）などがある。
- (6) 『九十年史』p.185～194
- (7) 都築久義「尾崎士郎 愛知二中学友会報寄稿文」『愛知淑徳大学国語国文学』10号（愛知淑徳大学国文学会 一九八七年一月）
- (8) 『九十年史』p.297～303 なお『人生劇場』（青春編）にも「龍虎隊」の名称で登場する場面がある。
- (9) 繁野政瑠は明治七年、徳島県に生まれ、第三高等中学校を経て東京専門学校（現早稲田大学）に学び、坪内逍遙の薫陶を受けた。天来の雅号で新体詩を『早稲田文学』に発表し、明治三十六年に単著『ミルトン失楽園物語』、『ダンテ神曲物語』を出版した。愛知二中には明治四十一年より大正五年まで英語科の主任教師として勤め、のち台湾の台北中を経て、大正十年に高等学校英語教員検定試験に合格、早稲田高等学院教授、早稲田大学教授となった。昭和八年に文学博士となり六十歳で死去した【『早稲田百人』別冊太陽NO29（平凡社 一九七九年）p.6787～88】。尾崎は『小説四十六年』を始めとした多くの回想記の中で、繁野に大きな影響を受けたことを記述している。なお、明治四十三年の愛知二中『学友会雑誌』第十九号には皇太子嘉仁親王（後の大正天皇）の行啓を祝う繁野の英文の詩が掲載されている。
- (10) 図版2は筆者が原本調査の際に撮影し、所蔵者の許可を得て掲載した。
- (11) 柴田顕正は明治六年、愛知県に生まれ、國學院を卒業して石川県尋常中学校七尾分校を経て、明治三十年より同三十四年、同四十三年より大正八年まで愛知二中に勤め、国語を担当した。退職後は岡崎市立図書館長を務めながら、独力で『岡崎市史』と『徳川家康と其周囲』を出版した。昭和十五年に六十六歳で死去した（『九十年史』p.173～175）。愛知二中では明治四十三年より大正八年まで、学友会の雑誌部理事として学友会誌の編集を担当しており、柴田が中心となって編集した大正四年『両公記念号』に、尾崎は「徳川家康公論」を寄稿し、同年春の講演会では柴田と共に講演している。また大正四年度は雑誌部



委員を務めており、柴田との接点を確認できる。

- (12) 『学友会雑誌』第十九号については、写真岡崎高等学校七十年史編集部編集発行『写真岡崎高校七十年史』（一九六六年）p.28～29に写真と内容の一部が掲載されている。『九十年史』にもこの写真が転載されているが（p.157～159）、行幸以外の記述はない。あるいは『九十年史』段階では原本が確認できなかった可能性がある。

- (13) この経緯については、都築久義「尾崎士郎の落第—中学時代の人間形成」『愛知淑徳大学論集 文学部・文学研究科篇』第三十五号（愛知淑徳大学 二〇一〇年三月）が詳しい。

- (14) 大正四年に刊行された『両公記念号』は特別号として編集されたものであり（『九十年史』p.170～172）、通常号として第二十三号が発行された可能性が高い。

- (15) 筆者が原本を確認している愛知二中における最古の学友会誌は、『学友会雑誌』第九号（明治三十五年十二月）である（個人蔵）。現在、岡崎高等学校に所蔵されているバックナンバーは、大正五年以前では大正元年のみである。その他、愛知県図書館に第十四号（明治三十九年）が所蔵されており、『愛知県史 資料編35 近代12 文化』（愛知県 二〇一二年）三九六に、第三号（明治三十三年四月）の記事が引用されている。

- (16) 「論叢」に寄稿しているのは、掲載順に加藤憲吉、尾崎士郎、柴田時之助、松田竜一、久米広吉、梶剛、花田正一、大須賀健治、中島敏雄、川端正夫、安藤嘉七（以上五学年）、竹中泰郎、石川良平（以上四学年）の一三名である。尾崎の寄稿文はp.33～37に掲載されている。

- (17) 学友会は総務部、運動部、剣道部、柔道部、野球部、庭球部、徒歩部、水泳部、蹴球部、相撲部、学芸部、図書部、講演部、雑誌部、調査部、会計部、作業部より成り、各部に理事（教師）と委員（代表生徒）が置かれていた。委員は部員の中から複数選ばれることになっており、尾崎は大正四年度においては講演部と雑誌部の委員を務めていた。「論叢」に寄稿している生徒のうち、一名は、剣道部、柔道部、野球部、庭球部、水泳部、図書部、講演部、雑誌部の委員を務めていることから、学友会の各部の代表的な委員を中心とした人選であったことが分かる。なお、繁野政瑠は総務部理事と運動部部長、柴田顕正は雑誌部

理事にその名がある。（p.100～101）

- (18) 徒歩部において尾崎は部員としてその名が見えるが、選手として校外の大会に出場していない。（p.129～130）

- (19) 『両公記念号』は、愛知二中学友会が大正四年四月に岡崎城跡の龍城神社で行われた徳川家康、本多忠勝両公三百年記念祭に合わせて刊行したもので、教師八名、生徒六七名を含む総数八十一編、二二六頁にも及ぶ記念論集であった（『九十年史』p.170～172）。編集担当の柴田顕正と下村初男はここに論文を寄稿している。尾崎の寄稿文は、徳川家康を批判した内容となっているが、生徒代表に選ばれたのは柴田の推薦による可能性が高い。なお、前掲註7）に全文が掲載されている。

- (20) 『学校日誌』によると、「五月二十七日 講堂にて海軍記念式を挙ぐ、了つて生徒の講演会を開く。」とある。この日は海軍記念日に当たるため、生徒講演会の論題も日露戦争や日本海海戦に関するものが多い。引用した「大正四年度講演部報告」はp.132～137にある。講演部の主な活動は五月と十一月の校内講演大会と一月の学芸競技会の運営であった。学芸競技会は、算術科、代数科、幾何科、三角法科、地理科、歴史科、英語科、会話作文科、国語科（書取）、作文科、漢文科、博物科、物理科、化学科、習字科、図書科、体操科より出題範囲を予告して、応募者に競わせる学力コンテストである。一等から三等までが優等とされ、二月に商品が授与されることになっていた。大正四年度の応募者数は国語科三名、作文科一六名であったことが分かる。なお、尾崎が何度も登壇した愛知二中の講堂（明治三十年竣工）は、現在も岡崎市針崎町に保存されている（国（文化庁）の登録有形文化財）。

- (21) 尾崎が中学校時代に校外誌に発表した文章については、都築久義『東海文学紀行』（中部日本教育文化会 一九七九年）p.157～172に引用されている。このうち「中学と師範との改革」『第三帝国』三十六号（大正四年四月五日）が、尾崎の回想記や年譜に取り上げられる「教育亡国論」であると考えられる。四学年に在学していた尾崎が、主催者である茅原華山に送った手紙がそのまま掲載されたものであり、中学校教師を痛烈に批判した内容となっている。「すぐ掲載され、新聞に仰々しい広告が出たために、学校内で物議を起こした」と回想記にはあるが（『小説四十六年』p.16）、本文の冒頭において茅原は「十八に

為る中学生に告げます。私は貴君の名を省きました。(中略) 没分曉の教師に危険思想視されては気の毒だと思つたからです。」と断つた上で、手紙の名前を「○○○○」と伏せている。校内で直ちに問題になつたとは考えにくい。なお、「先づ教えよ」(『世界之日本』大正四年六月号) は同誌が創刊五周年を記念して募集した懸賞論文で、応募総数三二八編の中から三位に入賞した。選者は早稲田大学教授の永井柳太郎であり、早稲田大学進学の契機となつたことはよく知られている。

(22) 『私の履歴書』p.294による。「大須賀との人間関係が、私の思想傾向を社会主義的な方向へとみちびいたことだけは確かである。」とあるように、早稲田在学中から売文社に出入りするきかづけを与えた人物であることは間違いない。

(23) 都築久義「級友・大須賀健治」『風紋』十三号(一九七八年)のち『東海文学紀行』(中部日本教育文化会 一九七九年再録)p.131-140の記述による。先行研究で大須賀の生涯やその人物像について触れたものではこの論考が最も詳しい。中学校時代の尾崎と大須賀が二人並んで撮影した写真が掲載されているだけでなく、大須賀の著書『三河平野』が多数引用されており、資料的にも貴重である。

(24) 山本鉄太郎編輯兼発行『同窓会報』(愛知県岡崎中学校同窓会 昭和十年七月)p.37

(25) 前掲註(23) p.135。

(26) 大須賀は大正四年度においては、庭球部の委員を務めていた。寄稿文はp.48-50に掲載されている。

(27) 韻文に詩を寄稿している生徒は七名であり、大須賀の詩はp.98に掲載されている。

(28) 鷹部屋福平は明治四十五年卒業で八高から九州帝国大学へと進み、北海道帝国大学教授、工学博士となった。戦後も九州大学教授、防衛大学校教授を務め、日本庭球協会副会長などを歴任した【『新編岡崎市史 総集編』(新編岡崎市史編集委員会 一九九三年)】。愛知二中在学中は庭球部選手として大活躍したという【『九十年史』p.183】。大正四年当時は八高在学中であり、十月十七日に開催された八高庭球大会に大須賀が出場した際、激励に来たことを示す記述が確認できる(p.127)。

(29) 『九十年史』p.183-194など。尾崎自身も『私の履歴書』の中で、「卒業を間際に控えてはいたが、私は中学を退学して自分の出所進退を明かにする決意をした。」と述べている(p.289)。

(30) 大正天皇即位の礼は大正四年十一月十日に行われたが、「学校日誌」によると、その前後の十月二十八日〜十一月十五日にかけて、御真影奉迎、奉戴式、天長節祝賀式、竹田宮殿下台臨(「ヒマラヤスキ」御手植)、名古屋での函簿拝観、停車場での皇太子殿下行啓の奉迎、御即位奉祝式、奉祝提灯行列、皇太子殿下還啓の奉送、大嘗祭講話、天皇陛下還啓の奉送、拝賀式、大典式場拝観などの関係行事が連日行われている。当時愛知県下には県立中学校は五校のみであり、全校教職員と生徒による函簿拝観と奉迎、奉送の役割が与えられたのである。直接の記事はないが、正門の門柱が初代の木造から石造へと建て替えられたのも、この時である可能性が高い。この石造門柱は現在も岡崎高等学校の正門として使われているが、建造年代はこれまで「大正前期」とされてきた。(愛知県HP「平成29年3月10日発表 登録有形文化財(建造物)の登録について」<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunkazai/touroukubunkkazaitenzoubutsu.html> 資料4 2022年11月10日閲覧)。

(仙台育英学園)

## 歴史資料講演会抄録

### 「尾張徳川家と尾張・名古屋」

(令和三年十月二十三日(土)愛知県女性総合センター)

## 尾張藩主の行方政務と儀式

### ―名古屋城の生活を垣間見る―

徳川林政史研究所所長

深井 雅海

ただいま御紹介にあずかりました、深井でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

徳川林政史研究所の所蔵史料からどのようなことがわかるか、一端ではありますが、お話できればと思います。

テーマは、名古屋城における尾張藩主についてです。藩主の生活については、あまり詳しいことがわかっていません。特に政務については史料が少なく、尾張藩とは関係ありませんが、以前、加賀藩主の前田治脩はるながの研究をした際は、治脩自身が書いた日記があり、そこからのように政治に関わっていたかわかりました。治脩は特殊な事情で藩主になっており、二十歳まで僧侶をしていましたが、急遽兄から藩主を命じられました。それまで政治とは全く関わりがなかったことから、最初の数年は詳しい日記を付けており、そこから藩主の政務を知ることができました。その日記は非

常に細かいことまで書かれており、例えば下級家臣の名前を変更するようなことまで上申されていて、驚いたことがあります。

尾張藩主も、政務についてかなりの上申案件があり、決裁をしていたと思いますが、残念ながら史料がないため、はっきりとわかりません。

そこで、本日は「御小納戸日記」という藩主の側近の日記と、「進饌要覧しんせんようらん大全」という儀式に関する史料を使い、藩主がどのようなことを行っていたかについて、お話ししたいと思います。

まず、名古屋城の構造についてですが、真ん中に本丸があり、その中に本丸御殿があります。西北に御深井丸おふけまるがあり、その南に西之丸、本丸の東に二之丸があり、二之丸御殿があります。本丸御殿は元和元年(一六一五)に完成し、初代藩主の徳川義直が生活していました。ところが、義直はわずか五年ほどしか本丸御殿で生活していませんでした。元和六年(一六二〇)には、二之丸御殿に移っています。本丸御殿は使われなくなり、將軍が来城したときの御成御殿おなりになりました。それ以降は二之丸御殿が藩主の生活及び政治空間となりました。

詳しい状況を見ていきたいと思います。二之丸御殿は三つの空間に分かれています(図1)。

まずは藩主の執務・生活空間です。寝室から廊下を通って表の空間に出ると、表の空間の中心「中御座之間」で、執務を行っていたと考えられます。その側には藩主の側近である御小納戸の部屋があります。

次は儀礼空間です。儀礼空間は奥から夜詰之間(夜居之間)、対面所、広間の三つに分かれています。江戸城にも黒書院・白書院・大広間と三つの儀礼空間がありまして、黒書院が夜詰之間、白書院が対面所、大広間が広間に当たるかと思われます。表に近いほど公式性が高くなります。

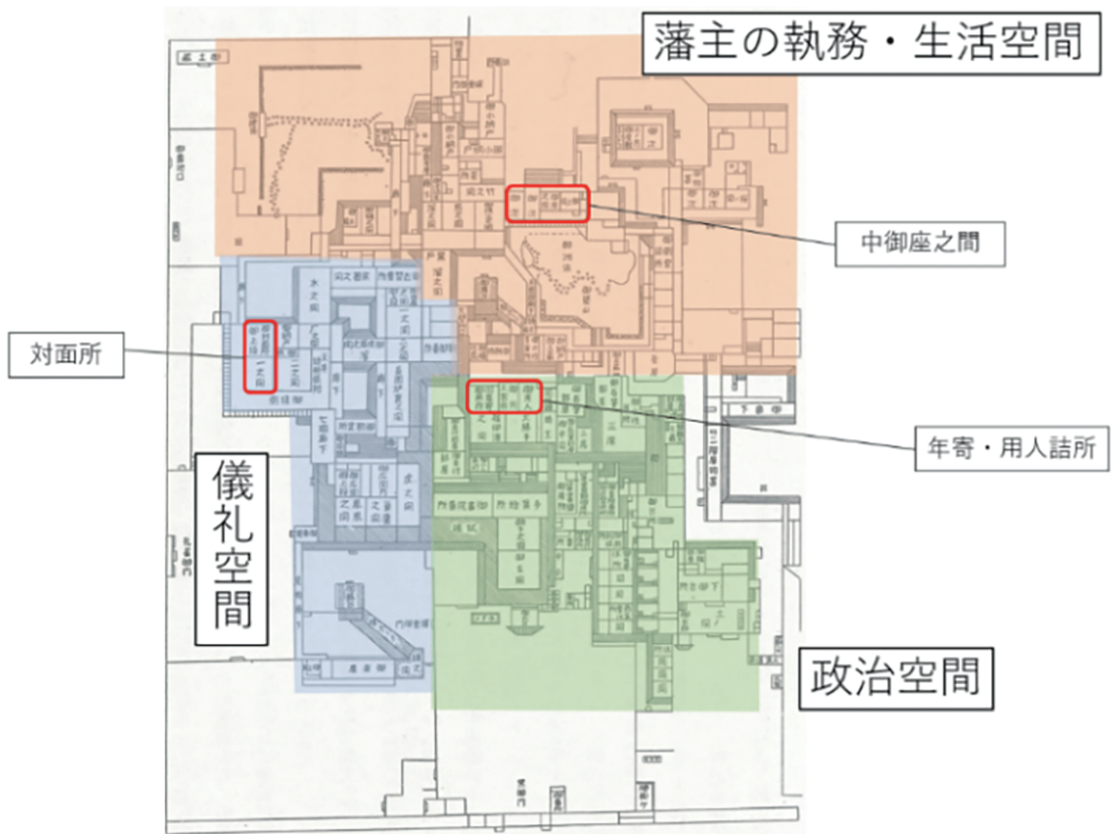


図1 二の丸御殿平面図 註：名古屋編『名古屋城史』213頁の「二の丸御殿古図」より引用

次は政治空間です。他藩で言う家老に当たる役職の年寄と、用人の部屋が藩主の執務・生活空間のすぐ近くに設けられ、藩政を司っていました。大雑把ではありますが、二の丸御殿の構造はこのようになっていきます。

今回は、藩主の執務・生活空間と儀礼空間でどのようなことが行われていたか、お話ししたいと思います。

まず、十二代藩主斉荘なりながの生活を「御小納戸日記」を使いながら見ていきたいと思えます。藩主の側近としては、御小納戸と、藩主の身の回りの世話をする小姓がいます。残念ながら小姓の日記は残っていませんが、「御小納戸日記」は大量に残っております。「御小納戸日記」は、尾張と江戸の二種類に分かれています。藩主は参勤交代で尾張と江戸を行き来するため、尾張にいる時と江戸にいる時の藩主の動向が記録に残っています。

今回は、十二代藩主斉荘の生活ということで、天保十四年（一八四三）の日記を分析した研究の一端を見てみたいと思えます。

斉荘は、午前七時頃に「御寝之間」で起床し、午前十時頃に表に出ます。まず表の空間に出て何をしたらと言いますと、先祖の位牌が置いてある「御祠堂」で、焼香を毎日しておりました。

その後、政務に移っていきますが、藩主が日常的に会うのは年寄や用人といった重役クラスのみで、一般の家臣と会うことはほとんどありません。藩主に会えないと謁見することすらできませんので、月のうちの一日、十五日、二十八日の三日間、藩主にお目見えする「月次御礼つきなみおんれい」が設けてあります。当時は格式社会ですので、格式に応じた形でお目見えが行われます。格の高い順番から見えますと、まずは「中御座之間」で年寄や御用列の人々とお目見えを行います。次に「焼火之間なまびのま」で年寄列の人々や初出仕の家臣とお目見えを行います。これが終わりますと、「夜詰之間」

でその他の家臣達とのお目見えを行います。格式の低い家臣は、藩主が移動するときの通りがかりの時に、お目見えを行っていました。お目見えにも様々な形がありました。

八月四日の記事から、齊荘が「水之間」で木曾山の模型を見ながら、役人から材木について説明を受けていることがわかるなど、藩主の生活の一端を知ることができます。「御小納戸日記」は大量に残されていますので、丁寧に見ていけば、もっと色々わかるかもしれません。

次に、儀式について見ていきたいと思います。「進饌要覧大全」という史料があります。進饌とは御膳を進めるという意味で、必ずしも儀式の詳しい状況がわかるわけではありませんが、図が付いており、そこから儀式の状況を探ってみたいと思います。

まずは、年初の挨拶である「年頭御礼」について見ていきたいと思います。太刀と馬代を献上できる「太刀馬代御礼以上」の役職の家臣は、一人ずつ藩主にお目見えすることができました。場所は対面所（書院）で、藩主の後ろに側近、左側に刀掛け、縁側に年寄達が列挙し、さらにその遠方にも家臣達が並んでいました。基本的には太刀を献上するのですが、中期には木製の飾り太刀を献上するようになり、形式化されました。太刀は、格の高い家臣ほど、藩主に近い位置に置くことができたと思われませんが、史料に書かれていないため、詳しくはわかりません。太刀の献上後、盃が下賜されました。「太刀馬代御礼以上」より下の役職の家臣のお目見えは、場所が対面所から広間に変わり、集団で行われます。その時の状況ですが、「鳳凰之間」に藩主が立ち、隣の「巢鷹之間」に家臣が集団で並びます。年寄二人が境の襖の両側に座り、襖を開けることでお目見えとなりました。その後、盃が下賜されますが、家臣が一人ずつではなく、三人ずつ前に出

てきて下賜が行われました。このように、役職の格によってお目見えの仕方にも違いがありました。

最後に、年中行事の「嘉定儀礼」について説明したいと思います。六月十六日に行われる「嘉定儀礼」は、藩主が家臣へお菓子を下賜する儀式でした。場所は対面所で、一之間と二之間に大量のお菓子が置かれていました。上段に藩主が座り、縁側には縁起物が飾られていました。家臣は七間廊下を渡って菓子を賜ります。役職が城代以上の家臣は一人ずつ、城代より下で「太刀馬代御礼以上」の家臣は六人ずつ、「太刀馬代御礼以上」より下の家臣は九人ずつで菓子を賜りました。

本日は時間も限られていましたが、史料から色々なことがわかりました。ぜひ徳川林政史研究所においでいただき、様々な史料を活用していただければと、切に願っております。

本日は御静聴いただきまして、ありがとうございました。

〔付記〕

講演会では、「名古屋城における尾張藩主について」の演題でお話しただきました。

# 徳川林政史研究所と所蔵史料

## ―戦前期における徳川義親の活動と関連づけて―

徳川林政史研究所研究員

藤田 英昭

こんにちは。徳川林政史研究所（以下、林政史研究所）の藤田と申します。どうぞよろしくお願ひします。

ただいま御紹介いただきましたように、私は「徳川林政史研究所と所蔵史料」というタイトルでお話をさせていただきます。史料の中身を分析するというよりも、林政史研究所がどんな史料を持っているのかということを中心となります。その中でも、副題に「戦前期における徳川義親の活動と関連づけて」とありますように、戦前期の活動を紹介しながら、どのように史料が集積されていったかをお話ししようと思います。

最初に、「林政史研究所の起源」です。林政史研究所は、徳川義親が設立した公益財団法人徳川黎明会に所属する研究所です。その姉妹機関として、御存じかとは思いますが、徳川美術館があります。美術館では美術品の展示をして、林政史研究所では調査・研究だけではなく、美術館と協力して講演会・講座などの教育普及活動にも力を入れています。

林政史研究所では、公的には七万九〇〇〇点の史料を所蔵するとしていますが、実際はもう少し多いかもしれません。主に江戸時代の幕政や尾張藩政の史料、それと林政史ですから、木曾山の史料を中心に山林関係の史料を所蔵しております。今日は、その中でも、藩政や山林関係の史料群に

どんなものがあるのかお話ししたいと思います。

まず、尾張徳川家の十九代当主である徳川義親（図1）が、どのような人物だったか紹介します。義親は、越前藩主であった松平慶永（春嶽）の五男として、明治十九年（一八八六）に生まれました。五男であったことから、越前松平家を出て、明治四十一年（一九〇八）に尾張徳川家の養子となり、侯爵を継いでいきます。華族の学校である学習院に入学し、高等科の卒業試験はビリということでしたが、学習院は卒業すると特権として帝国大学に入れるので、東京帝国大学に入学しました。しかし、手続きに間に合わなかったため、嫌いな学科である史学科に入学することになりました。義親は、明治四十四年（一九一一）に史学科を卒業後、植物に関心があつたようで、東京帝国大学理科植物学科に入学し、大正三年（一九一四）に卒業しました。

その後、学校で勉強するだけではなく、学究活動を続けるため、自宅に研究室を設けたところが、義親の特徴ではないかと思ひます。大正三年に徳川生物学研究所（以下、生物学研究所）を自宅に設けますが、大正六年（一九一七）に自宅から離れた荏原郡小山町（現東京都品川区小山）に、生物学研究所を建てています。

また、卒業論文で取り上げた木曾山の研究を深めていくために、大正十二年（一九二三）に徳川林政史研究室（以下、林政史研究室）を開設します。こうして、義親は生物学と林



図1 林政史研究室時代の徳川義親

政史を独自に研究していくことになりました。

昭和六年（一九三一）、財団法人尾張徳川黎明会が設立されます。後の公益財団法人徳川黎明会の前身となるわけですが、この財団の設立は、尾張徳川家に伝来してきた文献史料、什宝、美術品を散佚させないために、義親自身が財団に寄付して永久的に保存していこうという強い思いがありました。文献史料は、昭和七年（一九三二）に目白の自宅敷地内に設立された蓬左文庫に納めています。この時、同時に名古屋市に建設され、昭和十年（一九三五）に開館した徳川美術館に宝物類を寄贈し、一般公開していききました。

財団設立に伴い、林政史研究室は「蓬左文庫附属歴史研究室（以下、歴史研究室）」となりました。皆様御存じかと思いますが、「蓬左」とは名古屋の雅名（風流な呼び名）です。蓬左文庫は、現在、名古屋市にあります。戦前は東京の目白に開設されていたのです。

話は戦後に飛びますが、昭和二十五年（一九五〇）、財団は蓬左文庫の名前と約六万四〇〇〇冊の典籍・古文書を名古屋市に移譲しました。これが大きな画期となりました。この背景には、戦後の社会的混乱・経済的困窮があり、華族制度が瓦解して徳川家も資金難に陥りました。しかし、その後も財団を維持し、さらに再生させていくために、名古屋市に蓬左文庫の名前と史料を譲渡したのです。このような経緯を経て、「蓬左文庫附属歴史研究室」は蓬左文庫から独立し、徳川林政史研究所と改称して新たな活動を開始、現在に至ります。

今日は、戦後に林政史研究所として活動していく以前の、戦前を中心に見ていきます。

林政史研究所の所蔵史料は、「尾張藩・尾張徳川家伝来文書」と「徳川

林政史研究所収集文書」の二つに大きく分かれています

（図2）。「尾張藩・尾張徳川家伝来文書」は、尾張藩主の御文庫にあった史料や、名古屋市蓬左文庫に移譲しなかった史料など、尾張藩や尾張徳川家に伝来したものが中心です。

「徳川林政史研究所収集文書」は、戦前・戦後の林政史研究所や、歴史研究室が寄贈を受けたり購入したりした史料です。中でも特徴的なのは、戦前に旧名古屋税務監督局や愛知県庁から払い下げられた、官庁私下文書を所蔵していることです。愛知県公文書館では、愛知県庁文書を含む旧名古屋税務監督局所蔵史料の複製史料を閲覧に供していますので、御利用になられた方もいらつしやるかもしれません。今日は、林政史研究所がこれらの史料をどのような経緯で所蔵するようになったかについても、お話できればと思います。

まず、「徳川林政史研究室」時代（大正十二年～昭和七年）として、財団が作られる前の私的な研究室であった頃の話をしていきます。

先ほどもお話ししましたが、義親は、明治四十四年（一九一三）の七月に、二十六歳で東京帝国大学の史学科を卒業します。この時の卒業論文の

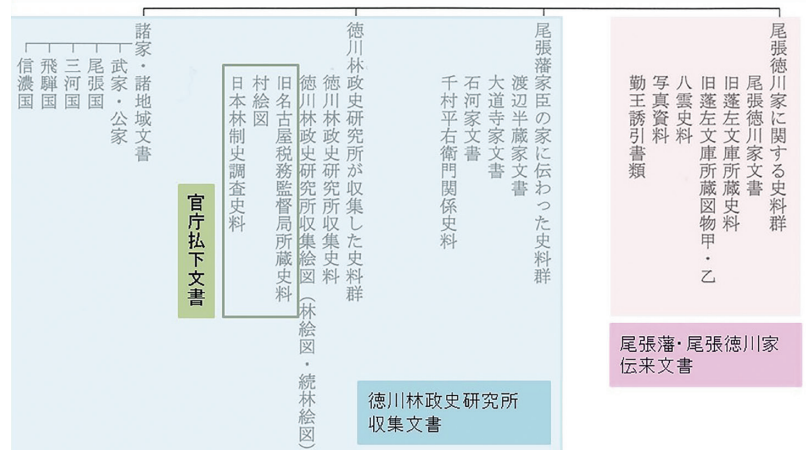


図2 徳川林政史研究所の所蔵史料

テーマが木曾山だったわけです。この時から義親は様々な史料を集めているわけですが、この段階では公的には研究室というものはなく、大正十二年（一九二二）に麻布富士見町（現東京都港区）の自宅に研究室を設けました。この時義親は三十八歳で、大学卒業から一二年後に研究室を開設したことになります。

後に林政史研究所の中心メンバーとして活躍する所三男の回想によると、「勝れたヒノキ材の主産地として知られた木曾山林が日本三大美林の首位にあつたこと」「この全山林が：尾張藩の管理、経営下にあつたこと」「木曾山林の実態を研究していくことは、「尾張藩の当主である徳川に課された責務である」といった強い動機付けのもと、義親は研究を進めていくことになりました。しかも、卒論を書いていた時からわかっていたようですが、藩政記録の不足を補う史料が在地にあるということで、改めて史料を集めようと思いついたことから、研究室を作つたと言われています。

その二年後、大正十四年（一九二五）に義親は東京帝国大学農学部大学院に入学します。大学院で選んだ研究テーマが「木曾林業の沿革」で、この研究を支えていくために林政史研究室の活動が本格化していきます。義親自身も、木曾を中心に、美濃、飛騨方面に史料探訪に出かけました。義親の指導教官となつた人が、河合鍾太郎（たろう）と蘭部一郎で、実際に指導を受けたのは蘭部の方かと思いますが、河合が名古屋出身ということもあって、色々便宜を図ってもらっていたのではないかと思います。

河合の弟子で、助手として義親を支えた人が、川合徳太郎です。ほとんど名前は知られていないかもしれませんが、林政史研究室にとっては非常に重要な人物で、研究室だけでなく、徳川家の事業にも関係していました。かつて、徳川家が北海道で経営していた徳川農場がありました、この徳

川農場で経営している大野山林の経営計画に、川合は関わっているのです。当時は月給八〇円で雇われていました。現在のお金に換算すると約一六万円に当たるので、嘱託のような形で雇われていたものと思われれます。義親は、川合の協力を得て自然科学の手法を史学研究に活用し、林学などを勉強しながら歴史研究を進めていきました。単に事実を明らかにするだけではなく、社会経済史的な発想で歴史研究を進めていったのです。

次に、「私的研究室開設の基盤」についてです。林政史研究室は私的な機関なので、資金がないと運営できず、助手も雇えませんが、義親が侯爵であつたところが大きかつたようです。昭和六年（一九三一）の多額納税者番付である「全国金満家大番附」（大日本雄弁会講談社）によると、財閥の岩崎や三井には及びませんでした。義親は五〇〇〇万円もの資産を持っていたことがわかります。こうした資産を背景に研究を進めていきました。

史料調査に当たっては、現地に出張するだけでなく、新聞を使って史料情報の提供も求めています。『東濃新聞』『東濃毎日新聞』では、「左記書籍 所在御承知の方は御通知を乞ふ」として、『木曾名跡誌』『木曾事蹟考証』『集古事録』『集遺談録』『古老物語拔書』といった木曾に関する書物を集めていました。『木曾名跡誌』と『木曾事蹟考証』は、現在、林政史研究所が所蔵していますので、新聞への投書が功を奏したものと思われるます。

『木曾名跡誌』は、原本が林政史研究所に伝来しています。木曾福島の関所代官を代々務めた山村甚兵衛家より寄贈されたことが、史料の奥書からわかります。現在、「林一七二一」という請求番号で登録されていて、徳川林政史研究所収集史料の中に入っています。



『木曾事蹟考証』は、「林四八二」の請求番号で登録されていますが、こちらは原本ではなく謄写本です。原本は「上田村 武居家蔵本」とあり、武居家から原本を借り出して、江口国彦という人が筆写したと史料の奥書にあります。当時デジタルカメラは当然なく、撮影はできません。史料を集めるとなると筆写が基本であったため、林政史研究所は当時の謄写本をたくさん所蔵しています。謄写本は原本ではありませんが、戦前の史料調査の実態を知ることができる貴重な史料です。原本の確認ができないとすると、なおさらです。江口は、林政史研究室が筆耕として雇った人物で、

多くの人の支えがあつて林政史研究室は活動していました。「林政史研究室記録」によると、義親は、「本研究の根本史料となるべき尾州藩の記録は、今日一も残るものなし。これを古老に質せば、廃藩の際県庁に引き継ぎ、後全部焼却せられたりといふ」と述べています。廃藩置県の際に藩庁文書は焼失してしまい、尾張藩の研究を進めるには、自分で収集していかなければならないという意識を持って調査を進めていきました。

東京帝国大学農学部の大学院に入って義親が最初に手がけたことは、大正十四年の五月から六月にかけての、伊勢の神宮文庫の調査でした。伊勢神宮の式年遷宮に関わる史料調査です。御承知のとおり、式年遷宮では木曾の檜が使われており、歴史的にどのように木を伐り出し、運んでいたかを調査していたようです。実際に、この調査で六一部・八一冊の史料を謄写本として取得しました。

義親が大学院に提出した昭和二年（一九二七）時点の報告書によると、当時、林政史研究室には、木曾関連史料二一一部・二七七冊、木曾以外の史料五三部・七三冊、従来蔵書（木曾関係参考書）七一部・四五六冊が集

積されていました。現地調査に協力してくれた人には、御礼状とともに謝礼を贈っており、調査の協力具合に応じて時計、置物、袱紗ふくさといったものを贈っていたようです。

大学院の在籍期間は二年間ですが、義親は昭和二年から四年（一九二九）までの延長を願い出て、引き続き大学院に在籍しました。その過程で、後に林政史研究所の中心メンバーとなる所三男と出会います。所は回想で「徳川義親先生は、私が昭和四年に徳川邸（当時は麻布富士見町）へ罷り出てお目に懸ったのが最初のように言っておられるが、私が先生に初めて御対面する機会に恵まれたのは、それより先の確か大正十三年（一九二四）の秋、福島小学校の校長室でのことだった」（所三男先生喜寿記念会編『所三男先生の七十七年』）と述べています。

この時、「木曾古書類」という史料が話題になったと回想録と書かれています。「木曾古書類」は、御料局名古屋支庁に勤めていた人が、木曾福島の関所代官を代々務めた山村甚兵衛家の史料を筆写して集めた史料を、林政史研究室で筆写したものです。所自身も長野出身であったことから、「木曾古書類」に関心を持っていました。なお、「木曾古書類」は林政史研究所のホームページで画像を公開していますので、関心のある方は御覧になってください。

その後、所は麻布の徳川邸を訪ね、「木曾古書類」を見せてもらいました。所は史料を筆写しようとしたのですが、あまりにも大量で三日や一週間で筆写できるものではなかったと回想しています。この時に研究所の様子も見せてもらったようで、「この時の訪問で初めて知ったのは、侯爵が東大卒業論「木曾山」の参考にされた現地史料（いずれも謄写本）の豊富なこと、それが立派に製本架蔵されていること、今も二三人の老筆耕が別室に詰

めていて、木曾方面からの借用文書の筆写を続けていることだった」と、大正から昭和初期の林政史研究室の様子がわかる貴重な証言を残しています。林政史研究所の史料は、製本されているのが特徴であることも、回想からわかります。このようなやりとりがあつて、昭和四年（一九二九）に所は助手として採用されました。

助手として採用された所の活動で、特筆したいのが、昭和六年（一九三二）の名古屋税務監督局所蔵史料の譲渡交渉と、同年の愛知県庁所蔵史料の調査と譲渡交渉です。名古屋税務監督局所蔵史料が林政史研究室に払い下げられるきっかけは、著名な経済学者である土屋喬雄という当時の東京帝国大学助教授から、大蔵省文庫に尾張藩旧蔵書があることを、所が知らされたことでした。もともと尾張藩の史料を義親が探していたこともあり、所はすぐに大蔵省に行つて、なぜ尾張藩の史料を大蔵省が持っているのか確認したところ、名古屋税務監督局からの借用本であることがわかりました。

所は早速名古屋に出張し、税務監督局を訪ねて収蔵庫を見せてもらつと、収蔵庫の老朽化と防火施設の不備から、文書の保存環境がよくないとわかりました。さらに、名古屋税務監督局も現用文書の収容場所を確保したいことから、古書類の廃棄を希望していました。所は廃棄される史料の救済を義親に相談しました。結果、義親の英断によつて林政史研究室に譲渡されることになったのです。

この英断の背景としては、当時、義親自身が財団法人の設立を構想しており、耐震耐火書庫二棟を建造する予定であつたことも影響したようです。ちょうど関東大震災を経験していましたので、震災に耐えうる書庫を造る構想がありました。こうして義親は、探し求めていた旧藩の史料を発見し、

取得することとなりました。

財団法人化に向けては、昭和五年（一九三〇）に麻布富士見町邸がフランス大使館へ譲渡されることが決定し、新邸及び財団建設地として北豊島郡高田町大字雑司ヶ谷（現東京都豊島区目白）の土地を買収しました。林政史研究室は新しい建物が目白にできるまで、一時的に麻布桜田町（現東京都港区）の後藤新平宅を間借りしました。翌昭和六年十二月に財団法人尾張徳川黎明会の設立が認可されると、昭和七年（一九三二）三月に林政史研究室と生物学研究所は解散し、私的な研究所はなくなり、財団の所属となりました。解散に伴い、助手の川合徳太郎は解雇となりました。

ここまですを小括します。大学院に進んだ義親の学究活動を支える場としての研究室があり、それを支えたのが助手の川合でした。実際に木曾周辺村々の史料を、寄贈を受けたり贈写したりして収集していききました。川合自身も、指導教員の蘭部一郎を訪問して、義親の論文執筆につき指導を受けています。しかし、義親自身が修士論文をまとめたかはいくわかりません。恐らく大学院は修了しなかつたのではないかと思えます。木曾に関する研究は、財団設立後に、個別論文として発表していくこととなります。

それとは別に、所三男が中心となつて、旧藩庁文書の発見と譲渡交渉が行われました。廃棄文書の救済と保存が、財団法人化への弾みとなりました。林政史研究所の中核となる木曾周辺の史料と藩庁文書の収集は、川合と所が中心となつて行つていたことを記憶に留めたいと思います。それと、史料の筆耕に関わつた人たちのことも忘れてはなりません。

次は、「蓬左文庫附属歴史研究室」時代（昭和七年～昭和二十五年）で、財団ができてからの話です。

昭和七年（一九三二）に、品川から目白に生物学研究所が移りますが、

表1 歴史研究室の軌跡

昭和9年(1934)8月	貴重本書庫完成
昭和10年(1935)11月	東京で蓬左文庫開館 一般公開開始
11月30日	開館記念展覧会(閲覧室・事務室・講堂) 歴史研究室研究報告会(講堂)
昭和19年(1944)3月	空襲避難のため貴重什宝・図書・研究資料疎開
昭和20年(1945)10月	疎開中の什宝・図書の復帰完了
昭和25年(1950)4月	蓬左文庫の名称と典籍・古文書の一部を名古屋市に譲渡
5月	歴史研究室は独立、徳川林政史研究所となる

林政史研究室は麻布桜木町から生物学研究所の二階に移転することになりました。翌昭和八年(一九三三)に、蓬左文庫の事務室と閲覧室が竣工しました。ここで林政史研究室は「蓬左文庫附属歴史研究室」と位置づけられます。スタッフも、林政史研究室時代から引き継がれましたが、新たに福井保と立石百合子の二人を加えました。福井は、後に内閣文庫の和漢書専門官になる人です。歴史研究室で収集した史料も蓬左文庫の蔵本として、「蓬左文庫蔵本」というラベルが貼られました。現在でもラベルを見ると、戦前に集められた史料かどうかわかります。

古屋市にあった尾張徳川家の書庫も、私的な図書館として「蓬左文庫」と称していたようです。

東京に図書が移された後の昭和十年(一九三五)から一般公開が始まりましたが、当時は紹介者がいないと閲覧することはできませんでした。同年十一月三十日には開館記念展覧会が文庫内の閲覧室と事務室、講堂で開催されました。近隣の学習院から陳列ケース二〇個を借用し、従来の貴重本を展示しています。歴史研究室の研究報告会も、展覧会の後に行われました。展覧会は一日で終わるのが当時の特徴だったようで、午後一時から五時までが展覧会、午後七時から十時まで研究報告会が行われました。この報告会では、歴史研究室の沿革や史料、研究方法について、義親と所三男が発表しました。

展覧会には錚々たる学者がおとずれました。辻善之助(日本仏教史)、相田二郎(日本古文書学)、大久保利謙(日本近代史)、今井登志喜(西洋史)、渡辺世祐(日本史)や、所が名古屋税務監督局所蔵史料の譲渡交渉を行った高橋俊らの面々です。

研究報告会の参加者は、名古屋や犬山出身の尾張家御相談人などが参加していますが、招待を受けていないと参加できなかったようです。歴史研究者の藤井甚太郎や土屋喬雄、原平三といった著名な学者もいる中で、義親との関係でいうと徳川生物学研究所所長の服部廣太郎や、後に林政史研究所の研究紀要に論文を執筆する阿部真琴も参加していました。

く、外国人中心の賃貸住宅になっています。歴史研究室がその後、どのような軌跡を辿っていくかと言いますと(表1)、昭和九年(一九三四)に貴重本書庫が完成します。それによって、名古屋の徳川家書庫に保管されていた図書が東京に移されます。なお、名

歴史研究室の活動については、「収集文書・採訪」「研究・講演」「社会活動」の三つに分けました。収集文書や採訪は、林政史研究室時代を継承して、木曾や旧尾張藩関係文書を寄贈や謄写で収集しています。研究・講演は、社会経済史学会を拠点に義親と所が研究発表していきました。社

会活動としては、蓬左文庫附属とありますように、蓬左文庫の活動に協力・参加しました。

それぞれ見ていきますと、「収集文書・採訪」については、財団設立後、名古屋税務監督局所蔵史料と愛知県庁文書の譲渡がなされますが、いずれの史料群も、歴史研究室が全部を受け継いだわけではなく、一部廃棄されたものもあったようです。官庁私下文書としては、農林省「日本林制史調査史料」の複本が、東京帝国大学附属図書館と林政史研究所が分け合う形で、昭和九年（一九三四）に払い下げられています。変わったところでは、木曾運材模型や付知村（現岐阜県中津川市）の大檜輪切りがあり、輪切りは現在も林政史研究所に保管されています。

昭和十年（一九三五）には、安藤次郎という名古屋在住の郷土史家を研究室の嘱託員として雇い、効率的に史料情報を把握し、収集していくことができるようになります。同年の石河男爵家所蔵文書、犬山八木家文書、王滝村松原家文書、昭和十一年（一九三六）の大道寺家文書、昭和十二年（一九三七）の渡邊家文書など、大規模な史料の寄贈や購入が目につきます。安藤は、のちに自身の所蔵文書も寄贈しています。

また、鈴木半右衛門所蔵文書という謄写本を、どのように収集したかについて記録が残っています。史料情報を得た歴史研究室が、財団を通じて徳川美術館に史料の謄写を指示すると、徳川美術館はそれを謄写し、完成すると東京の歴史研究室に送ってくるのです。徳川美術館は、展覧会を開催する傍ら、そのスタッフは、義親が主宰する歴史研究室の助手のような形で研究活動にも関わっていたのが当時の実態でした。鈴木半右衛門所蔵文書の謄写本は、現在、徳川林政史研究所収集史料の中に含まれており、愛知県史編さんの際に収集しているため、愛知県公文書館でも複製物を閲

覧することができます。

他に、名古屋市図書館（現名古屋市鶴舞中央図書館）所蔵文書の謄写本もあります。これは、戦前の名古屋市史が収集した史料の写本です。画像資料については「木曾川通絵図」（絵巻）を購入しており、展覧会にはあまり出品したことはありませんが、享保期（一七一六～三六）の木曾川の様子が詳しく描かれた貴重な絵巻です。

「研究・講演」については、戦時中は特徴的なところで、尾張藩の農業増産政策や所三男が「兵器一体」という論稿をまとめるなど、時局に対応した調査・研究を行っています。

「社会活動」は、蓬左文庫と連携し、主に出版活動をしていました。尾張藩主の記録『尾張家言集』をまとめ、陸軍中将大村有隣による名古屋城軍事を研究した『名古屋城並尾張藩国防の研究』の刊行に協力しています。そして、徳川農場の職員が東北の困窮する農民を調査した『東北凶作地報告書』なども刊行しました。

歴史研究室時代は、林政史研究室の活動を継承しつつ、蓬左文庫と連携して展覧会や史料編さん、出版物の刊行に力を入れていました。時局即応の成果を出しつつ、文化的事業も継続し、戦時中でも後世に残る史料集を出していました。また、安藤次郎を嘱託員にするほか、徳川美術館に謄写を依頼するなど、名古屋に拠点を確保したことも重要です。

歴史研究室は、戦中に空襲が激しくなると、昭和十九年（一九四四）に貴重な什宝や図書を、長野県上伊那郡図書館に疎開させました。疎開中の史料は、翌年の終戦とともに研究室に帰ってきます。先ほどもお話をしました。昭和二十五年（一九五〇）、蓬左文庫の名称と文庫に納められていた史料の一部を名古屋市に譲渡し、蓬左文庫附属歴史研究室は徳川林政

史研究所として独立します。初代所長は義親でした。

最後に、林政史研究所の史料に関して、「林政史研究室記録」に記された文章を引用しながら、まとめていきたいと思えます。「歴史研究室関係の史料は、之を尾張藩史料と林政史料とに区分す」というように、「尾張藩史料」には「尾張家記録」、「藩政記録」、「旧藩地方史料」があります。「尾張家記録」は蓬左文庫に伝来したもので、「藩政記録」と「旧藩地方史料」は林政史研究所が収集したものだと思われまます。「林政史料」の方は、農林省から払い下げられた「日本林制資料」、「木曾史料」がありますが、「木曾史料」は、当時、「尾張藩史料」に分類されていました。

これらの史料は、寄贈・購入・謄写本の三種類があり、「重複を生じたる文書は、之を名古屋別邸の保管に移し、或は名古屋図書館其他利用保存上の施設を有する機関に之を寄贈す。将来は名古屋美術館に本庫分室を設け、地方史研究者に便宜を提供する方針なり」と「林政史研究室記録」に記載されています。こうした義親の思いは、結果として蓬左文庫の名称と古文書の一部を名古屋市に移譲することにつながり、その思いを受け継いで、林政史研究所は、戦前から計画された『名古屋叢書』、最近では『新修名古屋市史』や『愛知県史』の編さんにも協力をさせていただきました。令和二年（二〇二〇）には、『愛知県史』編さんで収集した林政史研究所所蔵史料の複製本が、愛知県公文書館で公開されました。義親の考えていたことが、いみじくも実現したのではないかと思います。興味のある方はぜひ、愛知県公文書館にて複製史料を閲覧していただければと思います。

御静聴ありがとうございました。

## 安政東海地震における尾張徳川家の救済活動

名古屋大学大学院人文学研究科准教授

石川 寛

名古屋大学の石川と申します。本日はよろしくお願ひします。

今回、徳川林政史研究所（以下、林政史研究所）の所蔵資料を使った研究事例を報告してほしいと依頼されましたので、以前に取り組みました、安政の東海地震に関する尾張藩の被害と救済に関する研究を紹介したいと思います。

最初に、議論の前提として、対象とする地震と活用する資料について、説明をしておきます。

今回対象とする地震は、安政東海・南海地震と呼ばれる地震です。安政東海地震の方は嘉永七年十一月四日朝五ツ半時（一八五四年十二月二十三日午前八時から九時頃）に発生しました。紀伊半島東南部の熊野沖から遠州灘に至る海域を震源域として、マグニチュードは八・四と推定されています。

その三十一時間後の十一月五日夕七ツ半時（十二月二十四日午後四時頃）に、安政南海地震と呼ばれる地震が発生します。今度の地震は紀伊水道から四国沖にかけての南方海域を震源域とし、マグニチュードは同じく八・四と推定されています。この地震では大きな津波が発生し、それで被害が拡大しました。伊豆から四国にかけての広い範囲で、死者は数千人、倒壊家屋は三万軒以上あったとされています。地震直後の十一月二十七日に、

嘉永から安政に改元されたことから、嘉永地震ではなく安政東海・南海地震と呼ばれています。

安政東海・南海地震は、いわゆる南海トラフ地震と呼ばれる地震になります。南海トラフ地震を説明しますと、日本列島は四つのプレートの上になり立っています。その中にフィリピン海プレートとユーラシアプレートがあります。この二つのプレートの境界域を、南海トラフと呼んでいます。海溝と同じ性質を持っていますが、海溝より少し浅い地形をトラフと呼びます。この南海トラフに蓄積されたひずみが解放される現象の一つが、南海トラフ地震と呼ばれる地震になります。

ひずみの解放とはどういうことかと言いますと、陸のプレートの下に、海のプレートが数十年から数百年かけて沈み込んでいきます。沈み込むときに、陸のプレートが引きずり込まれ、ひずみが発生し、限界に達すると先端が跳ね上がります。この現象が海溝型の地震で、その一つに南海トラフ地震があります。海溝型なので、跳ね上がると一緒に海面も跳ね上がり、津波が発生します。

南海トラフ地震は、おおむね一〇〇年から一五〇年の周期で繰り返して発生するとされています。しかも、マグニチュード八から九程度の規模で、東海地震、東南海地震、南海地震と連動して発生する可能性が高いと言われています。

江戸時代以降の南海トラフ地震をみますと、慶長十年（一六〇五）に慶長地震が発生します。マグニチュードは七・九程度で、東西同時に発生したとも言われています。その一〇二年後の宝永四年（一七〇七）に、宝永地震が起きます。これはさらに巨大な地震で、マグニチュードが八・六、このときも東西同時発生です。この地震が起きた四九日後に、富士山

が噴火しています。宝永地震から約一五〇年後に起きたのが、本日お話しします安政東海・南海地震になります。これは、東海と南海が連動して起きた地震になります。この次が、戦時中の昭和十九年（一九四四）に発生した昭和東南海地震と、その二年後の昭和南海地震になります。マグニチュードは七・九と八・〇です。現在、次の東海地震が危惧されていますが、これは周期的に起きる南海トラフ地震のことを指しています。

ちなみに、幕末は、災害の時代と言ってよいほど、自然災害が続ききました。教科書にはあまり書かれていないので知られていませんが、いくつか抜き出しておきます。

ペリー来航が嘉永六年（一八五三）六月です。それ以前で言いますと、弘化四年（一八四七）に信州の長野で大きな地震が発生しています。これが善光寺地震と呼ばれるもので、死者が一万二〇〇人以上出たと言われています。嘉永六年二月には小田原地震が起きます。ペリー来航の翌年の嘉永七年（一八五四）六月に、伊賀上野地震が発生しています。その五月後の十一月に、安政東海・南海地震が起きます。一年後には、江戸で安政江戸地震と呼ばれる内陸型の地震が発生します。その翌年に江戸を台風が襲い、かなりの死者が出たと言われています。安政五年（一八五八）には飛越地震が発生し、大規模な山体崩壊が起きています。同じ年にはコレラが流行し、江戸だけで三万から四万の死者が出ました。ちなみに、一九九五年の兵庫県南部地震がマグニチュード七・二です。それに匹敵する地震が頻繁に起きていたのが幕末でした。その中でも、嘉永七年に起きた東海・南海地震は、この地域にもかなりの影響を及ぼしました。

次に、今回活用する林政史研究所が所蔵する資料について説明します。今回主に使用したのは、尾張徳川家文書の六点の資料になります。便宜的

に番号を付けましたが、一番が「安政元寅冬々同二卯春二至 地震二付倒家等難洪之者共御救被下候一卷」（尾一一〇五二）、二番が「地震善後書類」（尾五一四〇五）、三、四、五番が「震災倒家並救金留一〜三」（尾五―四〇八）、六番が「安政元寅年 地震二付村々倒家人別書上帳」（尾一―八六一）です。

今述べた六冊のうち、一番と六番は元の表紙が残っているのに対し、二番から五番は元の表紙が残っていません。現在の表紙は、林政史研究所の方によって付けられたものと思われれます。また、二番から五番は、目録では慶応二年（一八六六）となっていますが、これは安政元年（一八五四）の間違いと考えられます。二番から五番の資料は、一番の資料と関連性のある連続した内容となっており、また、慶応二年には、この地域で地震は起きていません。したがって、元々は一番と六番の二冊からなる資料であったのではないかと考えております。資料はあまり状態がよくありませんので、どこかの時点で一部ばらばらになっていたものを現在の六冊本に再装丁し、そのとき同じ寅年の慶応二年（丙寅）と判断したのではないかと推測しております。

六冊のうち、これまでよく活用されてきた資料が六番になります。六番の資料は村ごとの被害状況が示されているため、『愛知県史 自然編』や『新修名古屋市史』でも活用されてきました。ただし、資料全体としての性格や資料の作成目的を理解しないまま、表面的な被害数値だけを追っただけでいるという問題があります。

それでは、どのような資料なのかと言いますと、これらの資料は、御側（藩主）よりの「御救」（救恤活動）に関わる「御年貢地懸」の資料と云うことができます。江戸時代は、飢饉、地震、風水害などの災害に際し、

領主は「仁政」思想にもとづく「御救」を施し、窮民の救済にあたりました。尾張藩でそれを担ったのは、奥向の御小納戸役所になります。災害が発生しますと、奥向から被災者に対して、御小納戸金（藩主の私的財源）でもって救恤金や夫食（食糧）などを支給しました。その実務を担ったのが、御小納戸頭取配下の御年貢地懸になります。

御小納戸頭取は、公的な藩政機構に対して、尾張徳川家の私的な家政を担う役職になります。その配下にあつて不動産管理を担当したのが、御年貢地懸になります。

尾張徳川家文書には、御年貢地懸の事務日誌とも言うべき「申継帳」（尾一四〇〇）という資料も残っております。御年貢地懸が、何日に、どのような仕事をしたのかが詳しく書かれており、今回おおいに参考としました。

こうした奥向の救恤活動、すなわち被災窮民への「御救」に関わる資料については、幕末だけでも次のものが林政史研究所で確認できました。

天保の飢饉に際して、天保八年（一八三七）に、藩主の側金（藩主の私的財源）から五〇〇〇両の御救金を、領内の窮民二〇万人以上に支給しました。この記録が、「御側金窮民江御救筋一卷」（尾五―四五）という資料になります。これに関しては、『愛知県史』の資料編や通史編が取り上げています。

嘉永三年（一八五〇）八月に、大雨と大風によって洪水被害が起きます。

このときも窮民一四一五人、五五六軒へ二二三両余りを支給しています。

このときの活動記録が、「水難御救一卷」（尾一―八六五）という資料になります。この資料は、名古屋博物館の図録『特別展 治水・震災・伊勢湾台風』でかなり詳しく紹介されています。

その後、嘉永五年（一八五二）と同七年に、同じような洪水被害が起きます。嘉永五年には、浸水被害の村々へ、御側より夫食等を支給しました。嘉永七年（一八五四）にも、水難の窮民へ御救金を支給しています。「入水村々御救一卷」（尾一―五三）や「水難村々窮民御救一卷」（尾五―五六）といった形で資料が残っています。同じく嘉永七年に東海・南海地震が発生して、被災した窮民へ夫食や御救金を支給しました。このときの活動記録が、一番から六番の資料です。その後、安政五年（一八五八）にも大風雨と高浪の被害があり、窮民や水難者へ御救金を支給しています。資料は「窮民御救一卷」（尾一―八六〇）や「水難御救留」（尾五―六一）になります。

このように、幕末では自然災害が連続して発生し、それに対する「御救」が続きました。その実務を担ったのが、御年貢地懸になります。今回取り上げる資料も、このような活動記録の一つに位置付けることができます。

以上を前提として資料を検討し、安政東海地震における尾張徳川家の救済活動について、みていきたいと思えます。

はじめに、道徳前新田について取り上げます。地震発生後に御小納戸役が最初に向かったのが、道徳前新田になります。現在の名古屋市南区道徳学区辺りで、文政四年（一八二二）に開拓されました。当時は、御小納戸役所が所有していたことから、最初に現地へ向かうことになりました。道徳前新田は、西側が海で、北と南に川が走っています。西側が海に面している地形であることを覚えておいてください。

地震発生翌日の十一月五日、新田庄屋の山崎村（現名古屋市南区）加藤金石衛門から御小納戸役所に対して、繰り返し被害報告がなされていきま



す。被害報告の第一報には、「大地震にて御新田・家居等も多分損し、その上高汐にて甚だ心配仕り、早速御注進申し上ぐべきのところ、大取込につき大いに延引仕り、まずは右の段御達し申し上げ候」とあり、被害が大きく、おおいに取り込んでいたため、第一報が遅くなったとありました。

これを受けて十一月五日の晩に、御年貢地懸の伊藤司馬介が現地へ出張り、翌日に揺れと津波による堤防・建物の被害、地割れ、液状化現象などを報告しました。その後、十一月九日に、御小納戸頭取の正木宗兵衛が、配下の御年貢地懸である岩田運九郎と湯浅定左衛門を連れて現地に向かいます。正木は日帰りですが、岩田と湯浅は残って次の現場へ向かいます。

現地をみた正木は、翌日、見分結果をまとめた上書を、当時は参勤交代で藩主が江戸にいましたので、江戸の御小納戸頭取衆へ送ります。上書では、被害の報告と住民への褒賞を進行しています。堤防の被害報告の中に「少々汐打越候までにて防ぎ留め」とあります。これは、道德前新田では津波が堤防を乗り越えて新田に被害を与えることはなかった、という意味です。その理由について上書では、新田庄屋加藤金右衛門の息子の庄九郎が先頭に立って、津波が押し寄せる中、堤防に土俵を積み上げて海水の流入を防いだためと報告されています。その結果、庄九郎は褒美として名字帯刀が許されます。また、庄九郎に従って働いた組頭以下男衆一二四人に対しては、合計七両余りの褒賞金が与えられました。さらに、道德前新田の女性・子供・老人は山崎村に避難しますが、避難を受け入れ、炊き出し等をおこなった新田庄屋加藤金左衛門も、褒賞として金五〇〇疋が与えられています。

このように、道德前新田から報告があつて、そこへ御小納戸役所の役人が出向き、被害状況をまとめて、そのうえで褒賞を与えるというのが、こ

こまでの動きになります。

この次は、水難者へ夫食を支給していくことになります。道德前新田は海水の流入を防いだのですが、道德前新田の南に位置する当栄新田、豊宝（宝生前）新田、大江（俊広）新田、甚徳新田の四新田（いずれも現名古屋市南区）は、津波で堤防が決壊して大きな被害を受けます。そのため、先ほどの岩田と湯浅は、道德前新田から四新田に向かいました。

資料をみていきますと、水難にあった四新田の窮民たちへは「支配御代官」、すなわち、大代官より「当然夫食被下方」を取り計らう動きがありました。こうした動きを受けて、「御側」よりも「別段夫食被下方」をおこなうため、九日に「懸り配下共兩人」を差し向けたとあります。この「兩人」が岩田と湯浅になります。二人は、十一月十日に四新田へ夫食代の手当を済ませ、その日の夕方に引き取ります。その夫食代支給の内容、四新田の水難者への救済内容は、次のとおりです。

四新田の居家の合計が五八軒で、そのうち五五軒が汐入被害、三五軒が倒壊被害に遭っていました。汐入被害の住民が四新田で合計二七八人いましたが、彼らに対して合計三石八斗九升二合の夫食を代金で支給しました。一人につき白米一升四合です。これは、一日二合を七日分という計算になります。

これとは別に、居家の倒壊被害についても、被害状況に応じて白米代を与えています。全壊被害に対しては一軒につき三升、半壊被害がその半分、添家についても居家の半分を支給しました。これらの白米代の合計が六両余りとなります。

次に、御年貢地懸は、美濃国羽栗郡竹ヶ鼻村（現岐阜県羽島市）の救済

に向かっています。竹ヶ鼻村ではかなり大きな被害があったようで、御小納戸役所へ救助願いが出されました。その中で一五〇戸五〇〇人以上の被害が報告されていました。なぜ、これだけ被害が拡大したのかと言いますと、地盤の液状化現象が起きたためと思われる。液状化現象とは、水を含んだ地盤が地震の激しい揺れによって液体状になり、それが地上に吹き出す現象を言います。地震直後に刊行された「諸国大地震大津波末代嘸」（防災専門図書館蔵）という名称のかわら版に、竹ヶ鼻村の様子が描かれていました。「美濃竹ヶ<sup>鼻</sup>はな地さけどろ吹出す」と書かれ、地面から泥水が噴き出し、周りの人々が驚いて逃げていく様子が描かれています。「どろ（泥）かい〜（怪々）」ともあり、当時の人たちにとってもかなり不思議な現象として印象に残ったようです。

そこで、十一月十四日に御小納戸役所は「御側より別段夫食下され方」を決め、十六日に岩田と湯浅が現地へ向かいました。両人は十八日に夫食代の手当を済ませて、十九日夕方方に引き揚げます。

竹ヶ鼻村の救済に関しては、被災者を「極々難」「中難」と三つの程度に分けて、夫食代を支給していました。一人分は一日につき白米二合です。それを、「極々難」の一三五人へは一〇日分、「極難」の一六五人へは八日分、「中難」の二四八人へは五日分を支給しました。また、居家の倒壊被害についても、倒家三三軒へは六升ずつ、倒家三六軒へは五升ずつ、半倒家五七軒へは三升ずつを支給しています。合計で一六六軒五四八人が対象となりましたが、これとは別に、独身で極めて難渋の者などにも別途御救銀を支給しました。

このように当初は、地震被害によって難渋している者たちに対して、御

年貢地懸が現地へ出向き、夫食や白米代を支給していました。

ここまでは個別の対応でしたが、その後、領内の全域に対して「御側」より「御撫育筋」を取り計らうことになり、代官・奉行を通じて難渋者の調査に乗り出します。

この被害報告書が十一月二十三日以降、次々と届けられます。二十三日には大代官、鳴海・北方・小牧・清須・横須賀代官の被害報告書が進達されます。二十六日になると、佐屋代官と水野代官の被害報告書が届けられます。日付はわかりませんが、おそらく十一月中に、寺社奉行、町奉行、熱田奉行の被害報告書も進達されました。一方、美濃の太田代官、上知代官、岐阜奉行からは、被害がなかったとの報告がありました。少し遅れて二十八日に、鵜多須代官の被害報告書が届けられます。鵜多須はその後、追加報告があり、最終的に十二月朔日に領内すべての被害報告書が集まることになりました。

十一月二十九日、御小納戸役所において「御撫育」の内容、御救金の支給額や支給方法が議論されます。このとき御小納戸頭取衆は、「今回は稀なる大地震であり、ことさら津波の被害が多く、海辺の倒家は多分にて、誠に非常の事柄である。それらに対して十分な施しをすることで、上の御徳儀も領民へ行き届く」という方針を示していました。

御救金の金額は、嘉永三年（一八五〇）の洪水被害のときの倍の金額となりました。具体的には、全壊被害は一軒に対して三分、半壊はその半分の一分二朱、即死者は一人一両一分、怪我人は一人一分です。

支給方法に関しては、御年貢地懸を三手に分けて、各陣屋・奉行所へ派遣し、そこに村役人・町役人を呼び出して支給する方法としました。

これらの決定を受けて、御年貢地懸は準備に取りかかります。「申継帳」をみますと、十二月朔日に「地震にて倒家等の者え御救下されにつき夜分まで居残り取調候事」とあり、この日はかなり遅くまで残業して、準備に取りかかっていたことがわかります。

その二日後の十二月三日に、御年貢地懸は三手に分かれて出立します。岩田運九郎と水谷勝太郎が熱田・鳴海・横須賀・水野、伊藤司馬介と山田鉞四郎が大代官・小牧・清須・佐屋、湯浅定左衛門と林周次郎が町奉行から北方・鶴多須と巡りました。九日までにすべての支給が終わります。かなりの激務であったようで、その九日に湯浅から、風邪をひいて一兩日休みます、という届出がありました。

それでは、陣屋や奉行所においてどのような支給がなされたかと言いますと、二つの資料を用いて説明します。

まず、陣屋に村役人が出向き、ここで村内の被害を記した報告書を提出します。六番の「安政元寅年 地震ニ付村々倒家人別書上帳」に残る、美濃国中島郡駒塚村（現岐阜県羽島市）の被害報告書には次のようにあります。

乍恐御達申上候御事

一、倒家壺軒 駒塚村 みッ

一、同 同村 真八

右ハ今般大地震ニ而夫々倒家等に相成、何れも難洪者ニ御座候、仍之

御達申上候、以上

寅十二月

右村庄屋理蔵<sup>印</sup>

深沢新平様御陣屋

宛先の深沢新平は北方代官です。このように、倒家・半倒家・即死者・

怪我人の名前を記した文書を陣屋へ持参しました。このとき村から提出された被害報告書を集めたのが六番の資料になります。

陣屋では、この被害報告書と引き換えに、御救金と申渡書を渡します。名古屋大学附属図書館が所蔵する石河家文書に、たまたま駒塚村の資料がありましたので、ここに提示します。

中嶋郡駒塚村

一、倒家式軒

金壺両式分

但壺軒ニ付金三百疋ツ、

十二月

金一〇〇疋は一分に当たります。全壊被害（倒家）は一軒につき金三分を支給することになっていましたので、二軒で一兩二分（六〇〇疋）を支給することが記されています。このような手続きによって、御救金が支給されていきました。

その後、余震被害や調査漏れの分などの報告があり、また寺院も対象とすることになり、追加の支給がなされていきます。十二月十八日に岩田と山田が寺社奉行所へ派遣され、倒壊被害のあった二三の寺院へ御救金を支給します。その翌日、道徳前新田に赴いていた伊藤・湯浅が、大江新田の一人へ追加支給しました。十二月二十五日には、伊藤と山田が佐屋代官、岩田と湯浅が鳴海代官へ出向き、追加分の支給をしています。

今回の資料では、御救金の支給はこの十二月二十五日で終わっており、御救金の対象は、倒家一一五二軒、半倒家一六四六軒、即死人三名、怪我人一〇名になりました。代官所別にみますと、大代官・横須賀・佐屋・

鶴多須・北方と、知多半島の西から尾西地方にかけてが多いです。支給額

の合計は一四九五両にのびりました。

最後に、今回の林政史研究所の資料を使った研究について、簡単にまとめたと思います。安政東海地震後に被災窮民に対して、「御側」より「御救」を取り計らうことになり、御小納戸頭取とその配下の御年貢地懸によって、夫食や御救金の支給がおこなわれました。今回活用した一番から六番の資料は、この活動の記録であり、したがって、今後は彼らの活動を踏まえて被害数値をみる必要があると考えます。

資料に記された被害は、あくまでも緊急救済に必要な被害状況を把握したのになります。夫食や御救金の対象である「難洪者」を調べたものであり、領内の倒壊被害のすべてを集計したものではありません。たとえば、町奉行所の報告書の中に、伊藤次郎左衛門、萱津屋伊右衛門、佐野屋はる、といった御用商人についても、建物被害があったことが報告されていますが、町奉行は強いて「難洪筋」ではないとして、「御救」の対象から外しました。あくまで地震被害により難洪している者が対象で、倒壊被害に遭っても難洪していない者は「御救」の対象外でした。したがって、実際の倒壊被害は、もっと多かつたものと思われれます。

林政史研究所の所蔵資料の性格上、示されているのは奥向の救済活動（「別段夫食被下方」）になります。これとは別に、所付代官による救済（「当然夫食被下方」）も各地でおこなわれていたことが、資料の間からうかがえます。こうしたことを踏まえて、本日扱った資料に書かれた被害数値というものを読んでいく必要があると考えます。

私の報告は以上になります。ありがとうございました。

〔附記〕

講演は、『愛知県史研究』第二二号に発表した拙稿「安政東海・南海地震の被害と尾張藩の救済―史料学的検討を踏まえて―」をもとにして、詳しい被害数値については、こちらを参照していただきたい。

# 愛知県公文書館の歩み

山内 秀樹

はじめに

愛知県公文書館は、「歴史的価値のある県の公文書その他の資料を収集し、整理し、及び保存するとともに、その活用を図り、もって学術及び文化の発展に寄与する」ことを目的とする施設として、昭和六十一年（一九八六）に開館し、令和四年（二〇二二）で三十六年を迎えた。

現在の公文書館は、正規職員六名（兼務二名）、再任用職員三名、非常勤職員一四名の合計二三名の体制で、日々業務に取り組んでいる。

私自身は、昨年度に公文書館に配属となり、それまで触れる機会がなかった分野の業務ということで、配属当初は大変困惑したことを覚えている。そのような自分が、本誌で公文書館の歩みを執筆することについては力不足を感じるところではあるが、過去の資料を紐解きながら、その歩みを紹介することとしたい。

## 一 設立までの経緯

戦後、歴史学研究が盛んになるとともに、資料保存の重要性が叫ばれるようになり、歴史学者を中心に、公文書についてもその散逸防止と公開の

ための施設が必要であるとの認識が高まっていた。昭和三十四年（一九五九）、日本学術会議が内閣総理大臣に対して「公文書散逸防止について」の勧告を行い、この勧告を受け、政府は、昭和四十三年に国立公文書館の建設に着手した。

また、日本学術会議は、「日本民族の最も貴重な文化遺産の一つ」である地方所在の歴史資料の散逸、廃棄の放置による取り返しのつかない危機を阻止し、貴重な国民的文化遺産を後世に伝えるためには、地方文書館の設置が緊急に必要であるとして、昭和四十四年、内閣総理大臣に対して「歴史資料保存法の制定について」の勧告を行った。

その後、昭和四十六年に国立公文書館が設置され、また、いくつかの都府県において公文書館等が設立されることとなった。日本学術会議は、これらの事実を高く評価しながらも、国、地方公共団体の公文書保存状況はなお不完全であり、公文書館等に引き渡される一部のものを除き、破棄されるか散逸して多数の貴重な学術研究資料が消滅しつつあるとして、昭和五十二年、内閣総理大臣に対して「官公庁文書資料の保存について」の要望を行い、いったん廃棄されれば永遠に還らない官公庁文書資料の保存を強く訴えた。

また、昭和五十年に、歴史的資料としての文書の保存を行っている全国の機関が集まり、歴史資料の保存、利用の在り方について研究活動などを行う歴史資料保存利用機関連絡協議会が結成された。

昭和五十三年十一月、この前年に開館した岐阜県歴史資料館において第四回総会が開催され、その際に、岐阜県を除く中部地方、特に愛知県の公文書保存体制の立ち遅れが指摘された。

これが契機となり、昭和五十四年一月に当時、名古屋大学教授だった塩

澤君夫氏が代表を務める「愛知県の歴史資料保存をすすめる会」から、県及び県議会に対して、公文書保存制度の早急な確立や、県外所在文書の返還請求又はマイクロ化保存、公文書館建設の具体的検討の早急な取組などを求める要望書が提出された。

また、同年九月には、同会から県議会に対して、学術上必要な公文書の保存体制を早急に確立するとともに、公文書館建設の具体的検討に早急に取り組むことを求める趣旨の請願「公文書保存体制確立について」が提出され、同年十月の九月定例県議会において全会一致で採択された。

これを受けて、県は、昭和五十五年（一九八〇）三月に、総務部文書課に「公文書館問題研究班」を設置し、公文書館設置に係る諸問題に関する調査研究を進め、同年十月に「公文書館問題調査報告書」を作成した。

報告書には、本県における公文書等の管理の現況や、公文書館の在り方の考察、公文書館設置にかかる諸問題などが記載されており、県立公文書館の必要性は明らかであり、かつ大であるが、制度の整備、施設用地、財政問題など解決すべき問題が残されており、制度の在り方について広く県民有識者の意見を求めることも必要であることが提言された。

また、昭和五十六年四月には、副知事名で「歴史的資料としての公文書の保存制度（公文書館制度）の試行的発足に伴う保管文書等の取扱いについて」の依命通達が出され、総務部文書課において、試行的に本庁各課室の公文書について、その廃棄文書の中から歴史的資料として価値の高いと思われるものを選別して収集、保存する措置を取ることとされた。

さらに、総務部文書課内に公文書館担当職員を配置するとともに、基本的な構想を策定するにあたり、県民有識者参加のもと公文書館の在り方（制度、機能、運営等）について意見の交換討議を行う「県立公文書館構想懇

談会」を設置した。

同年十二月に、同懇談会から「県立公文書館（仮称）の基本的な構想について」の意見書が知事に提出された。意見書には、施設の規模として少なくとも二十年程度の蓄積に耐えうること、施設の場所として資料収集能力を確保するため、県庁本庁舎の近くに位置することが望ましいことなどが記載された。

昭和五十七年五月には、公文書館の管理運営等について検討を進めるため、県民有識者の参加のもと「県立公文書館運営問題検討会議」を設置し、昭和五十八年十月に、同検討会から「県立公文書館（仮称）の運営に関する意見」が知事に提出された。

昭和六十一年二月の愛知県自治センターの竣工後、同センターに公文書館を設置するべく、総務部文書課公文書館担当が同センターに席を移し、開館に向けた準備が進められた。

一方、条例等の整備としては、同年三月の二月定例県議会において公文書館の設置目的などを定めた「愛知県公文書館条例」が議決（三月二十六日公布、七月一日施行）され、さらに、同年六月には、公文書館の管理に関する事項を定めた「愛知県公文書館規則」が公布（七月一日施行）された。

こうした様々な準備が進められ、同年六月三十日に愛知県自治センター一二階会議室において、国立公文書館長始め関係機関の代表者、県議会関係者や学識経験者など約一二〇名を迎えて開館式が挙行され、翌月一日に、愛知県公文書館は正式にオープンした。



愛知県自治センター外観



愛知県公文書館入口

## 二 散逸文書の収集

こうして当館は無事開館を迎えることができたが、開館に先立ち、所蔵資料の充実を図るため、過去に散逸してしまった明治、大正期の愛知県庁文書の収集が行われた。

昭和十三年（一九三八）に、愛知県庁舎が、南武平町から現在の中区三の丸に新築移転する際に、県が廃棄決定した公文書について、財団法人尾張徳川黎明会（当時）から下附（無償譲渡）願の申し出があり、約九八〇〇冊が譲渡された。その一部は現在、公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所や国文学研究資料館などに所蔵されているため、昭和五十八年からマイクロフィルム化・複製本化に着手し、平成二年（一九九〇）までに完了した。

これらの資料は、幕末から明治初期にかけての愛知県成立期における本

県の状況がわかる文書など、大変貴重な資料である。複製本ではあるが、その資料を当館で所蔵し、どなたでも閲覧できることは、担当者として大変喜ばしいことであると感ずる。

## 三 開館後の主な出来事

開館翌年の昭和六十二年（一九八七）七月に、当館の概要や業務などを掲載した「愛知県公文書館年報」が創刊され、後に構成を変更したものの現在まで発行を続けている。特に、創刊号は、公文書館設立に関する経緯や当時の資料が掲載されており、本稿を執筆する上で大いに役に立った。

また、平成九年（一九九七）十二月には、公文書館の所蔵資料や企画展の内容などをわかりやすく紹介する「愛知県公文書館だより」が創刊され、こちらも毎年度刊行されることとなった。

平成十一年一月には、インターネットの普及にあわせ当館のウェブサイトを開設し、また、平成十六年三月には、ウェブサイト上で所蔵資料検索システムを導入した。

検索システム導入前は、職員が手書きで作成した検索カードや閲覧目録から資料を検索していたが、検索システムの導入によって、インターネットでいつでも、どこでも検索できるようになり、また、資料名の一部しかわからない場合でもキーワードによる検索が可能となった。

さらに、情報発信機能の強化のため、それまでの所蔵資料目録情報（簿冊・件名）の検索に加え、画像データの閲覧が可能となる新所蔵資料検索システムを令和元年度に構築し、令和二年度から運用を開始した。現在、伊勢湾台風記録写真、藩庁文書や郡役所文書など約八四〇〇点の画像デー

タをインターネットで公開している。

#### 四 公文書館の現況

これまで当館の歩みを振り返ってきたが、ここでは現在の公文書館の概要を述べたいと思う。

##### (一) 公文書館の所蔵資料

令和三年度末現在の所蔵状況は、公文書九万八千八百八十八点、刊行物等八万九千五百八十三点、古文書等四万六千八百一点、旧公印三九〇点、県史収集資料六万八千二百六十六点、合計二十五万四千三百六十八点（原本のほか複製本やマイクロフィルムを含む。）となっている。開館当初の昭和六十一年（一九八六）の所蔵状況が三万七千五百八十六点であったことを考えると、歴史的価値のある資料が着実に収集されていると感じる。

本館が所蔵する特色ある資料としては、明治十七年（一八八四）に、愛知県が県内の郡役所や戸町役場に作成を命じたとされる地籍図、地籍帳が挙げられる。

地籍図は、村界、字界、字名、一筆ごとの土地の区画形状、地番、地目等が書き込まれた地図であり、池や川、堤、道路等は色分けされている。縮尺一二〇〇分の一であり、原則として一つの村が一枚の和紙に描かれている。

また、地籍帳は、地籍図と一緒に作成されたものであり、小字名、地番、地目、面積、地価などの土地の様子が記載された和綴じの冊子である。

地籍図・地籍帳は、一部失われてしまった部分もあるが、県内のほとんどの地域を所蔵しており、ここまですべて残っている都道府県は、全国

的にも珍しいといわれている。資料の利用については、原本保護のために、複製図や地籍図閲覧システム等での利用となっており、測量や不動産関係の会社の方や、郷土史を研究される方などが多く利用している。

##### (二) 公文書の収集・整理

公文書館は、各所属が管理する公文書の中から歴史的価値があると認められるものを選別し、収集している。収集基準は、愛知県公文書館公文書等管理規程で定めており、「条例、規則、訓令等の例規に関するもの」、「各種制度及び機構の新設、変更及び廃止に関するもの」など、二二の基準を設けている。

選別については、平成二十五年度にレコードスケジュール<sup>(1)</sup>を導入しており、事案完結の翌年度に、各所属において一次的な選別を行っている。この時に選別されなかったものについては、保存期間満了時に、各所属及び公文書館において選別を行っている。

また、レコードスケジュールの導入前に事案が完結した公文書についても、各所属及び公文書館が保存期間満了時に選別を行うダブルチェック体制としている。

選別後、収集した公文書は、件名目次の作成、データ入力などの整理を行い、原則として事案の完結後三十年を経過したものを順次利用に供している。

##### (三) 公文書館企画展

公文書館では、毎年度、所蔵資料の中からテーマに沿った資料を選定し、約二か月間、企画展を開催している。



令和三年度は、明治・大正時代に流行した伝染病をテーマに開催した。天然痘やコレラ、スペイン風邪などの伝染病とその対策を振り返り、それまで祈祷や信仰に頼っていた人々の間に、医療や予防・衛生対策が普及していった様子を、本館の所蔵資料などを用いて展示した。

また、令和四年度は、愛知県政百五十周年を記念し「愛知県のはじまりと県庁のあゆみ」と題して、十月三日から十二月二日まで企画展を開催した。愛知県の誕生から戦後までの歩みを、当時の文書、写真、肖像画など、約五〇点の様々な資料を用いて紹介した。

#### (四) 公文書館常設展

公文書館では、企画展の開催期間及び展示替え期間を除き、年間を通して常設展を行っており、「愛知県の成立」、「主な所蔵資料」、「公文書館の業務」に関する展示を行っている。県の成り立ちにかかわる文書や地籍図の複製など、本館の特色ある所蔵資料を紹介している。

また、常設展の一部には、テーマを設定した展示コーナーを設けており、年に数回、展示資料の入替えを行っている。令和三年度には、旧制第五中学校（現愛知県立瑞陵高等学校）時代の杉原千畝を、令和四年度には、愛知県の教育行政のはじまりをテーマとした展示を行っている。

この他にも、直近の企画展で取り上げたテーマに関連した資料の展示を行っているっており、これまでにを行った展示のテーマは、「明治初期のあいちの宿駅」、「明治期愛知の産業と博覧会」などがある。

#### (五) 県史収集資料の整理・公開

『愛知県史』編さん事業は、本県の原始・古代から現代に至る歴史的発

展過程を明らかにし、また、多くの貴重な資料を県民共通の財産として後世に残すため、平成六年（一九九四）四月から始まり、令和二年（二〇二〇）三月までの二十六年間で全五八巻（通史編一〇巻・資料編三六巻・別編一二巻）を刊行した。

この『愛知県史』編さん事業の過程で収集した一二万点の資料は、県史編さん室の閉室に伴い、公文書館に引き継がれ、デジタル化、目録作成、所蔵者への公開許可手続などの準備を進め、公開準備作業を終えた資料から公開している。

#### (六) 歴史資料講演会の開催

県民の皆様には地域の歴史や文化について関心を持っていただくため、新たに公開を開始する県史収集資料など愛知の歴史資料をテーマとした講演会を開催している。

令和三年度には、令和二年十二月に公開を開始した徳川林政史研究所蔵史料をテーマとした講演会を開催した。  
なお、講演会は隔年で開催することとしている。

#### (七) バーチャル文書館

バーチャル文書館は、令和二年三月に公文書館ウェブサイトをリニューアルした際、愛知の歴史資料に興味を持っていただくため、ウェブサイト内に新設したものである。

県史収集資料等の「愛知の歴史資料」の紹介、過去の企画展の展示資料を紹介する「デジタル展示室」、古文書の解説にチャレンジできる「古文書講座」など、様々なコンテンツを設け「知って」、「学んで」、「楽しむ」

内容とした。

ウェブサイトのトップページや各コンテンツには、キャラクターやイラストを使用し、一般県民の方にも親しみやすいデザインとなっている。サイト内では特に古文書講座のアクセス数が多く、一般県民の方の古文書に対する関心の高さがうかがえる。

#### おわりに

図書館や博物館などの施設と比較すると、残念ながら公文書館は一般県民になじみの薄い施設であると感じる。しかし、当館が所蔵している資料は、愛知県の歴史を振り返る上で欠かすことができない貴重な資料であり、その重要性は図書館等に引けを取るものではないと考えている。

この貴重な資料を、より多くの方に利用していただくために、積極的に情報発信していく必要がある。今後は、バーチャル図書館のコンテンツ充実などを図り、より多くの県民の方に利用していただけるよう、引き続き努力していきたいと考えている。

(1) 公文書の歴史的価値の有無の判断は、文書が作成・取得された背景・経緯を把握しやすい時期に行うのが適当であるという考え方にに基づき、公文書の保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（歴史的価値のある文書に該当するものとして公文書館に移管するか又はそれ以外のものとして廃棄するか）を定めなければならないとする制度。

（愛知県公文書館）

# 県史編さんの歩みと県史収集資料

清水 禎子

はじめに

平成六年度から二十六年間にわたって行われた愛知県史編さん事業は、令和元年度に『愛知県史』通史編9・現代および10・年表索引の刊行をもって終了しました。その後、愛知県公文書館が県史編さん業務の一部を引き継ぎ、県史収集資料の整理と公開を行っています。

『愛知県史』の編さん以外に、愛知県域の歴史を叙述する県史編さんは、明治政府が主導した「府県史料」を含め四回行われています。ここでは、これらの県史編さんの歩みと、それぞれの編さん時に収集された資料について紹介します。

## 一 府県史編さん事業と「愛知県史料」

明治政府が主導した「府県史料」の編さんについては、福井保<sup>①</sup>・佐藤大悟<sup>②</sup>によって明らかにされています。

明治五年（一八七二）十月、明治政府は、太政官正院外史に歴史課（明治八年に修史局、同十年に修史館と改名）を設置し、翌年に制定した「歴史課事務章程」により、「府県史」編さんは順次行うべきものとなりました。

さらに、同七年十一月、太政官達第一四七号「歴史編輯例則」により、「府県史」の編さんを太政官の同時代史編さん事業の一つに位置付け、「府県史」が対象とする時期および事項並びに方法を定め、各府県に対して立庁から明治七年末までの沿革の編輯を命じました。

「府県史」編さんは、太政官記録局出身で歴史課が設置された当初からの官員が管理業務を担当しました。佐藤氏によれば、「府県史」は、戊辰戦争を中心に編年体でまとめた史料集である「復古記」や、慶応三年（一八六七）から明治十五年までの史実を編年体でまとめた史書である「明治史要」の編さんを担当した第三課の管轄だったとされています。

「歴史編輯例則」第六則・第七則によれば、各府県は編輯主任者の姓名や、編さんした稿本をその都度修史部局へ提出するとされ、稿本の体裁や内容に関しては修史部局と府県との間で何・指令の往復を行うこととされました。また、府県から編さん担当者が上京して修史部局の官員と面会して何・指令を対面で行ったり、他府県の稿本の借覧や謄写を行ったりしました。

「愛知県庁中諸規則」<sup>③</sup>中の「愛知県第一課庶務順序」にある記録係第二十六条によれば、第一課（同十一年十一月に庶務課と改称）記録係に「府県史」（「愛知県史料」）編さんの担当者が置かれています。担当者は旧藩・旧県の関係者が調査・収集した材料諸記録類をもとに「府県史」の編さんに着手したと考えられます。

明治八年（一八七五）の「愛知県職員録」<sup>④</sup>からは、十二等出仕・権少属の本多忠行、等外二等の中川茂平、等外三等の野田委綱、の三人の官吏が国史・地誌編輯の担当者であったことがわかります。同九年の「愛知県職員録」<sup>⑤</sup>によれば、本多は静岡県士族であり、同年の「愛知県職員録」<sup>⑥</sup>によれば、中川は愛知県平民、野田は愛知県士族であったことがわかり

ます。

こうして始まった「府県史」の編さんは、限られた予算で行われたため順調に進まず、明治十六年（一八八三）二月、愛知県を含む二十一府県に対し、同年七月を期限として稿本の提出が督促されました。これに対し、各府県は合併した旧県分の編さんが容易ではないことや、府県庁における書類の不備および散逸を理由に提出の猶予を願いました。さらに、各府県からの修史部局に対する伺は一向に減らず、修史部局としても対応に限界がきていました。そこで同十七年五月、修史館と内務省は府県による「府県史」および「皇国地誌」の編さんを十七年度中に停止し、「府県史」は同十八年七月から修史館で編さんを継続することを決定しました。この決定は八月に全府県に対して通達され、十八年度に成稿と未成稿の材料書記録類をまとめて修史館に引き継ぐようにと予告しました。

国立公文書館内閣文庫が所蔵する「府県史料」は、一道三府四一県計四五道府県のもので（香川は当時愛媛、徳島に分属、沖縄県はなし）。例示として、内容は政治部（県治・拓地・勸農・工業・刑賞・賑恤・祭典・戸口・民俗・学校・駅通・警保・忠孝節義・騒擾事変）と制度部（租法・職制・禄制・兵制・刑法・禁令・會計）の二部、附録として図書目録・碑文銘辞等・官員履歴の構成が示されましたが、構成は府県によって不統一であり、記述・編修に精粗の差があります。各府県が提出した総冊数の全国平均は四十八冊ですが、「愛知県史料」の稿本はその半分に満たない二十三冊となっています。

## 二 「愛知県史稿」と「愛知県史料」

埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・山梨県・岐阜県・静岡県・京都府・島根県・山口県・長崎県の十一都府県には、府県史料の草稿類や編集に使用された資料類が残っていることがわかっています。当館は修史資料として「愛知県史稿 刑法」「同 租法」「同 職制」「同 禁令」「同 禁令」「同 政治」「同 刑罰」の七冊を所蔵しており、「愛知県史料」と比較すると表1のようになります。

「愛知県史料」と「愛知県史稿」は、ページにズレがあるものの叙述されている文章は一致しており、「愛知県史稿」の表紙には「扣」と記載のあるものがあります（図1）。したがって、「愛知県史稿」は愛知県が成稿として修史館に提出した「愛知県史料」の控えと考えられます。愛知県は、

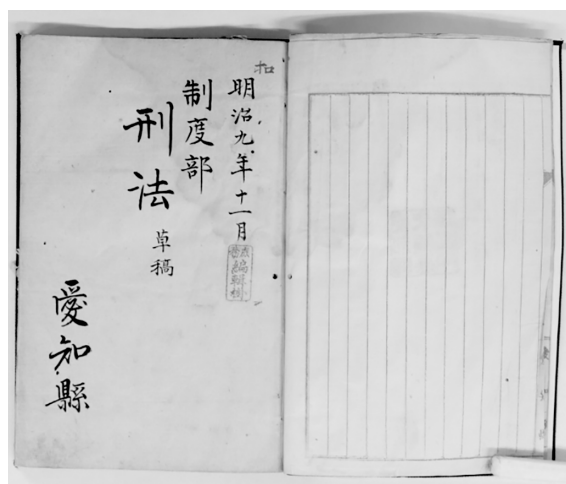


図1 「愛知県史稿本」 制度部・刑法草稿  
（愛知県公文書館蔵）

この七冊以外は成稿を出すことなく編さんを途中で終えて、未成稿の材料書記録類を修史館に提出し、修史館が引き続き「愛知県史料」の編さんを行ったと思われる。

なお、「東京府史料」は修史館の罫紙が使用されていますが、「愛知県史料」には修史館の罫紙

表1 「府県史料愛知」と公文書館所蔵修史資料の対応表

「府県史料愛知」	細目録（合冊状況）⇒公文書館所蔵修史資料請求番号/タイトル【実際の表紙タイトル】
「愛知縣史料一」	①政治部警保・全賑恤・制度部兵制草稿合冊 明治9年11月◎⇒E3-86(2)/愛知県史稿 政治【明治9年11月 政治部警保・全賑恤・制度部兵制草稿】◎※ ②政治部県治稿本 明治10年3月◎⇒E3-86(1)/愛知県史稿 政治【明治10年3月 政治部県治稿本扣】◎※ ③政治部祭典草稿 明治9年11月◎⇒E3-86(3)/愛知県史稿 政治【明治9年11月 政治部祭典草稿扣】◎※ ④政治部学校草稿 明治9年11月◎⇒E3-86(4)/愛知県史稿 政治【明治9年11月 政治部学校草稿扣】◎※
「愛知縣史料二」	①政治部刑罰草稿 明治11年3月編纂◎⇒E3-87/愛知県史稿 刑罰【政治部刑罰草稿 明治11年3月編纂】◎ ②愛知縣誌政治部 戸口・愛知縣誌政治附録 旧藩戸口（二冊合冊）◎
「愛知縣史料三」	①制度部會計草稿 明治9年11月◎⇒E3-82(2)/愛知県史稿 租法【明治9年11月制度部會計扣】◎※ ②制度部刑法草稿 明治9年11月◎⇒E3-81/愛知県史稿 刑法【明治9年11月制度部刑法草稿扣】◎※ ③制度部租法草稿 明治9年11月◎⇒E3-82(1)/愛知県史稿 租法【明治9年11月制度部租法扣】◎※ ④制度部職制草稿 明治9年11月◎⇒E3-83/愛知県史稿 職制【明治9年11月制度部職制草稿扣】◎※ ⑤愛知縣誌制度部禄制・旧藩禄制◎
「愛知縣史料四」	制度部禁令一稿本 明治10年10月◎⇒E3-85/愛知県史稿 禁令【明治10年10月 制度部禁令稿本扣】◎
「愛知縣史料五」	制度部禁令二稿本 明治10年3月◎⇒E3-84/愛知県史稿 禁令【明治10年3月 制度部禁令稿本 乾扣】◎※
「愛知縣史料六」	旧名古屋県分御一新以来御達願伺届※表紙・裏表紙共
「愛知縣史料七」	御布告留（刈谷藩）
「愛知縣史料八」	名古屋藩諸記抄録◎○※○の表紙
「愛知縣史料九」	諸伺等抄録◎○
「愛知縣史料十」	①国事二斃者姓名事績◎ ②愛知県下孝義忠節事績◎ ③旧大谷知興讓学校記事 ④名古屋藩伺届（愛知県編集係）○ ⑤元岡崎県事務概覧
「愛知縣史料十一」	①豊橋藩支配地総高公廩費調◎ ②豊橋藩職制官禄調◎ ③豊橋藩士卒禄高藩内人口調◎
「愛知縣史料十二」	豊橋藩史（政治部・制度部）稿本（「豊橋藩史稿本」「豊橋藩史草稿」「名古屋藩史稿本」の合冊）◎
「愛知縣史料十三」	豊橋藩◎
「愛知縣史料十四」	重原藩◎
「愛知縣史料十五」	①西尾藩史（制度部・政治部）稿本 明治16年8月（制度部・政治部の合冊）◎ ②半原藩史 明治16年8月◎ ③西大平藩史 明治16年8月◎
「愛知縣史料十六」	①西端藩史政治制度合本◎ ②田原藩史政治部◎ ③犬山藩史制度部・政治部（制度部・政治部合冊）◎
「愛知縣史料十七」	①旧刈谷藩知事参事属等任解進退辞令 ②重原置県被仰出候二付改正額田県エ引送迄官員人名取調簿 明治9年11月○ ③刈谷置県以来額田県エ引送迄官員人名○ ④拳母藩官員任解調◎ ⑤豊橋藩官員任解調◎
「愛知縣史料十八」	「愛知縣史料 額田縣・拳母縣」の表紙あり ①額田縣史制度部（制度部・政治部合冊）◎ ②拳母藩史制度部・政治部◎ ③刈谷藩支配地絵図 ④田原藩支配地絵図
「愛知縣史料十九」	名古屋藩判任履歴表◎
「愛知縣史料二十」	「愛知縣史料 名古屋藩職制等給禄伺抄録・名古屋城天主金鷲尾ノ縁由・名古屋藩職制官禄兵員調・全支配地総高公廩費用調・愛知縣誌制度部禄制」 ①名古屋藩職制等之一巻給禄伺抄録◎※ ②名古屋藩藩制等之一巻抄録◎※ ③名古屋藩職制表◎※ ④名古屋城天主金鷲尾ノ縁由◎※ ⑤名古屋藩職制官禄兵員調◎ 「名古屋藩支配地総高公廩費用調・職制官禄兵員調・士卒禄高藩内人口調」 ⑥名古屋藩支配地総高公廩費用調◎ ⑦名古屋藩職制官禄兵隊人員禄制調◎ ⑧名古屋藩士族卒禄高藩内人口調
「愛知縣史料二十一」	「愛知縣史料 西大平藩官員履歴・西端藩全・田原藩全・犬山藩全・西尾藩全・額田縣全・半原藩全・拳母藩全・岡崎・豊橋」 ①西大平藩官員履歴 明治16年8月◎ ②西端藩官員履歴◎ ③田原藩官員履歴◎ ④犬山藩官員履歴◎ ⑤西尾藩官員履歴 明治16年8月◎ ⑥額田縣官員履歴◎ ⑦半原藩官員履歴 明治16年8月◎ ⑧拳母藩官員履歴◎ ⑨岡崎藩官員履歴◎ ⑩豊橋藩官員履歴◎
「愛知縣史料二十二」	「愛知縣史料 旧刈谷藩」 ①三河国碧海郡岩代国伊達郡村高書付（明治3年） ②三河国碧海郡之内郷村高帳 ③三河国岩代国戸数人員調帳（刈谷藩） ④支配地取調書（刈谷藩） ⑤公廩一ヶ年費用取調帳（刈谷藩） ⑥官禄并軍事学校掛給料調帳（刈谷藩） ⑦士族卒禄高取調帳（刈谷藩） ⑧従前差遣置候扶持人員調帳（刈谷藩）
「愛知縣史料二十三」	①旧須藩記録◎※ ②名古屋県記録（明治5年）○ ③旧調練場反別書（明治5年）○

注 「愛知縣史料」の資料に対応する愛知県公文書館所蔵修史資料は⇒の後に表記あり。「愛知縣史料六」以降（網掛け）に対応する資料は確認できない。  
◎…赤の愛知県界紙使用 ○…青の愛知県界紙使用 ※…「庶務・編輯掛」の朱印あり

は全く使用されておらず、多くは愛知県の赤色罫紙が使用されています。愛知県の罫紙を使用していないものは、愛知県に合併される前の旧藩もしくは旧県時代の関係者によって調査・収集されたものの、愛知県の「府県史」編さん担当者によって原稿化されることなく、未成稿の材料諸記録類として修史館に提出されたものと思われる。当館では「愛知県史稿」以外に、修史資料として「職制等之一巻」<sup>8)</sup>を所蔵しています。「愛知県史料」二十には、「名古屋藩職制等之一巻給禄伺抄録」「名古屋藩藩制等之一巻抄録」等が所載されており、表紙には「愛知県史稿」の表紙と同様「庶務・編輯掛」の朱印が押されています。このことから、「愛知県史料」二十は旧名古屋藩・名古屋県の関係者が調査・収集した「職制等之一巻」をもとに作成されたと考えられます。

明治政府主導とはいえ、愛知県が「府県史」の編さん過程において収集した資料は、最初の県史収集資料と言えるでしょう。

なお、「愛知県史稿」には、「庶務編輯掛」「文書課記録係保管章」「愛知県史編纂係之印」「消愛知図書館」「愛知県文化会館」「愛知県有物品」の印が押されており、「愛知県史稿」が当館の所蔵となるまでの部署で保管されてきたかの来歴を知ることができます。

## 二 戦前の『愛知県史』編さん事業

戦前に編さんされた二回の県史は、どちらも『愛知県史』と表記されているため、ここでは一回目の『愛知県史』を『愛知県史』①、二回目の『愛知県史』を『愛知県史』②と表現します。

『愛知県史』①の編さん事業は明治四十一年（一九〇八）度に始まり、

明治初年から同四十五年を対象としました。当初は明治四十三年に愛知県が主催して開かれた第十回関西府県聯合共進会への出品を目的としていましたが、共進会へは『愛知県写真帖』<sup>9)</sup>を出品することになったため、改めて委員を設けて要項を定め、事務員に命じて編さんすることになり、編さん事務は内務部が担当しました。

その後、経費等の都合により大正元年度をもって一旦事業を終了することになり、編さん委員会を中心とした一部の人のみに頒布する仮出版という形で、大正三年（一九一四）に上・下二巻刊行されました。上巻は地理・行政・土木・築港・農業・畜産・森林・水産・鉱山物・工業を扱い、下巻は商業・衛生・教育・兵事・社寺・感化教育・褒章・警察・財政・付録（古城址・古戦場・古墳墓・偉人誕生地及び宅址・名勝旧蹟・人物・風俗）を扱っています。当初関西府県連合共進会への出品を目的としていたため、これらの項目について統計その他を利用して愛知県の特色を概説する形をとっており、県史というよりは「県誌」あるいは「県勢概要」としての性格が強いとされています。

『愛知県史』②は、古代から大正十五年末を対象として編さんされ、昭和十年から同十五年にかけて第一巻から第四巻と別巻の全五巻が刊行されました。第一巻の東京帝国大学（現東京大学）教授黒板勝美の序文によれば、昭和六年（一九三一）九月、県知事香坂昌康から相談を受けた黒板は、東京商科大学（現一橋大学）予科教授川上多助を主任に推薦し、東京帝国大学史料編纂官川副博および同大学大学院生岡本堅次を助手として編さん事業を始めたとあります。編さん事務は、総務部庶務課県史編纂係が担当しました。

第一巻は昭和十年に刊行されました。第一期国造時代・第二期国司時代・

第三期守護時代・第四期分国時代とし、東京帝国大学文学部史料編纂所、県内外の社寺および諸家が所蔵する文書記録の謄写撮影を行っています。愛知県管内地図が付録となっています。

第二巻は昭和十三年に刊行されました。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いから明治二年（一八六九）の版籍奉還に至る江戸時代二六八年間を対象とし、東京帝国大学文学部史料編纂所、尾張徳川黎明会、名古屋図書館（現名古屋市鶴舞中央図書館）、西尾図書館等、県内各地の資料の謄写撮影を行っています。尾三諸侯一覧・元禄十四年尾張国絵図・同年三河国絵図が付録となっています。

第三巻は昭和十四年に刊行されました。明治二年の版籍奉還から同二十二年までを県政時代前期とし、県所蔵の簿冊や県発行の出版物および諸官衙社寺の資料を蒐集調査しています。

第四巻は昭和十五年に刊行されました。明治二十三年から大正十五年に至る三十五年間を県政時代後期とし、県所蔵の簿冊や県編纂の出版物および県各課の調査報告、諸官衙団体の資料を蒐集調査しています。昭和六年から同十五年に至る編さん過程を記した「縣史編纂事業経過概要」と、編さんに携わった研究者・協力者・県職員の名簿である「事業開始以来関係諸員」が付録となっています。

県内の所蔵者を訪問して所蔵資料の調査・収集を行った編纂委員には、若山善三郎・柴田顕正・小栗鐵次郎・森徳一郎・伊豫田次郎作・山村敏行・中島清一が委嘱されています。小栗鐵次郎（一八八一～一九六八）は、主に西加茂郡の小学校で教師として勤務した後、四十六歳から愛知県史跡名勝天然記念物調査会主事として愛知県内の多くの遺跡・文化財の調査を行った人物で、第二次世界大戦中には国宝の名古屋城障壁画などの疎開に

尽力するなど、昭和前期の愛知県の考古学・文化財保護に大きな足跡を残した人物です。

当館には、昭和十四年一月、愛知県属の加藤岩三郎という人物が愛知県史編纂資料調査員に命じられたことを示す資料があります（図2<sup>10</sup>）。前述した編纂委員以外に、県職員が編纂資料調査員に任命されて資料の調査にあたったと推測できます。

別巻は昭和十四年に刊行されました。第一巻から第四巻の補遺的な役割を果たしており、当時としては珍しく第一巻（序説を除く）・第二巻・第三巻第一章に関する資料を掲載しており、戦前に発行された県史としては最高水準のものであったと評価されています。

なお、『愛知縣史』②は第二次世界大戦の最中に刊行されており、刊行後も県所蔵の簿冊等は戦火を免れるために疎開するなど、大変な状況下に置かれていたことがわかります。<sup>11</sup>



図2 辞令<加藤家文書>  
(愛知県公文書館蔵)

当館が文化会館（現愛知県図書館）から引き継いだ修史資料には、『愛知縣史』②の編さん時のものがあります。<sup>12</sup>これらの資料は県史編纂係によって収集されたものです。また、「旧県史資料」として資料公開しているものは、『愛知縣史』②の編さん時に収集された

ものです。大部分は筆写資料ですが、なかには資料を撮影した写真も含まれています。表紙等には「愛知縣史編纂係之印」の朱印が押されています。

### 三 『愛知県昭和史』の編さん事業

昭和四十七年（一九七二）、愛知県誕生一〇〇年を記念する「県政一〇〇年記念事業」の一つとして新しい県史の編さんが企画されました。『愛知縣史』②が大正末までを対象としていたため、新しい県史は『愛知縣史』

②の後を補完する形で昭和期を対象とし、名称も『愛知県昭和史』とすることが決定されました。内容は、「単なる県政史ではなく県史としその内容は県の歴史的事実および変せんを行政経済社会文化の各視点からとらえ移り変わる愛知の姿を記述する」こととされました。わずか三年間で刊行することになっていたため、監修者を除いて一切外部には委託することなく県職員（教員を含む）が、既刊刊行物の資料収集および執筆を行いました。

『愛知県昭和史』の編さんは、総務部文書課の分室として、愛知県文化会館三階にある愛知図書館内の特別研究室に設置された県史編集室で、昭和四十五年四月十六日から同四十八年三月三十一日にかけて行われ、室長以下、史学専攻教員・司書等が編集事務を担当しました。

編さんにあたっては、知事直轄・総務部・企画部・環境部・民生部・衛生部・商工部・農林部・農地部・労働部・土木部・建築部・教育委員会事務局・警察本部の各局に所属する職員に、県史編集委員および県史編集調査補佐員を委嘱しました。

県史編集委員は、県史編集調査補佐員の補佐のもと、関係部局に関する既刊文献や県内諸機関所蔵資料を調査・収集・整理の上、複製物を県史編

集室に提供しました。県史編集室は、こうした複製物を「愛知県史資料」として整理し、掲載のために撮影・収集した写真については写真台帳を作成しています。これらは『愛知県昭和史』編さんにおける県史収集資料・県史収集写真と言えます。

『愛知県昭和史』の編さんが終了して、県史収集室が閉室するのに伴い、編さんのために作成した年表カードや、写真および複製物などの収集した資料は文化会館に管理換えとなりました。昭和四十八年度からは、文化会館図書部に県史資料係が置かれ、県史資料の収集調査を引き続き担当することになります。同係は県史編集のすべてを引き継ぐとともに、明治以降現代に至る基本的な資料の整備を意図し、総合年表の作成や資料集の編集などに備えて調査を進めました<sup>13)</sup>。

その成果として、「明治以降愛知県史略年表」総合編（昭和五十一年）・「同」文化編（昭和五十三年）・「同」産業経済編（昭和五十五年）・「同」政治編（昭和五十八年）が刊行されています。その後、県史資料の整理は県史資料係から「郷土・県史担当」の司書によって細々と続けられていたようですが、平成二年（一九九〇）に、新たな県史編さんのため県史担当が当館に置かれたことにより役目を終えたようです<sup>14)</sup>。

### 四 『愛知県史』の編さん事業

平成元年二月議会において、『愛知県昭和史』完結編に関する代表質問がありました。それに対する当時の鈴木知事の答弁は、『愛知県昭和史』

完結編に相当する県史の編さんにすぐ取りかかるのではなく、当面は資料収集に努める、というものでした。これを契機に資料収集や県史の編さん



に関する議論がかさねられるようになります。

平成元年は市町村制施行百年にあたってのことから、各市町村では、近年の学問的水準を反映したより質の高い自治体史への要求の高まりもあり、新たに修史事業を開始する動きがありました。一方で、過去の修史事業が未実施の自治体で多くの史資料が未調査のまま散逸の危険にさらされている現状が指摘されるようになりました。

平成二年度には、当館資料課の事務分掌に「県史編さんに関すること」が追加され、職員が二名増員されました。文化会館図書部（現愛知県図書館）において昭和四十八年度から行ってきた「県史資料の収集及び整理に関する」事務は、そのまま残されましたが、二回の『愛知県史』編さんで収集された「旧県史資料」や、『愛知県昭和史』編さんで収集された複写資料（「愛知県昭和史収集資料」および写真（「愛知県昭和史写真」）は、参考資料として当館に移されました。

当初は、資料保存・資料収集を軸に議論されてきましたが、平成五年三月の愛知県史資料懇談会の報告を受け、新たな県史編さんに向けて舵を切ることになりました。同年十二月には、愛知県史編さん準備会議報告書が提出され、県史編さんが始まることとなります。

平成六年四月、総務部文書課内に県史編さん担当が置かれます。県史編さん担当の部署は愛知県自治センターに置かれ、翌年一月、大津橋庁舎（現愛知・名古屋 戦争に関する資料館）に移転します。同年四月、県史編さん担当は総務部県史編さん室として独立し、大津橋庁舎で本格的に県史編さんが始まります。当館に移管されていた県史関係資料も大津橋庁舎に移動しました（平成二十五年、編さん室の移転に伴い愛知県自治センターに移動）。『愛知県史』の編さんは、平成六年度から令和元年度まで二十六年

にわたって行われました。

『愛知県史』編さんの目的としては以下の二点が挙げられました。

第一に、本県の歴史的発展過程を明らかにし、県民のふるさと愛知に対する理解を深める。

第二に、多くの貴重な資料を県民共通の財産として後世に残し、県の学術及び文化の振興に資する。

過去に刊行された県史は通史を叙述することに重きを置いていましたが、『愛知県史』では資料編に重点を置くことを目指しました。時代の変遷や歴史的評価の変化に左右されず、次の時代の歴史編さんにも利用できると考えたからです。

『愛知県史』の構成は、地域の歴史を読み解く通史編一〇巻、県内外で調査・収集した地域の歴史に関する資料を紹介する資料編三六巻、窯業・民俗・文化財・自然の分野別に別編として一二巻、の合計五八巻となっています。先に刊行された県史とは一線を画して資料編に重きを置いた構成となっており、全国的に関心の高い織豊期や窯業を扱う巻を刊行して全国的に評価を得ています。

## 五 『愛知県史』編さん時の資料収集

資料の調査・収集については、調査対象となる資料の点数や調査方法が時代によって異なるため、部会ごとに異なる手法を取りました。<sup>15)</sup>

中世史・織豊の二つの部会が担当した資料編は、編年体で掲載しています。資料調査は、刊本調査のほか、既存資料・新出資料について全国で調査を実施しました。県内の資料調査は寺社を中心に行いましたが、対象と

なる資料が限られていたことから、基本的に資料整理は行わず、調査した資料について調査カードの作成と写真撮影等の複製物を収集しました。

近世史部会が担当した資料編は、名古屋・熱田、尾西・尾北、尾東・知多、西三河、東三河の地域別の五巻、学芸、領主1（尾張）、領主2（三河）の分野別の三巻、幕末維新・初期文書の時期別の一巻で構成されています。

近世史部会による資料調査は、部会の中で議論した結果悉皆調査を行うことにしましたが、膨大な点数の資料群があることや刊行年度との兼ね合いもあって、完全な悉皆調査を行うことができたのはわずかな資料群にとどまっています。そのため、蔵出しを含む資料の整理調査と、先行する市町村史等において作成された目録から県史編さんに必要な資料を選択する選定調査の二つを併用しました。

調査を行った資料群については、資料保存の観点から、できる限り資料一点ごとに中性紙封筒に入れて中性紙の保存箱に収めました。また、資料収集を円滑に行うために、資料整理で作成した目録や既存の目録のデータ化も行い、所蔵者または所蔵機関にお渡ししてきました。資料収集は、当初マイクロフィルムによる撮影が中心でしたが、デジタルカメラの性能が上がってきたところからはデジタルカメラによる撮影が中心となりました。

近代史部会は、政治・行政・産業・経済、社会・文化の三つの部会にわかれて資料編を二二巻担当しました。近代資料は中世・近世の資料と比べてはるかに多く、資料調査は公的機関や企業を中心に行いました。また、旧鳳来町（現新城市）、旧額田町（現岡崎市）、南知多町、犬山市などでは旧役場文書や区有文書がまとまって見つかったため、長期間資料調査を実施したものの、県史編さんに必要な資料を選択して収集する選定調査にとどまっています。資料の収集方法は、近世史部会と同様、当初はマイクロ

フィルムによる撮影を行い、その後デジタルカメラによる撮影を行っています。

近世史部会や近代史部会でマイクロフィルム撮影を行った資料については、プリントアウトした紙焼の形にしていますが、フィルムの劣化防止や県史収集資料の公開を容易にするため、編さん事業と並行してデジタル化に着手し、現在当館でも引き続き行っています。また、デジタルカメラで撮影した資料については、TIFFやJPEGといった高画質のファイル形式で管理しやすいPDFに変換する作業を行っています。当館で画像を公開している資料は、PDF形式のものを使用しています。

全部会に共通することですが、できる限り県外所在の資料の調査を行いました。県外所在の資料は、一般の方が閲覧することは容易ではないものがあり、県史編さんのためだけではなく編さん事業終了後の公開を念頭におき、愛知県に關係する資料はまとめて収集する方針を採りました。

平成三十年度までの集計で、県内外の調査箇所は延べ八一六四か所、調査の参加人員は延べ七万四六七六名です。このようにして収集した資料の点数は一〇〇万点を超え、マイクロフィルムは八一七一本となっています。

県史編さんに際して、調査を行った資料の原本は収集していません。しかし、県史が資料調査を行った後、代替わり等の理由により、所蔵者から資料原本が博物館等の公的機関に寄贈・寄託された事例があります。当館においても、江南市大脇家文書、名古屋市大塚三右衛門家文書、加茂郡寺部村文書、加藤鎌五郎関係資料といった資料群の寄贈・寄託を受けています。

## 六 県史収集資料・県史収集写真の公開

当館では、県史編さん室から引き継いだ県史収集資料の整理および公開を令和二年度から行っています。令和五年三月末時点で、資料は二一八資料群・六万六三〇一点、写真は一二資料群で二〇六一点の複製資料を公開しています（一部原本あり）。二回の『愛知縣史』編さんで収集された「旧県史資料」および『愛知県昭和史』編さんで収集された「愛知県昭和史収集資料」「愛知県昭和史写真」については、令和二年度に「旧県史資料」と「愛知県昭和史写真」を、同三年度に「愛知県昭和史収集資料」を公開しています。

資料目録は、県史編さん開始のころと比較するとネット環境が整っていることから、印刷した紙目録は配置せず、当館のウェブサイトにある所蔵資料検索システム（以下、検索システム）に登録された目録データを利用していただいています。一部の資料群については、所蔵者の御意向により当館内で紙目録を閲覧していただいておりますが、検索したい語を自宅等において検索システムで横断検索することが可能になったことは、利用者にとって非常に便利になったと思われると思います。

県史収集資料の複製資料には、「画像」「画像（館内）」「紙焼他」の三つの公開区分があり、それぞれ閲覧方法が異なります。

「画像」は、二十四時間どこからでも検索システム上で画像を閲覧・複製することができます。「画像（館内）」「紙焼他」は、年末年始および資料整理期間を除く平日の午前九時から午後五時まで、当館において閲覧することができます（資料の請求は午後四時三十分まで）。

「画像（館内）」は当館の閲覧室に設置された画像閲覧専用パソコンで画像データを、「紙焼他」は出納されたマイクロフィルム等の焼付けやコピー資料を閲覧することができます。所蔵者や所蔵機関から複製資料からの複写（印刷）を許可されている資料については、複写（印刷）していただくことができますが、複写条件として、所蔵者や所蔵機関に対する複写申請の提出が必要な資料もあります。

公開初年度はコロナ禍に見舞われ、当館も対応に苦慮しましたが、県をまたぐ移動が困難になった利用者にとっては、県内外の所蔵者や所蔵機関が所蔵する資料を当館で閲覧・複写できるようになったことは大きな成果でした。

特に大きな成果としては、徳川林政史研究所の理解を得て同研究所の所蔵史料（以下、林政史所蔵史料）の複製を公開できたことが挙げられます。林政史所蔵史料は、平日の限られた曜日と時間において閲覧する必要があります。そのため、一般の利用者は気軽に利用することができませんでした。

同研究所は、愛知県成立以来の県行政の歴史を知る上で欠かせない愛知県庁文書を含む旧名古屋国税務監督局所蔵史料を所蔵しており、当館は開館当初からこれらの史料の複製本を作り、閲覧に供しています。これに加え令和二年度からは、愛知県史編さん時に収集した林政史所蔵史料の複製物を、同研究所へ出向くことなくゆくりと閲覧できるようになりました。

また、林政史所蔵史料の複写も便利になりました。令和元年度までは、利用者自身が手続きを行って複写許可書を当館に提示することで複写が可能となっていました。しかし、令和二年度からは、当館において午前十時半から午後四時の間に、公文書館を介して複写申請の手続きを行えば、即日林政史所蔵史料を複写することが可能となりました。利用者にとっては、

事前に同研究所とのやりとりを行わずに複写が可能となり、格段に利用の便が向上したと思われます。

## おわりに

県史収集資料の公開は今後も順次進められますが、課題も多くあります。県史収集資料の多くは複製資料であるため、公開にあたっては原本所蔵者の許可が必要となります。しかし、二十六年間という年月を経て原本所蔵者と連絡を取ることが容易ではありません。既に資料編や通史編で資料等の掲載を許可していただいた原本所蔵者と連絡が取れないという事案が発生しています。

そのため、時間との闘いとなりますが、早急に原本所蔵者と連絡を取った上で、原本を現在も所持されているかの確認を行う必要があります。また、貴重な資料が所蔵者によって大切に保存されていることを確認するとともに、将来にわたって保存が可能であるよう、個人情報管理を徹底した上で継続的に所蔵者との関係をもつ必要があります。そして、所蔵者が資料を維持することが困難となった場合に、適切な所蔵先について助言することも重要となります。これは、当館が収集資料の公開を継続する限り常に向き合わなければならない課題です。

さらに、近年は各地で地震や水害等の災害によって資料が被災するニュースをたびたび目にします。愛知県も東南海地震がいつ起きてもおかしくない状況です。災害による資料の被災をいかにおさえるか、また実際に災害が起きた時に所蔵者と速やかに連絡をとって救済活動をとることができるか、解決すべき問題は山積みとなっています。今後、当館としてで

きる限りの方策を考えていきたいと考えています。

- (1) 福井保「『府県史料』の解題と内容細目」〔北の丸―国立公文書館―〕第2号、昭和四十九年
- (2) 佐藤大悟「修史部局における『府県史料』編纂事業の管理」(東京大学史料編纂所研究紀要第29号、二〇一九年)
- (3) 愛知県図書館蔵。
- (4) 『愛知県史』資料編21 No.93。
- (5) 『愛知県史』資料編21 No.94。
- (6) 『愛知県史』資料編21 No.95。
- (7) 修史資料E-3-81～87。
- (8) 修史資料E-2-11～13。
- (9) 刊行物/215.506=1°。
- (10) 古文書・私文書/加藤家文書/W770°。
- (11) 公文書/A71-2「編纂保存」
- (12) 修史資料/E3-89～96°。
- (13) 愛知県文化会館図書部編「明治以降愛知県史略年表」(昭和五十一年)。
- (14) 平成二年職員録には、県図書館で郷土・県史担当がいるが、平成三年以降は確認できない。
- (15) 加藤規博「愛知県史編さんにおける資料調査の実施状況について」(二〇二一年「東海国立大学機構大学文書資料室紀要」第29号 報告①)

(愛知県公文書館)



教育施設については戦前からその構想があり（ブスト・ナサリオ「公民館の歴史」『生涯学習研究 e 事典』日本生涯教育学会（2006年9月23日）、<http://ejiten.javea.or.jp/index.html>、2022年11月13日参照）、当時の省内にも図書館が現在の公民館のような施設へと変わっていくことを考える者がいたということであろう。

- (39) 注(32)掲書3ページ。
- (40) 愛知県総務部人事課[編]『愛知県職員録』昭和12年9月1日現在（愛知県、1937年）及び大蔵省印刷局編『職員録』昭和27年11月15日現在（大蔵省印刷局、1952年）を参照。
- (41) 昭和12年の『愛知県職員録』では、課長以下雇・嘱託まで含めて39名の社会教育課の職員名をあげているが、それらの職員のうち、戦後（昭和27年）の『職員録』に、同一人物と思しき名前の職員が2名掲載されている。1名が林務課の職員、もう1名が教育委員会の委員である。しかし両者とも戦後の「文化会館」建設構想に関わる立場であるとは言い難い。
- (42) 戦前の府県は地方公共団体であるとともに、国の地方行政官庁でもあり、府県の幹部職員や下僚の属や技手などは国家公務員的な存在であったことから頻りに府県を越えて異動していた（例えば、桑原幹根『世紀を生きる：歴史とは未来のこと』（政経社、1973年）などを参照）。
- (43) なお、文化施設の名称が似ていること、公園的環境で建設が考えられたことにも戦前と戦後の構想の関連を問えるが、「文化館」「文化会館」という名称や、文化施設が公園的な環境の中に建設されることは一般的な事柄であり、関連を窺わせるほど特徴的なことではないだろう。
- (44) 開館30周年記念「愛知県図書館開館30周年記念展」（2021年4月9日～7月7日開催）

（愛知芸術文化センター愛知県図書館）

- 県議会史』第8巻（愛知県議会、1971年）418～419ページ）。
- (23) 一方「財政規模の急激な膨張を来たしたのも事実」といわれる（歴代知事編纂会編『日本の歴代知事』第2巻（上）（歴代知事編纂会、1981年）426ページ）。
- (24) 明治憲法下の位置づけである。美濃部達吉著『行政法撮要』上巻、訂正第5版（有斐閣、1937年）501ページ）。
- (25) 注(12)掲資料56ページ）。
- (26) 「図書館は皇紀二千六百年記念事業として理想的な県立案が研究されて居たが事変の為か来年度予算としては立消になつたのは残念であつた」（『愛知の社会教育』第4巻第12号（愛知県教化事業協会、1937年）6ページ）。
- (27) 愛知県公文書館蔵の1938（昭和13）年5月10日付起案文書「保存文書ノ処理ニ関シ再度御伺」（『編纂保存』70-1、索引番号16）では、この頃の県立図書館建設に関して「該図書館新設ノ議モ種々ノ事情アリテカー向ニ進行セサルノ状況ナリ」との関係者の話を伝えている。なお、この文書の存在については、加藤聖文「喪われた記録：戦時下の公文書廃棄」『国文学研究資料館紀要』第1号（国文学研究資料館、2005年）に教えていただいた。
- (28) 今日の議会答弁では「研究します」との言い回しは、結論を先送りしてしまうことを意味している（森下寿『どんな場面も切り抜ける！公務員の議会答弁術』（学陽書房、2017年）102ページ）。
- (29) 1942（昭和17）年10月、愛知県図書館協会は巡回用貸出文庫の運用を開始した。これは市立名古屋図書館が県内の図書館や団体に上限50冊3か月以内で貸与する事業であったという（園田俊介編著『津島市立図書館編年資料集1895-2015』上冊（1895-1963）（津島市立図書館・まちづくり津島、2015年）131ページ）。愛知県図書館協会が県域をサービス対象とした貸出文庫を始めたということであり、同協会の中央図書館化が一層進展したといえるが、注目すべきは市立名古屋図書館がこの事業に関係している点である。同館の中央図書館化ともいえる事態だが、本県が市立名古屋図書館を中央図書館として遇する方向に転じたということであり、本県の図書館行政・施策の大きな変更であるといえる。
- (30) 桑原幹根、1895（明治28）年生まれ。東京帝国大学法学部政治学科卒業後内務省。戦後愛知県知事（官選）。1951年公選知事に。以後24年間、愛知県の産業基盤整備を進めるとともに文化振興にも努めた（歴代知事編纂会編『日本の歴代知事』（歴代知事編纂会）など）。
- (31) 1946年定例県会で21件の意見書が可決（1947.1.16）されたが、その中に「中央図書館建設に関する件」と「美術学校及美術博物館建設に関する件」があった（愛知県議会事務局編『愛知県議会史』第8巻（愛知県議会、1971年）1064ページ）。また戦後初期の議会では、青少年や女性のための文化・社会教育施策がしばしば話題となっている（愛知県議会事務局編『愛知県議会史』第9巻（愛知県議会、1981年）参照）。
- (32) 愛知県文化会館編『愛知県文化会館二十年のあゆみ』（愛知県文化会館、1979年）1～2ページ）。
- (33) 同上3ページ）。
- (34) 根本昭ほか著『文化会館通論』（晃洋書房、1997年）1～2ページ。引用部分は1ページ）。
- (35) 注(32)掲書2ページ。なお、戦前には公立の美術館が少なく全国各地での公立美術館建設は戦後の事象であったこと（安田篤生「日本の美術館史を少しだけ振り返りましょう」『学芸員の部屋』奈良県立美術館（2021年11月25日）、<https://www.pref.nara.jp/59730.htm>、2022年11月13日参照）を踏まえると、愛知県文化会館を構成する施設として、郷土文化館的施設ではなく美術館が設けられたことも、戦前と戦後の「文化会館」構想の違いを考える上で示唆的である。
- (36) 日本経済新聞社編『私の履歴書』第21集（日本経済新聞社、1964年）75ページ。内山岩太郎、1890（明治23）年生まれ。戦後神奈川県知事（官選）。1947（昭和22）年公選知事に。以後連続五期20年神奈川県政を担った（歴代知事編纂会編『日本の歴代知事』（歴代知事編纂会）など）。
- (37) 桑原幹根『桑原幹根回顧録：知事二十五年』（毎日新聞社、1979年）285ページ）。
- (38) 松尾友雄「図書館令第一条第二項」『図書館雑誌』第28年第2号（日本図書館協会、1934年）34～35ページ。著者の松尾は当時文部省社会教育局の属。この論文について松尾はあくまでも個人の見解であると断っているが、図書館令第1条第2項の解釈に関して松尾と論争した中田邦造（当時石川県立図書館長）は、松尾の主張を「文部省内に漂つてゐるのではないかと想像される一つの意外な考へ方」（『図書館は図書館として発達せしめよ：図書館令第一条の再吟味』『図書館雑誌』第28年第4号（日本図書館協会、1934年）90ページ）と捉えている。現在の公民館に類似した社会

- み：愛知県移動図書館記録書』（愛知県教育委員会文化財課、1991年）、よねいかついちろう「戦後初期愛知県の図書館史：鋤柄欣宥氏インタビュー記録」『図書館文化史研究』第36号（日本図書館文化史研究会、2019年）を参照。
- (2) 例えば、愛知県教育委員会編『愛知県教育史』第3巻（愛知県教育委員会、1973年）や注(3)に掲げる著作など。
- (3) 加藤三郎編著『愛知県図書館史年表資料考説：愛知県における図書館のあゆみ』（中部図書館学会、1981年）、曽根信行・加藤三郎「愛知県」『近代日本図書館の歩み 地方篇：日本図書館協会創立百年記念』日本図書館協会編（日本図書館協会、1992年）。
- (4) 愛知県編『愛知県昭和史』上巻（愛知県、1972年）323、547ページ、同下巻（1973年）545ページ、愛知県議会事務局編『愛知県議会史』第8巻（愛知県議会、1971年）474、546～547ページ。
- (5) 以下、文部省社会教育局編『図書館一覧 昭和12年4月1日現在』（文部省社会教育局、193年）及び天野敬太郎・森清編『図書館総覧』（青年図書館員聯盟、1938年）による。
- (6) 以下、市立名古屋図書館については、名古屋市鶴舞中央図書館編『名古屋市鶴舞中央図書館七十年史：1923～1993』（名古屋市鶴舞中央図書館、1994年）による。
- (7) 阪谷俊作、1892（明治25）年生まれ。京都帝国大学国文学科卒業後、東京帝国大学に学ぶ。1922年から市立名古屋図書館長（～1948.11）。市立名古屋図書館を県内の公共図書館運動の中心たるべく図書館運営に努めた（前川芳久「市立名古屋図書館における阪谷俊作館長の業績および著作目録」『中部図書館情報学会誌』第50巻（中部図書館情報学会、2010年）など）。
- (8) 後掲の吉田萬次議員の質問に対する、田中知事の答弁を参照。
- (9) 愛知県図書館協会は、1932（昭和7）年2月に会則を改正し、会長に本県学務部長（それまでは総会での選挙で選出）、副会長2名のうち1名を本県社会教育課長に充てることとし、事務局を市立名古屋図書館から県庁社会教育課内に置くこととなった（『市立名古屋図書館々報』第91号（市立名古屋図書館、1932年）6ページ）。
- (10) しばしば関係者の会議で本県に貸出文庫の運用を強く求めていることにそのことが窺える（例えば「愛知県図書館長会議」（『市立名古屋図書館々報』第90号（市立名古屋図書館、1931年）6ページなど）。
- (11) 阪谷俊作「事業実施上の要点」（『愛知の社会教育』第4巻第3号（愛知県教化事業協会、1937年）6ページ）
- (12) 『昭和十三年通常愛知県会会議録』第2号（愛知県、1938年）45ページ。なお実際には、県立岐阜図書館の設立が1934（昭和9）年3月、三重県立図書館の設立が1937（昭和12）年1月のことである。
- (13) 同上46ページ。
- (14) 田中広太郎、1888（明治21）年生まれ。東京帝国大学法学部政治学科を卒業後、内務省に入る。静岡県知事、長崎県知事を経て、1937（昭和12）年2月、愛知県知事（任期1937.2.10～1940.4.9）。欧米留学の経験があり、京都大学、九州大学、明治大学、日本大学等で教鞭を執った。著書に『地方税戸数割』（良書普及会、1922年）、『地方税制講話』（良書普及会、1927年増補改冊）等多数（歴代知事編纂会編『日本の歴代知事』第2巻（上）（歴代知事編纂会、1981年）482ページなど）。
- (15) 以上、会議録からの引用部分を含めて、注(12)掲資料55～56ページ。
- (16) 『昭和十三年通常愛知県会会議録』第8号（愛知県、1938年）423～424ページ。
- (17) 紀元二千六百年記念造林事業は、記念事業として全国的に取り組みられた事業で、本県においても県有財産の造林と林業経営の模範を示すことを目的に、1939（昭和14）年度から5か年計画で500町歩の造林を計画した。この記念造林事業は、太平洋戦争により計画から3か年遅れ、1946（昭和21）年度に終了した（愛知県編『愛知の林業史』（愛知県、1980年）1250～1251ページ）。
- (18) 古川隆久著『皇紀・万博・オリンピック：皇室ブランドと経済発展』（中公新書、1998年）83ページ。
- (19) 「総合文化を展望する一大殿堂の建設：県庁部課長会議で強調された皇紀二千六百年記念事業」『大阪朝日新聞（〔名古屋〕市内版）』第20054号（1937年8月20日）6ページ。
- (20) 「県立図書館実現の曙光が見えた：県の紀元二千六百年記念事業」『愛知の社会教育』第4巻第10号（愛知県教化事業協会、1937年）11ページ。
- (21) 同上。
- (22) 1939年度当初予算は、合計約580万円が整理節約の対象となり、これに対して日中戦争関連及び緊急の新規事業などが積み上げられて、前年度当初予算に比し約270万円の減となった（愛知県議会事務局編『愛知



当時の本県（社会教育課）は把握していたと推測される。愛知文化館は文部省のこうした意向も参考に構想されたのではないだろうか。複合文化施設という点で同じ枠組みで構想されているとはいえ、戦前のそれは、戦後のそれとは随分異なる歴史的な脈の中で考えられたものであった。

戦前の構想が戦後に引き継がれた可能性についても検討してみたい。戦後の「文化会館」建設構想の検討には、知事公室を中心に関係各課が参加しており、その中に教育委員会の社会教育課と文化課の名前が見える<sup>(39)</sup>。これらの課、ことに教育委員会に属する課が委員会開催の前にどの程度「文化会館」構想に関わったかは分からないが、委員会に向けて庁内で資料を検討する際、戦前の計画が参考にされた可能性は大いに考えられるところである。この場合、戦前と戦後の関係職員が重なっていることがあれば、有力な状況証拠となるであろうが、建設構想に関わった戦前と戦後の職員との人的連続性は、実は極めてか細い。

今、職員録で、1937（昭和12）年当時の社会教育課の職員と、戦後（1952（昭和27）年）の本庁職員（係長以上）とを比較すると、戦後「文化会館」の構想に関わった県庁の課室に、戦前の職員と同一人物と思しき職員は確認できない<sup>(40)</sup>。戦前の文化施策に関わった課の職員が、戦後その分野の県政に見えないということは、戦前の構想が戦後の参考にされたとするには根拠が乏しいということになる。なお、県政における戦前と戦後の人的な連続性がか細いのは、その間に、相応の年数を経ていること、戦争という大きな社会変動があったこともあるが、戦前と戦後では府県という地方公共団体の事務を担う職員のあり方が異なっていたことも大きい<sup>(41)</sup>。

先にも述べたが筆者は現在のところ戦前と戦後を繋ぐ資料を手に入れていない。歴史的な脈が異なること、文化事業を担った人的な連続性が薄かった

ことから、戦前と戦後の「文化会館」建設構想との間に、直接的な関連性があったとは積極的には言いきれないのが現状ではある。しかし、逆にまったく無かったとも言い切ることも不可能であろう<sup>(43)</sup>。この点を闡明するためには、今後も関係資料の細やかな探索が必要であることは言うまでもない。筆者は、いつの日か、何かの文献、あるいは古い簿冊の中に綴られた文書の片隅に「愛知県文化会館の建設にあたっては、戦前にも同様の案があり、それも参考にした」というような文言が見つかることを期待している。

1954（昭和29）年2月、名古屋の都心・栄公園の一角で愛知県文化会館の建設が始まった。1955年には美術館が、1958年には講堂が竣工した。そして1959年3月図書館が竣工、4月図書館が開館した。1880（明治13）年に県立書籍館の開設を試みてから約80年を経て、ようやく本県は本格的な県立図書館を持つことができた。

## おわりに

2021（令和3）年4月、愛知県図書館は開館30周年を振り返る写真展を開催した<sup>(44)</sup>。その中で、愛知県図書館に先行した愛知県立書籍館、愛知県立図書館（貸出文庫・移動図書館）、そして愛知県文化会館を紹介した。今回それらに加えて、記念事業として構想された県立図書館＝愛知文化館について言及することができた。

今後も関係資料の探索という課題は残っているが、県政150年の歴史に、図書館史という立場から、なにがしかのことを付け加えることができたとすれば幸いである。

（1）戦後初期の本県の図書館事業（愛知県立図書館）については、愛知県教育委員会文化財課編『40年のあゆ

で続くこととなった。

### 3 愛知県文化会館の建設

#### —戦前と戦後の「文化会館」—

1951（昭和26）年9月8日、サンフランシスコ講和条約がわが国と関係諸国との間で調印され、翌年4月、わが国は再び独立国として国際社会に復帰した。

当時のわが国はまだ貧しく、本県においても戦災からの復興は緒に就いたとはいえ事情は同様であり、県民所得はまだ低く、食糧や住宅事情は厳しく、殊に県民の文化活動を支える施設には乏しかった。時の桑原幹根知事は、この独立達成を機会に、県立図書館、美術館、女性と青少年のための集会場の開設という文化施策・社会教育上の懸案を一括総合し解決を図るため、三つの施設が一体となった文化の殿堂を建設し県民文化の向上を図るとともに、中部地方における文化活動の中心となる文化センター＝「文化会館」の建設を企図した。<sup>(30)</sup><sup>(31)</sup><sup>(32)</sup>

1952（昭和27）年4月、講和記念事業文化施設基本計画樹立委員会（以下「委員会」という。）が開催、文化センター建設案の概要説明が行われ、①図書館・美術館・教養施設の三部門が分離独立しないで融合一体となった独自の総合文化施設であること、②県民に対する文化振興の原動力とするために、移動性と融通性のある活動力を備え、施設も文化の殿堂として近代的な品位をもつものであること、の2点が考えられた。<sup>(33)</sup>

委員会で考えられた点は、戦前、記念事業として考えられた県立図書館が、講堂や博物館等との複合文化施設として構想されていたことを思い起こさせる内容であり、かつての構想と戦後の「文化会館」建設構想との間に何らかの関連性を予想させるものである。

しかし、現在まで筆者は、戦前と戦後の建設構想の関連を、直接に教えてくれる資料を見つけることはできていない。また、情況証拠と思われる点も積極的に関連を推定するには根拠が薄い。

まず、共に複合文化施設として構想されたという点についてであるが、戦後本県の「文化会館」は、先にも触れたように文化施策・社会教育上の課題を一括して解決するために計画されたものであるとともに、戦後各地の自治体での公立文化施設建設の流れの中に位置づけることができるものであった。

戦後全国各地で普及を見た「音楽堂、劇場、展示場等の機能を有する」複合文化施設、いわゆる「文化会館」は、戦前の公会堂に由来し、戦後の復興とともに地域住民の芸術文化鑑賞の機会や文化活動の発表の場を提供する施設として建設が開始され、特に1960年代に入ってから各地で盛んに建設されるようになった施設である。<sup>(34)</sup>戦後本県の「文化会館」＝愛知県文化会館も、全国的な「文化会館」設置よりはやや時期的には早い<sup>(35)</sup>が、県民の芸術文化鑑賞の機会の提供と文化活動を支える場として構想、開設された。神奈川県立図書館・音楽堂など多くの会館施設を建設し「会館知事」と呼ばれた内山岩太郎神奈川県知事と同じく、桑原知事も「会館知事」と呼ばれたことがこの間の事情を象徴していよう。<sup>(36)</sup><sup>(37)</sup>

一方、戦前の愛知文化館に関する数少ない資料を眺めた場合、公会堂的な施設が中核となっていると言うよりも、図書館が中心となって講堂、博物館的施設が配された施設として構想されているように感じられる。実はこの頃、文部省内では、町村においては図書館、博物館等個々分立した社会教育施設ではなく単一の施設が望ましい、町村の図書館はやがて社会教育館というものに変化していくのではないか、県立市立の図書館についても同様な動きを期待したい、という考えが存在していた。<sup>(38)</sup>

文部省の一部にあったこうした考えについては、

合文化施設の中の一施設としての図書館であったのである。答弁の中で郷土文化的施設に言及した部分は、直前の図書館建設の希望を述べた部分と合わせて、複合文化施設としての構想を述べていたわけであるが、この施設について、「愛知文化館」という名称が考えられていたこと、複合文化施設として構想されていたこと、さらに公園的な環境の中で建設が考えられていたことに、戦後の本県の文化事業を知る者には興味深いところがある。注目すべきはその規模の大である。3万坪（9万9千平方メートル）の敷地といえば、現在の愛知芸術文化センターの敷地面積が、名城地区（愛知県図書館）の約1万平方メートル（10,120.24㎡）と、栄地区の約1万8千平方メートル（18,173.11㎡）とを合わせて約2万8千平方メートルなので、その3倍以上ということになる。

筆者は、この愛知文化館の内容に関してこれ以上の詳細を伝える資料を見つけていないので、広い敷地にどのような建物が構想されていたかを述べることはできない。しかし、当初予算の編成に当たって、中央から前年度比1割以上の<sup>(22)</sup>節減を求める指示がなされたため、建設計画が見送られたことを踏まえれば、かなりの規模感の複合文化施設が構想されていたといえる。そこには、田中知事の意向とともに、市立名古屋図書館の存在が大きく働いていたと思われる。

田中知事は、前任地の長崎県、前々任地の静岡県で積極的に公共事業に取り組んだ知事であった<sup>(23)</sup>。田中知事が本県に赴任した頃は、現県庁舎の建設が進んでいる時期であり、名古屋汎太平洋平和博覧会が盛大に開催されていた。こうした環境は、田中知事の、新規の大規模事業への関心を大いに刺激したことであろう。

また、県という市町村の上級団体という立場から、<sup>(24)</sup>市立名古屋図書館を規模と内容の点で上回るものを

作りたいという強い意識があったことは、田中知事が県会で、吉田議員の提案に対して、次のように答えた点にその一端が窺えよう。

不完全ナルト申シマスルト悪イガ、詰ラナイト申シマシテモ悪イガ、小サナ中央図書館ト云フヤウナコトハ考ヘタクナイ、斯ウ云フヤウナ実ハ頭デ居リマス<sup>(25)</sup>

さて、社会教育課内での第2回目の打合せが9月24日に開催されて後、この愛知文化館に関する県庁内の動きはよく分からない。1938（昭和13）年度当初予算要求は、どうやら日中戦争の先行きを懸念して見送られてしまい、その後、県庁内での愛知文化館建設に関する研究は<sup>(26)</sup>停頓したようである<sup>(27)</sup>。そして、前述のように、中央から予算の1割削減を求められたことから、1939年度当初予算要求にも盛り込まれることはなかった。森部総務部長が「研究します」と答弁した1938年通常県会の時点では、本県は県立図書館＝愛知文化館の早期の建設を諦めてしまっていたのではないかと<sup>(28)</sup>思われる。

実際、1939（昭和14）年11月、1940年度当初予算を審議する通常県会が開会され、前年度に比し3,674,000円増の当初予算案（総額27,853,000円）が提出されたが、日中戦争の遂行に関係した事業等に重点が置かれる一方、既存事業は極力整理節約、新規事業は時局に対応して緊急やむを得ないもののみを計上するという方針が採られたため、県立図書館＝愛知文化館の建設に関わる経費は予算に計上されなかった。1939年通常県会は、図書館について議論することなく、提出された議案をすべて原案通り無修正で可決し、12月1日に閉会した。

結局本県は、戦前、県立図書館を設けることはなく、中央図書館として期待された役割は、本県と愛知県図書館協会が担い<sup>(29)</sup>続ける体制が戦後しばらくま

テ何カシタイト云フコトヲ考ヘタ時ニ県庁ニ於テ部課長會議ヲ以テ諮リマシタルソノ時ノ案ノ一ツニハコノ中央図書館ヲ是非建設致シマシテ立派ナル記念事業ヲ造ツテ見タイ、同時ニ郷土ノ色々ノ歴史ト申シマスカ、ソウ云ツタヤウナモノニ対スル尊重ノ觀念ヲ養成スルタメノ郷土文化ヲ蒐集スルヤウナ館モ造ツテ見タイト云フノデー通案ガ出来タノデ御座イマス

しかし、日中戦争の長期化に伴い、記念事業抑制の方針が中央から発せられたことから、図書館の建設を見送ることになったと述べ、そして、他日適当な機会を待って改めてこの問題を早急に考えてみたいと、市立名古屋図書館を県の中央図書館にという吉田議員の提案を退けた<sup>(15)</sup>。

この図書館建設に関する知事の答弁に関連して、11月22日の郡部会でも森部総務部長が、図書館等を記念事業として考えたが一割の予算縮減を求められて実現できなかった、今回の記念事業は1940（昭和15）年の紀元二千六百年を中心として行われる事業なので、1940年から始める事業、あるいは1940年までに終わる事業といろいろ解釈できると思う。そういうことであるので、今回の記念事業については来年度（1939年度）に計画しても遅くないので十分研究し、その時の状況に応じて決めていきたいと答えている<sup>(16)</sup>。

1938年通常県会では、県立図書館の設置については、これ以上議論はされず、図書館建設の代わりに記念事業として計画された紀元二千六百年記念造林事業<sup>(17)</sup>に関わる予算を可決し、12月7日に閉会した。

## (2) 県立図書館＝「愛知文化館」建設構想

国家的プロジェクトとしての記念事業の起点は、1933（昭和8）年3月の第64議会貴族院本会議で、阪谷芳郎が記念事業に関する質問を行った時である

<sup>(18)</sup>とされる。阪谷芳郎は記念事業推進の中心人物で、ちなみにこの阪谷芳郎の息子（次男）が市立名古屋図書館長の阪谷俊作である。

1935（昭和10）年には事業の実施を検討するため、内閣に紀元二千六百年祝典準備委員会が設置、翌1936年には官制による紀元二千六百年祝典評議委員会と紀元二千六百年祝典事務局が設置され、国家的一大プロジェクトの実施に向けての取組みが開始された。

本県においても県内市町村その他各種団体の記念事業関連計画について調査を始めたが、自らが取り組む事業の検討を本格的に開始したのは1937年の8月19日の庁内部課長会議においてである。会議では郷土歴史館、県立中央図書館、産業館、博物館からなる「愛知文化を一堂に展望する」文化施設の建設が強調された<sup>(19)</sup>。部課長会議ではその後も検討が続けられ、文化施設の建設が記念事業として適当であると決定、田中知事の意向とも合致したので、学務部の社会教育課で建設へ向けて研究が開始された<sup>(20)</sup>。

社会教育課では、県庁内の関係部署の専門家の意見を参考に、9月9日に第1回目の打合せを開催し、次のような案を骨子として具体的な内容の研究を進めることとなった。

- 一、名称は「愛知文化館」（仮称）としては如何。
- 二、位置は自然美に富み精神修養学術研究に相応しき環境を選び凡そ三万坪とし全体を公園的な経営とする可とす。
- 三、内容は図書館、講堂及宿泊所、博物館（歴史、美術、産業）とするを可とす。
- 四、経営の要点は郷土を中心とし之を日本的にまで発展せしめ、歴史館の如きは郷土の三傑を中心としたる特色を有せしむること<sup>(21)</sup>。

田中知事が答弁で明らかにした県立図書館は、複

ず、限定的にしか図書館事業に関わっていない本県を、県内の図書館関係者は是としていなかった<sup>(10)</sup>。そして本県関係者も図書館サービスを欠いていることには自覚的であり、その必要性を強く感じていた。自ら編さんしていた広報誌に、市立名古屋図書館長・阪谷の厳しい意見を掲載したことにそのことが窺える。

県営貸出文庫の未設置は本県の恥辱である<sup>(11)</sup>。

紀元二千六百年を迎える頃の、県内の図書館事情は以上のものであった。

## 2 記念事業としての県立図書館建設構想

### (1) 県会での図書館建設に関する議論

1939（昭和14）年度の当初予算を審議するため、1938年11月8日から同年12月7日までの1か月間、この年の3月に完成した新県庁舎議事堂（現在の本庁舎講堂）で、1938年通常県会が開かれた。

11月15日の連帯会で、当時県会の最大会派であった民政党の吉田萬次議員（一宮市）が質問を行った。国民精神総動員運動に関する質問を手始めに、転業対策、生業資金の運用など県政の各方面に亘ってその見解を質したが、その中に中央図書館の設置について本県の姿勢を問うものがあつた。

第七ハ中央図書館ナクシテ県ハ県下ノ図書館ヲ如何ニ指導セラレルカト云フ問題デアリマス、社会教育ノ上カラ図書館ノ必要デアルコトハ今更言ヲ俟タナイノデアリマシテ、現下ノ国情カラ見マシテモ之ガ文教上或ハ思想上或ハ現代代用品ヲ作ルトコロノ科学的方面カラ見テモ図書館ノ必要ナルコトハ今更言ヲ俟タナイノデアリマス、而モ愛知県ハ社会教育ガ相当発達シテ居

ルト観ラレテ居ルノニ県立ノ図書館ガナイト云フコトハ甚ダ遺憾ニ思フノデアリマス、今日県立図書館ノナイノハ全国漸ク十ヶ所ニ過ギナイノデアリマシテ、最近ハ三重県ニ出来昨年ハ岐阜県ニ出来テ居リマス<sup>(12)</sup>

とはいうものの、日中戦争の早期解決が遠のき、非常時が呼号されている状況では、多額の費用が必要な県立図書館の設立を要求できる筈もないので、別の方法によって、中央図書館の機能を立派に果たすことができるのではないか。その方法というのは、県内の公立図書館の一つ、具体的には市立名古屋図書館を中央図書館にしては、というものであつた。

県下ノ一図書館ヲシテ文部省ノ認可ヲ得テ指定図書館——所謂中央図書館トスルト云フコトデアリマス、幸ニシテ名古屋市ニハ立派ナ図書館ガアルカラ之ヲ文部省ニ御願ヒシテソノ認可ヲ得テ中央図書館ニシテ頂キタイト思フノデアリマス<sup>(13)</sup>

吉田議員の質問に、田中広太郎知事<sup>(14)</sup>が答弁に立った。田中知事は、中央図書館の建設は専門の指導研究機関の創設であるとともに、一般大衆のための社会教育機関として現在特に必要とされているものであるとの意見を開陳し、今回の記念事業に際して、どのような事業を行うかを県庁内の部課長会議で検討した時に、県立図書館——中央図書館と、郷土の文化に関する資料を収集する郷土文化館の建設が浮上したことに言及した。

中央図書館ノ建設ト云フコトハ一面ニ於テハソノ専門ノ指導研究機関ヲ創設スルト共ニ又一般大衆ノ通俗機関トシテ私ハ極メテ現下必要ノコトト存ジマシテ実ハ二千六百年ノ記念事業トシ

府県は1道2府34県、合計37団体であった。図書館数では、山口県、熊本県及び宮崎県の3県が複数の県立図書館を設置しているため、合計41館となる。府県立図書館の設けがないのは、本県のほか、栃木県、群馬県、東京府、富山県、福井県、滋賀県、兵庫県、島根県及び広島県であった。このうち、東京府、兵庫県、島根県は貸出文庫を運営していた。

当時、県内には公私立図書館が62館あった。そのうち、蔵書1万冊以上の図書館が市立3館、町立3館、私立3館の合計9館存在したが、蔵書が3千冊に満たない図書館が43館、全体の約70%を占めていた。図書館の中では、市立名古屋図書館が蔵書冊数約13万冊、職員数55名、予算額（1937年度）約5万円と群を抜く規模であった。ちなみに、蔵書冊数では岩瀬文庫が約9万冊、職員数と予算額では名古屋公衆図書館が19名と約1万5千円で、市立名古屋図書館に続いていた。全国の市立図書館で蔵書冊数が5万冊を超えていた図書館が8館あったが、市立名古屋図書館は、東京市立日比谷図書館の約20万冊に続く規模の図書館であり、道府県立図書館でも、市立名古屋図書館を蔵書冊数で上回るのは、大阪府立（約27万冊）、京都府立（約17万冊）、岡山県立（約14万冊）の3館だけであった。

市立名古屋図書館は、市民の図書館ニーズを踏まえ、大正天皇の御大典記念事業として1915（大正4）年に建設が企画された。1923（大正12）年9月、図書館が竣工、翌10月から一般へ門戸を開放した。開館前から名家の遺書の買入れや市史編さん資料の移管を進めるなど蔵書の充実を図った。

開館後は、館外貸出、児童・視覚障害者向けのサービス、レファレンスや巡回文庫を開始するなど市民・市域への図書館サービスを推進した。また1924年には、県内の図書館関係者によって図書館事業の進歩発達を図ることを目的に愛知県図書館協会が結成されたが、その事務局が同館に置かれ、さらに1933（昭

和8）年には、同館が中心となり日本図書館協会の全国図書館大会を開催するなど市域を越えた公共図書館運動の中核となるような活動も展開していた。こうした活動は、同館初代館長の阪谷俊作の力によるところが大きいとされる<sup>(7)</sup>。

一方、本県は県立図書館を有しておらず、県民・県域全体への直接的な図書館サービスは実施していなかったが、国の教育行政の一環として、地方長官である県知事が、改正図書館令（1933年勅令第175号）等関係法令の規定により、県内の公私立図書館の設置・廃止、中央図書館の指定、公立図書館長の監督、公立図書館職員の人事等図書館に関する行政事務を行うこととされており、学務部の社会教育課が実際の事務を処理していた。

地方長官の図書館に関わる事務の中に掲げられた中央図書館とは、道府県内における図書館の指導と連絡の統一を図るため地方長官が文部大臣の認可を得て指定するもので、貸出文庫の派出、図書館経営に関する調査研究や指導などの事業を行い道府県域の拠点図書館として図書館事業の支援に係わる図書館である。1933年の改正図書館令で新たに規定された。1937年当時33の道府県が中央図書館の指定を行っていた。中央図書館としては道府県立図書館が想定されていたが、地方長官は道府県立以外の公立図書館を中央図書館として指定することができ、富山県と広島県では県庁所在市の図書館を中央図書館に指定していた。

本県は、県域内の拠点図書館としての中央図書館の必要性は認識していたが、その指定を行っておらず、この頃県庁の社会教育課内に事務局を移していた愛知県図書館協会と連携して、図書館間の協力促進<sup>(9)</sup>、図書館関係者への研修を開催するなど中央図書館に期待されていた県域の図書館支援に携わっていた。

しかし、県民・県域への図書館サービスを実施せ

## 戦前愛知県の県立図書館建設構想

米井 勝一郎

### はじめに

戦前、愛知県（以下、地方公共団体としては「本県」といい、地方名・地方行政区分名としては「愛知県」または単に「県」という。）には県立図書館が設けられていなかった。本県が図書館事業に本格的に取り組み始めるのは、戦後間もない1948（昭和23）年のことである。

とはいえ、戦災の痛手は大きく、本県の財政状況には厳しいものがあつたことから、館舎の建設は見送られ、地方での読書活動支援のため貸出文庫を活動の中心に据えた「動く図書館」としての出発であつた。<sup>(1)</sup>

専用の設備を備えた図書館としては、1959（昭和34）年4月、大規模複合文化施設・愛知県文化会館を構成する施設としての愛知図書館の開館を待たねばならなかった。

戦前の本県は県立図書館を設置しなかったが、図書館開設を目指した動きは県庁内に存在した。明治10年代、将来の県立書籍館設置を視野に入れて県立師範学校附属書籍室の一般開放が実施され、また、昭和10年代前半には、1940（昭和15）年が神武天皇の即位から2600年であることを記念する紀元二千六百年奉祝記念事業として県立図書館の建設が考えられた。

明治の県立書籍館については、愛知県における図書館事業の濫觴であつたことから、県内の図書館・社会教育に関して書かれた文献で比較的言及されて<sup>(2)</sup>いる。しかし、紀元二千六百年奉祝記念事業に関わ

る県立図書館については、長期化・苛烈化する戦時下、構想の段階に止まり具体化することがなかつたためであろう、県内の図書館史に関する専門の著作<sup>(3)</sup>でも言及されず、県政に関する史書の中でも僅かに<sup>(4)</sup>触れられている程度である。おそらく、図書館関係者も含めて知る人も少ない事柄であると思われる。

2021（令和3）年4月、現在の県立図書館——愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下「愛知県図書館」という。）が名古屋城内の一角で開館してから30周年を迎えた。また2022年11月、本県は現在の県域の地方公共団体となって150周年を迎える。こうした機会に、かつて紀元二千六百年奉祝記念事業（以下「記念事業」という。）として考えられた本県の県立図書館建設構想を紹介したいと思い今回筆を執つた次第である。それは図書館史という小片であつても150年に及ぶ県政史を豊かにする上で必要なパーツであると考えているからであるが、同時に、複合文化施設の一部門である愛知県図書館30年の歴史を振り返ることができる地点に現在居て、戦前の県立図書館に関する構想を知ってしまった者としては、そのことに言及しないままではできないと考えたからである。

以下の行論では、まず紀元二千六百年を迎える頃を中心に戦前の県内図書館事情を確認することから始め、続いて県立図書館の建設構想、そして戦後の本県の図書館事業との関連をみていくこととしたい。

### 1 戦前の県内図書館事情

1937（昭和12）年4月1日現在、<sup>(5)</sup>図書館を持つ道

しか「八」に替えて「初」をあてるようになったと見るのが至当であろう」、他の数詞の付く坪の位置とも矛盾しないとしている。

しかし、筆者の調査（注16掲載書参照）では、春日井郡の数詞の付く12坪中10坪は「初ノ坪＝十八ノ坪」であっても成立すると思われる。この場合、弥永・須磨案の条里の境界線は、北東へ1坪分（1町）移動することになる。

(24) ハツノツボが自然であるのは、江戸時代の村絵図の多くは南を上に行っていることや太陽が昇る東を「上」とする「日の縦」(成務紀)などの方位観からもいえる。

なお、『尾張徇行記』（1792年～1822年編纂）は「字八ノ坪」としているが、文政10年（1827）頃の村絵図は「初坪」、天保12年（1841）では「初ノ坪」としている。「アザハチノツボ」は「アザハツノツボ」の誤聴と解すべきであろう。

(25) 注(4)の『新修名古屋市史 第1巻』p710

(26) 拙著『春日井区誌』（同編纂委員会、2020年）p6

(27) 櫻井芳昭「春日井をとめる街道6」『郷土誌かすがい 第19号』（同前、1983年）、同『尾張の街道と村』（1997年）p165

（春日井郷土史研究会）



に小規模な畠がある。再開発された町原里南端では、東西に規則的に新しい家が並ぶ。荘の北東には15世紀に春日部原といわれた広大な未開発の山林が続く、木材や薪、落葉など生活必需品の供給地となっているが、安食荘の領域は5里のうち比目里と馬賀里間の1里以外は半分（平均）しかない。一方、西部に広がる田の北から北東には、川の氾濫でできた広大な荒野が広がる。そんな景観が浮かぶ。

なお、北東部については、別案（図7）も考えられる。安食荘絵図の南北線は絵図の北へ延伸しているように見える。その先には、戦国時代末まで味岡荘上原村があったとされる通称上原がある。<sup>(26)</sup>そして、この辺りの段丘崖の近くを豊場道（図8。藤堂街道を経て国府に至る）が通っていたと推定されている。<sup>(27)</sup>下市場では鎌倉時代の遺跡（「いち」と墨書の皿、青・白磁や石鍋、祭祀と集落の遺構など）や古墳時代の高坏が発見されている。至近には6世紀の蓋形埴輪の出土した古墳や7世紀の廃寺が2寺あり、幹線道であったと思われることから、荘北限の作縄横路であった可能性も考えられる。

- (1) 水野時二『条里制の歴史地理学的研究』（大明堂、1971年。以下、水野案という）、金田章裕「中世（1）」『愛知県開拓史—通史編』（愛知県、1980年。金田案）、弥永貞三・須磨千穎「醍醐寺領尾張国安食庄について」『研究紀要 第5号』（醍醐寺文化財研究所、1983年。弥永・須磨案）など多数あり、金田案と弥永・須磨案は、『愛知県史 通史編1 原始・古代』（愛知県、2016年）にも掲載されている。
- (2) 『北区誌』（名古屋市北区役所、1994年）
- (3) 拙論「安食荘の里の位置と東限について」『郷土誌 かがい 第72号』（春日井市教育委員会文化財課、2013年）
- (4) 弥永・須磨案 p27と『新修名古屋市史 第1巻』（名古屋市、1997年）p710（桑畠を分別図示）に掲載。筆者案は後者を前提とした。
- (5) 水野案、金田案も任意配置している。
- (6) 弥永・須磨案 p28

- (7) 律令の土地制度崩壊後、郡単位での広範な土地管理が不要となり、条が廃止されたことで、固有名詞化したのではないか。町原里には国領と考えられる普通畠に在家が規則的に配置されているが、これは本荘が11世紀後半以降、国司によって停廃収公された時に設置されたため、条が付かないのは制度崩壊後の後発の里であったためではないかと思われる。
- (8) 弥永・須磨案 p26
- (9) 前掲案 p33では小木村一ノ坪について、「正確に或る里の東北隅に当る位置にすることが確認できる」ので指標としたとしているが、現在確認できるこの小字域は、正方位に対してはほぼ45度傾斜する、5町の細長い形状である。字界も内外部の地割もほとんどが同じ傾斜であり、本来の「坪」の姿からは程遠い。条里界が北東方向に5町の範囲で移動しても、この表現は正しいことになる。あくまでも「この案と矛盾しない」という範囲の傍証とみるべきであろう。
- (10) 弥永・須磨案 p33
- (11) 詳細は注3 掲載書参照
- (12) 『郷土誌 かがい 第73号』（同前、2014年）、拙著『安食荘 絵図を読み解く』（修正版2022年）
- (13) 『愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第48集 松河戸遺跡』（同センター、1994年）
- (14) 『年報 昭和62年度』（愛知県埋蔵文化財センター、1988年）
- (15) 注12の拙論、拙著参照
- (16) 拙著『春日井郡の条里比定と安食荘の復元』（修正版2022年）p19
- (17) 川中耕地整理組合『地区変更設計変更認可申請書綴』（名古屋市市政資料館所蔵）
- (18) マス目のズレが一辺の1/2を超えると隣のマス目との重なりの方が大きくなるため。
- (19) 金田章裕「尾張の条里と土地利用—その基礎的検討—」『人文地理』第25巻第3号（人文地理学会、1973年）p1145
- (20) 金田案 p38。「復元」による齟齬ではなく、関係がないとみるべきであろう。
- (21) 図4-1の古図とほぼ同一内容の天保12年（1841）の村絵図（徳川林政史研究所）が『北区誌』（注2）p599に掲載されており、古図もこの時代のものとみるのが妥当である。
- (22) 『愛知県災害誌』（『北区の歴史』（愛知県郷土資料刊行会、1985年）p83-85）
- (23) 弥永・須磨案は「元来は八ノ坪であったのが、いつ

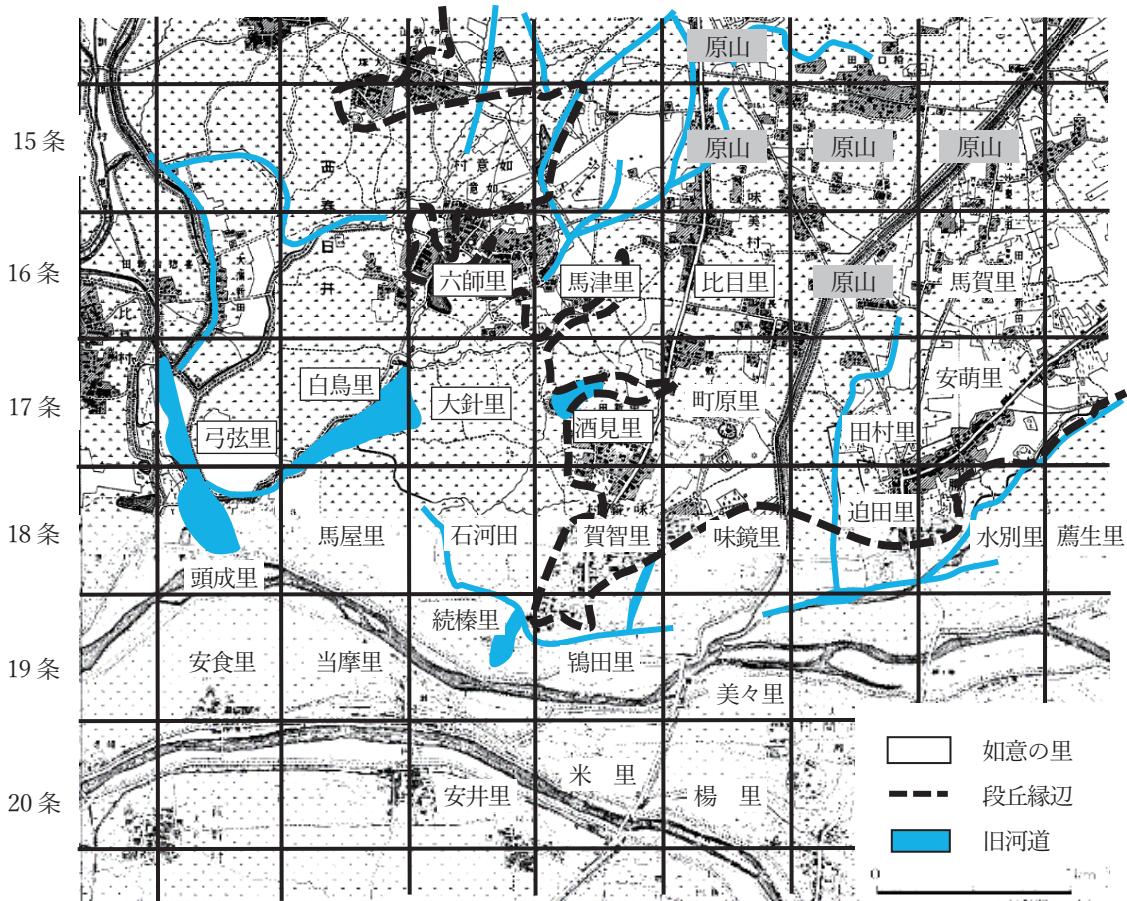


図6 安食荘の現地復元図

注 旧河道は庄内川治水地形分類図（国土交通省）、二万分一地形図（明治24年測図明治26.7.29発行。埼玉大学教育学部 人文地理学研究室谷 謙二「時系列地形図閲覧ソフト『今昔マップ2』」による。）

「味鏡野」と記載）の味美地区（江戸時代の味鏡原新田）にあったとみるのが妥当であろう。

と比べると、余程の地形的悪条件か、立荘前の経営姿勢の違いが想像される。

東如意5里は66%が荒、田が25%、畠が9%あることから、如意（現名古屋市北区如意ほか）東部で大半が荒の町原里の北から西の段丘と旧河川が入り組む地とその西に配した。里名は、近世の「六師村」に近い位置に「六師里」を入れ、検注帳案の記載順に北から南、東から西へ配置した。西如意の白鳥里と弓弦里は、「荒」が82%あることから、旧河川が特に集中する辺りに配置した。水田区である隣の馬屋里と頭成里

荘東部では、庄内川と矢田川の前身河川の網状の流れの中にできた自然堤防上に桑畠と家があり、背後の湿地では水田が営まれている。その北に草や低木の広大な荒野が続き、その中

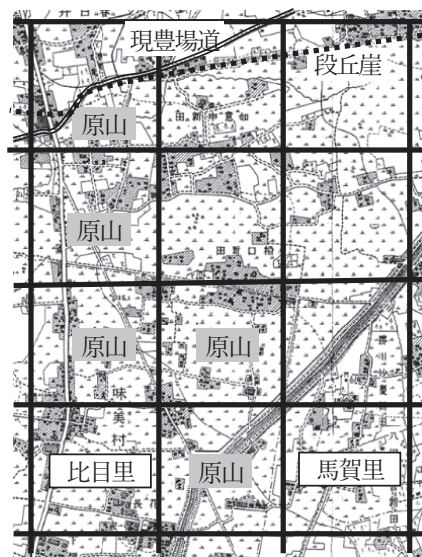


図7 図6の部分修正案

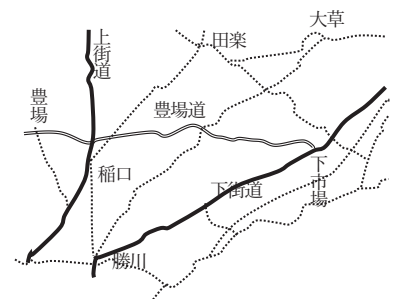


図8 春日井を通る道（部分）  
（櫻井芳昭氏作成図から作図）

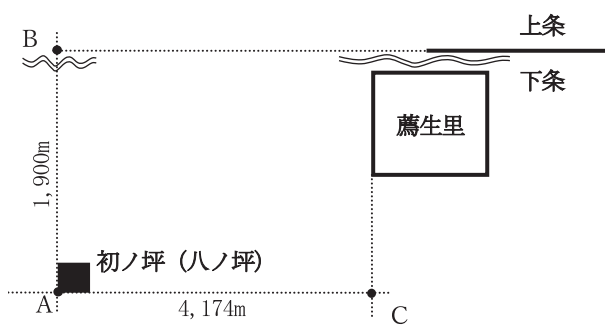


図5 条里指標の位置関係図

里界は、A・C間の東西距離は38町（6里+2町）+32m〔4,174m÷109m〕で、初ノ坪指標と薦生里指標では32m（最大36m・最小27m。同上）食い違っている。

網の一マスである坪（109m四方）の場合、食い違いは最大<sup>(18)</sup>54.5mであるので、本件の条界の食い違い率は86%（最大100%）、里界は59%（最大66%）である。積年の耕作や洪水で徐々に生じた齟齬で、本来は整合していたとも考えられるが、この率からは関連性はないとみるのが妥当であろう。

この齟齬は、金田氏のいう小「条里地割区」<sup>(19)</sup>に由来し、「洪水による堆積を受けた後に復元されていく過程で生じた齟齬」以上の齟齬と考えられる<sup>(20)</sup>。

金田氏は安食荘で4つの小「条里地割区」の可能性があるとするが、金田案をみるかぎり「初ノ坪」のある鴉田里と他の里の条里界に齟齬は見当たらない。この齟齬を後世のものともみた場合、条里界としてどちらの信憑性が高いのだろうか。

#### ウ 「初ノ坪」の信憑性

条里型地割は下中切村全域から東西両隣村（安食三郷）に東西0.4km、南北0.7kmほどにわたっており、条里比定の理想的な指標といえるが、つぎのような疑義が生じる。

12世紀の坪型地割がそのまま19世紀まで<sup>(21)</sup>維持されてきたことになるが、周辺は庄内川と矢田川の合流域で、江戸時代には大きな氾濫だけでも38回あつた<sup>(22)</sup>。その度に整地し直されたはずである。こうした

状況を考慮せず、地名と形状・大きさから直ちに古代の条里の指標とするのは、早計ではないだろうか。「八ノ坪」転訛説にも疑義が生じる<sup>(23)</sup>。

また、「初ノ坪」は水田地区の南東隅、集落の北東隣りにあり、地名としても自然な命名と思われる<sup>(24)</sup>。

#### エ 上条・下条・松河戸地区の安定性

段丘の南、北東から南西へ緩傾斜する沖積地であり、氾濫源となる庄内川は東からクランク状に屈曲し、南端の低位を流れる。このため東部沿岸は直撃されるが、広い後背地は川沿いの自然堤防が防波堤となって防御されてきた。その安定性は、先に述べたとおり一帯の地割が14世紀から20世紀まで基本的に変化しなかったことから実証される。

#### (3) 筆者の比定案

以上の論考から、上条・下条界と薦生里の東畔を条里界の指標として作成したのが図6である。弥永・須磨案の比定図については、「迫田里の過半と味鏡里のほとんどが洪積台地上に位置することとなり、検注帳にみる土地利用（筆者注：水田）との面で問題が残るとの指摘がある」<sup>(25)</sup>。この点について、本図では洪積台地は迫田里の半分、味鏡里の4割程度である。また、田村里と迫田里の中央を南北に流れる旧河川と西の八田川が、両里の田の水源となったと思われる。味鏡里の南東半分を占める田の水源としては、東部を流れる八田川が考えられる。

迫田里南部の川は旧河川（現地蔵川辺）の合流点と重なる。賀智里南部から鴉田里の田の水源も旧河川が考えられる。続榛里の田や川も旧・現河川と一致する。馬屋里北部の中央以西から頭成里の大半にわたる安食荘最大の水田地区や川も大きな旧河川とよく一致する。

原山は、地形と安食荘絵図を参考にすると、春日井市稲口町辺りから南（絵図は「柏井野」「安食野」

現地比定を試みた。社寺、集落（宅地）、周辺の田や水路を指標に、元となった古図（図4-1）・明治17年下中切村地籍図（図4-2）・明治24年地形図（2万分の1、大日本帝国陸地測量部）を照合すると、極めてよく一致することが確認できたので、「字初ノ坪」域を地籍図上に画し計測すると、東西102～108m×南北約108mの正方位の正方形であることが分かった<sup>(16)</sup>。しかし、昭和初期の矢田川の付替えや耕地整理で一帯は変貌し、現代の地形図では正確な位置は把握できない。そこで、明治17年下中切村地籍図（図4-2）・昭和13年中切耕地整理図<sup>(17)</sup>（図4-3）・

平成22年名古屋都市計画基本図（図4-4）を照合し、現在の位置を割り出した。この結果、「初ノ坪」の南西角が名古屋市北区中切町4丁目58番地8の南西角にあたることを判明した。

#### イ 両案の条里界の齟齬

「初ノ坪」と上条・下条界、薦生里の位置関係は図5のとおりである。

条界は、A・B間の南北距離は17町（3里-1町）+47m〔1,900m÷109m〕で、初ノ坪指標と上条・下条界指標では47m（最大55m。図4-3の注2参照）食い違っている。

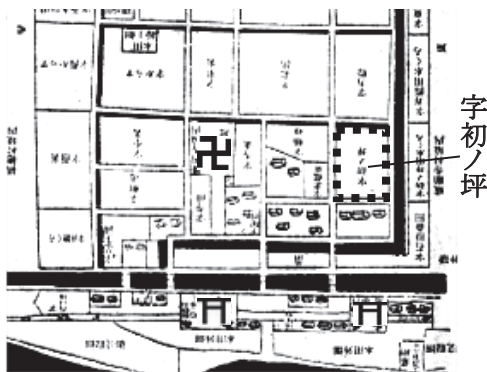


図4-1 中切村の「初ノ坪」を示す古図

（部分。時期不明。水野案 p599の図から）

- 注1 元の絵図の上下を反転し、北を上とした。
- 注2 この図とほぼ同一の天保12年の村絵図が注2の文献に掲載されている。
- 注3 中切村は明治初年に下中切村と改称した。



図4-2 下中切村地籍図

（明治17年、1/1200、愛知県公文書館所蔵）

- 注 寺院記号の地は「宅地」とあるだけだが、南西隅に「墓地」とあること、一筆の形状が右図の寺院境内地と同一と思われるので、寺院と判断した。

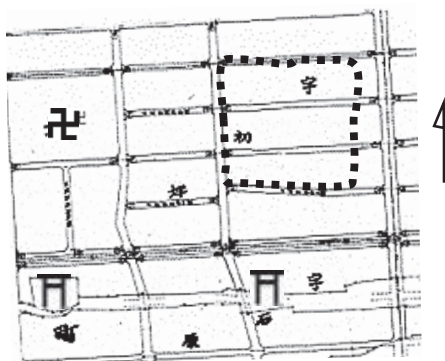


図4-3 中切耕地整理図

（昭和13年、1/1200、名古屋市市政資料館所蔵）

- 注1 「初ノ坪」比定域を比定する指標とした神社敷地の形状にズレがあるため、両社の北境界線と西の神社の北東角を図4-2に重ねた。
- 注2 このため同域は、最大で東へ5m、西へ4m、南へ8m（大縮尺のためm未満四捨五入）移動する可能性がある。



図4-4 名古屋都市計画基本図

（平成22年、1/2500、名古屋市）

- 注 道路を指標に図4-3を重ね、「初ノ坪」の位置を割り出した。

〔4つの図の地図記号と点枠線は加筆、縮尺は元図の数値〕

用されているとおり、下中切村の「初ノ坪」は、形状・距離とも唯一かつ理想的な指標と思えた。しかし、典型的な坪型の地名域が700年近く維持されてきたと信じることに、大きな不安を覚えた（理由は後述）ため、別のアプローチをとることとした。

### a 里界

検注帳案には、「四至 東限薦生里西畔 南限山田郡堺河 西限子稲里東畔 北限作縄横路」とあるが、どれも不明であった。仮に南限と北限が判明しても、そこが条界であるとは断定できない。一方、東限と西限については、里の「西畔」「東畔」としており、どちらかの里の位置が現地比定できれば、春日井郡の里界線を近代の地図で確定することができる。

薦生里の音は「こもうり」ないし「こもふり」と思われるが、筆者の調査で「こも」という通称地名が、近年まで条里型地割が広範にあった春日井市松河戸地区（弥永・須磨案が安食荘の東限に比定する勝川地区の東に隣接）にあり、地元の古文書（18世紀末）や『尾張徇行記』でも確認できた。位置は図3のとおりで、近世以降の勝川と松河戸の境界の東である。<sup>(11)</sup>



— 勝川・松河戸界    ⊙ 地名「こも」  
 □ 大畦畔検出区    注 薦生里の南北界は未定  
 ⋯ 水別里(弥永・須磨案) (明治24年陸軍測量図)

図3 薦生里の位置

この「こも」が薦生里の遺名としても、正確な里界は依然不明である。里界の手掛かりとなったのが、安食荘絵図（『愛知県史 資料編9 中世2』図版1）である。詳細は、拙論「安食荘絵図の考察（前）」<sup>(12)</sup>などで論じたが、絵図の東西の区画線（南北線）を近世の勝川村境に重ね、「醍醐塚」（「」は絵図に

記載。以下、同じ）を村で最も目立ったであろう南東山古墳に重ねると、各描画物は村の発祥地区や神社、寺院、古道に重なり、「安食」「柏井」界は近世の勝川・松河戸両村界に一致する。『寛文村々覚書』は、両村を醍醐荘勝川村、柏井荘松河戸村とし、『尾張徇行記』では松河戸村の「西田面ノ字」として「井ノ上コ毛境田」をあげている。「井ノ上」はこの絵図の区画境にある「井上」（柏井側）、境田は「勝川村境の田」の意と考えられる。また、近年の松河戸地区の発掘調査では、現地表の条里型地割は14世紀後半から16世紀の地割を継承していることが確かめられている。<sup>(13)</sup> また両村界の地中で里界と考えられる「大畦畔」（図3参照）<sup>(14)</sup> が検出されている。

以上からは、近世の勝川村と松河戸村の境界（現在の長塚町・愛知町界）が薦生里の西畔であったと考えられる。現在の正確な位置は、愛知電機株式会社（春日井市愛知町1）の西の南北道の西側側溝（長塚町2丁目）である。

### b 条界

松河戸の北東、下条・上条にも広大な条里型地割（最長で東西1.6km、南北1.8km）がみられ、両地区界は東西1.4kmの直線であった。直接の言及はないが、弥永・須磨案の条里図に条里関連地名として記載されている。両地区の条里型地割は松河戸から連続しており、14世紀後半まで遡る可能性が高い。また、安食荘絵図の区画線は坪（1町）を規格に引かれており、<sup>(15)</sup> 区画内を1町単位で区画すると、坪界線の延長線の1本が上条・下条界と一致する。

以上から近世の上条・下条村界が16条・17条界と考えられる。現在の位置は、中部中学校南の道路の南側歩道（用水路。下条町1丁目）である。

## (2) 弥永・須磨案と筆者案の比較検討

### ア 「初ノ坪」の現地比定

弥永・須磨案の正確な位置を知るため、この坪の

帳案が東限とする薦生里西畔は、弥永・須磨案の現地比定図の1里分強東になると推定されるため、18条以北を1里分東へ移動させると連続率は71%となり、平均を大きく上回る。

## (2) 筆者案

弥永・須磨案「記載漏れ」を入れ、地目の連続性を視点に作成したのが図1である。Fの接続率は81% (17/21) となり、弥永・須磨案の修正図より10ポイント高い。この図では、17条の田村里と安萌里を入れ替えているが、理由はつぎのとおりである。

弥永・須磨案の場合、記載順(条は北→南、里は東→西)の配置であれば、条なしの楊里以降の里は、19条続榛里の西か20条に東→西へと配置すべきである。しかし、同案は条を無視し、隣接里との連続性から20条の後に19条へ配置している。

図1は、17条田村里と安萌里が記載順と逆になっているが、これは弥永・須磨案と同様隣接里との地目の連続性を優先した結果で、東西位置は無視した。記載順が「16条馬賀里→安萌里→17条田村里」であれば、安萌里は16条と解されるので、これを避け17条とするために17条田村里の後に記載されたとみることがもできる。であれば「17条安萌里」とすればよいが、そうしなかったのは、成立当時、「条」は固有名詞化していたためではないかと思われる<sup>(7)</sup>。弥永・須磨案との違いは、南北(条)と東西のどちらの位置関係を無視するかの違いといえよう。

弥永・須磨案では、里配置の妥当性の傍証として、康治2年当時安食庄諸所領分布図を掲載している。諸領地の位置を示すだけで、詳細な連続性や面積を反映する図ではない。また検注帳案掲載の所属不記載の地目の内、田は「定田」として掲載しているが、畠や荒その他は空白となっている。

図2(筆者案)は、各領地の面積、在家等を図にしたもので、図1に対応している。空白は安食荘の

領主である醍醐寺領と推定される。

## 2 荘域の現地比定

### (1) 条里界の指標

#### ア 弥永・須磨案

「里名と現在地名との対比、地形、遺存坪名その他を考慮に入れ<sup>(8)</sup>」て、比定している。

- ・地形からの大体の比定では、検注帳案では郡の北界から19・20条辺りに堺河があり、河道の変遷はあるものの、現庄内川ないし矢田川が該当すること
- ・味鏡里 = 名古屋市北区楠町味鏡(旧味鏡村)、米里 = 同米が瀬町、安井里 = 同安井1～4丁目および安井町(旧安井村)、安食里 = 近世の安食三郷とすると、各里と現在地の相互の位置関係がよく符合すること

これによりおよその位置は比定できるものの決定的ではなく、郡の条里の確定が必要になるとし、基準となる数詞の付く坪地名の現在位置を検討した結果、古図にある下中切村の「初ノ坪」が「ほぼ1坪分の方形区画」であるので、「最も有効な指標の一つである」としている。そして、他の数詞坪地名との位置関係から、「初ノ坪」ではなく「八ノ坪」とみるのが適当であるとし、これをもとに郡の条里基準線を引き<sup>(9)</sup>、そこに安食荘の里(自案の里配置)を重ね地図比定<sup>(10)</sup>している。

この比定図から読み取れる範囲内では、18条の東限は現在の春日井市勝川町4丁目の愛宕神社辺り、西限は名古屋市西区大野木2丁目の大乃伎神社西辺りとなる。正確な比定には、「初ノ坪」の現地比定が必要となるが、特段の記述はない。

#### イ 筆者案

筆者も春日井郡内の数詞坪地名をすべて調べた。詳細は後述するが、水野氏、金田氏も指標として採

両条の境界線 F の率は、H につぐ低率である。  
50%未満の C・F・H の地目の配置換えをしても、  
F は43%と最低で、他の組の平均58%より15ポイン

ト低い。数値からは、F の南北（18条と19条）に並  
ぶ里の接続の妥当性に疑義が生じる。

詳細は次項で述べるが、近年の筆者の調査で検注

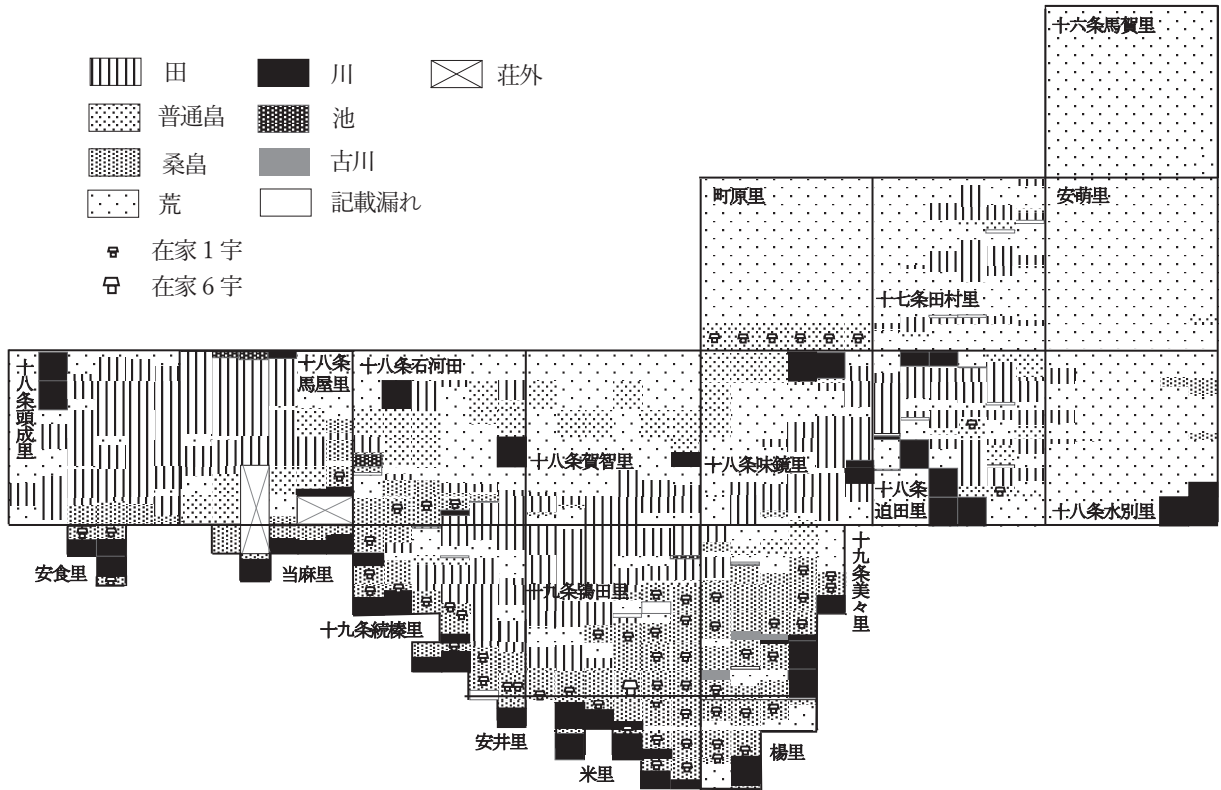


図1 康治2年安食荘地目等分布図

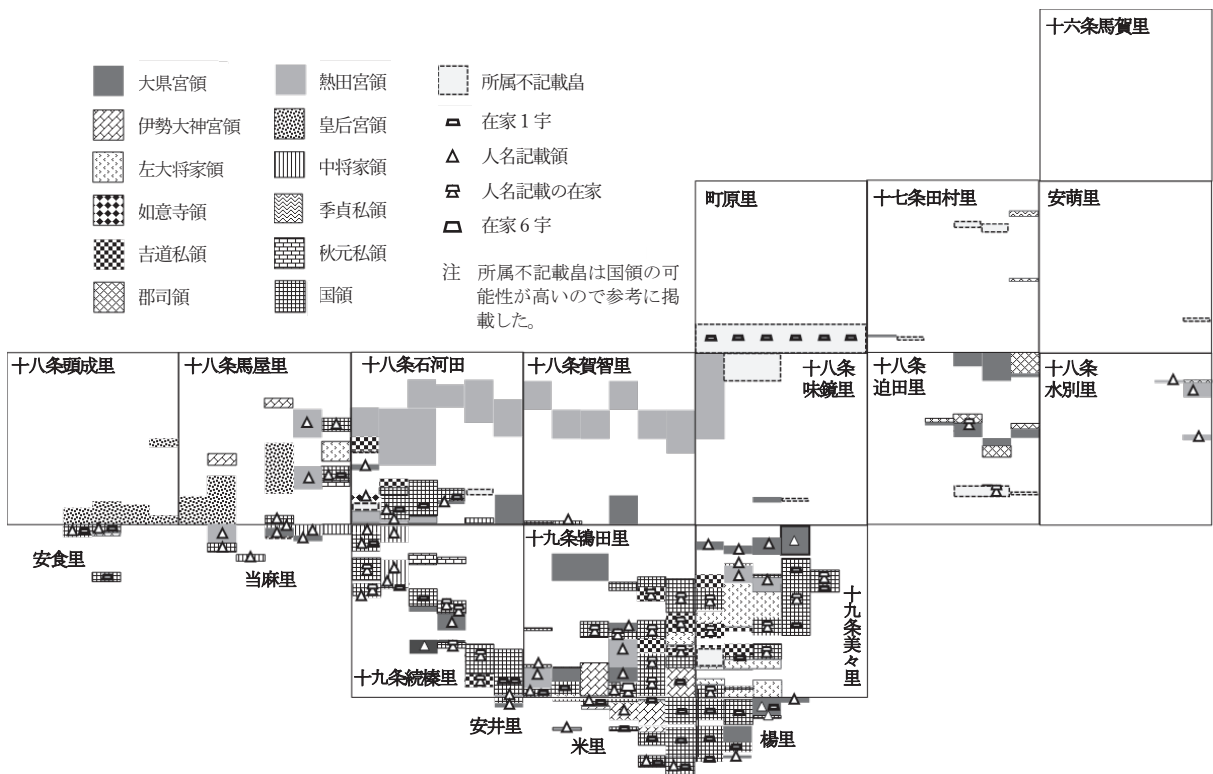


図2 康治2年安食荘諸領地等分布図

# 安食荘の里配置と現地比定に関する試論

高橋 敏明

## はじめに

本稿のテーマに関しては、水野時二、金田章裕、弥永貞三・須磨千穎（共著）各氏の論考<sup>(1)</sup>がある（以下、各論文は注1記載の略記名を使用する）。

水野氏はその後監修した書籍<sup>(2)</sup>で弥永・須磨案を採用しているが、金田氏は『愛知県史 通史編1 原始・古代』で「十分な提案には至っていない」とし、自案<sup>(3)</sup>を採っている。しかし、筆者の論考<sup>(4)</sup>では金田案には齟齬がみられ（概要は後述）、弥永・須磨案が現在最も整合性が高く説得力があるとされることから、本稿では同案<sup>(4)</sup>を前提に論考する。

従来案は、坪付け里を大縮尺の地図上に比定するだけであるが、本稿では条里の指標の現地比定やその他の里や原山についても地図比定を試みた。

なお、使用した基本資料は『愛知県史 資料編7 古代2』（愛知県、2007年）収録の「863〔醍醐寺文書〕第五函之一」（以下、検注帳案という）である。

## 1 地目等分布図

### (1) 弥永・須磨案の検討

里配置と地目分布の復元図の作成方法はつぎのとおりである。

- ・条は北から南へ、里は東から西へいずれも記載順。坪は北東隅発の千鳥式。

- ・坪内の複数の地目の配置は、検注帳案の記載順「田→畠→荒→川」(逆は5坪町)と原則同じで、東西に長い短冊形として北から南に並べている。しかし、225坪中50坪は連続性を優先し順序を換えたり、南北に長い短冊形（6坪町）とするなど任意配置<sup>(5)</sup>している。
- ・18条と19条に並ぶ里相互の位置関係については、「主として田地分布の態様から明白になる」<sup>(6)</sup>とするのみで蓋然性の高いものではない。
- ・記載面積を合計しても1町歩に満たない坪があるが、図示していない。
- ・条名のない里のうち、北部の2里は記載順に、南縁の5里は現地名と地形（河川）を考慮し、記載順に東から西へ、20条から19条にわたって配置している。

条名のある里の並びは確定的としても、条相互や条名のない里の位置関係、複数地目のある坪町内の地目配置は確定している訳ではないので、南北に並ぶ坪町を1組（一坪町と二坪町、二坪町と三坪町など）として18条（大半が「荒」の水別里を除く）と19条（1本は19・20条界）について、坪町界の東西の連続線（A～L）上で地目の連続性をみると、表1のとおりである。

表1 地目からみた18-19条の坪町の連続性

界線	A	B	C	D	E	F
連続組数	22/36	18/36	16(20)/36	18/35	19/31	7(9)/21
連続率%	61	50	44(56)	51	61	33(43)
界線	G	H	I	J	K	L
連続組数	13/18	5(11)/17	8/13	7/13	7/12	7/10
連続率%	72	29(65)	62	54	58	70

注1 連続組数：分母＝上下に隣接する坪町の組数、分子＝地目が連続する坪町の組数

注2 F：18条と19条の界線

注3 ( )は、連続率が高まるよう地目が複数ある坪町内の地目の配置を換えた場合の数値



- (101) 「炉辺閑談 人間と夢と政治と (第21回)」(『豊橋評論』昭和43年6月号、1968年6月、9頁)。
- (102) 河合陸郎前掲書(注83)、127-128頁。
- (103) 林正「地域開発と新しい臨海工業地帯整備 その4 三河港」(『工業立地』7巻10号、1968年10月)。
- (104) 尾崎重雄『人生の句読点』未公刊(下関市立図書館所蔵)、1971年、147頁。
- (105) 「伊勢湾開発の方向(第1次試案)」(「昭和44年度伊勢湾開発調査協議会 2冊の2」岐阜県歴史資料館所蔵)。
- (106) 『東海日日新聞』(1966年5月4日、同6月4日)。
- (107) 「豊橋市議会会議録」(1970年3月9日)。
- (108) 「豊橋市議会会議録」(1970年12月16日)。
- (109) 「豊橋農業の進むべき方向示す 市が農業基本施策策定」(『豊橋評論』昭和45年2月号、1970年2月、4-5頁)。
- (110) 豊橋市百年史編集委員会前掲書(注11)、397頁。
- (111) 桑原幹根『世紀を生きる 歴史とは未来のこと』政経社、1974年、440-444頁。
- (112) 桑原幹根「東三河産業開発連合会『略史』発刊によせて」(連合会略史編集委員会前掲書(注44)、2頁)。
- (113) 伊藤甫「新しい時代の三河港」(連合会略史編集委員会前掲書(注44)、102頁)。
- (114) 橋高俊二「伊勢湾開発のあゆみと今後の課題」(『港湾』48巻10号、1971年10月)、48頁。
- (115) 運輸省第五港湾建設局企画課「伊勢湾の開発にいかに対処すべきか」(『港湾』49巻9号、1972年)、20頁。
- (116) 山田健前掲論文(注57)。
- (117) 「中経連・地域懇談会」(『東三河開発懇話会会報』13号、1970年1月)。
- (118) 竹田弘太郎「東三河の開発について」(連合会略史編集委員会前掲書(注44)、112頁)。
- (119) 「三河湾はだれのもの」(『豊橋評論』緑陰号、1970年9月、7・10頁)。
- (120) 『中日新聞』(1970年4月4日)。
- (121) 「三河港港湾計画 改訂」(愛知県公文書館所蔵)。
- (122) 前掲注117。
- (123) 「豊橋市議会会議録」(1971年3月16日)。
- (124) 「豊橋市議会会議録」(1972年7月11日)。
- (125) 桑原幹根前掲書(注111)、440-444頁。
- (126) 「豊橋市議会会議録」(1971年3月16日)。
- (127) 鈴木豊三郎議員の質問(「豊橋市議会会議録」1972年3月15日)。地元誌によれば、鈴木議員は「①住民福祉につながる地域開発②住みよい環境づくり③公害、交通禍の絶滅」を抱負とし、「野党イコール鈴木豊三郎」と評されるほどの左派の大物議員であった(「豊橋市議員の横顔」『豊橋評論』昭和42年6月号、1967年6月、22頁)。
- (128) 『東海日日新聞』(1971年1月19日、10月1日、12月11日、1972年2月14日)。
- (129) 『中日新聞』(1971年10月12日)。
- (130) 『中日新聞』(1972年5月20日)。
- (131) 『東海日日新聞』(1998年10月16日)。
- (132) 『東三河開発懇話会会報』26号、1971年2月、1頁。
- (133) 愛知大学中部地方産業研究所前掲書(注9)。
- (134) 朝倉昭吉「サニーレタスの思い出」(豊橋市南部農協二十年史編集委員会『豊橋市南部農協二十年史』豊橋市南部農業協同組合、1986年、273頁)。
- (135) 近藤正典前掲書(注19)、482-483頁。
- (136) 豊橋市百年史編集委員会前掲書(注11)、431頁。
- (137) 河合陸郎伝編纂委員会前掲書(注34)、355頁。
- (138) 「三河港港湾計画書(案)一部変更 昭和48年12月」(愛知県公文書館所蔵)。豊橋市百年史編集委員会前掲書(注12)、445頁。
- (139) 「豊橋市議会会議録」(1974年6月6日)。なお、トヨタ自動車の田原地区進出については、藤田佳久「自動車工場進出下の愛知県田原町における土地利用の変化：農地転用と農家の対応を中心に」(『愛大中産研研究報告』36号、1985年3月)。
- (140) 豊橋市百年史編集委員会前掲書(注12)、520-521頁。
- (141) 戸田敏行「環境改善型臨海開発への展開：三河港の事例」(『産業立地』33巻4号、1994年4月)。

[追記]

本論文は、神野教育財団 教育・文化活動助成の成果である。

(獨協大学法学部法律学科)

- 内良夫が東三河を視察した（『連合会のあゆみ(2)』（『連合会会報』2号、1962年2月、6頁）。また、1962年9月、吉沢・水島両運輸省港湾局計画課技官が来豊したとされている（『各省、東三河視察頻り』（『連合会会報』10号、1962年10月、3頁）。
- (56) 『中日新聞』（1963年2月10日）。
- (57) 山田健「出先機関と地方自治体の中央—地方関係高度成長期の名古屋港整備を事例として」（『北大法学論集』69巻2号、2018年7月）。
- (58) 山田健「中央—地方関係における出先機関の行動様式 運輸省港湾建設局に着目して」（『年報政治学』2020-1号、2020年6月）。
- (59) 松尾信資「河合陸郎さんとの思い出」（河合陸郎伝編纂委員会前掲書（注34）、470-471頁）。
- (60) 「愛知県新地方計画委員会委員および専門委員への委嘱について」（『愛知県新地方計画委員会関係資料推進協議会（第2回資料）』索引番号28、愛知県公文書館所蔵）。
- (61) 「比田港湾局長も東三河視察」（『連合会会報』17号、1963年5月、2頁）。
- (62) 山田健「鹿島開発史・再考 「国家的事業」と茨城県政」（『公共政策研究』20号、2020年12月）。
- (63) 「新・随想録 豊橋市長河合陸郎氏との一時間」（『三河評論』4巻7号、1963年7月）、16頁。
- (64) 『不二タイムス』（1962年9月9日）。近藤正典前掲書（注19）、348-349頁。
- (65) 『不二タイムス』（1963年8月6日）。近藤正典前掲書（注19）、350頁。
- (66) 近藤正典前掲書（注19）、351-352頁。
- (67) 『不二タイムス』（1963年8月2日）。近藤正典前掲書（注19）、353-354頁。
- (68) 『不二タイムス』（1963年8月6日）。
- (69) 河合市長は、反対について「漁業を営む方として、それぞれもっともな言い分もあり…」としていたという（河合陸郎伝編纂委員会前掲書（注34）、333頁）。
- (70) 「豊橋市議会議録」（1964年3月7日）。
- (71) 「豊橋市議会議録」（1964年3月13日）。
- (72) 「愛知県新地方計画 地区開発基本計画 東三河臨海地域」（愛知県公文書館所蔵）。
- (73) 「豊橋市民愛市憲章」（豊橋市ウェブサイト、<https://www.city.toyohashi.lg.jp/8056.htm>）。
- (74) 河合陸郎『潮潜居だより』三河輿論新聞社、1969年、73頁。
- (75) 青木茂『続 未来への視角』豊橋文化協会、1974年、109-110頁。
- (76) 花卉園芸新聞社編集部『花と緑の三十年 花卉園芸新聞創刊30周年』花卉園芸新聞社、1990年、197頁。
- (77) 近藤正典前掲書（注19）、359頁。
- (78) 「豊橋市議会議録」（1965年3月3日）。
- (79) 「豊橋市議会議録」（1965年12月14日）。
- (80) 「とよはし—1965年中間農業センサスから—」（豊橋市図書館所蔵）。ちなみに、河合市長は、養畜の中でも養豚業を「農業経営の危機打開のホープ」と見ていた（河合陸郎前掲書（注74）、126頁）。
- (81) 農林省の出先機関である東海農政局が本省に対して強くはたらきかけた結果、指定の運びとなったという（『東海日日新聞』1965年12月16日）。農政局の動向については、別稿を期したい。
- (82) 『日本農業新聞』（1965年7月16日）。
- (83) 河合陸郎『豊橋よもやま話 河合陸郎座談集』東海日日新聞社、1976年、91頁。「豊橋市議会議録」（1965年12月14日）。
- (84) 近藤正典前掲書（注19）、364頁。
- (85) 「豊橋市議会議録」（1966年3月5日および同11日）。
- (86) 近藤正典前掲書（注19）、367-368頁。
- (87) 近藤正典前掲書（注19）、378-428頁。
- (88) 河合陸郎伝編纂委員会前掲書（注34）、335頁。青木茂「河合市長と私」（河合陸郎伝編纂委員会前掲書（注34）、499頁）。
- (89) 「豊橋市議会議録」（1968年3月12日）。
- (90) 河合陸郎前掲書（注83）、99頁。
- (91) 『日本農業新聞』（1965年1月3日）。
- (92) 「炉辺閑談 人間と夢と政治と（第20回）」（『豊橋評論』昭和43年5月号、1968年5月、6頁）。
- (93) 花卉園芸新聞社編集部前掲書（注76）、32頁。
- (94) 『日本農業新聞』（1966年5月4日・1968年5月10日）。
- (95) 河合陸郎『仕事場の窓から』三河輿論新聞社、1962年、49-50頁。
- (96) 河合陸郎前掲書（注74）、266頁。
- (97) 「豊橋市議会議録」（1968年7月22日）。
- (98) 「東三河地域農業の動き」（豊橋市図書館所蔵）。
- (99) 『日本農業新聞』（1967年3月10日・4月7日）。特に、トマトは高級野菜として注目され、この時期に神野新田一帯で盛んに栽培されるようになった（『東海日日新聞』1966年12月7日・同19日）。
- (100) 『日本農業新聞』（1966年3月7日・1966年11月9日・1967年4月3日）。『東海日日新聞』（1969年9月12日）。花卉園芸新聞社編集部前掲書（注76）、486頁。

- (10) 安田常雄「現代史と同時代史のあいだ 方法的イメージの試み」(『同時代史研究』1号、2008年12月)。
- (11) 豊橋市百年史編集委員会『豊橋市百年史』豊橋市、2008年、59頁。
- (12) 豊橋市政八十年史編さん委員会『豊橋市政八十年史』豊橋市、1986年、428頁。
- (13) 豊橋市政八十年史編さん委員会前掲書(注12)、429頁。
- (14) 豊橋市百年史編集委員会前掲書(注11)、249頁。
- (15) ヤマサちくわ株式会社『ヤマサちくわ味がたり』ヤマサちくわ株式会社、2008年。
- (16) 豊橋市百年史編集委員会前掲書(注11)、332頁。
- (17) 「天竜東三河特定地域総合開発計画資料」(愛知県公文書館所蔵)。
- (18) 大竹藤知「豊橋市の将来」(『新都市』5巻10号、1951年10月)。
- (19) 近藤正典『大崎島』大崎島変遷史編纂委員会、1977年、267頁。
- (20) 藤正典前掲書(注19)、305頁。
- (21) 『中日新聞』(1952年4月8日)。
- (22) 日本港湾協会「豊橋港修築計画調査概要」(『港湾』30巻6号、1953年6月)、26頁。
- (23) 日本港湾協会前掲論文(注22)、28-29頁。『中日新聞』(1953年4月18日)。
- (24) 『中日新聞』(1953年5月1日)。
- (25) 地方自治体の公式的な歌に施政方針を見出した先行研究として、天川晃『占領下の神奈川県政』(現代史料出版、2012年、123頁)。また、最近では、行政組織が自らの方針や理想像を歌い込める様子に関して、須田珠生が学校の校歌制定を題材に解明した(須田珠生『校歌の誕生』人文書院、2020年)。
- (26) 「豊橋市歌」(豊橋市ウェブサイト、最終閲覧日2022年11月19日、<https://www.city.toyohashi.lg.jp/26267.htm>)、豊橋市百年史編集委員会前掲書(注11)、215頁。
- (27) 『不二タイムス』(1956年4月5日)。
- (28) 『中日新聞』(1953年7月9日)。
- (29) 『中日新聞』(1953年7月10日)。
- (30) 『中日新聞』(1953年8月5日)。
- (31) 『不二タイムス』(1956年9月12日)。
- (32) 『中日新聞』(1959年9月11日)。
- (33) 『中日新聞』(1960年4月15日)。
- (34) 河合陸郎伝編纂委員会『河合陸郎伝』河合陸郎伝編纂委員会、1982年。
- (35) 河合陸郎伝編纂委員会前掲書(注34)、273頁。
- (36) 豊橋市百年史編集委員会前掲書(注11)、419頁。
- (37) 豊橋市政八十年史編さん委員会前掲書(注12)、439頁。
- (38) 河合陸郎伝編纂委員会前掲書(注34)、273-274頁。
- (39) 青木茂『未来への視角』豊橋文化協会、1970年、230頁。
- (40) ただし、長雨でタール舗装が溶け「化けの皮がはがされる始末」と報じられていることから、道路防塵化による支持調達はあくまでも短期的なものであったと考えられる(『不二タイムス』1962年6月15日)。
- (41) 青木茂前掲書(注39)、217頁。
- (42) 豊橋市政八十年史編さん委員会前掲書(注12)、442頁。
- (43) 青木茂前掲書(注39)、248頁。
- (44) 西野善一「縁の下の一人として」(連合会略史編集委員会『連合会略史 東三河産業開発連合会のあゆみ』東三河開発懇話会、1973年)。
- (45) 『中日新聞』(1960年11月23日)。
- (46) 豊橋市政八十年史編さん委員会前掲書(注12)、444頁。
- (47) 豊橋市政八十年史編さん委員会前掲書(注12)、446頁。また、大藪の視察については、東三河産業開発連合会会報に記録されている(「連合会のあゆみ(2)」(『東三河産業開発連合会会報』2号、1962年2月))。なお、当該会報については、以下『連合会会報』と略記する。
- (48) 豊橋市政八十年史編さん委員会前掲書(注12)、447頁。『中日新聞』(1961年1月7日)。
- (49) 豊橋市政八十年史編さん委員会前掲書(注12)、448-449頁。『中日新聞』(1962年8月27日)。
- (50) 『中日新聞』(1961年5月19日)。
- (51) 連合会略史編集委員会前掲書(注44)、66-67頁。東三河産業開発連合会の会報では、1960年7月から1964年1月にかけての陳情先が具体的に記録されている(「連合会のあゆみ(1)~(26)」(『連合会会報』1~37号、1962年1月~1965年1月))。
- (52) 大須賀弥助「『新産』運動の頃」(連合会略史編集委員会前掲書(注44)、67-68頁)。
- (53) 「三河港港湾計画書 昭和39年7月」(愛知県公文書館所蔵)。
- (54) ただし、伊勢建技官の杉本悟が青木助役らと打ち合わせた後に視察したことは記録に残っており、没交渉ではなかったと考えられる(『不二タイムス』1962年5月22日)。
- (55) 1960年11月、運輸省の港湾局計画課補佐官である竹

ン・アウディなど外資系企業も進出し、三河港は全  
国一の自動車輸入港にもなった。<sup>(141)</sup>

さらには、三河湾に面した地域での公害が相対的に少なく済み、市政の農業振興がなされた結果、豊橋市は「自動車の港」に加え「花のまち」となることにも成功した。具体的には、伝統的に盛んであった電照菊の栽培に加え、時流に即した観葉植物の栽培によって幅を広げた豊橋市の花卉栽培が、開発に阻害されずに維持された。

かくして、豊橋市は高度成長期の市政の動向を通じて、農業と工業を高度に調和させることに成功した。そして、それは愛知県において「自動車王国」などの工業系王国と「花の王国」などの農業系王国を安定的に併存させることに貢献した。

## おわりに

いかにして、愛知県は工業系王国のみならず「花の王国」を形成しえたのか。本論文は、高度成長期の愛知県において、本来的には相容れがたいはずの工業と農業が高度に両立した様子を問い、豊橋市長・河合陸郎を導き手としながら東三河地域における工業開発と第1次産業振興の動向を跡付け、豊橋市政が第1次産業従事者や国との接触を通じて農工調和による漸進的な地域開発へと行き着いた結果、豊橋市において港湾整備と第1次産業振興が並行して展開されることとなり、愛知県下に工業系王国とともに「花の王国」が形成されたことを提示した。

その成果は、重化学工業に傾斜した時代把握を相対化する点で、意義があったと考えられる。高度成長期の日本では、重化学工業化を中心とする国土開発・地域開発による功罪が顕在化した。そのため、重化学工業化に焦点を当てた先行研究が分厚く蓄積されてきた。他方、重化学工業化を前提としているためか、工業と対偶をなす第一次産業については、

客体的に取り扱われる傾向にあった。対して、本論文が描出したのは、単なる第一次産業従事者の工業開発に対する反発でも地域住民の反発に対する政府の形式的な対応でもない形で、官民関係と中央—地方関係を背景に工業開発と第一次産業振興が両立するに至った様相であった。その様相は、高度成長期の愛知県の全容に迫る意味でも、全国的な高度成長期の時代性をより深く理解する意味でも、視野を広げる手がかりになると考えられる。

東三河開発の在り方は、開発官僚の決定が集権的に政策帰結を決定するという視点や、国政政治家を活用した地方利益の突き上げが地方自治体の競争のもとで為されることが政策帰結を決定するという視点だけではなく、地域社会の動向に直面した現場レベルの行政活動が政策帰結に作用するという視点から捉えることで、より豊かに「開発の時代」を理解しうる可能性を示唆しているのである。

- (1) 中日新聞経済部『時流の先へ 中部財界ものがたり』中日新聞社、2014年。
- (2) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 通史編9 現代』愛知県、2020年、9-10頁および327-328頁。
- (3) 少なくとも、1990年代以降、「花の王国」と銘打った行政刊行物が作成されていることを確認しうる（たとえば、愛知県農業水産部『「花の王国」愛知県』愛知県、1998年（国立国会図書館所蔵））。
- (4) 愛知県史編さん委員会前掲書（注2）721頁。
- (5) 山崎幹根『国土開発の時代』東京大学出版会、2006年。
- (6) 愛知県花き温室園芸組合連合会「あいちの花き園芸」愛知県、1970年（国立国会図書館所蔵）。
- (7) 山本正雄『日本の工業地帯 変貌する地域構造（第3版）』岩波書店、1976年、140頁。
- (8) 愛知県企画部「東三河工業整備特別地域における開発整備の実績と課題」愛知県、1972年（豊橋市図書館所蔵）。
- (9) 愛知大学中部地方産業研究所『統計から見た豊橋の農業 その現状と振興計画』愛知大学中部地方産業研究所、1974年、まえがき。なお、本論文における引用文中の…は、いずれも筆者によるものである。

発を志向するものへと改められた。言うなれば、それは「後手の先手」の開発であった。<sup>(122)</sup>すなわち、着手の遅れた東三河開発は、先行する他地域に比べて後手に回ったものの、その一方で後発開発地域の中では一早く時代の変化に対応した開発構想を打ち出すことに成功した。

1970年に見られた上記の市政の動向は、1971年から1972年にかけて、さらに加速した。河合市長は、1971年に農業公害を視野に入れた公害対策に言及<sup>(123)</sup>し、1972年には農業の経済効率向上を継続的に進めるほか、農業振興が「緑の保全として重要な作用をもつ」ことを指摘した。<sup>(124)</sup>河合市長の発言は、市の農業振興強化と農業の環境政策への位置づけを示唆している。また、市は1971年には第2次緑化計画を策定し、市の主要道路を網羅した植栽を打ち出したほか、<sup>(125)</sup>岩田緑地に総合球技公園を建設する構想も提示した。<sup>(126)</sup>このような市の都市緑化に対する積極的な施策は、公害問題に関心の深い左派の市議でさえ、評価せざるをえない取り組みであった。<sup>(127)</sup>加えて、市は、1971年1月に従来の工業振興奨励条例を廃止する方針を固め、同年10月に三菱レイヨンと初の公害防止協定を結び、同年12月には公害防止条例を制定するなど、工業に対する規制を強化したほか、翌1972年には公害課の拡充を試みた。<sup>(128)</sup>

愛知県や地元経済界も、この動向に追従した。県は「自然環境を残しておく配慮」として蒲郡港臨海公園の建設を決定したほか、三河港の工業用地について「緑地にするのが基本的」「緑地の中に無公害工場がポツポツとあるような形にしたい」と展望した。<sup>(130)</sup>加えて、地元経済界では、東三河開発連合会の中心人物である中部瓦斯の神野太郎も、より鮮明に重化学工業開発を疑問視するようになっていた。<sup>(131)</sup>神野も時代の変化に鑑み、東三河開発の行く末を「鹿島や四日市の二の舞をふまぬよう、乱開発に陥らぬように」案じていた。<sup>(132)</sup>

特に、豊橋市において、農業は市役所の振興策もあり、存在感をより大きなものとしていた。豊橋市を中心とする東三河地域は、農業所得に依存する農家が圧倒的に多い「太平洋ベルト地帯唯一の…農業専業地帯」を形成し、活発な営農活動を展開していた。<sup>(133)</sup>1972年、豊橋市南部農協が、食生活の洋風化に伴う「有色野菜時代」の到来を予見してサニーレタスを全国に先駆けて栽培・出荷したことは、その好例であった。<sup>(134)</sup>軌道に乗った豊橋市の農業は、東三河開発によって転業を余儀なくされた漁業従事者の受け皿になった。<sup>(135)</sup>県企業局によれば、漁業転業者のうち31%が農業へと転業した。<sup>(136)</sup>

そのような中で、1972年5月20日、豊橋市政の悲願であった豊橋港が開港した。盛大に行われた開港式において、青木助役が「先生、これで本望でしょう」と河合市長に語りかけると、市長は涙を流しながら「うん、うん」と頷いたという。<sup>(137)</sup>

1973年、三河港港湾計画は一部変更となった。変更内容は、工業用地の縮減と緑地の設定であった。<sup>(138)</sup>豊橋市を中心とする高度成長期の三河港港湾計画策定は、工業化・都市化のひずみの顕在化と社会経済情勢の変化への対応を反映する形で結実した。

重化学工業開発志向からの脱却は、流通港湾としての三河港の歩みを促した。1973年以降、トヨタ自動車の三河港田原地区への進出が取り沙汰されると、青木茂助役はその動向について、自動車部品を扱う事業者には好影響をもたらすことを期待するとともに、「公害対策につきましては…自動車産業ですから、工場内の問題の方はあまりないじゃないか」という観点から評価した。<sup>(139)</sup>

その方向付けは、「自動車の港」としての三河港を形作った。1981年にトヨタ自動車が、1983年にスズキ自動車が、それぞれ乗用車の本格的な輸出を開始し、三河港の輸出額は飛躍的に増大した。<sup>(140)</sup>その後、トヨタやスズキに追従する形で、フォルクスワーゲ

豊橋市役所は、社会環境の激変に対応するための自立経営農家育成を掲げ、園芸団地の育成や複合経営・機械化の奨励などの新たな農業政策を提示した。<sup>(109)</sup>

1970年12月に策定された豊橋市初の総合計画「豊橋市基本構想」も、このような開発観の変化を反映している。この「構想」は、「農工商の調和のとれた産業振興により市民の生活水準の向上と安定を図ること、心豊かな香り高い文化と教育を充実すること、住みよい生活環境を整備し温みのある福祉施設を充実させることを目標とした」<sup>(110)</sup>。

愛知県もまた、この変化を辿った。1970年1月、愛知県は第三次地方計画を決定した。この計画は、桑原知事の「県政の新しい段階」認識のもと、「人間尊重」と「住民福祉優先」を基本理念とするものであった。<sup>(111)</sup> 同年3月、桑原知事は、東三河開発について「長期的な視点に立つ慎重な開発姿勢が必要…単なる工業開発だけではすまない、複雑で高度な開発システムが必要」という認識を示した。<sup>(112)</sup>

地方自治体の動向に対して、五建も親和的であった。五建局長の伊藤甫は、新しい時代の要請として工業開発・流通対策・環境保全をあげ、三河港整備を「社会的要請に応える大規模な港づくり」と位置づけ、「美しい環境に恵まれた天然の宝庫を立派に活用して地域開発の範と致したい」と述べている。<sup>(113)</sup> また、伊藤の後任局長の橋高俊二は、三河港について重化学工業港ではなく「流通拠点港として発展する可能性」を見出し、そのために「大規模な開発余地を確保」する方針を示した。<sup>(114)</sup> 加えて、五建企画課は、「東三河、中南勢地区等、湾の東西両翼部に大規模に展開される予定であった重化学工業基地の造成は、社会情勢の変化および『四日市の二の舞はもうゴメンだ』とする住民パワーの前に瀬ぶみの状態」との認識を示した。<sup>(115)</sup>

ここで重要な点は、1970年前後に豊橋市と五建の行政資源配分の志向が接近した点である。五建は、

1960年代後半に伊勢湾港構想の推進に着手し、1970年代に入ってから伊勢湾水理模型の計画・実施などで伊勢湾の環境対策事業に取り組み、名古屋港に限られない伊勢湾各港への関心を高めていた。<sup>(116)</sup> この点をふまえれば、1970年前後の五建は、1960年代前半に比して、三河港に割く資源の比重を上方修正していたと考えられる。その資源配分志向は、大規模工業開発ありきではない形での三河港整備を模索する豊橋市の資源配分志向と少なからず重なったであろう。ここに来て、豊橋市政の三河港整備戦略は、五建の「地方後方支援」と噛み合うに至った。

加えて、東三河開発に向けて孤軍奮闘を続けた豊橋市政を支えてきた地元経済界の認識も、行政の認識と同一化していた。1969年12月、中部経済連合会において、中部瓦斯の神野太郎は「東三河をとりまく情勢が大きく変わり…位置づけは三重県中南部の重化学工業であるのに対し、三河湾は流通基地としての機能を分担すべきであると私も考えており…」としていた。<sup>(117)</sup> 1970年1月、名古屋鉄道社長の竹田弘太郎は、「第二次産業偏重の地域開発は、今日では時代おくれ」で、「社会的な生活環境水準の向上を第一に考える地域開発でなければならない」という認識を示した。<sup>(118)</sup> 同年9月、豊橋商工会議所専務理事の井上正則は「たとえ重化学工業化が世界の潮流であり、国策であっても、押しつけはいけません」「何らかの形の大幅規制処置を打っておかないと、三河港も田子の浦みたいにならないともかぎらない」という認識を示した。<sup>(119)</sup>

このような変化の中で、同年5月、三河港港湾計画が改訂された。その内容は、用地増加・20万トン級の船舶の入港を可能にする航路浚渫によって大規模化を図るものであった。<sup>(120)</sup> しかし、それは「将来の流通施設、都市型工業などの発展の余地として…確保する」ものであった。<sup>(121)</sup> 三河港港湾計画は、各界の開発観の変化に合った「新しい時代」の漸進的な開

産のキャベツ・レタス・トマトといった野菜が「ワールドチェーン」で出荷されるなど、東三河地域の農業は先駆的な実験にも挑戦していた。<sup>(99)</sup>このような動向の中で、電照菊・カーネーション・ポットマムといった作目の好調が報じられたほか、観葉植物は大坂万博への出品が決まるなど、三河湾に面した地域の花卉栽培を中心に、「花の王国」の歩みは軌道に乗り始めていた。<sup>(100)</sup>

他方、1960年代後半には各地で経済成長と都市化のひずみが顕在化し、工業化に偏った地域開発政策を見直す機運が高まりつつあり、豊橋市と愛知県もその点を検討し始めていた。河合市長は、1968年の地元誌で、「漁業補償を遅らせた漁民を功労者にたとえるほどの勇氣はほくにはないが…じっくり腰を落ち着けて、四日市の二の舞を演じるようなことは避けたい」として、拙速な工業開発の回避を訴えた。<sup>(101)</sup>また、河合市長は同年の別媒体でも、東三河開発について「どれだけかかったっていい…五年や十年早くなろうが、おそくなろうが問題ではない」という認識を示していた。<sup>(102)</sup>愛知県も、三河港整備について「内陸部の工業立地の適正化をはかり、東三河地域における内陸部の経済力を高めることを当面の目標とする」ほか、「次の工業革新時期に備え、工業用地を確保する」方針を示した。<sup>(103)</sup>したがって、愛知県・豊橋市は、臨海部の重化学コンビナート形成による急進的な地域開発像を捨て、新たな地域開発の在り方を漸進的に模索しつつあったと考えられる。

伊勢建の後継組織である運輸省第五港湾建設局（以下、五建）も、この対応に親和的であった。五建局長の尾崎重雄は、1967年の会合において、「工業開発は国家的に見れば経済成長であって喜ぶべきですが、その地域にとってほんとに喜ぶべき事であるかどうかは、よく考えねばならぬ」として、工業開発としての東三河開発に慎重な姿勢を示すように地元<sup>(104)</sup>に求めていた。また、その後任の伊藤甫局長の

もとで作られた伊勢湾港構想の計画も、三河港をそのように位置づけている。具体的には、当該計画は形原・大塚・御津の三地区にて「将来の用地を確保する」とした上で、神野・田原地区の工業用地についても「進出企業を装置型とする必要があるかどうか検討する」<sup>(105)</sup>とした。すなわち、五建は重化学コンビナートの立地ありきの三河港整備を構想せず、県・市と同様に新たな地域開発のもとの三河港整備を検討したと考えられる。

このような状況で浮上した方向性が自動車流通港湾化であった。1966年にスズキ自動車が東三河進出の準備を始めると、豊橋市も同社を訪れて進出を要請した。<sup>(106)</sup>

こうして豊橋市政は、第1次産業からの異議申し立てに対応し、中央—地方関係の制約に直面しながら、工業港としての三河港整備と第1次産業振興を両立させる方向性を見出した。その方向性とは、急進的な重化学工業開発を回避した漸進的な工業開発であり、「高度な経済農業」となりつつあった農業を育成するものであった。このような高度成長期の豊橋市の歩みは、三河港整備および花卉や野菜の栽培伸長による農業と工業の調和を準備し、高度成長期終焉後に結実することとなる。

#### 4 高度成長期の終焉と東三河開発

1960年後半に顕在化した豊橋市の開発観の変化は、1970年代に入り、より顕著なものとなった。1970年、河合市長は「農工商一体となった産業の発展に努めたい」とした上で、それと「市民の福祉対策」を市政の二大目標と位置づけた。<sup>(107)</sup>また、青木助役は三河港整備について「拙速でなくて慎重にやりたい…今後の日本経済、あるいは世界経済の動向を検討してから決めてゆきたい」として、経済情勢<sup>(108)</sup>の変化を見定めた上での開発を展望した。さらには、

が着工を承認し、漁業従事者たちの態度は軟化して<sup>(84)</sup>いた。豊橋市の方針転換は、第1次産業による地域開発の制約を緩和させつつあった。1966年、河合市長は「三河港の造成では、漁業者の犠牲の上に立つということではなく、漁業者の将来の上からも最善の方途を見出すべき」として漁業対策を改めて明言した上で、「農業と工業とをいかに調和して、緑のある、太陽のある、空間のある地域社会をどうして作るか」検討していることを訴えた<sup>(85)</sup>。もともと就任当初から河合は市民環境の改善を掲げていたものの、ここでより明確に農業・工業の調和および緑・太陽・空間によって構成される豊橋像を提示した。河合市政は、「急速な工業発展・都市化」という前提をなかば放棄しつつあった。その結果、最後まで反対していた大崎漁協も「絶対反対」の姿勢を改め、漁業補償交渉を受け入れることとなった<sup>(86)</sup>。

1966年から1968年にかけて、河合市長は桑原幹根県知事と漁協の間に立って、漁業補償の交渉を展開し、その話をまとめた。具体的には、河合市長自らが前面に立って、県知事に対しては最大限の補償を求め、漁業に対しては条件の良い段階での補償受諾を求め、2年間にわたる交渉の末に全面補償の妥結を導いた<sup>(87)</sup>。

この過程では、河合市長は市役所職員に対して、漁業補償問題をめぐる一切の事柄について、青木助役すら通すことなく市長自身まで直接伝えるよう求めたという<sup>(88)</sup>。また、漁業補償妥結に伴う転業対策については、「ケースバイケース」として相談窓口を設置し、個々人に合った転業支援を打ち出すこととした<sup>(89)</sup>。

この時点までの豊橋市政史に鑑みれば、第1次産業界の不満を抑えて三河港整備を推進することは、河合市長でなければ困難であったと考えられる。第1次産業とのつながりを有する地元の名士である河合市長が一元的に補償問題を担当したことは、第1

次産業から噴出する異議申し立てに対応する上で、非常に有効であった。河合自身もその点を認識しており、1967年に行われた対談では「お百姓のご機嫌をとって選挙に勝たねばならない」と語っている<sup>(90)</sup>。

加えて、河合市長は単なる融和策にとどまらず、農業の時流を把握した上で、その時流に合った豊橋市下の農業を一定程度評価し、可能性を見出していた。具体的には、当時成長部門であった施設園芸について、河合は「太平洋ベルト地帯の農業<sup>(91)</sup>というのは、高度な経済農業」と位置づけた上で「うまくいけば工業に比べなんら遜色のない効果が得られる」と評価し、「農業に対するほくの考え<sup>(92)</sup>というのは、絶えず前向き」と語っていた。

その代表作目が観葉植物である。豊橋市で発祥した観葉植物は、1960年代前半の時点ですでに「愛知県<sup>(93)</sup>の右に出るものはない」と評されていた。1960年代後半に入ると、観葉植物は生活の洋風化や都市化に伴って流行が拡大するもの<sup>(94)</sup>の、河合は早くから観葉植物の可能性を認識しており、豊橋で進みつつあった特産化に期待を寄せていた<sup>(95)</sup>。

そのほか、地元紙に掲載された評論の中で、河合は東海漬物社の加工食品「きゅうりのキューちゃん」を取り上げ、地域の農産物加工・流通の好例として高く評価したこともある<sup>(96)</sup>。漁業補償問題が解決する1968年、新規農業従事者の増加を想定して営農指導センター設置を構想したことも、これらの延長線上に位置づけられるであろう<sup>(97)</sup>。

実際、東三河地域の農業は、客観的にも「高度な経済農業」と評しうる成長産業になっていた。愛知県の調査によれば、東三河地域では、経営規模を拡大するような「主業農業の専業化への意欲」を示す動きが散見されるほか、農業の機械化や施設園芸の普及に伴い、農業生産額は1966年時点で1960年<sup>(98)</sup>に比べて179%の「飛躍的に拡大」していた。また、全国的に交通網整備された時代状況を背景に、豊橋市



計画対策協議会は三河港造成反対期成同盟会と名を改め、活動を本格化させた。また、その主張も「国内最大優秀なる関係ノリ漁場を永久に死守し…吾々の生活権の擁護と向上を期する」という、より強硬なものとなった<sup>(67)</sup>。漁協は工業整備特別地域指定を機に、なんとか封じ込めていた三河港整備計画への不満を顕在化させたと見られる<sup>(68)</sup>。

1964年、河合市長は漁業従事者の反対運動に理解を示した上で、第1次産業からの異議申し立てという課題を再認識し、工業一辺倒でも急進的でもない開発像を打ち出し始めた。1964年の施政方針演説では、河合は「産業の振興を図るため、農業面においては農業構造改革事業の推進を中心に展開」することを示し、農業政策を産業振興の一環として行うことを提示した<sup>(69)</sup>。また、同年の議会では、河合は「ただちに公共ふ頭と臨海工業地帯とを合わせてうんぬんということは、これはちょっとあり得ない」と答弁したほか、工業整備特別計画について「遠大な理想」と表現し、計画の前提であったはずの「急速な工業開発」について留保的な姿勢を示した<sup>(70)</sup>。河合の意向を反映してか、1964年6月に打ち出された愛知県新地方計画の東三河開発部分には、「急速な地区の工業化・都市化」という前提を維持しつつも、「工業と農業との均こう」が明記された<sup>(71)</sup><sup>(72)</sup>。

また、この頃、豊橋市政は都市緑化を積極的に推進するようになった。1963年、豊橋市は「心をあわせ美しい町をつくりましょう」という言葉を第一に掲げた豊橋市民愛市憲章を制定した<sup>(73)</sup>。この憲章について、河合市長は、駅前広場の花壇や駅前大通グリーンベルト整備など市民の「街を美しくする運動」によって実を結ぶと指摘している<sup>(74)</sup>。この観点からすれば、豊橋市政は都市環境をめぐる市民運動の存在を認識し、その存在を通じて都市緑化の需要を視野に入れたと考えられる。

1964年、豊橋市は管内の道路並木の植栽を目的と

する第1次五ヵ年緑地計画を策定した。この計画によって、市は1968年までの間、26路線に3,068本の樹木を植栽したほか、緑地では3万本の苗木を植栽した上で公共施設を建設したという<sup>(75)</sup>。この動向は、1970年以降に緑化が盛んになったという全国的趨勢をふまえれば、特徴的かつ先駆的なものと評価しうる<sup>(76)</sup>。

それでも、変化が微温的であったためか、事態は即座には好転しえなかった。同年の豊橋市は三河港着工どころか、基礎調査のためのボーリングすら難儀していた<sup>(77)</sup>。

そこで、翌1965年、河合市長は工業開発と第1次産業振興の両立方針をより鮮明なものへと改めた。施政方針演説では、河合は「農業の振興こそ本市将来の発展に欠くことのできない現下の急務と存ずる」ことを示した<sup>(78)</sup>。また、同年12月の市議会では、「工業整備特別地域といえば、豊橋中がいまにも工業とその工業従業員の住宅になるがごとき錯覚をおこしやすいのでございますが、そういうものではなくて…工業生産的な面と農業生産的な面とを合わせ考えましても、非常に将来に大きな夢をもたせてくれ…」と答弁し、農業・工業の併存と農業の可能性を主張した<sup>(79)</sup>。豊橋市役所もまた、温室や農業機械導入を予算化したほか、同年には資本効率の向上や養畜の品質向上などによる自律的な農業の在り方を模索し始めていた<sup>(80)</sup>。

この年には、豊橋市は農林省の農業経済圏に指定された<sup>(81)</sup>。工業整備特別地域に加えて、「新産農業版」と称される農業経済圏に指定されたこと<sup>(82)</sup>に、河合市長は「東三河が、工業と農業が両立し得るという観点」を見出している<sup>(83)</sup>。すなわち、河合市長は中央—地方関係の動向をふまえながら、工業開発と第1次産業の両立方針を固めていった。

また、この時期には、豊橋市が漁協への説得も繰り返すようになったため、牟呂漁協など複数の漁協

について一つ一つたんねんにつきあう態度でなくてよい」と、名古屋港整備への専心を説いた。<sup>(60)</sup>

また、運輸省本省の対応は、出先機関が「地方後方支援型」を動機付けられる地域では冷淡であった。1963年4月に東三河地域を視察した港湾局長の比田正は、東三河産業開発連合会に対して「沿岸補償が先決」と発言した。<sup>(61)</sup>補償の目処が立っていない状況の鹿島で運輸省が精力的な開発を展開する余地もありえたことに鑑みれば、開発に先んじた漁業補償を求める比田の発言は、運輸省本省の東三河地域に対する開発意欲が相対的に乏しかったことを示すと考えられる。<sup>(62)</sup>

ここで重要な点は、三河港をめぐる行政主体の資源配分の志向が一致していない点である。運輸省本省が重点的に行政資源を配分したい港は、京浜港を中心とする大港であった。愛知県が重点的に行政資源を配分したい港は、名古屋港であった。愛知県への「後方支援」を見せた伊勢建が重点的に行政資源を配分したい港もまた、名古屋港であった。ただただ豊橋市のみが、三河港への重点的な行政資源の配分を志向していた。第1次産業の異議申し立てに直面し港湾政策への重点的な資源配分を行いがたい豊橋市にとっては、他主体の行政資源を輸入しながら三河港を整備することが打開策として想起しえたものの、その選択肢は選びえなかった。

河合市長は、工業整備特別地域の指定後、この状況を認識して、豊橋市政による自主的な開発計画の構想・実現を志向した。具体的には、河合市長は、「政府の方で面倒をみてくれませんか」という状況認識のもと、「自前の着物」を着て、「自主的な、自ら選ぶことのできる開発計画」を展望した。<sup>(63)</sup>

したがって、当時の豊橋市にとっては、伊勢建との連携を強化するのではなく、地元経済界と歩調を合わせて中央の政界・官界・経済界を担ぎ出しつつ、市自らが中心となって、行政資源を欠きながらも何

とか港湾計画を策定・具現化すること、そして第1次産業の異議申し立てに何とか対応することが最も現実的な選択肢であった。

### 3 河合市政の第一次産業動向への対応

東三河が工業整備特別地域に指定され、三河港が重要港湾に指定されたものの、三河港を中心とする東三河開発は容易に進展しえなかった。これまでの市政と同様に、河合市政もまた第1次産業による異議申し立てという障壁に直面していた。

1962年、愛知県が漁業協同組合（以下、漁協）向けに三河港整備の説明会を開いた。前述の通り、豊橋市において構想されていた東三河開発の計画は、「急速な工業開発」を前提としたものである。そのため、県がそれを率直に伝えれば、漁協からの反対を惹起することは必然であった。案の定、大崎漁協が臨時総会を開いて「三河港整備計画は、吾等浅海漁民の生活を根本から破壊するものである」として、「吾等の生活保護のため絶対反対する」ことを決議し、他の漁協もそれに追従した。<sup>(64)</sup>

この事態を知って憂慮した河合市長は、漁協組合長らを公会堂貴賓室へと招致し、東三河開発とその新産業都市指定への陳情を説明した上で、指定に至るまでは反対運動を表面化させないように要請した。<sup>(65)</sup>その甲斐あってか、新産業都市指定までの漁協群は、個別に学習会を開いたほか、「会そのものの名称が反対同盟では対外的に好ましくないとの配慮から」、三河港整備計画対策協議会という当たり障りのない名前の漁協連合を形成した。<sup>(66)</sup>第1次産業と結びつきが強く、就任当初からその動向を気にかけていた河合市長の呼びかけは、一時的には奏功した。

ところが、1963年7月、東三河地域が新産業都市の指定から漏れ、その代わりに工業整備特別地域に指定され、状況は一変した。同年8月、三河港整備

に東三河の現地を視察してもらい率直な意見を聞こうということ」で、「さっそく青木構想を持参し通産省工業立地課に出向き、現地調査をお願い」、その結果として工業立地課総括班長の大藪英夫が現地視察を行った。<sup>(47)</sup>

その後、豊橋市は大藪英夫の視察を契機に、東都製鋼に加え、中部電力や名古屋鉄道などの地元企業の協力を仰ぎ、鈴木雅次・富樫凱一・高山英華・荻田保・下河辺淳といった中央省庁高官ないしそのOBを招聘し、開発計画を策定するための会議体として東三河工業開発中央専門委員会を設立した。<sup>(48)</sup>

青木助役の試みは成功した。専門委員会では、「豊橋市の青木構想が具体的に公表されていたので…これを素案として実に数十回の現地視察と懇談会、研究会がもたれ計画案に修正が加えられ」、実現可能性に乏しいことを理由に洋上埠頭案が削除されたものの、青木構想を基礎とする大規模な臨海工業地帯造成案であるマスタープランが策定された。<sup>(49)</sup> また、この過程では、三河湾に立地する蒲郡港・豊橋港・西浦港・田原港を「三河港」へと統合し、一体的に整備することも決定された。<sup>(50)</sup>

そして、豊橋市は中央官界と地元経済界の助力によって得られた開発計画の成案をたずさえて、新産業都市指定に向けた中央政界・官界・経済界への陳情に注力した。具体的には、青木助役が中部瓦斯社長の神野太郎とともに東京へ出かけ、大野伴睦や河野一郎などの有力な国政政治家に加え、通産産業省・建設省・経済企画庁といった中央省庁本省に陳情を繰り返した。<sup>(51)</sup> また、青木や神野のみならず東三河地方の政界・官界・経済界を総動員する場合もあり、その一人であった市議会議長の須賀弥助は「中央の政界、官界はもちろん財界、それに報道機関、週刊誌の雑誌社までパンフレットをもって歩き回った」「えらい人の所へは“夜打ち朝がけ”で、ちくわもずい分配った」と回顧している。<sup>(52)</sup> 豊橋市は「中

央直結」を企図し、霞が関や永田町に対して精力的な陳情を行うことで、開発計画を軌道に乗せることを試みていた。

陳情活動は結実した。1963年に東三河地域が工業整備特別地域へと指定されたほか、翌1964年には東三河臨海工業地帯の中心となる三河港が重要港湾に指定された。その港湾計画は、マスタープランを踏襲し、「急速な工業開発」を前提とした大規模な工業港整備計画であった。<sup>(53)</sup>

ところで、一連の計画策定作業では、鹿島港など他の工業整備特別地域とは対照的に、運輸省出先機関の影響力行使を見出しがたい。<sup>(54)</sup> 具体的には、運輸省本省の技官が東三河地域を視察した上で、運輸省本省は愛知県に対して「伊勢湾港湾建設部と県が協力して具体的な計画を立てるように」としているにもかかわらず、<sup>(55)</sup> 計画策定作業において運輸省出先機関の伊勢湾港湾建設部（以下、伊勢建）の活動が顕在化するには至らなかった。

その背景には、伊勢建の行動様式がある。伊勢建は、所管する名古屋港の整備において、地方自治体の一部事務組合である名古屋港管理組合と協力関係を構築した上で、管理組合の意向を尊重しながら同港の高潮防波堤建設に従事した。<sup>(57)</sup> このような在り方は、「中央主導」ではなく「地方後方支援」と類型化される。<sup>(58)</sup>

伊勢建は、名古屋港のみならず三河港についても、管理組合を牽引する愛知県の意向を尊重し、その方針の「後方支援」を企図していたと見られる。当時の愛知県庁は名古屋港整備を第一に考えており、副知事を務めた松尾信資は三河港整備を「名古屋港の臨海工業地の開発事業が先行し…（筆者注：三河港の）着工について、私も大分迷った」と回顧している。<sup>(59)</sup> これに対して、伊勢建局長の幸野弘道は、1962年の愛知県新地方計画策定に際して、「名古屋の輸出入貨物を中心に考えればよいのであとの中小港湾

第1次産業従事者からの合意調達という障壁に直面し、豊橋港の一部である柳生運河こそ完工したものの、豊橋港を完成させるには至らなかった。

豊橋市における豊橋港整備と第1次産業振興の双方を推進し、いずれも成果をあげることは、河合陸郎の登場を待たねばならなかった。

## 2 河合市政および三河港整備の始動

膠着状態に一石を投じた動向が、1960年の河合陸郎の市長就任であった。<sup>(34)</sup>河合陸郎は、地元紙記者・食品会社社長・豊橋養魚販売購買利用組合専務理事・農業会代表といった役職を歴任した後、県議会議員を務めていた地元の名士である。しかも、河合は神野新田に居住していたこともあり、第1次産業界との関係が深い人物であった。県議会議員時代に、河合が県議会農地委員会委員長・豊橋果樹農業協同組合長・豊川用水営農促進協議会会長といった役職を務めていたことは、その証左であろう。したがって、第1次産業からの異議申し立てに対応し、豊橋港整備に伴う課題を解決する上で、河合陸郎は非常に適役であった。

実際に、河合は選挙期間中から第1次産業対策を視野に入れていた。当時の公約は、『工場誘致を積極的に進め、豊かな都市づくり』を図ることであり、

『農業関係の農地改善や農業振興施策』等々」と工業開発・農業振興の両立を掲げ、<sup>(35)</sup>「農漁民の不利益になるようなことはしない」と訴え、工業に傾斜した印象を与えることを回避したものであった。<sup>(36)</sup>結果、河合は85%の圧倒的な得票率で当選した。<sup>(37)</sup>

河合が市長就任直後に着手した事業は、道路舗装と清掃センター建設であった。<sup>(38)</sup>その狙いは、道路の防塵化とごみ処理体制の整備によって環境を改善し、地域住民の支持を調達することにあった。<sup>(39)</sup>すなわち、河合は大竹元市長や大野前市長とは対照的に、

豊橋市民に対して工業開発一辺倒ではない施政方針を早くから具現化・提示した。<sup>(40)</sup>

豊橋市政は、このような第1次産業対策を示した上で、豊橋港整備構想に再着手した。就任早々、河合市長は助役の青木茂に対して東三河開発の調査を命じた。<sup>(41)</sup>市長の命をうけた青木は、東三河開発についての情報を収集した上で、市役所内部に工業開発課および計画策定作業グループを編成し、開発計画の構想にあたった。<sup>(42)</sup>

その作業は、青木助役が自らの実践知をもとに、大規模な港湾整備を中心とする臨海工業地帯造成計画を描くものであった。具体的には、青木は「豊橋市役所唯一の工学士」である水道局職員を登用したものの、その職員の河川・放水路に関する発言を「技術屋だし…むつかしいことを言う」と捉え、「大計画を樹てるときには、地図は全部、無人地帯であると思ってしなさいと言って、彼を大いに説得した」。<sup>(43)</sup>青木は実現可能性や専門性をひとまず度外視した形で雄大な開発構想を描き、その方針を「25有余回」の会合を通じて市役所内部のグループに注入・指示することで、開発計画を取りまとめた。<sup>(44)</sup>

1960年11月、青木助役は開発構想を明らかにした。<sup>(45)</sup>その構想は、三河湾沿岸に臨海工業地帯を造成するとともに、海上にも「洋上埠頭」を造成し、沿岸部と湾内を海底トンネルで結びつけるという「夢の計画」であった。青木は取材に対して「専門家などの意見を聞き実現性のあるものは具体化させたい」と答え、計画が「刺激剤」であることを示唆した。<sup>(46)</sup>

一連の動向をふまえれば、青木助役は工学士1人という限られた市役所の人的資源から市単独の開発計画策定の限界を悟り、大規模な開発構想の浮上によって他主体の参入を招くことで地域開発の具体化を試みたと考えられる。実際、同年に地元政財界が設立した東三河産業開発連合会は、「開発の専門家

この開発事業は、農業用水としての豊川用水整備を中心に、高師原・天伯原の開拓によって穀倉地帯を形成し、食糧増産を企図していた。<sup>(17)</sup>当時の豊橋市では、第1次産業の影響力が高まりつつあった。

そこで、豊橋市長の大竹藤知は、第1次産業に配慮しつつ、豊橋港整備構想に着手した。まず、大竹市長は豊橋市の農業を評価しつつ、「商工業の素晴らしい発展」のための事業として豊橋港を整備する将来像を示した。<sup>(18)</sup>その後、大竹市長は旧海軍航空基地跡の無償提供を条件に、水面下で東都製鋼誘致を取り付けた。<sup>(19)</sup>そして、任期終盤の1952年2月に、豊橋港建設の合意調達の困難さを察知し、豊橋港の一部である柳生運河を整備することで建設の手がかりを求めた。<sup>(20)</sup>その事業は、柳生運河整備を漁港としての整備と位置づけたことから窺えるように、慎重に練り出したものであった。<sup>(21)</sup>

次代の豊橋市長となった大野佐長も、この路線を踏襲した。大野市長は、就任直後、日本港湾協会に工業港整備の計画方針を伝えてその調査を委嘱した。<sup>(22)</sup>調査によって得られた計画案は、「埋立は出来るだけ制限するのが賢明」でありながらも「旧軍用地商港施設の西北側に…臨海工業用地を造成する」ものであった。<sup>(23)</sup>すなわち、この計画案は、旧海軍航空基地跡に工場を誘致する市の方針を反映している。事実、大野市長は1953年に旧海軍航空基地跡への東都製鋼誘致を決定した。<sup>(24)</sup>

工業を中心に産業振興を図る大野市政の方針は、1956年に制定された市歌にも現われている。<sup>(25)</sup>市制施行50周年記念事業として企画された市歌は、市が全国的に募集をかけて集まった中から選んだ歌詞に、丸山薫の補詞と古関裕而の作曲を加える形で作られた。<sup>(26)</sup>歌詞募集にあたって市が提示した参照事項は、地勢や近世以来の歴史をふまえながらも、当時の豊橋市を「大都市」「昔日はるかにしのぐ近代的都市」「東海地方における枢要都市」と展望するものであっ

<sup>(27)</sup>た。参照事項の規定下で出来上がった市歌は、「太平洋の潮騒」「山並み青き三河野」「ゆたけき流豊川」と豊橋の自然を織り込みつつも、「躍進の産業都」「繁栄の商業都」「あこがれの観光都」を「見よ」と歌うものとなった。

市歌が「見よ」と誇示したい豊橋像は、農村でも漁村でもなく、「産業都」「商業都」「観光都」であった。すなわち、豊橋市は産業・商業・観光の都市としての自画像を展望し、市歌を通じてその自画像を打ち出したと考えられる。そこには、「花の王国」や「花のまち」の片鱗はなく、むしろ全国的趨勢と同様に工業開発の機運が第1次産業を圧倒する勢いであったことが見出せる。

ところが、このような大野市政の方針は、漁業従事者の反対に直面した。工業港整備によってアサリの種苗地かつ県下のノリ漁場が脅かされると考えた漁業従事者は、「港の設置には絶対反対」と主張した。<sup>(28)</sup>

これに対して、市は「豊橋港ができて漁場に対する影響は十分考えるはずで、大した影響はない」との見方であった。<sup>(29)</sup>この反応は、他人事という印象を与えかねないものであり、市が漁業従事者の異議申し立てを真摯に受け止めなかったと批判されても致し方ないものであろう。

開発の捉え方に温度差のあった漁業従事者と市が折り合うことは、困難であった。終戦後の神野新田などの農業従事者の反対に加え、漁業従事者の反対運動が盛り上がった結果、「デリケートな空気」が形成され、東都製鋼立地を「うやむや」にしてしまった。<sup>(30)</sup>焦った市は、大崎漁業協同組合との問題解決に奔走しつつ、日本港湾協会総会にて豊橋港早期建設を議題として提案するなど、事態の打開を試みた。<sup>(31)</sup>

結果的に、1959年に柳生運河整備が完工したにもかかわらず、<sup>(32)</sup>豊橋港整備事業は膠着状態を脱しえず、「暗礁に乗り上げている」と報じられた。<sup>(33)</sup>豊橋市は、

他方、東三河は愛知県下の花卉生産を代表する地域の一つでもあった。たとえば、ある行政刊行物では、「電照菊および観葉植物を基幹作物とした渥美、豊橋を中心の東三河が生産の過半を占め」たことが記述されている<sup>(6)</sup>。

しかし、工業開発を取り上げる先行研究は、東三河開発を失敗事例とみなして軽視してきた。全国各地の工業地帯を網羅的に論じた山本正雄が「東三河の開発は重化学工業地帯化のバスに乗り遅れた」と切り捨てていることは、その好例である<sup>(7)</sup>。

工業開発に傾斜した観点から分析する限りでは、工業整備特別地域の中で「軽工業が重化学工業を上回っている地区は東三河地区のみ」<sup>(8)</sup>「太平洋ベルト地帯唯一の…農業専業地帯」<sup>(9)</sup>といった東三河開発の特徴は評価されない。そのため、愛知県および県下の東三河地域における工業開発と第1次産業振興が調和的に進められた結果としての発展の様子は、先行研究では明らかにされてこなかった。

そこで、本論文は高度成長期の東三河地域における工業開発および第1次産業振興を再評価し、その過程を記述することで、先行研究とは異なった視点から東三河地域ひいては愛知県の様子に迫ることを試みる。具体的には、東三河の中心都市であった豊橋市において、豊橋港（三河港）を軸とした工業開発の機運と第1次産業振興の要請という相容れない社会動向が存在したことに焦点を当て、この動向に直面した豊橋市政が国・県・地元財界などと関わりながら対応策を模索し、紆余曲折を経て農工調和への道筋が見出された過程を跡付ける。

この試みに際しては、当時豊橋市長を務めていた河合陸郎という人物が鍵となる。1960年代、工業開発と第1次産業振興という二つの潮流を背に受けて市長に当選した河合は、市政を取り巻く中央—地方関係や官民関係に影響されながら農工調和の施政方針を見出し、豊橋市や東三河地域の在り方を模索し

た。河合を導き手として分析することで、本論文は東三河地域をめぐる動向に同時代史的な接近を果たすものと考えられる<sup>(10)</sup>。

## 1 開発機運の高まりとそれへの反発

戦前の豊橋市では、養蚕や食料品加工を中心に軽工業が栄えていた。特に、養蚕については、「蚕都豊橋」と称されるほどに盛んであった<sup>(11)</sup>。

しかし、軽工業を中心とする豊橋市の発展は、貿易の拠点となる港を欠くがゆえに頭打ちの様相を呈していた。そのため、1932年、当時の市長・丸茂藤平は三河湾沿岸の町村を合併した上で、豊橋港設置計画を構想した<sup>(12)</sup>。ただし、その構想は戦況の悪化も相まって、実現するには至らなかった。

終戦直後、豊橋市政は戦前期の課題認識を継承し、豊橋港整備を志向したものの、事業を円滑に展開しえなかった。その直接的な理由は、神野新田の農業従事者を中心とする反対運動であった<sup>(13)</sup>。終戦直後の食糧難の中、農地開拓や製塩によって食いつないでいた地域住民が求めたものは、工業振興を視野に入れた港湾の整備ではなく第1次産業の振興であった。

その背景には、第1次産業を無視しえない構造があった。戦後の豊橋では、養蚕が衰退した反面、菓子製造・水産加工食品を中心に食料品加工が活況を呈した<sup>(14)</sup>。特に、ヤマサの蒲鉾や竹輪は、豊橋駅の開業・発展とともに豊橋市の名産品として定着するまでになった<sup>(15)</sup>。結果、1955年には、食料品加工業が市内で最も工場の立地する業種となるに至った<sup>(16)</sup>。食料品加工業は、第1次産業の農産品・海産物がなければ成り立たない。この業種を主要産業としていた豊橋市は、第1次産業抜きには市勢拡大を展望しがたい地域であった。

また、国土開発の一環として天竜東三河特定地域総合開発が展開されたことも、その構造を強化した。

## 農工調和への道：東三河地域の戦後行政史

山田 健

### はじめに

東京と大阪に次ぐ大都市である名古屋を擁する愛知県は、両都市に対抗意識を燃やしながらか、独自の発展を遂げてきた<sup>(1)</sup>。特に、複数の分野において、愛知は東京や大阪を超えて日本一を記録し、「王国」を築いてきたとされる。『愛知県史』は、その例として、「自動車王国」「ものづくり王国」「信金王国」「野球王国」「ハンドボール王国」を取り上げてい<sup>(2)</sup>る。これらの「王国」呼称は、トヨタ自動車に代表される工業発展の様子や、そのような社会経済状況を背景に文化的にも成熟した様子について、明瞭に表象している。

他方、愛知県が築いた「王国」は、工業関係に限られない。愛知県は、1962年から現在に至るまで花卉の産出量日本一を記録しており、最近では「花の王国あいち」を標榜して<sup>(3)</sup>いる。すなわち、工業分野のみならず、愛知県は農業分野においても「王国」を形成しており、その宣伝に努めている。

しかし、『愛知県史』では、「花の王国」という単語は登場しない。『愛知県史』は、「花卉と鶏卵は全国一位を誇り、県の農業発展の象徴的存在」と記述しているものの、その「王国」ぶりに積極的に論及するには至っていない。「自動車王国」や「ものづくり王国」が繰り返し登場することに鑑みれば、「花の王国」をはじめとする農業系「王国」に関する筆致や、そのもととなる研究蓄積は、相対的に薄いものと考えられる。

工業開発と対照をなす第1次産業の振興は、戦後

の愛知県の歩みにとって重要な意味を有している。工業開発の在り方は、第1次産業の処遇と表裏一体であるため、第1次産業従事者による反発を惹起し、時に彼らの異議申し立てによって推進を制約される。また、自然環境を無視した工業開発が公害を生じさせれば、その事業は社会的批判を免れない。そのため、開発主体は、事業推進と並行して、第1次産業にも向き合うことを求められる。愛知県においても、積極的な重化学工業開発による県勢伸長の影に、第1次産業をめぐる社会活動や行政活動が存在していた。

そこで、本論文は、愛知県が工業開発を基軸に発展した反面、第1次産業振興にも取り組み、両者を調和的に進展させることを試みてきた過程に焦点を当てる。そして、その作業を通じて、「開発の時代」<sup>(5)</sup>における愛知県の動向により深く迫ることを目指す。

愛知県東部に位置する豊橋駅では、改札を出て左手に自動車が、右手にフラワーアレンジメントが、それぞれ展示されている。二つの展示物には、豊橋市が全国有数の自動車流通港湾を抱えるとともに、花卉生産の活発な「花のまち」であることを示す説明が付されている。対置される自動車と花は、豊橋市において、工業と第1次産業が調和的に発展し、「自動車王国」および「花の王国」としての愛知県を支えてきたことを示している。

豊橋を中心とする東三河地域は、戦後復興期に特定地域総合開発の対象となり、高度成長期には工業整備特別地域として指定された。すなわち、国政的な枠組みのもとで、東三河開発が模索されてきた。

## 愛知県公文書館研究紀要編集委員会編集委員

(敬称略 50音順)

青山 幹哉  
大塚 英二  
西形 久司  
羽賀 祥二  
丸山裕美子

---

### 編集後記

昭和61年に当館が開館して以来、初めての研究紀要の発行となりました。

当館の研究紀要に論文等を御投稿いただきました応募者の皆様に、心より御礼申し上げます。

また、『愛知県史』の編さんに携わっていただいた多くの方々に、多大なる御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

26年の永きにわたる県史編さん事業は、全58巻の刊行をもって令和元年度に終了しましたが、この度の研究紀要の発行を通じて、県史編さん事業による人と人とのつながりが残されていることを強く感じました。

今後も、より多くの皆様に本県の歴史に興味を持っていただけますよう、研究紀要を発行してまいります。引き続き、御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

(事務局)

---

愛知県公文書館研究紀要 創刊号

令和5年3月29日 発行

編集 愛知県公文書館研究紀要編集委員会

愛知県公文書館

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター7・8階

電話 052-954-6025

発行 愛知県

印刷 安藤印刷株式会社



# Research Bulletin of the Aichi Prefectural Archives

---

No. 1

March 2023

---

## CONTENTS

Preface to the Inaugural Issue from the Director	TANAKA Hiroyuki
Introduction from the Editor in Chief	OTSUKA Eiji

### Special Contribution

Some Considerations about "Owari-shi Keifu in Tenson Hongi"	FUKUOKA Takeshi
---	-----------------

### Articles

Toda Clan and Imagawa Clan in the Eisho Period	MATSUSHIMA Shuichi
Electric Power Supply Issue to Koromo Car Factory etc. in Its Founding Period	ASANO Shinichi
Contemporary Administrative History of Higashi Mikawa	YAMADA Ken

### Research Notes

Essay on Ajikinosho's Village Layout and Its Locational Determination	TAKAHASHI Toshiaki
Study on System of the Higashi Honganji-ha Sect Religious Doctrine of the Late Edo Period in Mikawa: Touching on the Trends of "Kuredo Kaisho" and "Mikawa Gohokai"	TOHYAMA Yoshiharu
Prefectural Library Construction Plan in Aichi Prefectural Office before the Pacific War	YONEI Katsuichiro

### Introduction to Historical Materials

Multiple "Tsusen Okitegaki" Related to Transport on the Toyo-gawa River during the Edo Period	TANAKA Hirohisa
---	-----------------

### Notes on Historical Materials

Introducing the Aichi Prefectural Second Junior High School "Alumni Association Magazine" No. 24(March 1916): Discovery of Ozaki Shiro "Telling Everyone When Leaving Our School"	KURAHASHI Shinji
---	------------------

### Reports from the Meetings on the Historical Materials

A Glimpse at the Life in Nagoya Castle: Political Affairs and Ceremonies Performed by the Head of the Owari Clan	FUKAI Masaumi
Historical Collections of the Tokugawa Institute for the History of Forestry in Relation to the Activity of Tokugawa Yoshichika in the Prewar Period	FUJITA Hideaki
Relief Efforts of the Owari Clan after the Ansei-Tokai Earthquake	ISHIKAWA Hiroshi
History of the Aichi Prefectural Archives	YAMAUCHI Hideki
Prefectural History Compilation and Collected Materials	SHIMIZU Sachiko

---

